

14.5

661

新華日報

版年六十一三十和昭

14.5-661



1200501218133

編會查調央中社新新刊



始



14.5
64

報年亞東日報

版年六十一三十和昭

14.5-661

1200501218133

編會查調央中社聞新日報

昭和十三年十一月十六年版

朝東亞年報

朝日新聞社中央調査會編

朝日新聞社
中央調査會

寄贈本



朝日新聞社發行

145
001

序

序文を草するに當り、先づ讀者各位にお詫び申上げておかねばならないことは、前輯が公刊されてから、本年報が上梓されるまでに滿三ヶ年を経過して、年報としての使命を果すことが出来なかつたことである。世界の激動期に際して、この三年間の東亞に於ける慌しき變革、發展を記録し、毎年定期的に年報を發行し得なかつたことは、たとひ如何なる事情があつたとしても、本年報の愛讀者諸氏に對して、洵に申譯のない怠慢である。

前輯は事變の第二年目に發刊された。その後支那に於ける戦局は急速に進展し、廣東、武漢相次いで陥落し、抗日政權は四川の奥地に竄入し援蔣國家群の支持によつて穩かに絶望的な抗戦を續けてゐる。第三年目には歐洲第二次大戦が勃發した。東亞に於いては汪精衛氏が同慶具眼の士と共に、和平建國の大旗を翳して、新國民政府を樹立した。第四年目に入つて日獨伊三國同盟が締結せられ、支那事變は世界的規模にまで擴大された。本年に入り獨ソ開戦によつて歐洲の政局は益々複雑なる展開を示すと共に、我國の國際政局に荷ふ役割は愈々重大となるに至つた。

滿洲事變によつて一變せる東亞の情勢は、日本をして滿洲國の健全なる發達助成に力を注がしめ、これを國策の基調として、隣接國との親善關係の確立に邁進せしめた。平素東亞問題に最大の關心を有する本社は、この時代の進運に鑑み、昭和九年社内に東亞問題調査會を設置し、朝野各方面と緊密なる聯絡を保ち、東亞諸國の各般の事情の調査研究に従事した。そしてその研究の一端を纏めて世に問ふたものが、即ち朝日東亞年報であつた。

昭和十二年夏勃發した支那事變は、歐洲第二次大戦の發生と共に、世界的問題の一環として解決せらるべきものと

なり、事變の完遂を益々困難複雑化せしめた。日本は政治、經濟、社會の各般に互り一大革新期に直面した。本社はこの情勢に即應し、新聞報國の重任を完うするため昭和十五年八月機構組織の大改革を斷行したが、この機構改革に伴ひ、新に社内に中央調査會を設置し報道任務の傍ら全社員を動員して廣く國策全般に關する調査研究をなすこととなり、これを機會に東亞問題調査會の事業の一切を中央調査會に繼承せしめ、從來の東亞に關する調査は中央調査會の調査項目中に包含せしむることとし、從て本年報もまた中央調査會に於いて編纂に當ることとなつたので、ここに構想を新にし、社内各部専門家及び中央調査會同人を動員して、第三輯を送ることとなつたのである。

本年報は東亞に於ける新情勢の全面的解明に主力を注ぎ、時々刻々に生起する東亞諸國の政治、經濟事象を捉へて、その正確なる内容を検討し、當面する政治、經濟の主要動向を指示するに努めた。現實の事象が複雑となり錯綜すればするほど、現實に生起する問題を適切に處理するためには、特に透徹せる現實の認識と、その動向に對する明確なる見透しとを必要とする。實相の正確なる把握こそ政策確立の基本的要素である。固より企求するところ大にして及ばざる遠きを遺憾とするものであるが幸に江湖の活用を得ば、吾人の素懐これに過ぐるものはない。

昭和十六年十一月

朝日新聞
中央調査會長 緒方竹虎

例言

一、本年報は三部に分つた。第一部に於いて日本を除く東亞諸國の現勢展望、第二部に於いて支那事變、第三部に於いて東亞時事問題の調査研究を輯録した。

一、本年報第一、第二輯に於いては東亞諸國の歴史的、鳥瞰的記述に重點が置かれたので、第三輯に於いては年報本來の面目に立かへり前輯以後に於ける東亞諸國の政治、經濟の變遷、推移を記録して、東亞の現勢を闡明するに努めた。

一、第二部に於いて、支那事變を戦局の進展、事變處理方針及び事變を繞る國際關係の三點から考察して、事變の性格、規模及び處理の方向を解明した。新國民政府の樹立及び抗日支那の一般狀勢に就いては第一部支那の項目中に於いて、我が方の大陸建設及び蔣政權の戦時經濟建設に就いては第三部に於いて取上げ詳述した。

一、第三部に於いて東亞新秩序建設に伴ふ諸問題を全面的に考究した。東亞諸國の多角的な國際性の故に、東亞に於ける現象は特に世界的規模に於いて現るので、これに對する批判もまた世界の政治經濟に關する正確なる認識の上に求めなくてはならぬ。この意味に於いて、特に三部を設け東亞に於ける時事問題を取上げ、これを世界的問題の一環として考究し、かゝる角度から東亞の實相を闡明することとした。

一、本輯はかゝる意圖の下に編輯され、本年三月十一日の佛印、泰國境紛争調停會議妥結までの記事を輯録し、その翌日を以て印刷に附したのであるが、工場輻湊のため印刷に豫想外の日月を要し、時事問題を取上げた當初の目的は相當に損はれ、讀者並に熱筆者に對し洵に遺憾に堪へない。しかしながら執筆以後に於ける情勢の進展によつて、各論文の分析、見透しがいづれも如何に正確であり、妥當であるかが證明されたことは、吾等が私に喜びとするところである。なほ執筆以後に於ける變化進展に就いては、校正の際不十分ながら可能な範圍に於いて補筆した。

一、本輯より讀者の便宜のため巻末に索引と、各種單位換算表とを附加した。

目次

第一部 東亞諸國の展望

興 亞 展 望

- 一 事變目標の發展的更新……………三
- 二 事變の大觀的展望……………四
- 三 抗日政權の末期的現象……………一〇
- 四 英米共同の太平洋攻勢……………一

滿 洲 國

- 一 建國十年の驚異的躍進……………一三
- 二 日滿支經濟建設と重點主義……………一六
- 三 積極財政と健全主義の併用……………二
- 四 通貨膨脹と資金統制……………一八

- 五 圓域貿易の調整……………三
- 六 戰時經濟統制と産業……………三
- 七 國際地位の躍進……………三
- 八 國軍充實と國兵法施行……………三
- 九 開拓再檢討と北邊振興……………三

支

那

- 一 地方的和平政權の發展的解消……………五
- 二 和平建國運動の展開……………五
- 三 新中央政府の生誕……………六
- 四 日支條約の締結……………八
- 五 新政府と列國……………八
- 六 國民政府の新施策……………九
- 七 北支の特殊性……………一〇
- 八 興亞運動の發展……………一

抗日支那の現勢

- 一 抗戰三箇年間の政治情勢……………一六
- 二 抗戰教育の再編成……………一三
- 三 抗戰經濟の再建概況……………一四〇
- 四 破綻に瀕する戰時財政……………一四

フイリツピン

- 一 獨立再檢討と憲法修正……………一五八
- 二 國家意識の昂揚……………一五九
- 三 資源開發と工業化……………一六一
- 四 貿易と財政の近狀……………一六三
- 五 國際航空上の重要地位……………一六六

タ

イ

- 一 國號の改稱……………一六七
- 二 國家觀念の昂揚……………一六七

- 三 獨裁傾向の濃化……………一六九
- 四 佛印に失地返還要求……………一七〇
- 五 東京調停會談……………一七三
- 六 最近の經濟情勢……………一八〇
- 七 國防力の充實……………一八二

佛領インド支那

- 一 事變當初の敵性……………一八四
- 二 皇軍進駐とその影響……………一八六
- 三 貿易政策の轉換……………一八八

英領マレー

- 一 大戰とマレーの地位……………一九三
- 二 ゴム、錫産業の活況……………一九六
- 三 支那事變と華僑の勢力……………二〇〇
- 四 シンガポールの防備強化……………二〇三

蘭領東インド

- 一 本國喪失後の地位……………二〇四
- 二 對日關係の新展開……………二〇五
- 三 蘭印經濟の國際的地位……………二〇九

インド

- 一 憲法實施後の政情……………二一四
- 二 大戰勃發後の政情……………二一八
- 三 大戰下の政治情勢……………二二一
- 四 インドの戰時役割……………二二四
- 五 インドの防衛計畫……………二二八
- 六 日印貿易關係……………三三九

オーストラリア

- 一 英帝國の『資産』へ……………三三三

- 二 外交政策の轉換……………二二三
- 三 國防計畫の擴充……………二三四
- 四 軍需工業の躍進……………二三八
- 五 參戰と戰時體制強化……………二四〇
- 六 總選舉及び內閣改造……………二四二
- 七 對米關係の緊密化……………二四四
- 八 支那事變と對日關係……………二四六
- 九 經濟情勢と尨大豫算……………二四八
- 十 濠洲水域におけるドイツ艦艇の行動……………二五〇
- ニユージーランド……………二五二
- 一 建國百年祭と大戰……………二五三
- 二 勞働黨內閣の施政……………二五三
- 三 國防政策と軍備增強……………二五四
- 四 宣戰と戰時體制強化……………二五六

- 五 支那事變と輿論の動向……………二五七
- 六 アメリカとの協調方針……………二五八
- 七 輸入統制と海外貿易……………二五九
- チ モ ー ル……………二六一

佛領太平洋諸島……………二六三

ソヴェト聯邦……………二六四

- 一 歐洲大戰と國內態勢……………二六四
- 二 國防態勢確立と勞働問題……………二六九
- 三 聯邦豫算の膨脹……………二七三
- 四 第三次五箇年計畫の進行……………二七五
- 五 歐洲大戰と外交方針……………二七八
- 六 相次ぐ領土擴張……………二八二
- 七 滿ソ國境紛争と漁業交渉……………二八七

第二部 支那事變

帝國の事變對策……………二九一

一 事變處理の國策確立……………二九一

二 興亞院の創設……………二九五

三 日支國交調整の根本方針……………三〇〇

四 新中央政府樹立工作の進展……………三〇五

五 局部和平より全面和平へ……………三一〇

戦局の進展……………三一四

一 昭和十三年の戦果……………三二六

二 昭和十四年の戦果……………三三九

三 昭和十五年の戦果……………三四一

四 昭和十六年の戦果……………三六〇

事變を繞る國際關係……………三六三

一 事變と列國の動向……………三六三

(1) 列國の動向概観……………三六三

(2) アメリカの動向……………三六七

(3) イギリスの動向……………三七七

(4) ソ聯の動向……………三八五

(5) フランスの動向……………三九三

(6) ドイツの動向……………三九七

(7) イタリアの動向……………三九八

(8) 國際聯盟と絶縁……………四〇〇

二 東亞新秩序建設に關する應酬……………四〇一

(1) 九國條約を繞る外交折衝……………四〇一

(2) 新支那中央政府の成立と列國の動向……………四〇四

(3) 東亞指導權の確立……………四〇六

三 軍事行動に伴ふ案件……………四〇九

四 戦後の事態調整……………四二二

五 租界を繞る外交々々

- (1) 上海租界の治安問題……………四一六
- (2) 上海租界の改組問題……………四一六
- (3) 天津租界問題……………四一三
- (4) 厦門租界問題……………四一六

六 歐洲戰爭と支那事變

- (1) 交戦國に警告……………四三八
- (2) 支那の中立宣言……………四三九
- (3) 國府の交戦國軍隊軍艦の撤退要請……………四四〇

七 日獨伊三國同盟と支那事變

……………四四一

八 援蔣ルート遮斷

- (1) 佛印ルート封鎖……………四四二
- (2) ビルマ・ルート封鎖……………四四三

九 援蔣借款

- (1) 米國の援蔣借款……………四四七
- (2) 英國の援蔣借款……………四五〇

- (3) 佛國の援蔣借款……………四五一
- (4) ソ聯の援蔣借款……………四五三

第三部 東亞時事問題

事變下における日本の國內體制

- 一 高度國防國家の建設……………四五五
- 二 軍部、官僚勢力の擡頭……………四五六
- 三 新政治體制の胎動……………四五七
- 四 國內新體制への發足……………四六〇

東亞廣域經濟圈

- 一 日滿支經濟建設……………四七三
- 二 各産業部門の檢討……………四七五
- 三 第二次構成單位……………四九〇

三國同盟と事變處理

……………四九三

- 一 畫期的條約の締結……………四九三
- 二 同盟の一般的意義……………四九四
- 三 支那事變の世界的規模への擴大……………四九六
- 四 蔣政權の英米依存強化……………四九七
- 五 米國の東亞圏干渉増大……………四九八
- 六 ソ聯の性格變化……………四九九
- 七 米ソの東亞における比重の増加……………五〇〇
- 八 支那事變處理の利器……………五〇一

米國の東亞政策と太平洋の危機……………五〇二

- 一 東亞干渉に轉ず……………五〇二
- 二 東亞干渉の諸段階……………五〇四
- 三 太平洋危機の諸相……………五〇二
- 四 南方問題の發展……………五〇五

南太平洋を繞る國際關係……………五二〇

- 一 南太平洋の國際的性格……………五二〇
- 二 南洋における國際關係の發展……………五二八
- 三 南太平洋を繞る國際關係の現段階……………五三七

支那大陸の經濟建設……………五四二

- 一 大陸建設の基本方針……………五四二
- 二 大陸資源の檢討……………五四四
- 三 資源開發の現況……………五五五
- 四 圓域貿易機構……………五六九

新支那の通貨工作……………五七二

- 一 新しき幣制統一の曙光……………五七二
- 二 蒙疆の幣制……………五七三
- 三 北支における通貨建設……………五七四

四 中支の通貨工作……………五七七

五 法幣の後退と英米の挺入れ……………五七九

六 新法幣の發足……………五八〇

西南經濟建設……………五八三

一 西南經濟の工業化……………五八三

二 西南における交通建設……………五九三

三 西南經濟建設の先決條件……………六〇六

國共の相剋を暴く……………六〇八

一 國共合作の特質……………六〇九

二 共產黨の地盤擴大……………六一一

三 國共摩擦の實相……………六一三

四 ソ蔣關係の二重性格……………六一七

ソ聯勢力の東漸とその東亞建設……………六一八

一 前哨基地——東亞ソ領……………六一八

二 ソ聯工業基地の東漸……………六二九

三 第二シベリア鐵道……………六三一

四 東亞建設の現段階……………六三二

索引……………六三三

統計表索引……………六六七

各種單位換算表……………六七〇

第一部 東亞諸國の展望

興亞展望

一 事變目標の發展的更新

政戰兩略への推進 支那事變は早くも五年を迎へた。いま振り返つて過去の経過を回顧し、現在の段階に立つて、更に前途を展望すれば、轉た感慨に堪へざるものがある。事變は蘆溝橋の偶然的觸發に始まつたが、かくも深刻にして長期に亙る東亞空前の大戦争に發展しよるとは、何人が夢想したであらう。蓋し、事のこゝに至るには大小幾多の原因があり、獨り日支兩民族の多年に及ぶ利害その他の相剋齟齬が、遂に爆發せざるを得ざるに至つたためであるのみならず、支那を繞る複雑怪奇なる國際情勢が、益々これを逼迫拍車するに與かつて力あつた結果に外ならない。これ一寸したきつかけから事變が始まり、見す／＼底止するところなき擴大を不可避的ならしめた所以で、我が方が極力現地不擴大方針を以て、局地解決に努力したに拘らず、結局不成功に終らざるを得なかつた内部的實情が、今日においてもつくづく想起されるのである。

事變はかくて種々の波瀾曲折を経たが、これを概観すれば、最初の純軍事進展の時期から、次いで政戰兩略並行の時期となり、

事變目標の發展的更新

即ち、戦主政從が政戰並施の時期に進み、現段階は政戰兩略を一層力強く推進すべき時期に入りつゝあるのである。もつとも戦争を通じて、その間に政治工作が行はれ、政治と戦争とを截然切り放すことはむづかしいが、事變後早くも戦果の擴大につれ、占領地域内においては、政治工作が行はれ、當面の治安處理を目標とした新政權が發生するに至つたのである。五年を迎へた今年においても、事變は猶依然として軍事行動を中心として繼續されて居り、事變完遂のためには、益々軍事的迫力の徹底と、その推進の加強が要請されることに變はりはないが、しかし少くも日本が汪精衛の南京國民政府を承認し、これと國交調整を行ふ段階に入つたことは、事變が戦争一點張りから轉換して、政治工作に主力を注ぎ得べき手がかりをつかんだ譯である。無論今後の政治工作を發展せしめる上に、依然軍事的背景とその迫力の推進が、冀求されねばならぬことはいふまでもない。

興亞路に邁進 事變の進展に従つて、我が事變の目標と名義とが漸次發展的更新を遂げたことは、注目に値するところであると共に、また極めて意義のあることである。顧みれば、事變勃發の當初における名義と目標とは、唯一つに蔣政權に膺懲を加へんとすることであつた。しかし事變は單に蔣政權を膺懲することによつて解決されるものでなく、破壊より建設へ、否破壊を通じて如何に兩國の新關係が建設されるべきかに存するのである。これがためには、日支兩國を破局に導いた諸原因を究めるは勿論、支

那を繞る内外情勢を検討して、拔本塞源の大策を講ずるところがなければならぬ。日本は従来の戦争によつて齎さるゝを例とした處理方法を驟然一變し、事變中に早くも日支兩國永遠の平和確立を目差す解決に向つて、一大英斷を示すこととなつたのである。

これ單なる膺懲目標から、建設的大目標に發展の轉換を見るに至つた所以である。その原則こそは所謂近衛聲明によつて天下に闡明され、この原則に遵つて、過去の行きがかりを清算し、進んで東亞新秩序の建設への必然的要請となり、更に南洋をも含む大東亞共榮圈確立を名指して大飛躍をなすこととなつたのである。過去一世紀に亘つて、中國を植民地乃至半植民地視した歐米列國の對支舊體制勢力が、これがために破却されざるを得ざる羽目となつたことは、當然の運命である。しかし舊體制による對支現狀維持を利益とする歐米が、新東亞建設に頑強なる反響を我が方に示し來ることも、また自明の理である。事變の意義が當初の單純なる膺懲名義から、アジア復興本然の姿にかへさんとする與亞一路の目標に置き代へられたことは、洵に自然必至の歸結といはねばならぬ。しかしそれだけ、事變完遂の前途における國際的な對日反攻は強化され、事變は最初から將政權のみを相手にしたものでなく、複雑なる國際性を併せて相手にしたものであつたが、事變の發展に伴ひ、將政權と、これを繞る援將國家群の國際性とは、益々緊密に結びつき、その敵性は一層有力となり、日本の南進策が、自衛上避け得られぬ情勢となるに及んで、勢ひその敵性もい

よい露骨となつてゐるのである。

二 事變の大觀的展望

今、改めてここに事變以來の變遷を一瞥し、現在より將來に互

事變第一年

即ち事變第一年は七月七日の蘆溝橋事件を發端として、我が軍は事變激發の張本人たる第二十九軍の討伐を決意し、七月中には早くも北京、天津よりこれを一掃した。七月廿九日不幸なる通州事件勃發し、多數の邦人犠牲者を出した。が、八月初めには北京、天津にそれぞれ治安維持會が成立、八月七日には我が軍の北京入城があり、これによつて北支の治安は漸く確保さるゝこととなつた。しかし八月十三日上海事件の突發と共に、事變は俄然南北に擴大さるゝに至つた。二十九軍中、北京附近にあつたものは、京漢線に集結し、天津附近にあつたものは、津浦線より南方に退却し、またあるものは京綏線を占據した。ここにおいて我が軍は三方面の軍に對し、それぞれ攻撃を開始し、八月廿四日滄州(津浦線)保定(京漢線)を占領し、八月廿七日には張家口、九月十三日には大同を占領した。

他方上海戦は八月二十三日我が軍の吳淞上陸をもつて、本格的に開始されたが、敵の防備嚴重を極め、地の利を占めて頑強なる

抵抗に出でたため、我が軍の進攻容易ならぬものがあり、戰線膠着を免れなかつたが、十一月五日我が軍の杭州灣上陸作戦の成功により、一氣に松江方面、浙江方面に進出することとなつたので、敵は狼狽し、一齊に總退却をなすの餘儀無きに至り、上海戦は終つて、南翔、嘉定を次々に收め、湖東作戦に移つて無錫を陥れ、十二月十三日將政權の首都南京を攻略する大戦果を收めたのである。

京漢では十月八日正定を、十日石家莊、十五日河北省南端の順德を占領、次いで十一月五日彰德を、また正太線に沿つて、十一月九日には閻錫山の山西王國の首都太原を占領したのである。事變第一年の戦果既にかくの如く、この戦果に従つて、九月四日には察南自治政府、十月十五日には晋北自治政府、十月二十七日には蒙古聯盟自治政府がそれぞれ成立し、また北京には十二月十四日中華民國臨時政府の成立を見たのである。

事變第二年

三大作戦の展開 事變第二年(昭和十三年)に入れば、正月勿々津浦線の我が軍は黄河を渡つて濟南を陥れ、山東省を制壓するに至つた。敵は徐州を一大據點とし、津浦、隴海兩線を固めて防禦線を築き、ここに第二年目の大會戦たる徐州戦が開かるゝこととなつた。五月上旬我が軍は一齊に徐州會戦の火蓋を切り、猛烈なる包圍攻撃を開始したが、十九日には早くも一角に突入、相次いでこれを完全に占領した。徐州攻略に次いで六月より海軍

事變の大觀的展望

江部隊と協同して、安慶、湖口、九江に次々に攻略の手を伸ばしこれ等の要衝を確實に掌握した後、北方、東北、南方より水陸併進して漢口會戦を押し進めたのである。蔣介石は最初漢口死守を豪語して、決戦を敢てするかの虚勢を示したが、逸早く自己軍隊を湖南方面に退却させ、漢口を見捨てる逃げ支度を始め、行政機關を重慶に移し、市民の避難を勧告するに至つたのである。共産黨では抗戦を領導して民心をつかむ戰術から死守抗戦を宣言して、飽くまで頭張らんと主張したのであるが、これも自力を消耗せざらんとする打算は、敢て蔣介石に劣るものでなく、ただ口先で強がりの宣傳をなしたに過ぎなかつた。支那側が漢口防衛に血眼となつてゐた際、突如として決行されたパイアス灣の我が上陸作戦は、敵の意表に出で、疾風迅雷の勢ひを以て廣東を席卷し、十月二十一日遂に粵漢鐵道の終點として、また香港との聯繫において、抗日輸血路の最大要衝としての役割を盡しつゝあつた廣東が我が軍の手中に歸するに及び、漢口の敵にも絶大の衝撃を與へ、同じく二十五日には、漢口も陥落するに至つた。かくて將政權は第二首都とした漢口も防衛し切れず、奥地重慶に落ち延びることとなつたのである。十一月十三日、日本攻略の幻影にうなされたためもあるが、主たる原因は共産黨の策動によつて、長沙全市が烏有に歸した。この問題は痛く將政權を驚かし、汪精衛は焦土戰術を猛烈に攻撃し、共産軍の遊撃作戦に引きづられてゐる蔣介石の態度に暗に非難の聲を揚げたもので、後日和平運動に

邁進して、蒋介石の抗戦態度に決絶するに至つたこれが伏線のみ
つかけをなしたものであるやうにも思はれるのである。

地方和平政権の誕生 第二年度の政治的出来事として擧げな
ければならないことは、南京陥落以後醜化されつゝあつた中支に
おける新政府即ち中華民國維新政府が成立したことである。蔣政
権の側では國民黨一黨專制の非難を封ずるために、三月の五次國
民大會の決議に基づき、國民黨、共產黨の外尙各層の有力分子を
網羅する參政會議を召集するに決し、第一回を七月中武漢におい
て、第二回を十一月中重慶において開催したことであつた。さら
に特筆大書すべきことは、事變以來の大事件といふべき抗日陣營
の一角が崩れて、蔣と相容れず、祕かに重慶よりインド支那に脱
出した汪精衛が、十二月二十九日附を以て、三十日に和平通電を
發し、内外に一大センセーションを惹起したことであつた。

事變第三年

戰果南支に擴大 事變三年（昭和十四年）の目覚しき戰果
は、二月十日を以て海南島に上陸作戦が敢行せられ、全島を制壓
するに至つたことで、海南島の經濟價值を認めて、開發に着手し
つゝあつた重慶政權に、少からぬ打擊を與へたのである。同じく
廿七日には蒋介石の根據地として、共產黨の討伐本部が設けら
れ、また新生活運動を指導した新裝の都として面目を一新した江
西の首都が我が軍の手に歸した。また傍系の事件ではあるが、五
月滿洲國と境を接するノモンハン附近で、ソ聯の指揮による外蒙

部隊が越境し來り、二十日以後は飛行機をもつて續々襲來するに
至り、日ソ間にノモンハン事件を惹起した。國境不明に乘じ、有
利なる地域を占據する意圖に出たものであらうが、遠くより日
本を牽制し、日本の對支軍事活動を妨害せんとする作意を含ん
でゐたことも明瞭である。蔣政權はこれをもつて、ソ聯の對日戰
争を決意せるかに喜び、また然らんことを希望したのであるが、
ノモンハン事件は九月十六日休戰協定成立によつて、一先づ解決
された。海南海島の攻略に次いで新南群島もまた我が「勢圏」に編入
された。戰果は南支において一層擴大され、蔣政權の輸血路を次
次に控制するに至り、海南島の占領による軍事的、經濟的價值は
極めて大なるものがあつた。六月下旬には汕頭も我が占據に歸し
た。

和平運動の發足 舊臘末重慶を脱出して、ハノイにおいて和
平救國の通電を發し、一大センセーションを與へた汪精衛一派の
運動は、蔣政權を極度に狼狽させ、その結果、テロ團を潛行せし
め、遂に汪の股肱である曾仲鳴暗殺事件にまで發展し、汪の身邊
危機となつたので、同志と共に本據を上海に移し、和平運動に邁
進することとなつた。ここにおいて汪を盟主とする和平救國運動
は、愈々軌道に乗り、八月二十八日より三日間第六次全國代表大
會の開催となり、汪を主席に推戴、黨組織を一新して純正國民黨
を再建したのである。北支臨時、中支維新兩政府は成立刻々相互
の聯絡を緊密にし、中央政府樹立に就いても聯合委員會を設置

し、絶えず意見を交換しつゝあつたが、汪一派との聯絡成り、新
政府樹立のため、南京での第六次聯合會において、九月中旬汪精
衛、王克敏、梁鴻志三者の會見を行ふ申合せをなし、既定通りに
九月十九、廿日の兩日三者の歴史的會見となり、三者以外の無黨
無派を加へた新政府産出の母胎たるべき中央政治會議が成立し
た。これより先き早くも汪精衛等と我が出先官憲との間に國交調
整に關する基本事項の諒解内交渉を進めつゝあつたが、汪派の陣
營にあつた高宗武、陶希聖が同志を裏切り、重慶に寢返るため、
香港に脱出して、諒解事項と銘打つて暴露した事件があつた。青
島會議中これが反駁聲明を發表した。

夙に率先して自治制を布きつゝあつた察南、晋北、蒙古聯盟の
三自治政府は打つて一丸となり、徳王を盟主とする蒙古聯合自治
政府に發展の一元化を遂げたのもこの年であつた。

國際政局の急展開 諒つて國際情勢を一瞥すれば、上記の如
く、日本とソ聯との間にはノモンハン事件が激發中で、その頃ソ
支間には通商條約締結され、經濟的提携が新に強化された。日英
の間には天津英租界問題から、遂に我が方の英租界封鎖開始の斷
行となり、延いて日英東京會談を見るに至り、原則として東亞新
事態の存在を認めること、即ち一、イギリスは支那における現實
の事態を確認する。二、イギリスは支那において日本軍の生存並
に治安維持に就いて日本を害し、支那を利する行爲をなさず、三、
イギリスは今後支那において、以上の行動を行はざることを在支

イギリス官憲に徹底せしめるといふにあつて、イギリス極東政策
の大轉換を思はしめるものがあつたが、日英交渉を牽制する意圖
を以て、七月廿六日、アメリカが日米通商條約廢棄といふ横槍的
通告を敢てするに及び、交渉は頓に行儀みを來すに至り、英租
界の現銀引渡問題で對立し、イギリス代表は總括的請訓をなせる
も、訓電容易に來らず、交渉は全く停頓し、決裂の危機を思はし
めた。かゝる際、米佛兩國は法幣問題でイギリスを援助すべく、
突如日本に申入れを行つたが、我が國は斷乎これを拒絶した。イ
ギリスは交渉要件の一項たる抗日犯人引渡しを卒爾として受諾し
た旨の一方的聲明をなしたが、日本側はこれを相手にせず、イギ
リス側に到底誠意の認むべきものがないこと、明白となれるよ
り、八月十四日我が天津現地の軍部代表は、イギリスの猛省を促
して、斷然天津へ引揚げを行ふに至り、八月十九日日英會商は遂
に決裂となつたのである。

八月廿一日獨ソ間に不侵略條約の締結されたことは、全世界を
驚倒し、これを契機として、歐洲戰爭の勃發となり、急激なる動
きを示すと共に、極東情勢の上にも大なる影響を與ふるに至つ
た。また日米間には通商條約廢棄後の處置を始めとし、國交調整
の目的を以て、十一月四日野村・グルー會談が開始せられ、同十
八日の第三次會見において、野村外相より揚子江、珠江を開放す
べき意向を通告し、會談に寄與すべく期待されたが、事實それほ
どの事もなく、纏て阿部内閣の總辭職となり、日米間の懸案は未

解決のまゝ無期延期することとなつた。

事變第四年

抗日軍の反攻を撃碎 事變第四年（昭和十五年）に入るや、十四年末の抗日軍再建を誇示して、反撃に出でた所謂冬季攻勢を粉砕されながら、性懲りもなく、春季攻勢と稱して、河南信陽以西より襄東に互つた、重慶最前線に大軍を集中して反攻し來つたので、四月軍軍はこれが掃蕩戦を開始した。信陽以西の敵軍を撃退すると共に、進んで漢水以東に戦果を擴大し、所謂襄東作戦を展開し、掃蕩の目的を達するや、さらに襄西作戦に移行し、六月十三日には重慶の前衛基地として、極めて重要な地位を占むる長江の險要都市宜昌を占領したのである。漢水を中心として反撃態勢に出でた蒋介石軍の企圖は、見事に失敗に終り、宜昌陥落とともに、六月中に春季攻勢掃蕩戦は終つたのである。また正月早々蒙疆において包頭攻撃の舉に出でんとした傅作義軍に反撃を加へて、五原占領を爲した程であつた。山西では大行山脈の支脈たる中條山脈に蟠踞する共産軍の掃蕩戦が行はれ、その據點を潰すと共に、長驅して河南との交通上の黄河の要衝たる風凌渡その他を奪取して、多大の戦果を収め、二月中には山東角に蠢動せる共産軍、蒋介石軍その他を掃蕩したのであつた。

戦果としては漢水作戦の大詰めとして、宜昌を占領したことが最大の收穫であつたが、山西作戦の成功も頗る注目すべきものであつた。但し、廣東、武漢陥落以後、蒋介石は共産黨のゲリラ戦

術に影響され、大會戦を避けて、我が方を應酬に疲れしめんとし、ために大會戦を思はしめる如きものは段々減少し、主として遊撃的作戦本位に墮したことが目立つやうになつた。我が方としては佛印ルートよりする物資經由の一大據點とし、また廣西派の本據である南寧及び佛印と境界を接する鎮南關を占領したが、作戦の必要から放棄撤退した。

新支那中央政府の樹立 この年における政治的發展は、前年の青島會談で略々御膳立を終つた汪精衛、王克敏、梁鴻志三巨頭が改めて正月廿四日より廿六日までの上海會談を開き、中央政府樹立大綱を決定し、萬般の準備を完成するに至り、三月三十日南京遷都の形式を以て、無事新中央政府が正式に成立したことであつた。四月に遷都祝賀のため阿部大將が特派使節として南京を訪問し、慶祝の使命を終へるや、五月勿々汪精衛等の代表との間に、前年末一先づ纏つた日支基本諒解事項を土臺に交渉を開始したのであるが、兩者の交渉は極めて順調に進展し、十一月三十日をもつて、協定は圓滿に成立し、無事調印を終へたのである。日本が正式に支那唯一の正統政府として、南京國民政府を認めたのみならず、滿支間にもこの日を以て、相互承認し合ひ、日滿支三國共同宣言において、三國を打つて一丸とする新東亞の發足が誓はれたのである。

皇軍佛印に進駐 七月十七日政變が起り、米内内閣が倒れて同十八日近衛公に大命が降り、二十二日第二次近衛内閣が成立し

た。六月中佛印總督との間に援蔣ルート禁絶の交渉が纏まり、西原少將以下の監視員を現地に派遣することとなつたが、さらに八月に入つて軍事に關する交渉が行はれ、九月廿二日軍事協定が成立し、これに基づいてハノイその他に我が軍の平和進駐が實行され、蔣政権の恃みとせし佛印輸血ルートは、ここに完全に遮斷されることとなつた。

三國同盟と英米合作 九月廿七日日、獨伊軍事同盟が成立、國際情勢に異常な衝動を與へた。三國軍事同盟はこれ以上歐亞の戦亂を擴大せぬことを主眼としてなされたものであるが、英米はこれを自家に對する挑戦とのみ連断し、三國同盟に對する攻撃の足並みを急激に整へるに至り、歐亞を截然たる二つの陣營に兩斷するに至つたのである。

天津租界問題を中心とした日英會商中斷後、租界犯人の引渡や銀塊處分問題は事實解決することとなつた。我が方からはさらに英領ビルマ並に香港より援蔣物資の輸送禁絶をクレイギー大使を通じてイギリス政府に要請したが、一度はこれを拒絶した。しかるに一ヶ月たぬうちにイギリス側は日本の要求を大體受諾することとなり、七月十八日より三ヶ月の期限を限つて、ビルマ・ルートを閉鎖することとなつたのである。三國同盟成立以後、英米の態度は俄かに提携を緊密強化し、太平洋防禦に就いて密議を凝らすとともに、十月十七日期限満了するやビルマ・ルートを再開し、十一月にはアメリカの援蔣借款一億ドル、十二月にはイギリスの

援蔣借款一千万ポンドとなつて現はれる等、援蔣政策が目立つて強化されつゝあるのである。

事變第五年

殘存蔣蔣路に鐵槌 事變第五年目（昭和十六年）初頭における戦果としては、三月五日東京灣に位する北海一帯の海港並に雷州半島の要衝に陸海協同の巧妙なる奇襲作戦が敢行され、一網打盡的に鐵槌が加へられたことであらう。これ等の海港は何れも、佛印ルート、ビルマ・ルート乃至は香港方面よりの輸送路が我が軍によつて禁絶せられた結果、殘存密輸送路として、頼みに活動を試みつゝあつたところである。これ等の殘存輸送路も我が軍の監視の目を逃がる、能はず、斷乎たる鐵槌を下されたもので、西南ルートは、これで文字通り氣息奄々たる存在となつたのである。

泰佛印の紛争調停 最も注目すべき出来事としては、前年秋以來戦火を交へつゝあつた泰・佛印の戦争に對して、日本が仲裁に出で、その斡旋が功を奏して、一月二十四日休戦條約が成立し、その結果、二月七日より東京において國境問題に關する泰・佛印調停會議の開會を見ることがとなつた。東京會議の開會と共に、我が調停案を提示したが、兩國共原則に就いては、初めより反對はなかつた模様であるが、佛國側より多少修正の希望が出で、細目の事項に就いて、事實本國政府に請訓を要するものがあり、これがため、休戦期間を二回延長し、折衝を重ねた結果、十一日交渉

は目度く妥結し、協定に調印を終り、ここに泰・佛印間の平和が再び回復したが調停最終會議席上、日泰、日佛相互間に大東亞平和維持に關する公文が交渉され、泰佛兩國は善隣友好關係の樹立、經濟的緊密關係の増進と共に、日本に對し、直接または間接に對抗するが如き性質の政治上、經濟上または軍事上の協力を豫見する何らの協定または諒解を第三國と締結する意志なきことを宣言した。最初から兩國とも日本の調停に信頼して、和平解決に努力したため、この成功に漕ぎつけたのであるが、兩國の平和交渉を以て、何か日本が野心を逞ふせんとするものであるかに猜疑し、交渉進行中、これを妨害せんとする策動を試みたに拘らず、兩國が東亞の情勢を強く認識して、第三者の策動に動かされなかつたことは、東亞共榮圈確保のために最も喜ぶべきことであつた。

蘭印の現状維持聲明 尙、蘭印に對しては、ドイツ軍のオランダ進入により、戰禍擴大されるや、當時米内内閣の有田外相は東亞安定の見地より戰禍の蘭印への波及を望まざる旨の帝國政府の見解を表明した。これに對し、當のオランダ本國政府、蘭印とも謝意を表し、ドイツ政府また賛意を表するところがあつた。アメリカは直接日本の聲明には答へないで、ハル長官の名をもつて、蘭印の現状維持を希望するとのアメリカの見解を闡明した。近衛内閣となり、小林商工大臣自ら出馬して、日蘭關係、主として經濟關係の改善に當つたが、交渉纏るに至らず、次いで昨冬芳澤元外相が特命全權大使となり、目下蘭印にあつて交渉に當つてゐる。

る。蘭印の態度は最初は多少友好的であつたが、英米協同の牽制があり、アメリカの援助で軍擴に狂奔すると共に、日本との交渉遷延を策して容易に纏りさらない状態にある。泰・佛印交渉の成立が、蘭印に今後どう影響するか、蓋し注目し値しよう。

三 抗日政權の末期的現象

全面的和平への展開 事變を通觀して感じられる結語的印象は、事變の解決が一日も速かならんことを痛感されながら、益々事實は長期化するに至り、蔣政權を相手にし得ないことが、南京に新しい國民政府を生成するに至つた所以であり、日本は何處までもこれを援けて和平を全局に及ぼすやう努力しなければならぬ運命に置かれてゐるのである。

抗日統一戦線の破綻 蔣介石政權は尙重慶を死守して、抗戰を豪語してゐるが、内部的情勢は、愈々悪く、抗日陣營における國共の相絶は、遂に共同戦線に破綻を生みつゝあるのである。國共再度の合作が何時まで繼續するかは、初めから多大の疑問をもつて觀られてゐたところ、兩黨首腦部の細心の注意によつて、容易にほろを出さなかつたが、その内包する兩者の矛盾は、時と共に増大し、漸次包み切れないものになつた。摩擦相絶が積り積つて軍事的衝突を頻發せしめ、それも局地的より大がかりなものとなり、遂に新四軍解散命令を繞る對立にまで發展した。中共側は十

二ヶ條の要求を突き付けて、新四軍の原狀還元を要求し、蔣介石はこれを容れる譯に行かず、何とか妥協せんとし、軍長葉挺を釋放するに至つたが、中共側は満足せず、三月一日より重慶に開かれた參政會において、妥協の途を發見せんとしたが、中共側は要求が容れられないので、全部會議に出席せず、參政會は大會の名をもつて、先づ共產黨代表の會議出席を促すに至つた。しかし共產黨側の態度は飽くまで強硬で、改めて出席を拒絶したので、中共側との妥協は絶望となり、蔣介石も憤慨し、昭和十二年九月の國共合作の際の條件に、共產黨側が服従すること、および前年軍事委員會の發した移駐命令に遵ふべきことを要求し、若し共產黨側が應じなければ、法によつて制裁を加ふべき旨の態度を明かにしたといはれる。これに對し、延安において、第十八集團軍總司令朱德は、三月九日大規模の閱兵式を行ひ、蔣介石の參政會における報告演説を逐一反駁した後、中共の抗戰態度を闡明したとのことである。參政會によつて、國共關係を何とか調整せんとした蔣介石の意圖は完全に失敗し、國共の内部的抗爭の激化は難て抗戰陣營を破綻せざれば已まない危機を孕むに至つた。最初から豫期された如く國共の矛盾が終に相容れ得なくなつたことは、別に怪しむに足らないが、これによつて敗戦に喘ぐ蔣政權の末期的現象を如實に反映するのである。今後國共の抗爭激化を繞つて、援蔣國家群たる英米對ソ聯の關係も、勢ひ機微なる動向を呈せざるを得ないであらう。

四 英米共同の太平洋攻勢

國際關係の緊迫 日本と援蔣國家群との關係は、事變と共に緊迫の一路を辿つてゐる。もつともソ聯とはノモンハン事件を峠とし、十四年九月十六日協定成立以來關係は漸く緩和されつゝあるが、漁業問題では正條約の締結が容易に出來ず、年々紛糾を繰返し、通商條約改訂の交渉も開始されてはゐるが遅々として進まない。泰・佛印の調停交渉に成功した松岡外相は、三月十二日東京出發盟邦獨伊を訪問し、親しく三國關係の強化に就いて、意見交換を行ひ、さらにソ聯に立寄つて日ソ關係の改善に當つた。

イギリスとの關係は、一時大分緩和されんとし、支那における現實の事態を認識し、我が戰爭の妨害をなさぬとの諒解の下に、對支政策の大轉換をもなさんとするゼスチュアを見せた事もあつたが、ビルマ・ルート再開とともに、アメリカとひたすら協同し援蔣に一層狂奔することとなつたのである。

米國の實質的參戰 さらにアメリカであるが、アメリカは滿洲事變以來、條約尊重一點張りで、悉く日本に反撥し、遂に十四年七月廿六日米通商條約を廢棄するに至り、爾後許可制を強化擴大して、經濟的緊迫を日本に加へ來つたのである。平沼内閣の有田外相は議會において、日米間の懸案二百數十に達した旨報告したが、その後多少解決したものもあつたけれど、日米關係の調

整は、平沼内閣に代つた米内内閣の野村外相の折衝が失敗に歸したまゝ停頓状態にある。近衛第二内閣成立後野村大使の赴米となつたが、個人的感情は兎も角、日米關係の調整は、依然五里霧中にあるのみでなく、益々望みなきものとなりつゝある。アメリカはルーズヴェルト大統領三選後、大々的軍備の實行に着手すると共に、大西、太平洋に互る戦備強化に懸命となり、援英、援蔣國策の遂行に大膽となつてゐるのである。三月八日上院を通過した對英武器貸與法案の如き、その大膽なる意圖の現はれで、早くもその實施の第一着として、英米兩國の軍艦交換を見んとしてゐるのである。これこそ明かにアメリカが戦争参加に進一歩せるものである。事變を中心とした我が興亞の機運が、泰・佛印の調停奏功によつて、東亞共榮圈の確立を促進するに至つたことは、當然必至の發展といはねばならないが、同時に、英米合作の對日獨伊攻勢が、歐亞を連ね、特に西南太平洋において『東亞危機説』を意識的に煽り立て、戦備を積極的に整へつゝあることが、我が事變の現段階における南方政策との間に、如何に摩擦衝突を起し來るか、我が事變完遂との關係において、今後最も留意さるべき一大動向であらう。

滿洲國

一 建國十年の驚異的躍進

王道實踐、民族協和を建國の大理想として肇國の逞しき發足をとげ、こゝに第十年を迎へるに至つた滿洲國政府は昭和十六年三月一日建國九周年記念日を迎へ、東亞新秩序建設の一環として建國の理想達成に邁進するの決意を新にする建國節式典を舉行した。過去九ヶ年の目覺しい躍進の跡は世界驚異的たるに十分である。

この九ヶ年間に於ける滿洲國國力の充實、國運の發展は世界的驚異であり、これを反映して國際的地位もますます、向上し盟邦日本を始め、サルヴァドル、ローマ法王廳、スペイン、イタリヤ、ドイツ、ポーランド、スロヴァキヤ、ハンガリー、新中華國民政府、ルーマニア、フィンランド、ブルガリヤ、タイ等が正式承認、ソ聯、エストニアは事實上の承認をなし友好關係を結んでゐる。

いま試みに文化係數の概括的な比較を行つてみると、別表のやうに例へば匪賊の數も建國前後の三〇〇、〇〇〇から一、三〇〇に激減してゐるし、初等學校も九、〇〇〇から二一、五〇〇へ、大

建國十年の驚異的躍進

學もすでに一六に増設されてゐるし、文化のバロメーターといはれる食鹽、砂糖の消費量は、僅か九年にして倍増してゐる。『僅か九年で倍増』した例は世界でも稀だといふ。一體不可分の建前から日滿軍官民が一致協力、治安工作、資源開發に捧げた貴重なる努力が、いまこゝに集結されてゐるのだ。四千萬國民は齊しくこれら建國の勇士とその犠牲に對して、感謝の誠を捧げてゐる。

いま、大滿洲國の人口動態を見るに、康德六年（昭和十四年）十二月末における現住戸數は六、四四七、五九四戸、總人口は三九、四五四、〇二六人、このうち男二一、五三〇、九五七人、女一七、九二三、〇六九人、これを民族別に分ければ漢滿蒙人三七、五八一、八三三人で總人口に對し九割五分三厘を占め、朝鮮人一、一六二、一二七人で二分九厘、日本内地人六四二、三五六人で一分六厘、その他民族六七、七一〇人二厘の割合となつてゐる。

かくの如く諸民族中最も多數を占むるものは漢民族であるが、滿洲民族は多く漢人に同化し純粹の滿洲民族は現在二、三百萬人程度と推定され、蒙古人も漸次減少の傾向を辿り一、二〇〇、〇〇〇人程度とみられてゐる。なほ康德七年（昭和十五年）十月一日行はれた國勢調査の第一回速報によれば總人口四三、二二三、九五四人、（男二三、九一九、九六三、女一九、三一一、九九一人）で、前年末に比し實に三、七七九、九二八人増加してゐる。

建國神廟創建 前輯刊行後、政府關係における主たる出來事

滿洲國の躍進

	建國前後	最近
人口	28,900,000人	43,230,000人
人 匪	300,000人	1,300人
豫租	110,000,000圓	2,500,000,000圓
稅收	99,000,000圓	377,000,000圓
稅收	52,350,000圓	172,000,000圓
日本對滿投資累計	1,750,000,000圓	6,000,000,000圓
鐵道延長	4,000軒	10,500軒
自動車道	3,000軒	60,000軒
鐵道貨物輸送量	16,000,000噸	58,000,000噸
鐵道乗客數	8,000,000人	83,600,000人
郵政局(辦事處を含む)	1,600	2,100
電報局	360	790
電話局	170	441
電話加入者	35,000口	100,000口
電送局	3	17
電送取	2,000人	400,000人
燈使用	1,200,000燈	3,300,000燈
水道	80,000戸	200,000戸
初等學校	9,000	21,500
同大學生	500,000人	1,800,000人
同學生	1	16
同	300人	3,500人
阿片症者院	1,300,000人以上	500,000人
阿片生	0	150
銀行預金額	271,000,000圓	1,710,000,000圓
郵政貯蓄金額	203,000圓	170,000,000圓
同口當金額	10,600	1,800,000
同	29圓	99圓
映畫館	30	151
同觀覽	500,000人	4,000,000人
鹽消費量	3,800,000擔	7,500,000擔
砂糖	1,350,000擔	2,000,000擔

を挙げれば、先づ第一に特筆すべきは祭祀府の新設である。滿洲國皇帝陛下には我が國二千六百年祝典に際し親しく御慶祝のため再度御來訪遊ばされ、我が皇室との御交驛を重ねられた。ついで伊勢神宮、橿原神宮に御參拜あらせられ、我が肇國の大精神を御體得遊ばされ御歸滿になつたが、滿洲國の建國精神と日本肇國の大精神とは全く一致するものなると共に、滿洲國の興隆は一に我が皇祖天照大神の神助と天皇陛下の御授威のしからしむるところ

によるものとの深厚なる御信念に本づかせられ帝宮内庭に建國神廟を御創建になり、天照大神を御祭神として奉祀遊ばされることとなり、康徳七年(昭和十五年)七月十五日拂曉親しく鎮座祭の盛儀を執り行はせられた。同時に上諭を付して滿洲國の基本法たる組織法の一部を改正、建國神廟並びにその攝廟たる建國靈廟の祭祀は皇帝の大權に屬することを規定し、祭祀令を公布しこれが祭祀を掌る祭祀府を設置された。

行政機構の改革

軍事諮議院新設 中央機構においては康徳六年(昭和十四年)一月皇帝の直隸機關として、治安部大臣、親補職の上、中將を以て組織せる軍事諮議院を設け、重要軍務につき皇帝の諮詢機關たらしめた。國務院關係においては康徳四年(昭和十二年)から實施された産業開發五ヶ年計畫は、支那事變の勃發による情勢の變轉に伴ひこれを擴大修正して所謂修正五ヶ年計畫に改め康徳五年(昭和十三年)を初年度として發足するに當り、その圓滑なる實施を期するため國務院直屬機關として企畫委員會を新設した。同委員會は總務長官を委員長とし、産業經濟關係官廳の當事者、特殊會社首腦部をはじめ民間の有識經驗者を以て構成し、五ヶ年計畫遂行に際し政府の企圖する重要政策の樹立、審議、研究、調査等を行はしめ、官民一致協力産業開發完遂のため總力的活動をなす經濟參謀本部たらしめんとするものである。更に康徳六年(昭和十四年)六月地方行政の中央統一強化のため内務局を廢止し總務廳内に地方處を設け、また康徳七年(昭和十五年)一月從來の營繕需品局を改組し建築、官需の二局と印刷廠に分立し、地籍整理局を地政總局と改稱擴充を計つた。

測量、地圖海圖の作成を司る測量局をそれ、治安部外局として新設した。

阿片禁止を徹底

民生部においては康徳七年(昭和十五年)一月阿片禁斷の徹底を期するため從來の民生部煙政科及び專賣總局管轄科を統合、外局として禁煙總局を設置し、また五ヶ年計畫の進展に伴ひ勞務行政を統合する勞務司が新設された。

産業部においては康徳六年(昭和十四年)一月日滿兩國を通ずる國策たる開拓事業の擴充に對照して、拓政司を廢し外局に開拓總局を設け強力なる開拓行政機關となしたが、康徳七年(昭和十五年)六月戦時下産業開發の圓滑なる遂行に資するため産業、經濟兩部に互り根本的大改革を加へた。即ち産業部を廢して興農部となし、農業、畜産、林業、水産及び開拓事業等の原始産業を管

掌せしめ、また從來産業部にあつた鑛山司、工務司と外局たる水力電氣建設局、特許發明局を經濟部に移管し、同部をして近代産業の生産、流通兩部門の行政を一貫的に統合し産業開發の圓滑なる進展を計り、東亞共榮圈の實現にその核心的役割を果さしめ、同時に國內民生の振興安定を期せしめんとするものである。交通部においては康徳六年(昭和十四年)六月大東港建設計畫の確立とともに大東港建設局が新設され、次いで康徳七年(昭和十五年)一月交通行政の膨脹複雑化に對照、新たに航空司を設けまた土木建設處、治水工程處を統合して土木工程處とした。

省、十八に増加 地方行政機構については地方の實情に應じ

適宜統合整備を行ふ方針であるが、康徳六年（昭和十四年）六月北邊振興工作の進展に伴ひ牡丹江省密山、虎林並びに三江省饒河、寶清の四縣を獨立せしめて東安省を、また濱江省管下綏稜・綏化・海倫・鐵嶺・望奎・慶城及び龍江省管下北安・通北・明水・依安・拜泉・克山・克東・德都・嫩江の十五縣を統合獨立せしめ北安省と稱し二省を新設、こゝに省は、合計十八省となつた。

二 日滿支經濟建設と重點主義

東亞共榮圈と滿洲國 支那事變の進展に伴ひ、これが終局の目標として東亞共榮圈の確立がわれわれの新しい理想となり使命となつた。建國以來一體不可分といふ特殊關係により我が國の協力援助に育まれて躍進的發展を遂げつつある滿洲國の現状は、更に新しい角度からの再認識が強く要請されるに至つた。東亞共榮圈の確立に當つては、政治、經濟、軍事、文化、民族等、精神的物質的あらゆる方面に互つて新秩序が達成されるべきはもとよりのことであるが、その基調をなすものは日滿支を一環とする經濟的綜合的開發發展に他ならない。

昭和十五年九月、日獨伊三國同盟の締結によつて世界の新たな段階に突進した我が政府は、複雑多岐を極める國際新情勢に對應すべき我が國の基本經濟政策として「日滿支經濟建設要綱」を確立し、全力をあげて日滿支經濟的綜合的發展に邁進した。

東亞共榮圈における滿洲國の地位は右要綱において極めて明確に指示されてゐる。滿洲國では既に康徳三年（昭和十一年）以來日滿兩國を一體とする自給經濟の確立を目差して滿洲産業開發五ヶ年計畫を樹立實施し、所謂東亞共榮圈建設の先驅をなして今日に至つた。この開發計畫は同時に建國後僅か五ヶ年を経て近代國家として一應の國家體制を整備した滿洲國建設第二期の基幹國策であつた。

事變と大戰の影響 ついで昭和十二年支那事變の勃發に伴ひ、日滿兩國が直面する國際情勢に對應、同開發計畫は全面的に修正が加へられ、その開發規模、増産目標、資金等は飛躍的に擴大強化された。これと共に開拓政策、並びにソ聯との接壤地域八省に互る國境地帯の民生振興計畫が滿洲國建設當面の三大國策として實施された。しかし支那事變の長期化と第二次歐州戰爭の勃發は三大國策遂行に不測の障害を齎した。即ち開發資金の不圓滑、増産資材、勞力の不足、並びに貿易の悪化はこれに決定的支障を與へ、産業開發計畫の圓滑なる遂行は漸く困難となり、已むなく開發計畫の再修正を行はなければならぬこととなつた。

再修正は結局開發計畫の壓縮乃至は期間の繰延へに他ならないが、同時に開發計畫を中軸とする滿洲國の財政金融政策は遂に一轉して收縮政策に改變された。康徳七年度（昭和十五年）滿洲國政府の財政公債起債豫定額より一〇四、〇〇〇、〇〇〇圓、同開發資金豫定額より一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇圓の巨額がそれ、削減

減され、開發計畫を基調とする滿洲國第二期建設事業遂行政策はここに一大轉換期に直面するに至つた。

しかしながら東亞共榮圈における滿洲國の占める核心的地位についてはも早や議論の餘地もなく、何人もその重要性は確認してゐるところであり、また滿洲國の健全なる發展こそ東亞新秩序建設の前提をなすものであることも疑ひのないところである。

滿洲國再認識の要 滿洲國の發展に當つては今後更に物心兩方面に尤大なる援助協力を要することは言を俟たないところであるが、今や建設途上開發計畫の一大轉換期に直面する滿洲國の再認識が力強く要請されてゐるのにもかゝる觀點からである。ここに近衛第二次内閣が新情勢に對處すべくその基本的經濟政策として採り上げ、昭和十五年（康徳七年）十一月五日發表した日滿支經濟建設要綱は左の如くである。滿洲國はこの新しき經濟觀に基づいて日滿支經濟的綜合的發展を基底として大東亞共榮圈の飛躍的前進に向つて勇躍邁進することとなつたのである。

日滿支經濟建設要綱骨子

東亞の新秩序を建設し世界永遠の平和を確保すべき皇國の使命を具體的に達成するためには、國內體制の革新の過程と生活圏の擴大編成の過程とを綜合一體的に前進せしむるを要す、從つて皇國の基本的經濟政策は次の三大過程の綜合計畫性の上に確立せらるるを要す。

一、國民經濟再編成の完成

日滿支經濟建設と重點主義

二、日滿支經濟の編成強化

三、東亞共榮圈の擴大編成

基本方針

- 一、日滿支經濟建設の目標は概ね今後十ヶ年間に三國を一環とする自給自足的經濟態勢を確立すると共に、東亞共榮圈の建設を促進し、以て東亞の世界經濟における地位を強化確立するに在り。
- 二、日滿支經濟建設に關する皇國の指導精神は八紘一宇の大精神に基づき日滿支三國の一體的協同により共存共榮、全般の福利を増進するに在り。
- 三、皇國は日滿支經濟建設を推進するため、國民の氣魄を昂揚し國內態勢を改新し國力の擴充に力め、滿支の經濟建設に對し援助育成を與ふ。これがため特に科學技術の調期的振興を圖りまた先驅工業の開拓に任ず。
- 四、皇國との不可分關係による滿洲國は重要基礎産業を急速に整備發展せしむることを期待す。
- 五、支那は日滿と協力し資源を開發し經濟を復興し特に交通の發達、物資交易の圓滑、重要産業及び資源の開發を圖り、東亞共榮圈の確立に寄與せんことを期す。
- 六、日滿支經濟的綜合建設計畫を調整促進するため速かに日滿支經濟的綜合計畫機構の整備を圖る。

各部門別建設要綱

▽産業分野 産業分野の決定に方つては、日滿支三國の立地條件と夫々の經濟發展段階を考慮し、眞の有機的一體として綜合的にこれを決定すること。皇國は今後高度の精密工業、機械工業の副期的振興を圖り、重工業化學工業及び鑛業等の基礎産業を大いに發展せしむること。

滿洲國においては、鑛業及び電氣事業の副期的發展を期待すると共に、重工業及び化學工業の發展に對しても我が國は必要なる援助を提供する。支那においては、今後鑛業及び製鹽業を發展し、工業原料の大量生産を期待すると共に、立地的條件から見て重工業及び化學工業の發展の餘地あり、今後に期待する。輕工業の大陸における發展はこれを大いに助長する必要を認め、また將來皇國は輕工業ななくづく纖維工業及び雜工業を逐次整理し、これが大陸移動を考慮する。

皇國の農業に關しては、土地に關する諸制度を改善し經營を刷新し、農家の安定向上を計り國民主食を確保すると共に農村人口の定有を策せんとす。なほ水産業に關しては益々その發展を計り、また森林資源の合理的活用とその保護を圖らんとす。

滿洲の農業に關しては、日滿支の食糧飼料補給の基地たるに鑑み、また世界に對する特殊農産物の供給源たるに鑑み、徹底的なる農産物の増産を期待するものであるが、なほ農業の開發に當つては皇國農業開拓民の入植を促進する。支那の農業についてはその國民主食の確保に努め棉花及び特産物の増産を必要とする。

また今後技術の進歩、産業分野の設定等に伴ひ、企業施設の轉換に應じ、また重要物資の貯蔵をなし得べき金融上の仕組を整備するの要あり。

日滿支の資金は三國の蓄積に依るべきは勿論であつて、これがため日滿支三國は蓄積の増加及びその活用を計らねばならぬ。しかしして滿洲支那における重要産業の開發に所要の資金は、皇國これを援助する。また日滿支三國の經濟關係の緊密化に伴ひ國際決済上の三國の互助的關係を確立して行く。

▽交易 新しき世界經濟の秩序の中における交易に關しては、從來の如き商業的貿易主義に相當の訂正を加へる要がある。即ちこれに代つて生産主義的な貿易、即ち各國、各地域、各經濟圏より自らの計畫的生産に必要な物資を獲得するために他の必要とする物資を供給し、日滿支三國は勿論、共榮圏の中の各地域は相互一體的關係に貿易を規制して行くことが必要になる。かくするとき日滿支三國及び共榮圏内部における物資交流の緊密化を助成するため、相互の間に特殊の支拂協定が必要となつて来る。

▽交通 日滿支三國及び共榮圏内における物資交流の緊密化に伴ひ、また共榮圏の安全を確保するために、三國の交通關係は綜合計畫的に整備運營せらるることを必要とし、これがため三國相互間の海陸運輸施設の連絡を促進し、船舶の飛躍的增加、航空の統制、連絡、電氣通信施設の整備擴充を計らねばならぬ。

日滿支經濟建設と重點主義

する。

▽勞務 世界の經濟に對して優位を確保するためには、國民の勞務及び技術の地位が副期的に重要性を増して来るのであるがこれがため皇國の勞務技術の體制に副期的な改訂を加へる必要があり、また東亞共榮圏の世界經濟に對する優位性を維持するためにも、各國及び各地域がそれらの有する動勞力を全體の向上のために貢獻せしむることが必要である。

これがため皇國は勞務技術の新しき體制を整へ、勞務者自身の鍊成、科學教育の徹底、勞働生産力の高度化、技術者及び技能者の養成に努め、滿支經濟建設に對して所要の援助育成の目的を達成せんとする。

即ち滿洲及び支那に對しては産業開發または經濟復興に必要な良き技術者及び技能者を提供する。また兩國は勿論技術の重要性に鑑みて自らもこれが養成のため策策を必要とする。

滿洲國は北支勞務者の計畫的入滿ならびに定着を計ると共に、國內よりの充足方策を確立し、特に鑛工業生産における勞務管理の刷新確立に努むべき要あり。

▽金融 國防經濟の建設を促進するためには、金融の機能も自ら國家目的にならなければならぬ。それは國家の必要とする物資の質及び量の確保を可能ならしめることにある。日滿支を通ずる産業計畫の實施を可能ならしめるためには計畫的に資金の配分を決定し、且これを實行し得る金融機構を有たねばならぬ。

◇産業開發五ヶ年計畫

滿洲國においては日滿支綜合經濟建設の先驅的計畫として康徳三年（昭和十一年）以來産業開發五ヶ年計畫を樹立、日滿支一體とする高度國防國家の實現を目差しその完遂に全力を擧げてゐる日滿支綜合經濟建設要綱決定に對してはもとより滿腔の贊意を表明して協力、萬難を排して自己分野の開發を期してゐる。

第三年度の實績 滿洲國産業開發五ヶ年計畫は康徳五年（昭和十三年）支那事變の勃發に伴ひ、日滿一體の新國際情勢に即應ずべく從來の五ヶ年計畫を修正、増産目標の飛躍的擴大を圖り、殊に開發の重點主義を強化して重工業部門における軍需基礎産業の確立に主力を注ぎ再出發を行つた。修正計畫は支那事變の進展に伴ひ計畫遂行上幾多の困難な事態に遭遇したが、よくこれに堪へて第二、第三年度ともほぼ順調な成績を擧げた旨滿洲國政府當局から發表されてゐる。

第三年度康徳六年（昭和十四年）の實績につき滿洲國政府當局發表の概要は次の如くである。即ち

鐵鋼類については豫定の八〇%、前年の實績に比し二〇%の生産増加、石炭は豫定の九五%、前年度實績に比し三〇%の増加を示し、アルミニウムは豫定通りの成績をあげ、その他の非鐵金屬は生産設備は完成に近づき、鉛、亜鉛については自給自足をなし得る豫定である。電力は火力發電は九七%の進捗を示し、前年度實績に比し三〇%の發電力を増し、水力電氣の建設も豫定通

り進捗し康徳八年（昭和十六年）末には發電をみる豫定である。農産物については各地において災害を蒙つたにも拘らず、棉花、烟草、甜菜、洋麻、亞麻等の特用作物は九〇%乃至一〇〇%の收穫を得た。米、高粱、粟、包米等の食用作物は計畫に對し九〇%乃至一〇〇%の實績をあげ、大豆、蘇子、小麥、大麥類は七〇%乃至八〇%、畜産の牛馬豚等は、いづれも一〇〇%を越えるを得た。開拓部門では本年三月現在で集團、集合兩開拓民入植戸數二〇、二〇〇戸に達し、青年義勇隊の入植數は三二、〇〇〇人、入植者は集團開拓は豫定の九〇%、集合開拓は一〇〇%を越えた。また交通部門の開發は豫定計畫の九〇%、資金調達は一〇〇%の好成績を収めた。

第四年度遂行方針 かくて開發計畫は第四年度を迎へたのであるが、我が國物動計畫の窮迫化と、歐洲戰亂の激化とはこれに決定的影響を與へ、開發資材原料の取得難、勞務者技術者の不足資金の不圓滑、運輸機能の滯滞等は漸く深刻化し、到底所期の計畫を遂行することは困難な状態に立ち至つた。よつて滿洲國政府は第四年度遂行に當つては次の如き實施方針を樹立して萬難を克服してその圓滑な遂行を期することとなつた。

- 一、徹底的重點主義の強化に基づき與へられたる條件の下に最大の効果を發揮する
- 一、既設設備の徹底的活用
- 一、能率の増進と經費の節減

屬、電力、なかんづく鐵、石炭の増産に、また農畜部門においては食糧農産物の増産に集中されることは當然である。従つて他の物資の増産計畫は勢ひ計畫の中止、縮小乃至は繰り延べ等に立ち至らざるを得ないわけである。また最重點主義の強行は即ち緊縮政策となり、康徳七年（昭和十五年）六月滿洲國政府では同年度の起債豫定額五〇八、〇〇〇、〇〇〇圓を四〇四、〇〇〇、〇〇〇圓に引下げ、一〇四、〇〇〇、〇〇〇圓の抑制をなす旨を發表した。また同年度の資金計畫においても當初の豫定たる二、六四〇、〇〇〇、〇〇〇圓を二、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇圓に、更にこれを縮小して一、五〇〇、〇〇〇、〇〇〇圓程度に壓縮するなど、相當思ひ切つた收縮政策に轉換して最重點主義による開發の貫徹を企圖してゐる。

かくの如く滿洲國第二期建設の基幹國策たる産業開發五ヶ年計畫は支那事變により第一次修正が加へられ、計畫の規模内容及び増産目標は飛躍的に擴大強化されたが、康徳七年（昭和十五年）最重點主義採用の結果、こゝに再修正が行はれ、計畫は事實上縮小乃至は繰り延べが行はれるに至つた。再修正計畫については、滿洲國政府からは農産部門における増産十ヶ年計畫以外は何等公表はないが、時局の要請に基づき鑛工部門における鐵、石炭が最重點中の重點として増産遂行の凝集點たることは疑ひのないところである。

農産物増産十ヶ年計畫

滿洲國では五ヶ年開發計畫において積極財政と健全主義の併用

これがため政府においては物資動員、配給組織の強化につき我が國と密接なる連繫を圖り、物資動員の調整、配給機構の整備に努め、開發の實行機關たる各特殊並びに準特殊會社に特別監事を設け政府と有機的連絡に當らしめ、また金融、爲替資金の調整を強化し金融動員の圓滑を計り計畫の完遂を目差してゐる。

諸機構の改革 また各特殊會社、準特殊會社の能率増進のため（一）會社運営に關し責任の分野を明かにすること（二）これがため會社の人事、給與を刷新し責任の所在と賞罰を明確にすること（三）會社形態及び機構の合理化を圖りその系統を單純化する（四）技術の研究向上に意を用ふる等の方針を決定し漸次各會社の機構を改革、人事の抜本的刷新を斷行した。

更に經濟行政機構についても再檢討を行ひ、從來開發計畫の遂行に當り兎角の批判の行はれた産業、經濟兩部の綜合的調整を實施し、産業部を廢して農畜部となし、農畜、林、開拓等原始産業行政を一括管掌せしめ、また從來産業部にあつた鑛、工二司を經濟部に統合せしめ、近代産業の一元的行政に當らしめることとなつた。

五ヶ年計畫の再修正 かくの如く支那事變と第二次歐洲大戰の長期化は五ヶ年計畫遂行に決定的打撃を與へ、資材、勞力、資金等の不足は圓滑なる計畫遂行に支障を生じたため、今後の計畫實施には最重點主義の徹底的強化が採用されることとなつた。最重點主義の採用は必然的に鑛工部門においては鐵、石炭、非鐵金

農産物の全面的増産計畫を樹立着々實施を行ひつゝあつたが、日滿を一體とする戰時下食糧政策の要請に基づき從來の計畫を修正主として増産目標を食糧農産物に轉換し、五ヶ年計畫による増産目標二五、〇〇〇、〇〇〇圓の二倍、五〇、〇〇〇、〇〇〇圓に擴大し、康徳七年度（昭和十五年）からこれが實施に着手した。

以上は滿洲國産業開發計畫現状の概要であるが、産業開發計畫は近衛内閣において確立された日滿支經濟建設要綱における滿洲國經濟建設方針と全く一致し、所謂東亞共榮圈の核心的役割を果すべき使命を有してゐるものである。これが實現は日滿兩國の當面の最重要問題であることはいふまでもなく、我が國としては、速かにこれが綜合建設計畫を調整促進すべき綜合計畫機構の整備を圖り、全力をあげて援助育成し光輝ある東亞共榮圈の確立を期すべきである。

三 積極財政と健全主義の併用

健全財政の堅持 滿洲國が建國以來堅持して來た財政の根本方針は健全財政主義である。建國以來飛躍的發展に伴ひ、財政は急角度に膨脹を來し、殊に産業五ヶ年計畫を基調とする第二期建設期に進發した康徳四年（昭和十二年）以降の財政膨脹率は特に著しい數字を示してゐる。六、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇圓と概稱さ

滿洲國豫算の膨脹率

	一般會計	特別會計	合計	純計	増加指數
大同元年(昭和七年)	137,957	41,632	179,589	136,287	39.4
大同二年(昭和八年)	170,542	113,840	284,382	201,171	57.9
康德元年(昭和九年)	199,930	210,063	409,993	331,887	95.5
同二年(昭和十年)	106,080	97,991	204,071	185,462	106.7
同三年(昭和十一年)	219,405	173,684	393,089	347,528	100.0
同四年(昭和十二年)	248,099	506,086	754,185	524,458	150.9
同五年(昭和十三年)	304,555	1,088,573	1,393,128	889,739	250.0
同六年(昭和十四年)	403,378	1,288,262	1,691,639	1,044,814	300.6
同七年(昭和十五年)	573,555	1,927,475	2,501,030	1,639,862	471.9

〔但し追加豫算を含まず大同元年(昭和七年)から康德元年(昭和九年)度は翌年六月末に終る一年、康德三年(昭和十一年)以降は曆年、康德二年(昭和十年)度は七月より十二月に至る六ヶ月〕

れる甚大なる資金を要する産業開發計畫、開拓計畫並びに北邊振興計畫の三大基幹國策が相次いで實施され更に戦時下國民總力涵養を目標とする民生振興の諸政策が要請されるに至り財政の膨脹は當然の勢であるがこの間一貫して堅守された財政方針は依然として積極主義といはれる健全財政である。積極的健全財政といはれてゐるのは一般會計に屬する統治行政、即ち國家機構を維持運営するに必要な財政は、民生振興、産業行政、治安確保等に要するもの以外は極力節約し、大體一般歳入の限度内でこれを編成し、出來得る限り赤字公債乃至は借入金を選ばず健全財政を踏襲するも、産業開發計畫實施に必要な財政は特別會計における積極的調達支辨の方法を講じ、一般會計における健全主義と特別會計における積極財政主義を併用し、合理的財政の編成運営を行ひ、三大國策遂行による第二期建設事業の圓滑なる遂行を期せんとするものである。

康德三年(昭和十一年)即ち産業開發五ヶ年計畫實施の前年度の歳出豫算を基準としてその膨脹率を示せば上表の如くである。

この表に見る如く康德七年(昭和十五年)の一般會計の歳出は康德三年(昭和十一年)の十六割増即ち二

倍六分に相當し、更に特別會計に至つては一七四、〇〇〇、〇〇〇圓から一、九二七、〇〇〇、〇〇〇圓に躍進し、實に十一倍強といふ膨脹ぶりである。一般會計と特別會計との間及び特別會計相互の間の重複勘定を控除した純計歳出豫算によつても康德七年(昭和十五年)は三十七割増となつてゐる。

康德七年度豫算(昭和十五年)豫算の歳出總計

康德七年度(昭和十五年)歳出豫算

	康德七年度	前年度	前年比割合
帝室費	2,050 (0.3)	2,100 (0.5)	(-) 2.38
總務廳	210,275(36.6)	131,381(32.5)	(+) 60.05
治安部	181,011(31.5)	137,662(34.1)	(+) 31.49
民生部	31,925 (5.5)	19,226 (4.7)	(+) 66.05
司法部	13,362 (2.3)	12,450 (3.0)	(+) 7.33
産業部	43,799 (7.6)	20,879 (5.1)	(+)109.78
經濟部	62,390(10.8)	35,673 (8.8)	(+) 74.89
交通部	28,742 (5.0)	44,007(10.9)	(-) 34.69
總計	573,555 (100)	403,378 (100)	(+) 42.19

(單位千圓括弧内は歳出總額に對する百分率)

積極財政と健全主義の併用

は五七三、〇〇〇、〇〇〇圓強、前年比四二・二%一七〇、〇〇〇圓強の増加を示してゐる。これを所管別にみれば次の如く總務廳所管二一〇、〇〇〇、〇〇〇圓で歳出總額の三六・六%を占め、治安部一八一、〇〇〇、〇〇〇圓、三一・五%、經濟部六二、〇〇〇、〇〇〇圓、一〇・八%、産業部四三、〇〇〇、〇〇〇圓、七・六%、民生部三一、〇〇〇、〇〇〇圓、五・五%、交通部二八、〇〇〇、〇〇〇圓、五%、司法部一三、〇〇〇、〇〇〇圓一・三%となつてゐる。

右豫算の編成に當つては、(一)日滿共同防衛上不可缺の施設強化、(二)産業五ヶ年開發計畫の積極的遂行、(三)北邊振興年次計畫の遂行、(四)開拓政策の劃期的實現、(五)民生の安定向上、(六)行政費の地方滲透力強化を圖る等の方針により、これが所要經費の支出については出來得る限り積極的方針を以て臨み、他面その他の行政費については嚴正なる檢討を加へて出來得る限りの節約を圖つた。

歳入豫算は別表の如く總額五七三、〇〇〇、〇〇〇圓強、前年に比し一七〇、〇〇〇、〇〇〇圓強を増し、經常部歳入四一七、〇〇〇、〇〇〇圓(前年比一一八、〇〇〇、〇〇〇圓増)、うち租稅收入三三三、〇〇〇、〇〇〇圓(前年比二二〇、〇〇〇、〇〇〇圓増)、印紙收入一九、〇〇〇、〇〇〇圓(前年比四、二〇〇、〇〇〇圓増)、專賣益金五六、〇〇〇、〇〇〇圓(前年比二〇、〇〇〇、〇〇〇圓減)、官產收入一八、〇〇〇、〇〇〇圓(前年比一三、〇〇〇、〇〇〇圓減)となつてゐる。

康德七年度(昭和十五年)各特別會計歳入出豫算(單位千圓△印減)

所管別	歳入出別	康德7年度 (昭和15年)	前年度	比較増減(%)
總務廳				
地方財政	入	65,160	37,575	27,584 (73.4)
調整資金	出	65,160	37,575	27,584 (73.4)
恩給	入	7,429	5,966	1,462 (24.5)
	出	4,646	3,769	877 (23.3)
政府職員共済	入	6,202	3,881	2,321 (59.8)
	出	4,886	2,094	2,792(133.3)
科學試驗事業	入	6,668	4,849	1,819 (37.5)
	出	6,668	4,849	1,819 (37.5)
需品	入	89,130	77,073	12,057 (15.6)
	出	89,130	76,578	12,552 (16.4)
臨時國都建設局	入	6,959	3,200	3,760(117.5)
	出	6,959	3,200	3,760(117.5)
北邊振興	入	86,900	—	86,900(皆増)
	出	86,900	—	86,900(皆増)
治安部				
軍需廠	入	15,508	8,567	6,941 (81.0)
	出	15,606	8,668	6,938 (80.0)
軍械廠	入	12,240	15,723	△3,484 (22.2)
	出	12,240	15,723	△3,484 (22.2)
賽馬	入	10,085	5,926	4,159 (70.2)
	出	2,931	2,866	66 (2.3)
民生部				
禁煙	入	126,160	—	126,160(皆増)
	出	101,104	—	101,104(皆増)
司法部				
監獄	入	18,763	13,076	5,688 (43.5)
	出	18,763	13,076	5,688 (43.5)
産業部				
國有林事業	入	112,392	74,468	37,924 (50.9)
	出	112,087	74,251	37,836 (51.0)
水力電氣建設	入	32,017	30,566	1,450 (47.4)
	出	32,017	30,566	1,450 (47.4)

康德七年度(昭和十五年)歳入豫算(單位千圓△印減)

種目	康德7年度	前年度	前年比増(%)
經常部			
租税	323,853	203,292	59.30
關稅	171,907	107,551	59.84
内國稅	151,946	95,742	58.70
印紙收入	19,180	14,987	27.98
專賣益金	56,007	76,608	△26.89
官產收入	18,730	4,950	278.38
計	417,770	299,838	39.33
臨時部			
普通收入	7,770	4,993	53.62
各特別會計收入	43,015	13,547	217.52
國債金	75,000	65,000	15.38
剩餘金	30,000	20,000	50.00
計	155,785	103,540	50.46
總計	573,555	403,378	42.19

〇、〇〇〇圓増)、臨時部收入一五五、〇〇〇、〇〇〇圓(前年比五三、〇〇〇、〇〇〇圓増)、うち普通收入七、〇〇〇、〇〇〇圓(前年比二、〇〇〇、〇〇〇圓増)、各特別會計收入四三、〇〇〇、〇〇〇圓(前年比二九、〇〇〇、〇〇〇圓増)、國債金七五、〇〇〇、〇〇〇圓(前年比一〇、〇〇〇、〇〇〇圓増)、前年度剩餘金三〇、〇〇〇、〇〇〇圓(前年比一〇、〇〇〇、〇〇〇圓増)となつてゐる。

内國稅收入内譯(單位千圓△印減)

種目	康德7年度	前年度	前年比増(%)
地稅	9,114	11,056	△17.6
營業稅	24,003	15,625	53.6
法人營業稅	16,618	5,008	231.8
出產糧石稅	12,440	10,724	16.0
遊興飲食稅	5,122	—	皆増
酒稅	14,536	13,512	7.6
捲菸稅	16,733	16,717	0.1
計	151,946	95,742	58.8

年度豫算に比すれば歳入六七一、二七〇、〇〇〇圓(四九・六%)、歳出六三九、二二〇、〇〇〇圓(四九・六%)をそれ、増加してゐる。各特別會計の歳出入總計は次表の通りである。

特別會計においては、阿片禁斷政策の強化を圖るための禁煙會計と未地利利用開拓、現用住農民の移住定着を助成するため、内國開拓民助成事業會計が新設され特別會計の数は二十六に増加し、歳入總計二、〇二五、二〇〇、〇〇〇圓歳出總計一、九二七、四〇〇、〇〇〇圓、前

なほ專賣益金の減少は阿片專賣會計が禁煙會計として特別會計へ移管されたため、また内國稅收入の税目別内譯は別表の通りである。

(同 續 ぎ)

所 管 別	歳入 出別	康德7年度 (昭和15年)	前 年 度	比較増減(%)
開 拓 事 業	入 出	79,960 79,960	42,314 42,321	37,646 (89.0) 37,646 (89.0)
内國開拓民助成 事業	入 出	13,389 13,389	— —	13,389 (皆増) 13,389 (皆増)
經濟部				
國 債 金	入 出	506,880 506,880	396,428 396,428	110,452 (27.9) 110,452 (27.9)
國債整理基金	入 出	100,081 100,081	116,424 116,424	△16,342 (14.0) △16,342 (14.0)
國有財産整理資 金	入 出	20,761 19,961	10,552 10,552	10,209 (97.6) 6,409 (89.2)
鐵 路 國 債	入 出	10,352 10,352	8,280 8,280	2,071 (25.0) 2,071 (25.0)
專 賣 作 業	入 出	393,209 335,076	195,904 139,536	197,304(100.7) 195,541(140.1)
交通部				
郵 政	入 出	26,283 26,283	14,825 14,825	11,458 (77.3) 11,458 (77.3)
郵政生命保險	入 出	6,131 3,825	3,066 1,393	3,065(100.0) 2,432(174.9)
理 水 事 業	入 出	5,534 5,534	4,968 4,968	566 (11.4) 566 (11.4)
大東港建設事業	入 出	14,342 14,342	— —	14,342 (皆増) 14,342 (皆増)
總 計	入 出	2,025,228 1,927,475	1,353,957 1,288,262	671,270 (49.6) 639,213 (49.6)

豫算の壓縮調整

以上の康德七年(昭和十五年)度における豫算の概要であるが、同年上半年期における我が國金融情勢逼迫のため各種對滿投資不圓滑となり、また物動計畫の窮迫に伴ふ開發資材入手難は漸く顯著となり、滿洲國開發事業も豫定の計畫遂行は困難となり事實上計畫實行に縮小修正が行はれ、各種資金についても壓縮調整方針が講せられた。これに伴ひ滿洲國政府の豫算も當然節約を要請され、六月次の如き實行豫算を編成、本年度起債豫定額より一〇四、五〇〇、〇〇〇圓を削減することとなつた。即ち一般會計から一九、五〇〇、〇〇〇圓、北邊振興特別會計から三、〇〇〇、〇〇〇圓、禁煙特別會計から三、二五〇、〇〇〇圓、國有林事業特別會計から六、〇〇〇、〇〇〇圓、水力電氣建設特別會計から二、五〇〇、〇〇〇圓、開拓事業特別會計から一、二〇〇、〇〇〇圓、投資特別會計から五〇〇、〇〇〇圓、大東港建設特別會計から三、五〇〇、〇〇〇圓、内國開拓助成特別會計から三、〇〇〇、〇〇〇圓、その他合計一〇四、〇〇〇、〇〇〇圓を減縮した。一般特別兩會計を通じ康德七年(昭和十五年)度の起債豫定額は五〇八、六九〇、〇〇〇圓であつたが、以上の如くこれを壓縮しその結果起債額は四〇四、五〇〇、〇〇〇圓となり前年度起債実績よりも九三、〇〇〇、〇〇〇圓の減少となつた。これは滿洲國における産業開發計畫に徹底的最重點主義の實施に伴ふ事實上の縮小修正と共に財政上における收縮政策への一大轉換であつて、滿洲國の産業經濟において特筆に値

積極財政と健全主義の併用

する現象である。

康德八年度豫算概要

康德八年(昭和十六年)度豫算に當つても最高度の重點主義と徹底せる節用主義を基調とし同様の方針に本づいて編成され、一般會計總豫算額は歳入歳出ともに六四九、〇〇〇、〇〇〇圓、これを前年當初豫算歳入歳出五七六、〇〇〇、〇〇〇圓に比較すれば七五、〇〇〇、〇〇〇圓一割四分の増加となり、またこれを追加豫算を含む前年度豫算總額七一、〇〇〇、〇〇〇圓と比較すると六二、〇〇〇、〇〇〇圓の減少となつてゐる。また特別會計豫算額は歳入一、八四九、〇〇〇圓、歳出一、七五八、〇〇〇圓で、前年當初豫算歳入二、〇二五、〇〇〇圓、歳入一七六、〇〇〇圓、歳出一、九二七、〇〇〇圓に比較すれば、歳入一七六、〇〇〇圓、歳出一六九、〇〇〇圓の減少となつてゐる。更に一般會計の起債額も六〇、〇〇〇、〇〇〇圓を計上、前年度より一五、〇〇〇、〇〇〇圓をまた特別會計の起債額は三二五、〇〇〇、〇〇〇圓に止め、前年度實行額より約三五、〇〇〇、〇〇〇圓をそれら減じてゐる。一般、特別兩會計の總計は歳入二、四九八、〇〇〇圓、歳出二、四〇七、〇〇〇圓、重復計上された金額を控除した豫算總計は歳入一、七二四、五〇〇、〇〇〇圓、歳出一、七九〇、〇〇〇、〇〇〇圓で、前年度總計よりも歳入歳入共に約六〇、〇〇〇、〇〇〇圓の増加を示してゐる。なほ康德六年(昭和十四年)末における滿洲國國債現在高は外國債四〇八、〇〇〇

〇〇〇圓、内國債四五四、〇〇〇、〇〇〇圓合計八六二、〇〇〇、〇〇〇圓となつてゐる。

四 通貨膨脹と資金統制

康德四年（昭和十二年）に修正された、滿洲産業開發五ヶ年計畫の所要資金は概算六、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇圓の甚大なる經費を必要とし、これが調達先は我が國三、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇圓、滿洲國內二、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇圓第三國一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇圓と豫定されてゐた。修正五ヶ年計畫を轉機として滿洲國の財政は急激に膨脹し、また開發資金の需要額も急角度に増大した。各會社株式拂込、公社債發行、政府及び民間各社の借入金等を基礎として計算した所要資金は康德四年（昭和十二年）七八〇、〇〇〇、〇〇〇圓、康德五年（昭和十三年）一、二七〇、〇〇〇、〇〇〇圓、康德六年（昭和十四年）二、二〇〇、〇〇〇、〇〇〇圓と激増の一途を辿つてゐる。康德三年（昭和十一年）以降における我が國各種の對滿投資の合計は、康德三年（昭和十一年）二六〇、〇〇〇、〇〇〇圓、康德四年（昭和十二年）三五〇、〇〇〇、〇〇〇圓、康德五年（昭和十三年）四四〇、〇〇〇、〇〇〇圓、康德六年（昭和十四年）一、一〇〇、〇〇〇、〇〇〇圓、康德七年（昭和十五年）一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇圓と躍進してゐる。物價騰貴著し、産業開發資金調達計畫としては、日滿兩國以

外の第三國から約一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇圓程度の調達を豫定してゐたが、國際情勢の變轉に伴ひ對第三國資金調達計畫は不能となり、結局、日滿兩國の資金によつて開發資金を調達したわけである。滿洲國內の調達資金とみるべきものは、康德三年（昭和十一年）三七〇、〇〇〇、〇〇〇圓、康德四年（昭和十二年）四三〇、〇〇〇、〇〇〇圓、康德五年（昭和十三年）八三〇、〇〇〇、〇〇〇圓、康德六年（昭和十四年）一、一六〇、〇〇〇、〇〇〇圓である。かくの如き甚大なる資金が滿洲國內に撒布され、これがたゞ滿洲中央銀行の通貨發行高は康德六年（昭和十四年）末においては六五七、〇〇〇、〇〇〇圓、前年同期に比較し二〇五、〇〇〇、〇〇〇圓を増加し建國以來の最高記録を作つた。また全滿（關東州を含む）金融機關の貸出總額は二、三八六、〇〇〇、〇〇〇圓、前年同期に比し一、一〇五、〇〇〇、〇〇〇圓と殆ど二倍に近い著増振りを示してゐる。かゝる通貨の急激なる膨脹によつて滿洲國の諸物價はいづれも暴騰し大同二年（昭和八年）を基準とする新京の卸賣物價指數は康德四年（昭和十二年）平均一二五・一、康德五年（昭和十三年）平均一四九・六、康德六年（昭和十四年）平均一八一・三、康德七年（昭和十五年）九月においては二四一・〇といふ急騰ぶりを記録してゐる。右の騰貴はある程度まで世界物價高、殊に我が國の物價騰貴を反映したことはもとよりであるが、その騰貴率は新京の二四一・〇に對し同一基準に本づく東京の指數は一七一・六、ニューヨークは一八一・一、ロ

ンドンは七月において一六二・五で、滿洲國の物價騰貴が最も著しい。これが原因とみるべきものは主として滿洲國における通貨發行の増大である。即ち康德六年（昭和十四年）末における滿洲中央銀行の内國債手持高二九八、〇〇〇、〇〇〇圓、政府貸上金三九〇、〇〇〇、〇〇〇圓、一般貸出金四八一、〇〇〇、〇〇〇圓、合計一、一六九、〇〇〇、〇〇〇圓に對し、政府當座預金三一七、〇〇〇、〇〇〇圓、一般預金二九六、〇〇〇、〇〇〇圓、合計六一四、〇〇〇、〇〇〇圓、差引き通貨増發額は五五四、〇〇〇、〇〇〇圓となり、これを前年度に比較すれば二九一、〇〇〇、〇〇〇圓の膨脹を示してゐる。

資金統制の強化 かくの如く通貨増發の主要なる原因は、滿洲國政府財政の要求する公債引受け、政府貸上金の増強と一般民間開發資金の要求の結果であるが、端的にいへば悪性インフレへの懸念は漸く濃厚となつてきたわけである。よつて滿洲國政府では極力これが抑制方策に乗り出し、資金統制強化のため康德六年（昭和十四年）十二月臨時資金統制法を改正強化し、特産思惑資金の貸出制限、特許會社の資金統制及びその經理内容の指導統制をはじめ、一般資金の貸出に嚴重なる制限を加へ、また開發その他必要資金に對しても再検討を加へ公正なる計畫を樹立するなど極力通貨膨脹の防止策を講じた。更に政府自體においても康德七年（昭和十五年）度における國債起債額五〇八、〇〇〇、〇〇〇圓（一般特別兩會計合計）の豫定を節減し一〇四、〇〇〇、〇〇〇

通貨膨脹と資金統制

〇圓を壓縮し、また開發擔當各會社の資金計畫二、六四〇、〇〇〇、〇〇〇圓にも大斧鉞を加へ、五〇〇、〇〇〇、〇〇〇圓程度に壓縮するなど、滿洲國金融はここに一轉して收縮期を迎へた。右の措置は一面、我が金融界における滿洲國インフレ性增強警戒に基づく各種對滿融資の梗塞乃至は不圓滑によるものであるが、いづれにせよ躍進を續けてきた滿洲國財政金融政策が従來の方針を一擲して收縮方針へ轉換を餘儀なくせしめられたものである。

國內資金の吸収 滿洲國としては我が國の對滿投資の不圓滑に對しては適切なる對策を講ずるも、さしあたり開發事業の最重要點主義に基づき開發資金の調整を行ふ一方、國內資金調達のため協和會を中心とする國民貯蓄獎勵運動を展開、康德六年度（昭和十四年）五〇〇、〇〇〇、〇〇〇圓、康德七年（昭和十五年）度八〇〇、〇〇〇、〇〇〇圓を目標に積極的工作を進め、また各種金融合作社の活動を強化し、あるひは直接有價證券投資普及のため滿洲の取引所を整備し、同時に有價證券取締法を制定康德七年（昭和十五年）八月より實施して證券業者の保護取締を行ふ等國內資金の吸収に努めてゐる。

康德六年（昭和十四年）末における全滿各金融機關の預金總額は一、八七六、〇〇〇、〇〇〇圓、前年同期に比し七六三、〇〇〇、〇〇〇圓を増加してゐるが、開發資金として撒布された政府財政支出の預金への振替が相當額に達してゐるものと思はれるも政府の貯蓄獎勵等による國內資金吸收方策の成果も相當の成功を收め

たものといへよう。なほ康徳七年(昭和十五年)における滿洲中央銀行通貨發行高は六月末において六六九、〇〇〇、〇〇〇圓、前年末に比し一二、〇〇〇、〇〇〇圓九月末においては七〇二、〇〇〇、〇〇〇圓、前年末に比し四五、〇〇〇圓をそれ、増加はしてゐるが、從來に比較してその増加率が鈍化してゐることとは政府の收縮政策の反映した結果といふべきであらう。

金融機關の整備 金融機關としては滿洲中央銀行、滿洲興業銀行の兩特殊銀行の他に普通銀行がある。普通銀行は康徳五年十

	社數	預積金立及金	貸出金
興農合作社	186	53,344	186,422
商工金融合作社	33	38,388	32,502

(單位千圓) 二月(昭和十三年)改正された新銀行法に基づき逐次整理され、康徳六年(昭和十四年)末において四五行を數へその公稱資本總額三一、一〇五、〇〇〇圓、内拂込金一八、四五五、〇〇〇圓、預金總額一〇二、〇〇〇、〇〇〇圓、貸出總額九八、〇〇〇、〇〇〇圓となつてゐる。從來主として農村金融機關であつた金融合作社は康徳七年(昭和十五年)四月、その機構を改革し、農事合作社を統合して興農合作社となし、農村金融の一元化を圖り他方、都市中小商工業者に對する金融機關として商工金融合作社を設立した。康徳七年(昭和十五年)八月現在における

全滿各金融機關の預金貸出(次頁へ續く)
(康徳六年(昭和十四年)末現在單位千圓)

	本店	支店	出張所	計	預金	貸金
滿洲國內						
滿洲中央銀行	1	139	4	144	715,221	864,539
滿洲興業銀行	1	39	5	45	452,313	700,322
普通銀行	45	90	47	182	101,900	98,729
日本側銀行	—	10	—	10	54,110	152,695
中國側銀行	—	15	4	19	11,391	12,797
歐米側銀行	—	3	1	4	16,159	7,034
金融合作社	145	12	219	376	39,762	60,064
金融組合	39	7	2	48	5,793	11,222
金融組合	14	—	—	14	15,408	9,714
郵政貯蓄會	540	—	118	658	102,730	—
郵便貯蓄會	127	—	—	127	34,574	—
無盡會	12	4	4	20	5,843	9,450

	本店	支店	出張所	計	預金	貸金
計	924	319	404	1,647	1,555,300	1,926,571
前年同期	—	—	—	1,032	873,070	923,844
關東州						
滿洲中央銀行	—	1	—	1	10,673	8,650
滿洲興業銀行	—	7	1	8	116,378	90,049
日本側銀行	—	9	—	9	148,563	357,025
中國側銀行	—	4	—	4	5,675	2,076
歐米側銀行	—	2	—	2	3,954	4,119
金融組合	11	—	—	11	10,977	9,355
郵便貯蓄會	44	—	—	44	24,225	—
無盡會	3	—	—	3	—	2,592
計	58	23	1	82	320,448	471,807
前年同期	—	—	—	72	234,679	281,322
前總計	982	342	405	1,729	1,875,748	2,397,379
前年同期	—	—	—	1,104	1,107,750	1,205,167

兩合作社の概況は別表の如くである。

なほ從來在滿鮮農の金融機關として設立されてゐた金融會は康徳七年(昭和十五年)四月金融合作社の改組に伴ひ村落金融會は興農合作社に、都市金融會は商工金融合作社に、それ、改組統合された。その他の金融機關としては一般庶民金融機關たる當舖、金融組合、無盡會社等がある。康徳六年(昭和十四年)十一月末現在において當舖數一、〇三三店、貸出金額は六一、七〇〇、〇〇〇圓、金融組合二五(内關東州一一)、貸出總額一八、九五〇、〇〇〇圓、無盡會社は一二社、資本金總額は一六、五〇〇、〇〇〇圓、拂込六一五、〇〇〇圓となつてゐる。金利は我が國の低金利政策に對應して漸次引下げの傾向を辿つてきた。康徳六年(昭和十四年)末現在において、國債證券擔保貸付標準利率は滿洲中央銀行、滿洲興業銀行ともに日歩一錢三厘、普通銀行は地方により相違してゐるが、新京では證書貸付日歩平均二錢四厘、金融合作社短期擔保貸付日歩三錢二厘となつてゐる。

五 圓域貿易の調整

出超から入超へ 滿洲建國前の貿易は例年輸出超過であつた。建國以來急進なる建設事業の進展に伴ひ大同二年(昭和八年)以降は一轉して入超の一途を辿り、殊に産業五ヶ年計畫實

施以來入超額は加速度的に膨脹し、康德五年（昭和十三年）においては五四九、二九〇、〇〇〇圓、康德六年（昭和十四年）においては九五七、一七〇、〇〇〇圓を激増してゐる。これはもとより産業開發資材の輸入増加によるも、また一方世界情勢の變化による滿洲國特産輸出の不振も主要なる原因をなしてゐる。康德六年度（昭和十四年）における貿易總額は二、六二七、〇〇〇、〇〇〇圓、このうち輸出八二八、〇〇〇、〇〇〇圓、輸入一、七九九、〇〇〇、〇〇〇圓、差引九七〇、〇〇〇、〇〇〇圓の入超を記録してゐる。これを前年度と比較すればその増加率は總額において三一・四％、輸出一四・二％、輸入四一・一％、入超額七六・八％となる。右の數字にて明かなる如く康德六年度（昭和十四年）貿易における輸出の増加は極めて不振状態であつた。この原因は大宗たる特産大豆の輸出の減少による。これは第二次歐州大戰の勃發に伴ひ歐洲向け輸出が急減したためであるが、また大豆の減産並に重要特産專管制度の施行により集出荷不圓滑等の國內事情にもよるものである。その他、石炭をはじめ落花生、蕎麥、皮革、毛皮、硫安等がいづれも減少してゐる。輸入の激増の主たる原因は開發資材の輸入増加によるものとみられるが、物價騰貴に本づく輸入單價の値上りもまたその重要な原因である。更に生活必需品の輸入激増が特に目立つてゐる。

首位は對日貿易 輸出入貿易を主要國別にみれば輸出においては對日五一七、〇〇〇、〇〇〇圓、對支一六七、〇〇〇、〇〇〇圓、對第三國一四四、〇〇〇、〇〇〇圓で、前年度に比し對日二四％、對支三七・五％をそれぞれ増加し、對第三國は二二・八％の減少となつてゐる。これがため輸出總額中に占める比率も、日本は六二・四％となり前年に比し五％を増加し、また支那も二〇・二％と前年に比し三・五％を増加したが、第三國は一七・四％となり、前年に比し九・五％減少した。

輸入においては對日一、五二三、〇〇〇、〇〇〇圓、對支六四、〇〇〇、〇〇〇圓、對第三國二一〇、〇〇〇、〇〇〇圓で、これを前年度に比すれば對日五三・四％、對支二六・七％をそれぞれ増加し對第三國は大體保合となつてゐる。またこれが輸入總額との割合は對日關係は前年度より六・四％増加し、八四・七％、對支關係は三・六％、前年度より九％を、對第三國關係では一一・七％、前年より四・八％をそれぞれ減じてゐる。

以上の如く滿洲國の貿易は、輸出においては輸出總額の六二・四％、輸入においてはその總額の八四・七％は我が國との貿易であつて、對日依存率は益々昂上の傾向を示してゐる。從來滿洲國の對第三國貿易は滿獨貿易協定、日滿伊貿易協定の締結によつて樞軸國家との關係が最も緊密で、その他イギリス、アメリカ等との交易によつてゐたものであるが、歐州大戰のため參戰國との貿易は軒並みに減退し、大戰の長期化に伴ひ當分回復の見込も薄いのので今後滿洲國貿易が對日依存性の傾向を益々増強することは疑のないところである。よつて兩國政府は日滿支を一體とする所謂圓

滿洲國主要國別貿易 (單位千圓)

	日本		支那		第三國	
	對總額	割合(%)	對總額	割合(%)	對總額	割合(%)
輸出						
康德5年(昭和13年)	416,825	57.4	121,682	16.7	186,947	25.9
康德6年(昭和14年)	517,023	62.4	167,352	20.2	144,199	17.4
輸入						
康德5年(昭和13年)	993,412	78.0	70,715	5.5	210,620	16.5
康德6年(昭和14年)	1,523,653	84.7	64,971	3.6	210,479	11.7

ブロック貿易の調整につき協議を遂げ、康德七年（昭和十五年）八月、日滿支三國の主要貿易品につきそれぞれ交易計畫を樹立、實施することとなつた。

圓域貿易の調整 滿洲國では右の調整方針に對應して次の如き對日貿易管理方策を決定、日滿兩國貿易の圓滑なる運営を期してゐる。

- 一、方針 日滿物資交流の計畫的實行を圖り以て物資物價の統制並びに日圓資金の調整に資するため左の要領により對日貿易の全面的管理を行ふ
 - 貿易計畫の策定 物動物資については康德七年度物動計畫により、物動物資以外については國內需給狀況を考慮して新にこれが準物的計畫を樹立し、兩者を綜合する對日貿易計畫を策定す
 - 對日輸出入の策定に當つては消費物資は必要なる限度にこれを止め生産物資の確保に重點をおくこと
 - 本計畫を確保するため對第三國貿易の調整、輸出品の集貨機構及び輸出入機構を整備し國內の消費を規制す
 - 二、輸出入統制機構の整備
 - 三、奢侈品不急不要品の輸入及び製造禁止
 - 四、輸出入價格の調整 即ち滿洲物價水準を我が國物價水準と同一におくを目標とし輸出入價格の調整に關し必要なる整備を行ふ

康徳七年度貿易 滿洲國においても貿易統計は康徳七年（昭和十五年）十月以降公表を禁止することとなつた。同年九月末における貿易の概要は別表の通りで、即ち輸出總額は四八一、〇〇〇、〇〇〇圓、前年同期に比較し一四、〇〇〇、〇〇〇圓を減じ、輸入總額は、三九七、〇〇〇、〇〇〇圓、前年同期に比し一、〇〇〇、〇〇〇圓を増加し、貿易總計一、八七九、〇〇〇圓、前年同期に比し四、〇〇〇、〇〇〇圓を増加し、これを前年同期に比すれば三三四、〇〇〇、〇〇〇圓の入超増加となつてゐる。

康徳七年の滿洲國貿易（單位千圓）

	康徳7年1月-9月(昭和15年)	前年同期	比較(△印減)
輸出	481,570	596,308	△ 114,738
輸入	1,397,603	1,278,202	119,401
總計	1,879,173	1,874,510	4,663
差引	916,033(入超)	681,894(入超)	334,139(入超)

〇〇〇、〇〇〇圓、輸出三七八、〇〇〇、〇〇〇圓、輸入一、二四一、〇〇〇、〇〇〇圓、差引八六三、〇〇〇、〇〇〇圓の入超を示し、これを前年同期に比較すれば、總計において一五八、〇〇〇、〇〇〇圓を、輸入において一六六、〇〇〇、〇〇〇圓、入超額において一七四、〇〇〇、〇〇〇圓をそれぞれ増加し、輸出において五〇、〇〇〇、〇〇〇圓を減じてゐる。

同相手國別内容（單位千圓△印減）

	總計	輸出	輸入	差引
日本	康徳7年1月-9月(昭和15年)	378,445	1,241,483	863,038(入超)
	前年同期	386,173	1,075,079	688,906(入超)
	比較	158,676	△ 5,728	166,404
支那	康徳7年1月-9月(昭和15年)	139,283	60,222	79,060(出超)
	前年同期	127,804	50,823	76,980(出超)
	比較	20,878	11,479	9,399
第三國	康徳7年1月-9月(昭和15年)	26,901	96,011	69,110(入超)
	前年同期	132,686	152,366	19,860(入超)
	比較	△ 162,140	△ 105,785	△ 56,355

六 戰時經濟統制と産業

なほ相手國別内容を見れば對日總計一、六一九、〇〇〇、〇〇〇圓、うち輸出三七八、〇〇〇、〇〇〇圓、輸入一、二四一、〇〇〇、〇〇〇圓、差引八六三、〇〇〇、〇〇〇圓の入超を示し、これを前年同期に比較すれば、總計において一五八、〇〇〇、〇〇〇圓を、輸入において一六六、〇〇〇、〇〇〇圓、入超額において一七四、〇〇〇、〇〇〇圓をそれぞれ増加し、輸出において五〇、〇〇〇、〇〇〇圓を減じてゐる。

對支那貿易では總計一九九、〇〇〇、〇〇〇圓、輸出一三九、〇〇〇、〇〇〇圓、輸入六〇、〇〇〇、〇〇〇圓、差引七九、〇〇〇、〇〇〇圓の出超となり、これを前年同期に比較すれば總計において二〇、〇〇〇、〇〇〇圓、輸出一、〇〇〇、〇〇〇圓、輸入九、〇〇〇、〇〇〇圓、差引出超二、〇〇〇、〇〇〇圓をそれぞれ増加し、第三國關係では、總計一二二、〇〇〇、〇〇〇圓、輸出二六、〇〇〇、〇〇〇圓、輸入九六、〇〇〇、〇〇〇圓、差引六九、〇〇〇、〇〇〇圓の入超を示し、これを前年同期に比較すると總計において一六二、〇〇〇、〇〇〇圓、輸出一〇五、〇〇〇、〇〇〇圓、輸入五六、〇〇〇、〇〇〇圓をそれぞれ激減し、差引出超額において四九、〇〇〇、〇〇〇圓を増加してゐる。康徳七年度（昭和十五年）貿易においても對第三國關係の貿易の激減、對日依存性の増強、輸出の減少の現象は更に顯著となり、今後この傾向は益々進展するものと豫想されてゐる。

戰時統制の整備 滿洲國では建國とともに經濟建設要綱を決定、産業開發の統制方針を確立し、國防産業乃至公共的の重要産業は公營または特殊會社、準特殊會社をしてこれに當らしめ、次いで康徳四年（昭和十二年）重要産業統制法を制定、統制企業と自由企業分野を明確に規定し經濟統制體制を整備した。かくの如く滿洲國では既に建國以來相當高度の統制が實施されてゐたので支那事變の勃發に際し準戰時經濟から純戰時經濟の段階に進んでも、我が國における戰時經濟統制移行における如き眼まぐるしい統制強化への切り換へは行はれなかつた。

しかし支那事變及び第二次歐洲戰亂の長期化に伴ひ、戰時經濟確立のため従来の統制が強化された新しい部門に高度の統制が加へられ滿洲國の戰時體制は我が國と一體關係において急速なる進展、擴大をみた。即ち康徳四年（昭和十二年）十二月には貿易統制法が、翌年二月には國家總動員法が、次いで四月には鐵鋼類統制法、暴利取締令等が相次いで施行され、また我が國の爲替管理の強化に對して爲替管理令、あるひは臨時資金統制法、その他物資物價、貿易、爲替資金等に關する戰時法令が新しく制定され、或は舊法令が強化改正された。

重要物資の配給統制 更に我が國の物動計畫に即應し重要物資

の配給調整も行はれ、これが圓滑な遂行のため滿洲國の經濟參謀本部ともいふべき企畫委員會に物資・物價・整備の三委員會を設け、物動計畫の審議立案に當る中樞機關たらしめた。同委員會は緊密なる聯繫のもとに、重要物資の配給・物動計畫の樹立・配給順位の決定・配給統制機構の整備・消費規正・價格對策等につき慎重審議の上立案を行ふこととなつた。

配給の順位は一、軍需 二、準軍需 三、官需 四、特需 五、準特需 六、重要民需 七、純民需の別により優先配給が行はれてゐる。

重要物資に關する統制實施機關は殆ど整備されてゐるがその重なるものを示せば次の通りである。

物資別	統制機關	統制範圍
鐵鋼類	日滿商事株式會社	配給、價格、輸出入
非鐵金屬	滿洲輕金屬製造會社	配給、價格
石炭	滿洲共同セメント株式會社	配給、價格、輸出入
輕金屬	滿洲林業株式會社	伐材、配給、價格
セメント	滿洲畜産株式會社	買付、價格、配給
木材	毛皮輸入組合	毛皮輸入
毛皮皮革類	毛皮革輸入組合	皮革輸入
タンニン劑	タンニン統制組合	輸入

羊毛	滿洲羊毛同業會	收買、配給、價格
棉花	滿洲棉花株式會社	生産、配給
原綿、綿製品	滿洲綿業聯合會	收買、配給、輸出入
米穀	滿洲糧穀株式會社	生産、收買、價格、輸出入
飼料	滿洲製粉聯合會	買付、粉生産、輸入、販賣
小麦、小麦粉	滿洲特産專管公社	買付、賣渡し
大豆、豆粕、豆油	滿洲特産專管公社	收買、配給、價格
洋麻	農事會社	收買、配給、價格
麻袋	滿洲特産中央會	輸入、配給、價格
生活必需品	關東州特産中央會	輸入、配給、價格
	滿洲生活必需品株式會社	輸入、配給、價格

◆農産物統制

滿洲國では戰時經濟の進展に伴ひ農産物増産奨励及びその確保を圖り、國內配給の圓滑を期し輸出入を調整するため、各主要農産物に對して統制を實施してゐるがその概要は次の如くである。

米穀管理 滿洲における我が内地人は年々激増し米穀の消費は増大する傾向にあるので、日滿を通じ一體不可分の米穀政策確立のため康徳五年（昭和十三年）十一月米穀管理法を制定公布し同時に特殊會社滿洲糧穀株式會社（資本金一〇、〇〇〇、〇〇〇圓）を設立し、これが統制の實施機關たらしめてゐる。米穀管理制度は米穀の國內自給を目差し生産の統制、確保を期しその需要を調節、適正なる價格維持を圖らんとするもので、滿洲糧穀會社

はこの制度により農民の自家用米を除き市場に販賣するものを適正價格を以て購入し、これを適正價格を以て各地における米穀配給組合に配給、價格の調整を一手に行ふものである。次で康徳六年（昭和十四年）十一月主要糧穀統制法が公布され、高粱玉蜀黍、粟等主要糧穀につき需給、價格調整等が實施されることとなつたが、滿洲糧穀會社は主要糧穀取扱業者に指定され、從來飼料原料としての高粱、玉蜀黍の對日輸出業務は同社に獨占的に取扱はしめてゐる。

特産管理

滿洲國の特産物たる大豆は滿洲國農産物の大宗をなすもので、これが農民經濟、ひいては滿洲國經濟に及ぼす影響は甚大であるところから、これが集荷、配給、價格等につき一元的統制を行ふため、康徳六年（昭和十四年）十一月重要特産物專管法が公布實施され、同法に基づき實施機關として特殊會社特産專管公社（資本金三〇、〇〇〇、〇〇〇圓）が設立され、特産三品（大豆、大豆粕、大豆油）の收買及び配給販賣に當ることとなつてゐる。

麻袋、青麻及び洋麻の統制

滿洲國における麻袋の大半は輸入品で特産品の容器として極めて重要なものである。近來輸入不圓滑から思惑その他複雑な事情のため價格の昂騰著しく、特産輸出の伸張を阻害するに至つたので、滿洲國政府では康徳五年（昭和十三年）十一月、滿洲特産中央會、關東州特産中央會をして新麻袋の輸入、保管及び配給を一元的に行はしめ、これが統制

を行ふこととなつた。更に國內麻袋の原料たる青麻、洋麻についてもその配給を規制し、洋麻については生産別の農事合作社をして一括麻袋紡麻會社に供給せしめ、青麻については滿洲青麻取扱商組合をして内外配給に當らせてゐる。

◆畜産物の統制

從來各畜産物の取引は自由に放任されてゐたが、戰時經濟統制の確立と共に羊毛、毛皮、皮革類についてはそれ／＼統制が實施され需給の調整が講せられてゐる。即ち毛皮及び皮革については康徳六年（昭和十四年）二月、毛皮、皮革類統制法が施行され、滿洲畜産株式會社をして收買、配給を獨占せしめ、その輸入については毛皮輸入、皮革輸入兩組合をしてそれ／＼これに當らしめてゐる。羊毛については康徳五年（昭和十三年）三月滿洲羊毛同業會が設立され收買、配給に當つてゐる。

石油資源調査

滿洲における石油資源は從來絶望とまでいはれてゐたが、康徳五年（昭和十三年）六月阜新炭田において石炭調査中天然ピッチらしい油徴を發見した。滿洲國政府では、調査隊を組織し、全力を擧げて同地方一帯に亘り、石油資源の探査調査を遂げた結果、同所一帯に亘り、東西一〇〇軒に及ぶ雄大な

背斜軸四條あり、世界的油田としての相貌を具備してゐることを確認、滿洲石油會社をしてこれが開發に當らしめたところ康徳七年（昭和十五年）四月に至り東崗ロータリー式第一號井において地下約一〇〇メートルにして高さ二〇メートルに達するガスの噴出あり厚さ一二メートルに及ぶ大油層に到達、相當量の原油採取に成功し、從來の定説を覆へした。また地質精査の結果地下數千メートルに至るまでの間には多數の油層が存在することが豫想されるに至つたので、滿洲國では欣喜して應急施設を整備し、本格的掘鑿採油に着手したがその成果については時局柄絶大な關心と期待がかけられてゐる。更に康徳元年來試掘中であつた札賓諸爾の油田調査も康徳五年（昭和十三年）夏、物理探礦法による精査と地質調査の結果油田として有望なることが確認され引續き探査採掘を試みてゐる。

工業の發展 滿洲における工業は建國以來異常な發展を遂げ殊に産業五ヶ年計畫の遂行に伴ひ、重工業をはじめ、輕金屬工業化學工業、油化工業、バルブ工業、機械工業等幾多の近代的高度工業が相次いで勃興し、その豊富なる天然資源と相俟つて東亞共榮園における自給經濟の核心をなすに至つた。更に各種産業開發の進展に伴ひ、殊に豊富低廉なる水力電氣發電計畫の完成後は新興工業の飛躍的發展が期待されてゐる。康徳六年（昭和十四年）における各業種別工場數は次の如くである。

△紡績業一〇、△金屬工業四六、△機械器具工業三三、△化學

工業三四、△食料品工業一七、△窯業一一、△製材木製品工業一一、△雜工業三〇、合計一九一

製鐵工業は滿洲重工業の子會社たる昭和製鐵所、本溪湖煤鐵公司、東邊道開發三社を根幹としてゐるが、昭和製鐵はその中樞をなすもので鉄鋼一貫作業により鞍山、張嶺の鐵礦開發に當り康徳六年（昭和十四年）春第三、第四次増産設備を完成し、引續き第五、六次の擴張計畫を進めてゐる。同社を中心に所謂鞍山製鐵プロツク八社と稱へられる滿洲住友金屬工業、滿洲ロール、鞍山鋼材、久保田鑄鐵管、日滿鋼管、滿洲鑄鋼、滿洲亞鉛鑄、井口洋行はじめ奉天工場地區の滿洲機器、滿洲鋼材、中山製鋼等二十餘社の鐵鋼工業プロツクが形成されてゐる。本溪湖煤鐵公司是康徳六年（昭和十四年）六月滿洲重工業に統合され本溪湖を中心とする一二地區の豊富なる鐵礦石開發精練に當り滿洲國の鐵鋼生産力擴充に邁進してゐる。

この他康徳五年（昭和十三年）滿洲重工業の子會社として設立された東邊道開發株式會社は東邊道大栗子溝、七道溝、老嶺等の豊富なる鐵礦の開發に、また康徳六年（昭和十四年）設立された協和鐵山株式會社は開原地方の鐵礦の開發に當り、滿洲鐵鋼増産計畫の一翼を擔ふこととなつてゐる。

七 國際地位の躍進

滿洲國としてはかゝる非友好國家群に對する待遇と、一體關係の我が國はもとより友好關係にある修好諸國との取扱に、自ら運庭のあるべき事は當然である。建國以來堅持してきた對外政策の根本方針には何等の變化はないが、その運用につき修好諸國と非承認諸國との取扱に對し、差別ある旨が政府によつて明かにされた。

日獨伊同盟支持 康徳六年（昭和十四年）九月勃發した第二次歐洲大戰に際しては我が國の不介入方針に即應して同一態度を宣明し、次いで康徳七年（昭和十五年）十一月歴史的日獨伊三國同盟締結されるや、日滿不可分共同防衛の關係にある滿洲國は正式聲明を發してこの三國同盟を支持し、未だ正式加盟は行はないが全力をあげて協力を惜まず、東亞新秩序の主要分子の一として益々國力の充實強化に邁進することとなつた。

日本との友好 日滿關係は所謂「一體不可分、一德一心」の關係にあり、大同元年（昭和七年）九月十五日調印された日滿議定書中に明確に規定されてゐるが、更に畏くも、昭和八年三月二十七日わが國際聯盟退盟に際し渙發あらせられた詔書、並びに滿洲國皇帝陛下が康徳二年（昭和十年）五月二日御訪日後、全滿國民に下し賜はつた回鑾訓民詔書にも日滿兩國がともに進むべき道を御示し遊ばされてゐる。更に、日滿兩國一體經濟の實現に關しては康徳二年（昭和十年）七月日滿經濟共同委員會が設置され兩國相互間における重要な經濟問題につき協議連絡を行ひ圓滑なる開發を期してゐる。

外交政策の基調 滿洲國對外政策の根本方針は獨立宣言中に『信義を尊重して力めて親睦を求め凡そ國際間の舊有の通例は遵守を敬謹せざることなし。その中華民國以前各國と定むる所の條約債務の滿蒙新國領土以内に屬するものは皆國際慣例に照し繼續承認し、その自ら我が新國境内に投資して商業を創興し利源を開拓することを願ふもの有らば何國に論なく一律に歡迎し以て門戸開放機會均等の實際に達せむ』と明確に記されてゐる。建國以來同國の驚異的なる發展に伴ひ、康徳元年（昭和九年）三月三日サルバドル共和國が我が國に次いで、西歐諸國に率先承認したのをはじめ、同年四月にはローマ法王廳が特使を派遣して獨立を認め、同年十月にはドミニカ共和國元首が親書を寄せ、康徳四年（昭和十二年）十一月にはイタリヤ、同十二月にはスペイン・フランコ政權、翌康徳五年（昭和十三年）十月にはドイツ、同年十月にはポーランド、翌康徳六年（昭和十四年）一月にはハンガリー、翌康徳七年（昭和十五年）十二月にはルーマニアがそれ／＼承認を與へた。一方滿洲國は康徳六年（昭和十四年）二月には日獨伊防共協定に参加し、また昭和十五年十一月我が國の新支那國民政府正式承認に當り新國民政府と相互にその獨立を認め、正常國交關係を樹立するなどその國際的地位は年と共に向上し東亞共榮園の一翼を擔ふ強力なる地歩を確立するに至つた。

しかるにかゝる嚴然たる現實に對し飽くまで眼を蔽ひ、不承認の態度を持續する國家が少くないのは不可解の一字に盡きるが、

日滿兩國皇室の御親交は年と共に敦厚を加へさせられ滿洲國皇
帝陛下には我が二千六百年祝典に當り昭和十五年六月二十二日再
度我國に御來訪になり親しく御慶祝の意を表せられた。御歸滿後
滿洲國の建國精神は全く我が國華國の大精神に一致し、また滿洲
國の隆々たる國運の發展は偏に我が皇祖天照大神の神助と 天皇
陛下の御稜威の然からしむるところに外ならずとの御信念を御感
得らせられ、この御信念に基づき天照大神を御祭神として奉祀
する建國神廟の御創建を仰出され、鎮座祭を七月十五日拂曉帝宮
中宮の聖地に執り行はせられ御自ら恭々しく天照大神を奉祀し給
ひ滿洲國の興隆と國利民福を御祈念遊ばされた。ついで神ながら
の道を以て國本となすとの詔書を渙發され御躬を以て一徳一心の
大義を御踐行あらせられた。

治外法權撤廢 我が國は滿洲國の健全なる發展を促進するた
め全力をあげてこれを援助したが、滿洲國の諸制度の整備に伴ひ
康徳三年（昭和十一年）六月十日治外法權の一部を撤廢し、次い
で翌年十一月五日治外法權の全面的撤廢を斷行、同時に滿鐵附屬
地行政權の移譲を行ひ、が滿洲國はここに完全なる獨立國として
專心建國の理想實現に邁進することとなつた。

滿洲國はまた、支那事變、第二次歐洲大戰の勃發に對しては全
面的に我が大方針を支持し、國內治安の肅正、張鼓峰、ノモンハ
ン兩事件をはじめ幾多の國境紛争事件に對しては相互に協力、一
體不可分、共同防衛の重責を果した。

新支那と提携 支那新興政府の樹立に對しては滿洲國は喜憂
を領ち、その健全なる發展にあらゆる援助協力を惜まざる方針で
ある旨を聲明、康徳五年（昭和十三年）六月中華民國臨時政府に
對しては北京に通商代表部、天津、濟南に辦事處を設置し、中華
民國維新政府には翌年上海、南京に通商代表部を派し、臨時、維新
兩政府からもその代表を滿洲國に派遣し、相互に代表を交換して
親善増進に力めた。昭和十五年三月中華民國國民政府が樹立され
次いで十一月我が國の國民政府承認に當り、日滿支三國は相互に
その獨立承認を尊重し相携へて善隣友好、共同提携の實を擧ぐべ
きを約し、茲に滿華國交の正常友好關係は樹立された。よつて相
互に大使を交換することとなり滿洲國では康徳八年（昭和十六
年）一月南京に大使館を設置し初代大使として民生部大臣呂榮寰
を任命派遣し、中華民國國民政府は同政府立法委員康隅を初代駐
滿大使に任命、新京に駐在せしめることとなつた。

蒙古 蒙疆政府の成立によつて滿洲國では康徳五年（昭和十三
年）七月張家口に蒙疆代表部、厚和に辦事處を開設、蒙疆政府も新京
に代表を常駐せしめてゐたが、同年九月蒙古聯合自治政府が成立
するや引續き兩代表を存置して友好關係保持に當らしめてゐる。
ソ聯及び外蒙 滿洲國とソ聯とは蜿蜒四、三〇〇軒、外蒙と
は七〇〇軒に互つて直接相接し兩國とも地理的歴史的關係から極
めて密接な間柄にある。建國以來意思の疏通を缺き圓滿なる關係

確立せず、國境の不明確から生ずる邊境地方の紛争事件、國境線
確定、水路、島嶼の歸屬問題、領事館壓迫等幾多の懸案累積し、
康徳二年（昭和十年）成立した北鐵讓渡問題の外は一つとして圓
滿なる解決をみたものなく、甚だ遺憾なる對立状態のまま今日に
及んでゐる。康徳五年（昭和十三年）中における兩國の紛争事件
は一六六件、康徳六年（昭和十四年）においては二三三件の夥し
い數に上つてゐるが、これら紛争事件のうち最も大きな事件は張
鼓峰事件及びノモンハン事件である。

國境紛争の續發 張鼓峰事件は康徳五年（昭和十三年）七月
十二日滿洲國東部國境張鼓峰南方約四〇軒の滿洲國領張鼓峰にソ聯
極東正規軍が不法侵入し來り、日滿兩軍と交戦した。八月十日兩
國の外交交渉によつて停戦協定成立し、次いで兩國國境を明瞭な
らしむるため日滿ソ三國間に國境確定委員を任命協議を行はしめ
たが、ソ聯側に誠意なく未解決のままとなつてゐる。ノモンハン
事件は康徳六年（昭和十四年）五月十一日ソ聯並に外蒙軍が滿蒙
國境ノモンハンの西南方滿洲領内に越境し來たり、我が監視兵に
對し不法射撃を加へ、我が方の反撃により撃退されたが、爾來同
方面に大部隊の集結を企て同地一帯に互り侵略を企圖するに至つ
た。我が方は斷乎これを擊攘すべく、日滿兩軍協力して對戦、日
ソ兩軍はここに飛行機、戰車その他現代機械化部隊の精銳を動員
して數次に互り凄烈無比なる近代戰を展開し世界を震撼せしめた
が、日ソ兩國折衝の結果同年九月十五日停戦協定成り軍事行動を

中止した。更に同地方における國境を確定し紛争の根絶を期すべ
く、日滿ソ蒙四ヶ國の代表者を以て國境委員會を設置し康徳六年
（昭和十四年）十二月チタ市に於いて、次いで翌年一月哈爾濱に
おいて協議を遂げたが兩者の意見一致せず何等圓滿なる結論に達
しなかつた。しかしその後我が東郷駐露大使とモロトフソ聯外務
人民委員の折衝の結果、大局の見地から國境確定は解決をみたも
のと解されてゐる。なほ對ソ關係は我が國の對ソ關係の改善に伴
ひ漸次好轉するものと期待されてゐる。

ドイツ 滿獨兩國の關係は康徳三年（昭和十一年）四月滿獨
貿易協定締結以來親善關係樹立され、次いで康徳五年（昭和十三
年）五月ドイツ政府は滿洲國を正式承認し同八月公使を交換、翌康
徳六年二月には滿洲國が日獨伊防共協定に加盟し滿獨兩國關係は
いよゝ緊密を加へた。更に康徳五年（昭和十三年）九月には兩
國經濟關係の増進に伴ひ貿易協定を改訂して新協定を締結、翌年
三月八日兩國の最惠國待遇を約せる滿獨修好條約追加條約が締結
された。次いで康徳七年（昭和十五年）十一月日獨伊三國同盟成
るや滿洲國は正式加入こそしないが全幅の支持を惜しまざる旨を
聲明しこれを支持した。

イタリヤ イタリヤは康徳四年（昭和十二年）滿洲國を正式
承認し相互に公使を交換、次いで翌年五月には訪滿經濟親善使節
團を派遣し來たり滿伊兩國の政治的經濟的提携の増進を圖らしめ
同年七月滿伊通商航海條約、日滿伊貿易協定を締結、同九月滿洲

國から答禮經濟使節團を派遣するなど兩國親善關係は年と共に密接となつてゐる。

その他歐洲諸國 スペインのフランコ政權とは康徳四年（昭和十二年）十二月相互に承認を行ひ、翌年滿洲國は公使を派遣に決し駐伊公使をして兼務せしめた。ポーランドとは康徳五年（昭和十三年）十二月滿波修好協定を締結し相互に國都に總領事館を設けたが、第二次歐洲大戰のため、ポーランドは首都を失つたので滿洲國は康徳七年（昭和十五年）四月總領事館を閉鎖した。更にハンガリーは康徳六年（昭和十四年）一月に、ルーマニアは康徳七年（昭和十五年）十二月滿洲國を正式承認し友好關係を樹立した。

八 國軍充實と國兵法施行

國軍の態容整ふ 滿洲國軍は建國と同時に組織され、大同元年（昭和七年）三月軍政部官制の發布と同時に制定された陸海軍條令により、張軍閥の羈絆を脱して新たな發足をなした。次いで康徳元年（昭和九年）三月帝政實施に伴ひ、國軍は皇帝親率の軍隊たる自覺に燃え、國軍精神は大に振起され、宣誓式實施、軍人誓文八箇條制定、軍人勲論の賜、軍旗親授、功臣叙勳、大典觀兵式、皇帝御親裁特別大演習實施等が相次いで行はれ、内容整備と相俟つて國軍の面目は全く一新することゝなつた。更に陸海軍條

令の改正によつて國軍の編成は第一より第五の五軍管區軍及び興安東、北西省警備軍を統合興安第一警備軍に、興安西、南西省警備軍を興安第二警備軍にそれぞれ改編した。ついで康徳三年（昭和十一年）六月興安警備軍は再び省警備軍となり、同年七月第六軍管區軍が、康徳六年（昭和十四年）には第七、第八が、翌年には第九、第十各軍管區軍がそれぞれ新設された。

この間武官令の制定、國兵法の施行をはじめ裝備の充實、教育訓練の徹底、軍規の肅正等幾多特筆すべき國軍の整備、擴充が行はれ近代國家の國軍として世界に誇り得る威容を整へた。昭和十二年七月勃發した支那事變に際しては國內邊境地方の防衛はもとより遠く蒙疆の僻地に軍を進め我が軍と行動を共にし、また昭和十四年五月外蒙國境地方に勃發したノモンハン事件に當つては挺身玉碎よく我が軍と協力奮戦し日滿共同防衛の重責を果して幾多輝かしい勳功を樹立した。

國兵法の施行 滿洲國軍の整備に劃期的躍進を與へたものは國兵法の施行である。滿洲國政府ではかねて國防國家の實現に資するため國民總服役制度の實施を計畫、康徳六年（昭和十四年）十月國務總理大臣を委員長とし官民名士多數を委員とする人民總服役制度審議委員會を組織し、人民總奉公の根本主義による兵役制度と公役制度の實施方法につき慎重研究調査を進めてゐたが、公役制度は時期尚早との結論に達し兵役制のみを切り放して單獨に施行することゝなり、國兵法及び國兵法施行令を制定、康徳七

年（昭和十五年）四月十一日これを公布し同月十五日から實施した。この國兵法は滿洲國の徵兵制度を規定せるもので、その概要を摘記すれば次の通りである。

兵役服役義務者は滿洲國人民たる男子で、六年の徒刑または禁錮以上の刑に處せられたもの、壯丁適齡を過ぎて滿洲國人民となつたものは除外されてゐる。滿洲國人民とは滿洲國內に生活の本據を有するもので、出稼中の山東勞務者、白系露人等は除外されまた我が國兵役法の適用を受ける在滿日本人も除外されてゐるが志願によつて服役が認められてゐる。適齡は滿十九歳、服役は現役のみで待命役はなく、期間は三箇年となつてゐる。但し兵種により或は成績優秀なるものは一箇年以内短縮される。壯丁適齡に達した時は原則として家長が届出で、壯丁検査は生活本據の所在地の徵兵區において行ふ。國民高等學校、あるひはこれと同等以上の學校、日本の中等學校あるひはこれと同等以上の學校に在學中のものは徵集が延期される。家族中同時に二人以上入營し家事に支障を生ずる時は一人の入營は延期することを得るとされ、なほ家族の生活困難なものは兵役免除の特典が與へられてゐる。在役兵の家族に對しては各種の生計補助や援護が行はれ銃後生活の安全が保障され、服役者及びその家族に對しては各種の名譽、特典、優遇が與へられ軍人優遇の方法が講ぜられてゐる。

九 開拓再検討と北邊振興

日滿兩國の基幹國策たる開拓事業は支那事變の長期化に伴ふ我が國の勞務者不足、殊に農村における勞力不足と中小商工業における轉業者問題の進展によつて新しい注目を惹くに至つた。我が國の農村勞力の不足に對應する開拓事業の再検討は各方面において論議され、また昭和十四年の第七十四議會では貴衆兩院の問題ともなつたが、抑々開拓事業が日滿兩國の基幹國策としてその完遂を推進せんとする要因は、所謂八紘一宇、肇國の大精神によつて滿洲國の健全なる發展を育成し、東亞新秩序培養據點の完成を目差す高邁なる理想の顯現を目的とするもので、唯に我が農村過剩人口の轉出による功利的農村更生を計らんとするものではない。

百萬戸開拓計畫 日滿兩國政府では康徳三年（昭和十一年）八月兩國を一體とする根本國策として百萬戸開拓民計畫を樹立、翌康徳四年（昭和十二年）度より向ふ二十箇年間にこれを完遂せんとしてゐる。同計畫は四期計畫に分れ、各期を五箇年とし、第一期十萬戸、第二期二十萬戸、第三期三十萬戸、第四期四十萬戸、他に百二十萬の青少年を移住せんとするもので、康徳四年（昭和十二年）度から着々實行に移された。次いで、康徳六年（昭和十四年）支那事變の進展に伴ふ東亞の新事態に即應して、開拓政策

の基本理念、遂行方策等に對し、再検討が加へられ、數次に互る兩國政府當事者の協議を経て同年十二月兩國政府閣議の承認を終へ、百萬戸開拓遂行に關する基本要綱が決定した。日滿兩國政府では右要綱に基づき現在の、あるひは將來起り来る如何なる困難なる障礙といへどもこれを克服文字通り不退轉の堅き決意を以てこれが完遂を期すべきである。

同要綱は日滿兩國の一體的な重要國策として東亞新秩序建設のため道義的新大陸政策の據點を培養確立するを目的とし、特に日本内地人開拓民を中核として各民族、開拓民及び原住民との調和を圖り、日滿不可分關係の強化、民族協和の達成、國防力の増強、及び産業の振興を期し、併せて我が國農村の更生發展に資せんとする基本方針を再確認し次の如き實施方策を確立した。

開拓基本方策

- 一、日滿兩國一體の重要國策たるに鑑み、兩國の協力分擔部門の責任範圍を明かにし、兩國を貫く一元的統制のもとに圓滑なる實施を期する。
- 二、開拓事業の中核たる日本内地人開拓民の急速なる増加を計り、これを核心として朝鮮人開拓民を綜合的に考慮し全體的計畫の下に原住民との調和を圖る。
- 三、農地擔稅、移住形態、移住定着、行政經濟機構、農業經營農村構成、農村生活等につき開拓目的に即應する基礎的の制度を確立し、これが助成施設を講ずる他、開拓民の訓練を遺憾なく

らしむることを期す。

四、青少年義勇隊指導統制機關として日滿兩國の開拓關係機關の協力合作による訓練本部を設置し、義勇隊訓練の一元的指導統轄に當る。

五、日滿兩國開拓關係機關の整備擴充を行ひ、これが連絡につき遺憾なきを期す、これがため拓務委員會の機構を擴充し、滿拓公社の改編を行ひ滿鮮拓殖會社を統合す。

七、開拓豫算の負擔原則を決定し、日本國內において要する經費及び個別的補助は日本政府において、滿洲國內における助成施設等については滿洲國政府において、共同補助は兩國政府均等に負擔し、青少年義勇隊に關しては日本國內の經費、渡航費等は日本政府で、滿洲國內の施設助成は日滿兩國政府で同額を負擔する。

八、女子開拓民の積極的進出を鼓吹すべき有効適切なる施設を講じ、日本各地に開拓民配遇者養成機關並に女子指導者の養成訓練施設を整備する。

九、開拓民移住及び原住民の指導調整には滿洲帝國協和會の活動を促進する。

等開拓民諸政策の全部門に互つて實施基本要綱を確立した。同要綱はまさに開拓事業の一大期限を劃するもので、これが措置として滿拓公社設立に關する協定書の了解事項、公社定款等に適切な調整を加へ、なほ必要に應じ日滿兩國間に取極めを行ひ、康徳

滿洲開拓民實績 戸口人口一覽

集團開拓民	151村	18,802戸	37,766人
集合開拓民	132	3,052	6,773
計	283	21,854	44,539
青年義勇隊	(84所)		32,572
鐵道自營村	23	425	1,285
右 計	84所 306村	22,279戸	78,396人

但し鐵道自營村は十四年七月現在

開拓再検討と北邊振興

七年(昭和十五年)度からこれを實施することとなつた。百萬戸開拓事業はここに本格的實行期に移行したものとふべきである。

呼稱の改正 なほ從來移民と稱へられてきた名稱も、すべて開拓と改稱され、移民國策は開拓國策に、移民團は開拓團に、集團移民は集團開拓民に、自由移民は集合開拓民とそれら呼稱されることとなつた。滿拓公社調査に基づき康徳七年(昭和十五年)六月末までの開拓民の實績は別表の通りである。

開拓民各種別内譯

集團開拓民内譯				
第一	次	1團	294戸	1,267人
第二	次	1	413	1,378
第三	次	1	203	782
第四	次	2	417	1,232
第五	次	4	1,037	3,167
第六	次	18	3,816	11,154
第七	次	22	3,924	8,519
第八	次	40	6,242	7,911
第九	次	62	2,356	2,356
合 計		151團	18,802戸	37,766人
集合開拓民内譯				
舊來自由	一般農業	50團	1,463戸	3,592人
	煙草	6	148	487
	林業	5	332	1,555
	その他	6	237	257
計		67	2,170	5,891
新合	規	65	882	882
合 計		132團	3,052戸	6,773人

26	岩手	773
27	埼玉	772
28	大分	771
29	福岡	759
30	大阪	687
31	京都	681
32	山梨	679
33	青森	663
34	秋田	656
35	鳥根	608
36	宮崎	603
37	和歌山	601
38	徳島	591
39	東京	561
40	三重	544
41	滋賀	532
42	福岡	480
43	高知	444
44	千葉	357
45	沖繩	339
46	奈良	310
47	神奈川	178
合計		42,106

青少年義勇隊

順位	府 縣 名	送員數
1	長野	2,795
2	山形	1,869
3	石川	1,572
4	熊本	1,547
5	福岡	1,479
6	廣島	1,477
7	新潟	1,363
8	鹿兒島	1,288
9	香川	1,215
10	宮城	1,146
11	栃木	1,093
12	茨城	1,090
13	岐阜	1,055
14	静岡	1,054
15	佐賀	979
16	岡山	951
17	北海道	924
18	長崎	886
19	愛媛	869
20	群馬	863
21	富山	822
22	兵庫	800
23	鳥取	799
24	愛知	798
25	山口	784

義勇隊内課		所	人
基 本		4所	9,779人
特 別		3	3,454
實 務	甲	34	4,692
"	乙	10	6,862
"	丙(吉林・樺太)	2	660
"	滿 鐵	31	7,125
計		84所	32,572人
鐵道自警村		32村	425戸
			1,285人

開拓民出身府縣別

順位	府 縣 名	送員數
24	東京	265
25	三重	263
26	福岡	259
27	大分	229
28	愛知	209
29	愛媛	189
30	鹿兒島	176
31	山口	171
32	兵庫	164
33	徳島	157
34	鳥取	145
35	鳥根	139
36	和歌山	138
37	長崎	137
38	京都	137
39	千葉	126
40	佐賀	113
41	宮崎	102
42	神奈川	93
43	滋賀	87
44	沖繩	53
45	奈良	44
46	大阪	24
その他		545
合計		19,165

順位	府 縣 名	送員數
1	長野	2,887
2	山形	1,550
3	宮城	1,234
4	新潟	891
5	秋田	746
6	石川	734
7	群馬	716
8	福岡	697
9	熊本	680
10	香川	535
11	埼玉	528
12	茨城	477
13	岐阜	385
14	山梨	356
15	静岡	346
16	岩手	339
17	青森	336
18	福岡	336
19	廣島	299
20	富山	297
21	高知	286
22	栃木	279
23	岡山	266

康徳八年度の計畫 康徳八年(昭和十六年)度開拓計畫としては集團開拓民一六、〇〇〇戸、集合開拓民九、〇〇〇戸、青少年義勇隊三〇、〇〇〇人が豫定されてゐる。なほ我が國における中小商工業者の轉失業対策のため康徳七年(昭和十五年)度計畫としてこれら轉失業者五、〇〇〇戸を三月までに各地既設開拓團に補充移住せしめ、康徳八年度計畫としては集團開拓民三二團八、〇〇〇戸、集合開拓民四〇團二、〇〇〇戸、合計一〇、〇〇〇戸の大量移住が豫定されてゐるが、中小商工業者轉失業問題対策の一翼としてその成果には大きな期待がかけられてゐる。

◆北邊振興計畫

國防上の意義 滿洲國ではかねてソ聯との接壤地域たる間島・牡丹江・東安・龍江・黑河・北安・興安北省の國境地帯八省の國防力を強化充實し、産業はじめ交通・通信等の積極的開發を圖り民生振興を期するため、國境地方振興計畫を立案中であつたが康徳六年(昭和十四年)五月、三箇年一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇圓の巨費を投じて北邊振興計畫の實現を期することに決定、同年より直ちに實施に著手した。同計畫は産業開發五箇年計畫、開拓政策とともに滿洲國建設當面の三大重要國策をなすものである。同計畫の内容は軍備の増強、産業開發五ヶ年計畫及び開拓政策の遂行に對應しつつ、交通通信の完備並にこれに伴ふ輸送力の増大、都市の建設、特に電氣、給水、防水、防衛諸施設の完備、農畜産物の増加並に諸産業の發展、物質の配給、集積施設の増備、所要勞

働力の十分なる配給、防疫施設の普及等に全力を傾倒し、必要に應じては行政機構、民間關係會社團體等の機構の擴充を行ひ、その實現を期せんとするもので、これに要する總豫算一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇圓のうち滿洲國政府二〇〇、〇〇〇、〇〇〇圓、特殊會社二〇〇、〇〇〇、〇〇〇圓、滿鐵六〇〇、〇〇〇、〇〇〇圓、〇圓を分擔し、三箇年計畫で康徳八年(昭和十六年)末までには主要方面の基礎的建設を終了する豫定となつてゐる。同計畫の全貌は次の如くである。

一、交通、通信、航空諸機能整備刷新

- (イ)鐵道に關しては既定方針に従ひその敷設を促進すると共に保修、運輸機能の整備、他の運輸機關との連絡等に就き遺憾なきを期す、これに要する總計費約六〇〇、〇〇〇、〇〇〇圓。
- (ロ)道路に關しては自動車道路の整備に重點をおき、自動車道路と鐵道その他の交通機關との連絡を完全にし、なほ保修に關する諸方策を講ずる、道路新設總延長は約七、〇〇〇軒の豫定である。
- (ハ)自動車に關してはサービス・ステーションの整備・車種の制限數量の増加、従業員の養成、素質向上等に考慮を拂ふ。
- (ニ)通信についてはケーブル化及び北邊地方電氣通信網の整備を促進すると共に、補助通信施設の利用につき考慮し、有線電話の新設延長は約四〇、〇〇〇軒の豫定である。
- (ホ)放送に關しては北邊文化向上のため特に意を用ひ、放送局

新設と共にラジオ塔約五〇箇所、共同聴取施設二、〇〇〇箇所を設置する。

- (ヘ)郵政に關しては國民の便宜を圖るため郵政施設の整備擴充を目標とし、郵政管理局の設置、郵政局並に辦事處増設、移動郵政局の新設、遞送施設の改善、取扱業務の擴張を圖り、増設郵政局は約三〇〇と豫定されてゐる。
- (ト)航空に關しては國營飛行場の増設整備、一般空路の整備擴充を圖る。
- (チ)都市防水及び河川改修に關しては各都市の火災対策確立及び水路並に航運の整備に重點をおき、海拉爾その他主要都市に防水対策築堤、航路開拓を行ふ。

二、電氣、給水の整備並に都邑計畫

- (イ)電氣に關しては北邊文化施設の増大を考慮し、電氣供給設備の新設、擴大及び改善を圖り、山間僻地に至るまで悉く電化する計畫で、新設發電所約三〇、經費約一〇〇、〇〇〇、〇〇〇圓が豫定されてゐる。
- (ロ)給水に關しては都邑給水各種施設の充實を圖り、特に地下井水の供給につき大規模の方圖を講じ、その經費約九、〇〇〇、〇〇〇圓を豫定す。
- (ハ)都邑に關しては先づ都邑内における公共施設を完備し、街路の整備を行ひ、以てその股賑勃興を期し、その經費約五、〇〇〇、〇〇〇圓を計上す。

開拓再檢討と北邊振興

三、開拓事業

北邊振興一般方針に準據し、日本開拓民並に北邊振興に適應せる優良なる朝鮮開拓民及び現住民は國境接壤地帯に定着せしめ、特に從來の無住地帯に對しては開拓青年義勇隊及び一般優良開拓民の積極的入植を圖り北邊の強化に努めしむ。これがため北邊地帯における農地増成は二三〇、〇〇〇ヘクタールを豫定し土地改良費は約二二、五〇〇、〇〇〇圓を計上す。

四、勞力の確保

北邊振興に必要な勞力需給を合理的に調整すると共に、勞働者の爭奪防止、賃金の規定、勞働衣食の補給等につき遺憾なからしめ、以て勞働力を確保し建設事業の圓滑遂行を圖り、勞働者合同宿舍の設置にも力を致す。

五、物資の調達集積

(イ)農産、水産物に關しては現地生産を目標とし積極的増産を樹立すると共に、極力これが助成を圖る。農産に關しては新規開墾面積を三七〇、〇〇〇ヘクタールとし、單位生産量増進のため試験研究機關の整備擴充、適作の選定、適種の育成、優良種子の増殖普及、病蟲害の豫防驅除、栽培法の改善等を圖り、農業經營の合理化を圖ると共に興農合作社の増設を行ひ、燕麥、乾草、粟、大麥、小麥、水稻、蔬菜その他日常食糧品等の増産を行ふ。畜産に關しては牛馬鶏等の積極的増産を圖り獸疫防止に力を盡すと共に、種牛牧場の増設、基礎牝畜の維持、優秀牝畜の

養成、牧野の改善利用、興農合作社による生産物の共同處理を實施す。牛豚鶏の増殖目標は約八、〇〇〇、〇〇〇頭とす。水産に關しては漁業に對する補助金の交付、事業の開拓増加、増殖場の設置、放流養殖の實施と共に水産實行合作社を新設または擴充し、生産資金の融通、生産資材配給の圓滑化、共同施設の整備、水産加工品の増産を圖る。水産の増殖目標は約二五、〇〇〇噸である。

(ロ)資材の取得配分に關しては特に遺憾なきを期し、中央地方整備委員會を設置、各種配給組合の整備増設、物價取締機關の擴充強化を圖ると共に物資の保管貯蔵については、保税倉庫または貨場を設置す。右保税倉庫は先づ佳木斯、牡丹江二箇所に設ける。

(ハ)建設資材は優先的に北邊に配給する。また民間業を潤すため資材は出來得る限り現地調辨を行ふべく、修理工場、セメント工業、煉瓦工業、農畜水産加工業、石炭鑛業、採炭業等地方産業の振興を圖る。

六、防空施設の徹底

北邊地方における國防的諸建設に關しては重要都市及び重要施設につきその防空施設を擴充強化し、民生保全の諸工作を實施する。

七、保健防疫

北邊重要都市三五箇所に病院を設備、五〇箇所に衛生材料の大

量貯蔵所を設ける。

八、福祉施設

福祉施設として一、〇〇〇、〇〇〇圓を計上して北邊地帯新居住者のため住宅、宿舍、託兒所、集會所、演武場、圖書館、娯樂機關を設置する。

右要綱に基づき滿洲國政府では康徳六年(昭和十四年)度においては關係豫算五一、二〇〇、〇〇〇圓、翌康徳七年(昭和十五年)度においては八六、九〇〇、〇〇〇圓、内譯土木交通費四九、〇〇〇、〇〇〇圓、産業費四、〇〇〇、〇〇〇圓、福祉厚生關係費約四、〇〇〇、〇〇〇圓、警備費二、〇〇〇、〇〇〇圓、保健衛生關係費二、〇〇〇、〇〇〇圓、勞務關係費一、〇〇〇、〇〇〇圓その他二五、〇〇〇、〇〇〇圓を計上してこれが實施に當つた。

しかし康徳六年(昭和十四年)第一年度における實績は資材勞力不足を克服、豫定計畫の八五%を完成する好調を示したと發表された。

支那

一 地方的和平政權の發展的解消

昭和十二年七月七日蘆溝橋畔一發の銃聲に端を發した北支事變は、日本當局の不擴大方針にもかかわらず、自己の勢力を過信し搦て加へて、事あれかしと待機してゐた中國共產黨の使喚に煽動された蒋介石一派の抗戰到底の呼號の下に、燎原の火の如く燃え盛り、八月十三日には遂に中支、上海にまで戦火は擴大、茲に極東未曾有の戦亂支那事變を産み出だすに至つたのである。この間皇軍の威武は北中支、蒙疆の各地に普く翌十三年十月十二日には南支バイアス灣に無血上陸を敢行、ついで海南島、廣西省における要衝南寧をはじめ佛印國境にまでその巨歩を進めた。

しかしわが聖戰は敵地における破壊にのみ急であつてはならない。東亞新秩序建設の最後目標に達する過程として、ある程度の破壊は已むを得ずとしても、その廢墟にやがて芽生える正しい和平の息吹きを育て行かなければならない。これが今次聖戰の特徴であり、戦火治まると同時に早くも反蔣親日、防共提携を標榜する新和平政權の成立をみ、戦火に流亡せる民も復歸するも

地方的和平政權の發展的解消

の日を遂うて増加し安居樂業の理想の實現は、今や新生中華民国の首都南京において既に帝國の正式承認を得た新中央政府がすぐすくとして育成されつゝあるといふ事實が十分に裏書してゐる。さて皇軍が戦亂の渦中においてよく其の占領地域の治安を維持し地方諸政權を擁立し、もつて今日の中央政府誕生にまでいたつた経過につき概略してみよう。

(一) 治安維持、自治委員會

北支の戦火が漸く北京天津地區を離れた八月一日、早くも天津においては高凌霨を首班とする天津治安維持會、翌二月には江朝宗を會長とする北京治安維持會の誕生をみた。右の二例を嚆矢として、戦火治まれる占領地域には北中南支の區別なく各地市邑の先覺、有識者らが相集り日本軍の強力なる支援の下に治安維持會乃至は自治委員會を組織し、名の示すごとく各村邑郷鎮の治安維持秩序回復に當つたのである。しかしてその各々が國民黨容共政權の打倒、絶對親日政權の確立、一般民衆幸福翼願、亞細亞民族の發展團結を共通の綱領として難民の救済、治安回復、盜難豫防、戸籍調査等に力を盡し、やがて産れ出るべき統一政權への母體としてあるひは省市政府の前身として、またある地方ではそのまま地方自衛團に改組されるまで、消極的ではあるが、堅實な歩みを續けたのである。

(二) 地方和平政權

いはゆる治安維持會、自治委員會よりやゝ高度の政治的機構を

有するものに上海浦東に成立した大道政府ならびに蒙疆地方に結成された蒙古聯盟、察南および晋北の三自治政府がある。

(イ)大道政府 事變が華中に波及するや、戦火は先づ上海に勃發したため、上海を中心とする地域の混亂は言語に絶し、かつて中國統一を誇つた經濟的地位も一朝にして覆されるにいたつた。幸にして皇軍の威武は將軍を徹底的に壓倒し、遂に滬甯附近よりこれを驅逐するにいたり、昭和十二年十二月蘇錫文を首班とする大道政府が浦東に成立し天下一家、四海兄弟、世界大同、以道立國、祛除國共兩黨、東洋の和平確立などを綱領とする所謂大道主義をもつて建國の要諦とした。越えて昭和十三年三月二十八日南京に維新政府誕生するや、大道政府は維新政府に合流して督辦上海市政公署と改稱、蘇錫文を上海市政督辦に任命し、同年六月二十七日上海南市自治委員會を接收したことはじまり滬北、寶山その他近隣の群小自治委員會を統合接收し、同年十月十六日傳宗耀を市長に、蘇錫文を秘書長とする上海特別市に昇格したのである。

(ロ)蒙疆自治政府、同聯合委員會 支那事變に伴ふ東亞政治體制の一大轉換は内蒙古における政治動態を根柢から變革した。徳王以下の蒙古聯盟自治政府は昭和十二年十月二十七日厚和において成立し、長城以西を政治行政範圍としたが、これよりさき長城線以東の察南、晋北地區では既に同年九月四日張家口において于品卿、杜運宇、陳玉銘ら親日華系要人が日本勢力の指導下に察南

自治政府を結成し、十月十五日には晋北地區大同において清朝以來の名望家たる夏恭一派を中心として晋北自治政府が組織され、單に長城線以西の内蒙古族固有の地方のみならず、察南、晋北兩地區の華人居住地域も完全に舊國民政府より獨立した。

以上の三地帯は滿洲國と軍事的地理的乃至は防共上不可分の相關關係にあるのみならず民族、資源、交通、文化の點からもまた密接なる關係を有するため、各地區の行政は相互の相關關係を保持しつゝ運用することの必要に逼られ、同年十一月二十二日各政府派遣の委員より成る蒙疆聯合委員會が張家口において成立し、ここに全地域を合する所謂蒙疆地區が出現したのである。かくて蒙疆聯合委員會は産業、財政、交通、民生、保安の各部門に關し夫の自治政府よりその機能の一部を委讓され、委員會内部に總務、産業、財政、交通、民生、保安の六部門に互る各専門委員會を設置して全蒙疆を通ずる諸政策の綜合的組織化に邁進するとともに、各自治政府は蒙疆聯合委員會の指令によつて次第に統合されて來たのである。かくて蒙疆聯合委員會は事實上蒙疆建設に對する最高統制機能を有するにいたり、やがてこれを中心とし三自治政府を打つて一丸とする蒙古聯合自治政府を成立すべき前提的政治機構に躍進して行つた。

(三)臨時政府

敵首都南京陥落の翌日昭和十二年十二月十四日を期し北支民衆の待望裡に王克敏を首班とする中華民國臨時政府は、更生支那の

中央政府として北京に華々しく成立した。青天白日旗に代ふるに五色旗をもつてし、新政府の根本方針を反共和平反蔣の下に闡明した。昭和十三年一月十六日帝國政府は「蔣介石を對手にせず」との重大聲明を發し、帝國の臨時政府に對する確乎たる態度を中外に表明したのである。

臨時政府成立宣言

國民黨政權を竊擧して民衆を隔閡する

こと十有餘年、災禍論りに臻り稅斂苛細、内に民生を剝奪して虐政相踵ぎ時に大地目に崩れ反覆して共黨を容納す。倒行逆施社稷の將に顛覆する事を顧みず、猶且つ恬として恥を知らず共黨の唾餘を拾ひて「黨權は一切の上在り」と邪説を唱へ國家を私す。遂に釁を隣邦に構へ同種相食む。口に焦土抗戰を呼號するも百戰百敗數月を経ずして國都を喪ひ省市の半數を喪ふ。夫れ既に内容の朽腐を知らば何すれぞ輕卒に干戈を動かす。また既に戰備十年にして如何にして斯くも脆きや。頻年國防の名に託して消耗せし金錢幾十億に達するや測り知るべからず。若し正途に用ふれば斯かる摧枯拉朽に至らざるべく、しかも其の大部分を着服せしこと審核を俟たざるも明なり。彼らは廉潔を標榜すれど實は金を外國に運びて名を化して儲金をなしある事公然の祕密なり。また正義、廉恥を倡道するも魑魅魍魎なるものは白晝公然に出で要論に盤路し綱紀を蕩然せしめ、加ふるに公論を撲滅し黑白を顛倒し、廣く狂犬を飼ひ正人を狙殺せし事十餘年來の事實たり。今や首都既に喪ひて惶惶として遁走し自

地方的和平政權の發展的解消

ら收拾する事能はず、同胞の生命何處にか託せんや。茲に同人相謀りて中華民國二十六年十二月十四日北京において臨時政府を樹立す。志は民主國家を回復し、汚穢なる黨治を洗滌するにあり、絶対に共產主義を排除するにあり、産業を開發し民生を向上するにあり、權責を制定し中外相安んぜしむるにあり、すべて従前政府の對外事務にして既に國民に公にしたるものは吾人之を代りて一切の義務を負ふ。萬惡の國民政府宜しく容共に罪を悟り、民生を關せし罪を陳謝し、また引責下野して人民に政權を還すべし。若し頑にして大言私語な任じめずして其の罪を被はんか、陸沈の禍は許容すべからざるものあり、以上の如き國民黨の政策悉く誤りなるも國民黨中にも老成碩望の士に乏しからず。吾らと同じ心理を有するものあり。吾人は始めより區域分別の見解を有せず。諸公君臨せられれば共に大局支持に當らん。要するに東亞同志なるが故に決して一律に排斥する意思なし。天下の公器なるため一黨一派の壟斷を許さず。區々たる心は天日に誓ふべし。同人は世變に飽經し、垂暮の企圖無し。但し中國人として祖國の手により祖國の斷興することを見るに忍びず。故に暫し立ち上りて大難を冒して其の所信を遂行するものなり。然し將來において國家の政治軌道に復歸すれば、吾らは相携へて郷里に歸るべし。茲に宣言す。

臨時政府の業績

かくて臨時政府は日本の強力なる支持の下に地方制度の改正、北支開發株式會社に包含される政府特殊法人

たる華北交通その他による華北の交通、産業の振興、更に北支海關の接收（昭和十二年十二月二十六日）關稅改正（昭和十三年一月二十一日）新民會による文化、教育、宣撫の實踐などの實績を擧げて来たが、なかでも中國聯合準備銀行の創設は華北における金融財政上の統一を意味する點において特筆するべきである。

中國聯合準備銀行は昭和十三年二月中國聯合準備銀行條令が公布され、同年三月十日にその開業をみたのであつて資本金五千萬圓（半額拂込）の出資は政府民間半々とした。その銀行條令第一條に「通貨を安定し金融を統制」とある如く、本銀行の究極使命は法幣の追放、聯銀券への信認集中が先決要件となるわけで、それには臨時政府は中國聯合準備銀行に貨幣の製造及び發行の特權を附與して聯銀券を唯一の國幣と定め、その對外價值を圓貨と等價ならしめることによつて事變前華北に流通してゐた中國、交通その他三十餘種の雜幣の整理に邁進したのである。聯銀券が後に述べらる華興券と異り中央儲備銀行の貨幣發行にもかゝらず、その特殊性を認められ存續されるのは全く以上の如き特質からである。

(四) 維新政府

戰禍華中に普く、その前途全く暗澹たるころ僅かに各地有識者により治安維持會または自治委員會が組織され、各鄉村の自治に努めたといへ、區々として聯携協力に缺くる所があつた。かうした國家危急の秋、早急に確乎たる中央政府が樹立されねば現下

の難局を打破して容共の禍根を艾除し、政治を軌道にのせること不可能なるは論をまたない。民衆がかうした事實を認識しはじめた折柄、華北に臨時政府が生誕したため華中民衆のこの種要望は拍車をかけられ、こゝに華中中央政府準備委員會が上海に組織され、臨時政府および我が關係當局との密接な提携の下に、遂に昭和十三年三月二十八日梁鴻志を首班とする中華民國維新政府が南京に成立した。維新政府は其の成立宣言において、維新政府の性質は暫定的なものであり、臨時政府と對立の意志なく、將來中央所管の事項は臨時政府と協議處理し、かつ津浦、隴海兩線の交通回復後は臨時政府に合併すべきことを明白にした。

維新政府成立宣言 近年百政腐敗し群小朝に滿ち外交を辨へず只豪語を誇る。民を教へずして戰をなましめ軍備無く空言を恃む。實に人命を犠牲となし國家を賭ぐるに止まらず、遂に祖國を塗炭の苦しみに陥れ、都を廢墟となし、萬靈に煙なく四民業を失ふに至る。國家に富るもの師を裏ふこと益々多く捷報愈頻なり。失地益々多く搾取愈々甚し。未だ一時を擧げ以て過失を省み、一言を出して己を罪せるものあるを聞かず。焦土政策は自殺に等しく容共は寇を招くに同じ。これ中國有史以來唯一の惡政府にしてその居心行事は蓋し桀紂も肯んぜざるところ、闖獻も忽びざるところなり。現在四川に偷安し湖北、湖南に潜伏すると雖も、私かに呼號するをもつて自ら樂しむのみにて既に統御の力を失へり。同人等義憤に激し急に起ちて亡を救ひ舊を

除き新を布き民を更始せんとす。爰に三月二十八日南京首都に

中華中國維新政府を再建す。その唯一の使命は則ち領土主權を戰前狀態に復し、隣邦と友誼をもつて交り、敦睦に歸し、國民をして戰火の苦を免れしめ、同民族をして同族の争をなからしめ、我が國古來の道德に基き東亞の和平を確立し、更に歐米列國と連絡を保持す。維新政府の成立は江蘇、浙江兩省の事實に基き、その性質は臨時のものにして臨時政府とは始より對立の心なし。將來中央所管の不可分のものは臨時政府と協議處理すべし。津浦、隴海兩鐵道の交通回復したる後は臨時政府と合併す。蓋し同人らは常に國內に對峙の兩政府あるを願はず、秩序回復し流民を慰撫し農村を安定し、商業を復興せしめることは凡て目前の急務なり。謹んで當に群力を集合し逐一進行し、以て老父母子弟兄弟をして常業を安んじ漸時に生氣を復さしむべく、人民のために聊かたりとも兵災を減少せしむるには則ち國家のためにより多くの元氣を養ふこととなる。これを醫療に譬ふれば治療を急速にして病既に除かるゝを待ち、徐々に養生を圖るべし。敢て治療を空談し富強を豪語し、もつて我が困苦九死一生の民衆を欺かんとするものに非ず。明かに知る。荆榛地に通く烽火天に滿ち、祖國を灰燼に歸し窮民を損傷せしめたる後は功を表はすこと容易ならず、着手最も難きを。たゞ各智能を盡し使命を完成すべきことを天民ともに誓うて渝らず。茲に民衆に告ぐ。

地方的和平政權の發展的解消

維新政府の業績 成立以來維新政府は民生を安んじ、治安を

確保し、沈滞せる經濟の挽回に力を致すとともに、特に外國權益の多い華中地區における外交折衝にも當る必要あり、しかもこれらの困難を徐々に排除しつゝ上海はじめ各海關の接收、稅率の改正を日本當局の援助の下に斷行し、更に大民會を通じて文化教育の振興、良民の宣撫に當つた。殊にその經濟再建における功績は顯著なるものがあり、中支振興株式會社に包含される華中鑛業、華中電氣、華中鐵道、淮南炭礦などの各株式會社を政府の特殊法人として、よく交通産業その他の開發に盡力したのである。加ふるに昭和十四年五月一日華興商業銀行が維新政府の法人として設立され、同十六日開業するにいたり、華中金融財政界にまた一脈の光明を見出すこととなつたのである。華興商業銀行は資本金五千萬圓（全額拂込）で大體聯銀と同様の法制上の機能を有してゐるが、出資者は直接日本の銀行が其の半額を引受けてゐる。華興商業銀行發行の華興券は聯銀券と異り、その重點を貿易におき、國內流通の軍票との摩擦を避け、貿易通貨として對外價值も法幣に追隨し、法幣が自滅すれば、其の上で幣制を立てると云つた風で、強權的なことが避けられてゐた。新たに中央儲備銀行が設置された今日、華興券がその使命を完うし、廢棄されるにいたつたことは全く如上の性質に規定されてゐたのである。

(五) 蒙古聯合自治政府

蒙古聯盟、察南、晋北三自治政府を打つて一九とする蒙疆地區

中央政府樹立の態勢は前述の蒙疆聯合委員會結成によつて著しく其の具體化を促進され、昭和十四年八月二十七日には張家口において中央政府樹立促進民衆大會が開かれるなど、蒙漢回三民族が擧つて其の實現を熱望する情勢となつたので、聯合委員會をはじめ察南、晋北、蒙古聯盟の三自治政府は新中央政府樹立に關し審議するため同二十六日政權統合審議會を開き、聯合委員會より金井最高顧問、夏晋北、于察南兩政府最高委員ら參集して審議した結果、いよ／＼統一政權「蒙古聯合自治政府」を樹立することに決定した。かくて九月一日蒙疆聯合委員會最高顧問室において德王、李守信、夏恭晋北、于品卿察南各自治政府代表、金井章二聯合委員會最高顧問その他が參集、主席に德王を推し、德主席は夏恭、于品卿を新政府副主席に推舉、更に最高顧問金井章二、參議府議長吳鶴齡、蒙古軍總司令長官李守信、政務院長卓特巴札布らの就任をみ、こゝに新政府首腦が決定、ひきつゞき新政府初の政務院會議を開催して(一)蒙古聯合自治政府暫行組織法、(二)參議府、政務院、地方政廳各官制を可決、ついで

(一)首都を張家口に奠む、(二)紀元年號を成吉思汗紀元とす、(三)新政府旗を上から黃青白赤白青黃の四色七條旗(新政權の包含する民族を表す)とするなどを決定した。なほ德王は主席就任とともに左の宣言文を朗讀した。

德主席就任宣言 予は萬の神佛聖鑑の下に謹みて宣言す。建國精神を體し誠實に組織法及び諸法令を遵守し、防共協和お

月蒙疆聯合委員會が發展的解消を遂げて蒙古聯合自治政府成立するや、同政府の金融通貨政策ならびに財政機關として蒙疆地區における最高中央銀行たる役割を發揮するとともに、單に銀行業務のみならず計畫經濟政策下の現時の蒙疆建設において、物動計畫あるひは物價政策その他各種の經濟政策に對して、その金融機能の上から密接に關聯し少からぬ役割を演じてゐる。

(六) 中華民國政府聯合委員會

臨時政府および維新政府はその根本方針を同じくするに鑑み、その提携協力を強化し進んで更生支那の統一的中央政府實現のため、兩政府の合流問題に關し王克敏、梁鴻志兩政府首腦者は昭和十三年四月大連および上海において會談するところあり、これによつて兩政府の意見は全く一致し、更にその協力ならびに合流への準備として同年九月二十一日兩政府によつて中華民國政府聯合委員會が組織された。兩政府は爾來屢々聯合委員會を開いて緊密な聯絡を保持し、その共同目標に向つて邁進するため意志の疏通を圖つて協議を重ね來つたのであるが、重慶を脱出した汪精衛の和平運動が表面化するや、昭和十四年九月二十一日第六次中華民國政府聯合委員會を南京に開催し、汪精衛によつて領導さるべき新中央政府に對する態度につき慎重な協議を行つた。即ち臨時政府より王克敏、王揖唐、朱深の三委員、維新政府より梁鴻志、温宗堯、陳羣の三委員が出席、南京の維新政府招待所において開會、諸議案を可決、左の決議案を發表、汪精衛の中央政府樹立工作に

地方的和平政權の發展的解消

よび厚生に最善の努力を行使もつて東亞新秩序建設に邁進し、光輝ある建國の不基を鞏固ならしむべし。

蒙古聯合自治政府の業績 德主席は内蒙民族の生活向上に意を注ぎ、從來遊牧の民として一定の住居を持たず、蒙古包をひつさげて牧草の生ひ繁る土地を求めて移住する性質をもつた同民族に定住の觀念を植ゑつけ、内蒙獨得の牧畜業、農産業の振興に資すべく努めた。更に防共上の第一線に在るといふ蒙疆地區の特殊性が、成吉思汗の流れを汲む精悍無比なる蒙古軍の編成を促進させ、今や李守信將軍統率の下に皇軍と協力、かの五原作戦などに赫々たる武功を輝かしてゐる。經濟開發としては北支開發株式會社の傘下に含まれる政府特殊法人大同炭礦、龍煙鐵礦などの礦産會社、蒙疆電業株式會社等が設立され未開發地の資源獲得に盡瘁しつゝある。蒙疆地區の金融統一を企圖する蒙疆銀行は蒙古聯合自治政府誕生に先立ち蒙疆聯合委員會の推進力の下に蒙古聯盟晋北、察南三自治政府等分の出資による資本金千二百萬元をもつて昭和十二年十一月二十二日張家口に創立されたものである。同銀行は滿洲中央銀行に三百萬元のクレヂットを設定し、同十二月より全蒙疆地區を通ずる統一金融財政機關として活躍を開始した。蒙疆銀行の發行する貨幣蒙疆券は圓グロツクにリンクし、その活躍目的を(一)全蒙疆地區を通ずる通貨金融經濟の綜合的指導統制、(二)貨幣の製造及び發行、(三)蒙疆政府の國庫事務、(四)内外爲替業務、(五)一般銀行業務に携はるものとし、昭和十四年九

對する臨時、維新兩政府の全幅的協力を表明した。

中華民國政府聯合委員會はその成立の使命に基き、この際汪精衛に全幅協力し、もつて中央政府の成立を期待す。

三代表南京會談 中國々民黨主席汪精衛は南京における第六次聯合委員會開催を機として昭和十四年九月十八日南京に來着。十九、二十の兩日に互り臨時政府主席王克敏、維新政府主席梁鴻志と會談を遂げ、三者懇談により中央政府樹立の根幹をなすべき臨時維新兩政府の中央政府に對する合作の重大取極めは圓滿に進行、中央集權組織の基礎は茲に確立具體化されるにいたつた。その後汪精衛は同月二十日上海において聲明を發し臨時、維新兩政府があらゆる迫害苦難を排除しつゝ事變により破壊された華北、華中の秩序再建に邁進し、和平救國の基礎を打立てた偉大なる功績に對し謝辭を呈するとともに、今後さらに一致協力して和平反共を目標とする新政府樹立に邁進せんとする決意を表明した。

第七次政府聯合委員會 南京における三代表會談によつて

同年十二月十六日北京において第七次中華民國政府聯合委員會が開催され、臨時維新兩政府ともに王、梁委員ら出席の下に時局下共通の問題につき協議を行つたが、目下の緊急問題たる新中央政府樹立に對する兩政府の意向は既に基本的に一致を見てゐるので汪精衛一派における準備完了次第これが工作に合流する方針も不動の事實として再確認を行つた。

青島會談 新中央政府に對する日本の態度は昭和十五年一月

八日阿部内閣、ついで同十七日米内内閣の聲明により、その成立發展に支援を惜まぬ旨が明かにされたので、遂に昭和十五年一月二十三日青島に汪精衛、王克敏、梁鴻志の三巨頭が會同、新中央政府誕生を圖る青島會談が開催される運びとなつた。會談は二十六日までの四日間に亘つて青島迎賓館において開催されたが、二十四日の會談においては中央政府樹立大綱および中央政府政綱を決定し、二十五日には其の内容に關し具體的問題を討議したのち中央政治會議組織辦法を決定し二十六日は新中央政府と既存政府との關係調整、首都、政府、名稱等につき折衝が續けられた。なほ特に事變處理に重大なる關係を有する蒙古聯合自治政府より主席德王の代理として李守信蒙古軍總司令の参加をみたことは今後の政府樹立を一層意義づけるものとして注目された。

右會談により中央政府の母體たるべき中央政治會議組織辦法が決定し、中央政府はこれを核心として運行されることになつたがこの中央政治會議に關し汪精衛は次の通りその内容を説明した。

「中央政治會議なるものは中國々民黨、各既成政權、各既成政黨、全國賢能の士と聯合協同して組織するものにして、從來の不統一にして相疎隔せる弊を一掃し、協心戮力もつて時局收拾の責任を負擔し、和平の實現と憲政の實施とに關する原則を定めて、これより誕生すべき中央政府に對し、その進行に據るべきものを示さんとするものである。」

更に臨時維新兩政府は青島會談終了に際し、左の聲明を發し、

新中央政府への期待を表明した。

「事變以來臨時維新兩政府は相前後して成立し焦土の間に疲弊せる民生の救恤に努め二年以來交々力を盡して些か小果を擧げ得たるも、未だ初志を貫徹するに到らざり、速かに中央政府樹立され、その責任の輕減せられんことを切望せり。幸ひ汪先生は難局に處し敢然これに赴く。吾人は共鳴共感惜く能はざるものあり。今や青島會談を経て進んで中央政治會議の開催を見る。全國賢能達識の士も深くこの大業を翼賛協力するに至らん。復興はまさに近きにあり。吾人これを翹望して止まざるなり。」

(七) 中央政府成立と既成政府

新中央政府の成立と同時に既成政府が發展的に解消することは昭和十五年三月二十一日の中央政治會議で正式に決定したのであるが、同問題審議の席上において王克敏、梁鴻志より夫々臨時、維新兩政府設立以來の経過を述べ、兩政府は新中央政府成立前に解消し、中國が速かに統一されることを切望する旨を交々強調し進んで兩政府の解消に賛意を表したのである。これに對し汪精衛主席より「王、梁兩氏が臨時、維新兩政府を誘導し、今日まで拂はれたる努力に對しては深甚の敬意を表し、兩氏が國民政府を擁護する精神には衷心より感謝する」と應じ、各議員感激の拍手裡に兩政府の解消は圓滿に解決したのである。しかして過去二箇年にわたり中支に輝く治績を遺した中華民國維新政府は三月二十八日行政院大禮堂において成立二周年記念祝典とあはせて解消式をあ

げた。ついで三十日解消宣言を發表し、維新政府職員は新政府の傘下に入つて和平建國の實現に邁進すべき決意を表明した。また一方昭和十二年十二月十四日北京に力強き第一歩を踏み出した中華民國臨時政府も新政府の南京遷都と同時にその歴史的幕を閉じることとなり、三十日臨時政府最後の會議を開催して解消宣言を發表し、これと同時に華北政務委員會の成立をみた。また昭和十三年九月成立以來約一年半、南北兩政權の政施連絡に重要任務を果してきた維新、臨時兩政府聯合委員會は新中央政府の成立により發展的解消をとげることとなり、三月二十四日南京頤和路の聯合委員會事務所において臨時政府側より王克敏、王揖唐、朱深、維新政府側より梁鴻志、溫宗堯、陳群の各委員出席の上、解散式を兼ねて第八次聯合委員會を開き、同委員會の解散を決議した。

なほ蒙古聯合自治政府では新中央政府遷都の三月三十日に當り左の宣言文を發表して同政府の態度を表明した。

和平救國をもつて立ち本日を卜して、その成立を中外に闡明する新中央政府たる新國民政府に對し、洋々たる其の前途を祝福するとともに、主席汪精衛氏の今日に至るまでの獻身的努力と、烈々たる愛國の至情に對し深甚の敬意を表するものであります。わが政府としては其の特殊性を基調として、益々高度自治を堅持し、新國民政府と協心協力、もつて興亞の聖業完遂に參與せんとするものである。今や重慶蔣政權は偽政府と化し潰滅に傾しつゝあるが、今にしてなほ悔悟するところなくんば、亡

國の罪人共に許さざるところ、更に徹底的に膺懲を加へ、これを擊滅せんのみである。

二 和平建國運動の展開

(一) 汪精衛重慶を脱出す

和平救國の信念 廣東、武漢の相次ぐ陥落に奥地重慶に追ひ込まれた蔣介石が自己の野望達成のため徹底抗戦の無意味なる犠牲を民衆に強ひ、飽くまでも抗日を豪語しつゝあつたが、そのうちにあつて國民黨副總裁汪精衛は機會ある毎に和平建國と東亞の新秩序建設を示唆し來つたのであつた。我が方においては廣東、武漢の陥落を契機に作戦至上主義から復興建設政策實現の段階に入り、昭和十三年十一月三日の近衛聲明は東亞新秩序建設を高唱し新支那の全局を代表すべき統一的中央政府の樹立を要望、それによる世界に向つての支那の獨立性確立を主張した。一方支那各地においても「和平建國」のスローガンの下に、中央政府樹立を希望する聲は澎湃として起り、十一月二十八日南京においては維新政府治下各省の民衆代表大會が開かれ、統一中央政府の組織を決議し、臨時、維新兩政府も聯邦政府の成立を支持した。しかるに皇軍の庇護のもとに安居樂業、復興へと目差す民衆に對して、蔣介石は徒らに歐米の支持を頼み、共產黨と結んで焦土戰術を敢行するなど默視し得ざる暴舉を敢てしてゐたが、日本軍占領地區の實情が明確にされるにつれ蔣政權内部にも抗戰繼續か和平

縮結かと、和戦兩派の抗争軋轢が愈々深刻化した。

かくの如く支那の前途暗澹たる時昭和十三年十二月三十日、突如ハノイにおいて發せられた汪精衛の反共和平運動の第一聲こそ中外に大衝動を興へると同時に、蔣政権に對し一大鐵槌を加へたものであつた。汪は聲明の旬日前、十二月十八日數名の同志と共に雲南省昆明の講演會に赴くと稱して重慶を飛行機で飛出し、昆明において龍雲と會ひ、更に同地より佛領インド支那のハノイに急行したのであつた。十一月三日の近衛聲明によつて和平運動への決意を固めた汪精衛が、圖らずもハノイ到着と同時に發表された十二月二十二日の近衛首相談を同地で知つた時、如何なる迫害に抗しても、救國の道はたゞ和平にあるとの信念を固めたのであつた。かくて汪精衛は二十九日蔣介石ならびに國民黨中央政治會議、中央執行委員會、中央監察委員會に對して「速かに對日抗戰を中止せよ」の通電を發し、翌三十日反共和平の第一聲を揚げたのである。

反共和平の聲明 去る四月漢口において開催せられた臨時全國代表大會において發せられた中國現在の抗戰理由に關する部分に次の如き一節があつた。「一九三四年塘沽停戰協定の後況ゆる屈辱を忍んで日本との交渉に應じて來たのは一に軍事行動を避け、次に二事業を平和的方法によつて遂行せんと願つたからに外ならぬ。即ち此の二事業とは第一に北支諸省の安全を保障し、第二に東北四省の懸案の合理的な解決を實現せんとし

たのである。即ち政治的に我々の要求する最小限の條件は、我國における外國權益の不侵害、獨立の保障、領土の安全にあり、他方經濟的には我々の指導方針は互惠主義と平等とにあつた。しかるに一九三七年七月蘆溝橋事件の勃發により、支那は上記の如き平和的解決への希望の到底實現し得ざるを知ると同時に武器を執つて抵抗せざるを得ざるに至つた」と。……しかるに日本政府は去る十二月二十二日の聲明において、日支國交再調整に關する日本政府の根本方針を闡明した。右方針において強調された第一の點は善隣ならびに友好の主義である。即ち右聲明は日本は支那の主權を尊重するも、しかし支那の完全なる獨立を確保するためには、日本が明治時代において實行せる政策の例に倣ひ、日本人が支那において自由に生活し、かつ自由由に商業を營み得る代償として、日本は支那に對し租界を返還し、かつ支那における治外法權の撤廢に同意せんとする。日本政府が斯かる宣言を嚴かに發表せる以上、平和的手段によつて北支各省の安全を保障し得るのみならず、また今次事變の過程において失はれたる領土をも回復して、支那の領土主權、行政的獨立ならびに領土保全をなし得るであらう。されば我々は大會の宣言に従ひ北支四省問題の合理的解決を得るために、我々の態度を決定し何らかの措置に出づべきである。

第二の點は防共提携である。この問題は過去數ヶ年に互り日本政府によつて極めて屢々提起され來つたものである。しかし

我々は日本とのかゝる防共提携は、支那の軍事的並に政治的問題の干渉にまで導く可能性ありとして、これに對して疑惑の念を抱いて來たが、日本が

日支防共協定 は現存する日獨伊三國防共協定成文と同様な精神において締結さるべき旨の、極めて率直なる言明をなした以上、斯る疑惑は今や撤回されても可なりである。防共協定の目的が共產黨の國際陰謀を防止し、防止せんとするものである以上、この理由に基き同協定は支那の友邦ソ聯との關係に影響を及ぼさしむべきでない。のみならず中國共產黨は三民主義に従ふべき事を誓約し、かつその黨組織及び宣傳工作を止め、その邊疆政府を廢止すると共に、またその特別軍事組織を廢止し、かつ中華民國政府の法律制度に絕對服従すべきことを誓約した。三民主義なるものは支那國民の根本主義であり、従つて祖國を防衛する我々の義務を遂行するために、我々は自動的かつ積極的に右の主義と背馳する組織とか宣傳とかを彈壓しなければならぬ。

第三の點は經濟提携である。この問題も亦同様過去數ヶ年に互り日本政府から屢々申込があつた。しかして現在まで我々は政治的混亂が未解決の儘殘されてゐる限り、經濟提携の如きは全く問題にならぬとの見解を持して來た。しかし日本政府は今や嚴肅に、日本は支那の主權、政治的獨立および領土を尊重すると言明し、かつ經濟的に日本は支那に對する獨占的支配を目

的とするものでなく、また支那に對して第三國權益の制限を要求するものでもない。いな日支兩國間の經濟的協力のため平等主義に立つべきことを豫約してゐる。事態が斯くの如くであるならば、我々は原則としてこれに同意し、その基礎の上に各種の具體的提案を提出せねばならぬ。

余は慎重なる考慮の後、つぎの如く確信する。國民政府は上記三點の基礎の上に速に和平回復のため日本政府と意見の交換をなすべきである。この際日本政府が去る十一月三日の聲明において、一月十六日の聲明において述べた態度を變更したことを想起せねばならない。従つて若し國民政府が上記三點を

和平討論の基礎 とするならば、商議への道は拓かれるのである。支那の武力抵抗の目的は其の國家的存在と獨立とを確保するためである。既に一年以上に及ぶ現在の戦ひの過程において、我國は甚大なる打撃を蒙つた。もし我々が正義に則つて平和を再建し得るならば、國家の存続と獨立とは維持され、ここに武力抵抗の目的は達せられるのである。しかし以上三點は平和の精神と一致するのである。更に和平の條件に就ては我々はその條件の妥當性を確實ならしむるために、これに慎重なる考慮を加へねばならぬ。就中特別重要な點は日本軍の支那からの撤兵は、その全部が急速かつ凡ゆる方面において一齊に行はれねばならぬことである。更に提案された日支防共協定の存続期間中、日本軍の駐屯すべき所謂特定地區は、たゞ内蒙

の附近にのみ制限されねばならぬ。この駐兵は正に支那の主権ならびに政治的獨立、領土權に影響を及ぼすものであるが、支那は以上の制限が行はれることによつて初めて、戦後の復興と再建事業とを遂行し得るのである。

日支兩國の近隣關係に鑑み、中國ならびに日本の善隣と友好關係とは極めて自然なことであり、かつ必要なことである。正當な状態から逸脱してゐる現状は決定的に再檢討を加へる必要があり、日支兩國双方ともに右に對する相互の責任を糾明すべきである。日支兩國間の恒久的平和の礎石を築くためには支那は其の教育政策を善隣主義と相矛盾せしめざるのみならず、他方日本側においてもまた傳統的蔑視の態度ならびに征服思想を放棄し、親支的教育政策を樹立すべきである。これこそ東亞の福祉のために我々が努むべきところである。同時に太平洋においてのみならず、廣く全世界における平和と安定とを確保するために、あらゆる關係各國とも協力すべきである。余はこの機會を利用して以上述べ來つた提案をなし、かつこれらの提案が容れられんことを希望するものである。

余は本月九日（昭和十三年十二月）蔣介石に對し目下支那の當面してゐる困難は如何にして戰爭を持続するかの問題であり日本の當面してゐる困難は如何にして戰爭を終結せしめるかにある。兩國ともに自己の困難を知ると共に相手方の困難を知悉してゐる。従つて和平は決して望みなきにあらず。更に和平間

題を對外關係に就て見るに我々は英米佛各國の援助とソ聯の黙諾、獨伊兩國の不干渉、特に日本が武力をもつてしては支那を征服し得ずとの事實を認識したならば、和平は遂に招來し得るであらうと述べた。余のこの見解は列席せる同志諸君いづれも共に聽いてゐたはずである。十二月二十二日日本政府より發表された聲明をみるに、日本は支那に關する從來の態度につき反省するところなかつたとはいひ難い。想起するに昨年（昭和十三年）十二月はじめ南京陥落に先立つて獨逸大使が蔣介石に對して述べた日本側の條件は、今次近衛聲明の如く明確でなかつたのみならず、かつこれに比し遙かに苛酷であつたにも拘らず蔣介石は大局を考慮してこの條件をもつて和平の基礎として受理するに何ら躊躇しなかつたのである。その後日本側は時日を遷延し南京陥落後をはじめ條件を提出したが、その條件の範圍廣漠にして、ために問題は停頓するに至つた。しかるに今日、日本は既に今次の近衛聲明を發した。よつて我國においても宜しく應ふるに聲明をもつてし、これをもつて和平交渉の基礎として折衝に努力し、斯くて具體案に就ては相當の解決に到達せしむることを得れば、即ち戰局を終結せしめ、もつて東亞安定の局面を確立し得るであらう。この機會は實に二度と失ふべからざる機會である。英米佛からの援助は次第に具體化しつゝあるが、かゝる援助は我々をして和平を講ずる上に有利なる地位に置き得るだけであつて、決して戰爭の結果に影響を及ぼし、

軍事方面において我々に決定的な勝利を確保せしむるに十分なものでは無いのである。このことは何人も知悉するところであり、これ以上説明を要しないものである。國際情勢に關聯していへば、英米佛の協力を得ずしてはソ聯もまた何ら支那を援けるため独自の行動を執り得ぬことは明かであり、一方ドイツおよびイタリヤは我が方が和平の確立に乗り出せば必ずや我が方と協力するであらう。國內においては共產黨および支那の滅亡と國民政府の倒潰、國民黨の崩壊を希求する小數人を除き、和平解決に同情せざるものはあるまい。よつて余はこの點を沈思熟考したのち、はじめて中央に向つて和平解決を提議したものである。

汪精衛の和平通電は支那四億民衆を戰禍より救はんとする烈々たる熱情の迸りであることは疑ふべくもなく、當時蔣政權が飛ばした汪精衛に對する種々の風評、批難攻撃も昭和十二年十二月首都南京陥落の直前駐支獨逸大使トラウトマンが日支間に和平斡旋に乗出した際、蔣介石が承認した和議案と何ら變るところなくしかも當時それを承認しながら約一年後において異議を挿み、しかも當時から常にその和平策成立のために奔走し來つた汪精衛を奸漢呼ばはりしたのも、自己の非を覆はんとした苦肉の策であることは第一次和平聲明を發する二日前、二十八日附をもつて蔣介石および中央常務委員に宛てた公開狀を一讀すれば判然とするのである。

蔣介石に對する公開狀 汪精衛の和平通電に對する誤れる非難に對して公表した蔣介石宛の公開狀は、蔣政權側にとつては最も恐れてゐたる機密を明るみに出されたものといふべく、しかも單に蔣介石に大きな衝撃を與へたのみならず、國內に大きな衝動を捲き起した。

重慶の迫害恫喝 右の公開狀に對して重慶政權は『黨規に違反し、敵に通じ和を求め、黨國に危害を加へたもの』として汪精衛の一切の公權を褫奪し、國民黨より除名するとともに、汪精衛の聲明は『個人の意見で全國一致してこれを容れるものに非ず、更に團結を固くして蔣委員長以下抗戰を徹底する』旨を豪語した。この重慶側の恫喝と迫害にも拘らず、汪精衛の和平への熱望はいよいよ昂り、幕下にある陳公博、梅思平、周佛海らと共に新東亞の建設を目ざし、反共親日的更生國民黨政權の樹立に全力をそそぎ、次第に各方面より集まる同志を指揮して工作の進展に厲心しつゝあつた。しかるに昭和十四年三月二十二日拂曉汪精衛の隠れ家を襲つた四名の兇漢のため同志曾仲鳴は遂に兇弾に墮れ、しかもそれが汪派牽制策としての襲撃であり、汪精衛自身に危害を加へることによつて生ずる重慶側の内部的動搖、あるひは一部有力者の蔣に對する非難を避けんとした悪どい重慶側の意圖であることを見抜いた彼は、こゝに斷乎蔣介石と手を切り敢然和平運動の陣頭に立つ決意を固め、三月三十一日『國事は汪先生にあり』と遺言して新支那の尊い人柱となつた曾仲鳴の靈を弔ひつゝ、『余

もまた何時如何なる時に曾仲鳴氏に續いて兇手に倒れるやも知れず、それは余の望むところである。何日の日にか余の主張が全國人民乃至は日支兩國人によつて容れられることあれば余は本望なり」と悲痛極りなき第二次聲明を發して支那民衆の心に訴へた。これに對し重慶側では機關紙大公報をもつて汪精衛と我が平沼首相との間に密約ありとか、麗々しく報道し、飽くまでも汪誹謗の態度に出でたが、これを豫期してゐた汪精衛は「現在の支那は和を結ばねばならぬといふことは中國を愛する者の共通心理であり敢てこれを口にせざるは不測の妨害を蒙ることを恐れてゐるためである」と報いて、重慶當局の卑劣なる行爲を痛撃した。

かくて汪精衛は自己の信念達成のため和平建設の陣頭に立つべく着々準備をすゝめ、四月二十五日夜ハノイを出發、深更フランス船フオーヘン號に乗船、更に二十八日午後一時香港附近で北光丸に乗り換へ五月八日無事上海に上陸した。

(二) 新政府樹立の礎石成る

汪精衛の東京訪問 上海において新運動を積極的に行動化した汪精衛は日本との緊密なる連絡のもとに堂々と所信實現に邁進する覺悟を固め、昭和十三年五月三十一日周佛海、梅思平を伴ひ上海を發ち六月二日入京した、約二週間に亘る滯京で、平沼首相近衛前首相以下陸海軍、外務各省當局者とも會見し隔意なき懇談を遂げ、新中央政府樹立について日本の意の存するところを打診して六月十八日北京に向けて出發、北京において臨時政府要人と

懇談を遂げ、また上海に歸つては維新政府要人と會見こゝにおいて中央政府樹立に對する全幅の賛意を受け、愈々政權樹立工作は軌道に乗り新活動を展開するに至つた。まづ汪精衛は七月十日中華日報を上海に復刊、その第一號紙上に「余の日支關係に對する根本觀念と前進目標」なる大論文を發表すると共に、九日夜ラヂオを通じて海外同胞にも固き信念を吐露した。

孫總理は「中國革命の成功は日本の諒解を待つにあり」と説いてゐる。中日兩國の外交、軍事の方針を一致せしめ、更に進んで平等互惠の原則に依據して經濟合作を計るべきである。

余は思ふ。今日我等の眼前に二途あり、一途は蔣介石の高唱する抗戰繼續であり、他の一つの途は孫總理の遺志、日本に對する「仇を解くべし、結ぶべからず」の根本意義である。蔣介石の現有力は日本に抵抗するに足らざるのみならず、共產黨を牽制するにも足らず、蔣介石の現在の心境は共產黨に追隨せざらんことを欲しつゝも従はざるを得ず、その赴くところ國家民族をあげて共產黨の犠牲とならざるを得ず。我々は先づ中日の和平を回復し、それにより東亞の和平を確立すべきである。前者は亡國滅種の途であり、後者は中國復興、東亞復興の途である。余は後者を選ぶ。余は同志を糾合し、また全國各黨各派、無黨無派の有志と團結し、共にこの途を歩まんとするものである。と決意の程を闡明した。

中支軍の支持表明

この烈々たる救國の至情に對しては臨時、維新兩政府は勿論、わが中支軍當局も彼の決意を全面的に支持するとともにその目的達成に協力すべき旨、十一日馬淵軍報道部長談の形式をもつて明かにした。これが我が方として汪精衛の新國民運動支持を正式に表示した最初であつた。汪精衛は更に郷里廣東に至り、南支最高指揮官安藤中將とも會見し「余は廣東にあり」と居所を明かにしつゝ、八月九日夜廣東放送局より「如何にして和平を實現するか」と題して「蔣介石の欺瞞的宣傳を粉砕して彼の壓迫から脱するとともに共產黨の一切の陰謀と罪惡を清掃し、眞に和平救國の大乗の見地に立つて同志の大同團結を圖りもつて獨立と自由の新中國を建設すべきである」と放送、更に局部的停戦の可能性をも説いたことは注目された。

純正國民黨の再建

汪精衛が「余の日支關係に對する根本觀念と前進目標」なる大論文において對蔣絶縁を聲明、孫總理の遺志を奉じ、新政治的發展を宣言、國民黨更生の意向を明白に表示して以來、各地の國民黨員は續々これに呼應し純正國民黨再建の運動を占領地區たと、蔣政權治下たとを問はず急速なる發展をみせた。かくて重慶側においては内部的崩壊と民心の離反に焦燥つゝ、國防最高會議を開き内部的結束を固め、飽くまで抗戰方針を持つることを表明、機構の統制強化を圖り汪精衛の和平運動への對策樹立を圖つたが、「和平運動促進會」の如き團體の結成をみるに至り、海外の華僑にまで汪精衛支持の熱は昂まり、黨の

全國代表大會を開いて國民黨の新中央機關を結成、更に黨外の有識者も加へて中央政權を樹立すべきことを提言するなど和平救國運動は愈々政治的建設の段階に入つた。かくて純正國民黨同志は汪精衛領導のもとに「重慶國民黨を否認し、國民黨を抗日容共政策より救出するとともに孫文の遺志、大亞細亞主義の精神に復歸せしめるための」第六次國民黨全國代表大會（六次大會）を八月二十八日より三日間に亘つて上海に開催し黨綱領を修正し、内政外交の諸政策を確立した。大會は重慶テロ團の妨害を防ぐため極秘裡に開かれたが、集る者二百四十名を超え、遠く華僑より選出された代表だけでも二十名に及び、満場一致をもつて容共抗日の責任者蔣介石の一切の職權を剝奪、汪精衛を首班として更生國民黨として新發足をなすこととなつた。これにより汪精衛の和平救國運動は飛躍的發展の母體を得たといふべく、新中央政府樹立運動は牢固たる基礎を確立したのである。

六次大會の経緯 六次大會における梅思平大會秘書長は大會開催の経緯について左の如き談話を發表した。

黨務整理に關する決議

(一) 民國二十八年（昭和十四年）一月一日以降、本黨中央執行委員會及び監察委員會は何れも職權を行使する自由を失ひたるにより、あらゆる一切の決議及び命令は完全に無効とすること。(二) 中央黨務機關は改組するまで一時これを解散すること。(三) 各級地方黨部及び特別黨部は改組するまで一時其の活動を停止せしむること。(四) 國民黨總

章を修正して總裁制を廢し中央執行委員會主席一人を設け、總章第四章所定の總理の職權を代行せしむること。(五)第五期中央執行委員、候補委員、中央監察委員及び候補委員は本期大會において重任を認むるほか、中央執行委員三十八人、候補委員二十人、中央監察委員二十六人、候補委員十六人を新に選出すること。(六)重慶その他共產黨跋扈の各地に滞在しある中央執行監察委員及び候補委員に對し、速に上海に參集し國事を協議するやう電請すること。(七)中央各委員參集以前にありては中央の各種會議は、實際上行動の自由ありて確實に參加し得る者の過半數をもつて法定人員となすこと。(八)中央黨務機關各地方黨部及び各特別黨部は中央執行委員會に於て責を負ひ改組し、速に工作を回復すること。

臨時動議による決議 黨務整理案の決議に依り、汪精衛同志を中央執行委員會主席に推薦すること。

汪大會主席提案の可決 (一)本黨政綱修正案、(二)反共をもつて本黨基本政策となすの案、(三)中日關係を根本的に調整し、速かに國交を回復するの案、(四)中央執行委員會主席に授權し中央執行委員を指名して、黨外人士と共同し中央政治委員會を組織せしむる案、(五)速に國民大會を召集し憲政を實施する案。

代表大會宣言 本大會は爾今抗戰建國のスローガンは、これを和平建國に改むることを宣布し、かつ共匪の殘黨尙盡きず

禍未だ熄まざるに鑑み、特に再び鄭重に反共をもつて和平建國必須の工作をなすことを宣布す。

國民黨政綱 なほ大會は次の如き中國國民黨政綱を決議採擇した。

【甲】外交 (一)國家生存及び主權獨立の主旨に基き、陸隣の政策を勵行し、もつて東亞永遠の和平を確立す。(二)共產主義を牽ざる關係各國と聯合し共同して、第三國際の陰謀を防止す。(三)各友邦の正當なる權益を尊重し、並に其の關係を調整し、もつて友誼を増進す。(四)平等互惠の原則に基き、各友邦と通商條約の修訂を協議す。(五)經濟の回復と資源の開發を謀るため、友邦各國の資本及び技術との合作を歡迎す。(六)和平及び外交方式をもつて、租界を回收し領事裁判權を取消す。

【乙】政治 (七)國民大會を召集し、建國の大計を商議討論す(八)政府は憲法草案を起草し、これを國民大會に付して審議し政府において公布實施す。(九)共產分子以外の人民の一切の合法的自由に對し、十分の保障を與ふ。(十)均權共治の原則に基き、別に地方制度を定む。(十一)治安を回復し流民を宣撫し、努めて人民の歸郷及び復業を謀る。(十二)縣をもつて單位としてその行政權を擴大し、その行政經費を充實せしめ、自衛の能力を培植し、もつて地方の安全と建設の遂行とを謀る。(十三)文官制度を確立して、各方面の行政人材を登用す。

【丙】軍事 (十四)軍隊を國軍化しもつて個人及び地方の系統

を消滅す。(十五)軍事復員會議を召集し、軍隊の復員、軍隊の駐防及び軍事建設などの諸問題を解決す。(十六)傷亡者を撫卹し勳功を優敘し、ならびに徵發せられたる有職の壯丁を歸還せしめ、その復業を助く。(十七)遊撃隊を解散して、その復業を助け、兵役に服することを願ふ者は餘衛の上國軍に編入す。(十八)士官任用法を制定し、派別を設けず各方面の軍事人材を登用す。

【丁】經濟 (十九)幣制を整理して金融を安定せしめ、出來得る限り人民の貨幣價值の下落に因り受くる損失を減少せしむ。(二十)銀行制度を制定して農工商業助成の任務に當らしめ、社會の金融をして國家財政の犧牲に供すること無からしむ。(二十一)輸出入貿易及び外國爲替を統制し、努めて輸出入の均衡を謀る。(二十二)公營産業を發展せしむると共に、極力私營企業を保護獎勵す。(二十三)農村の金融を圓滑ならしめ、農業技術を改良し農産物の運搬販賣の便を計り、もつて農村の繁榮を謀る。(二十四)努めて人民負擔の平均と輕減を謀ると共に、人民生活の改善に留意す。

【戊】教育 (二十五)民族固有の文化及び道徳を保持發揚すると同時に、國情民族に適合する外國文化の吸收に留意す。(二十六)偏狹なる排外思想を除去し、陸隣政策の精神を貫徹す。(二十七)紀律の訓練及び科學の研究を勵行し、もつて健全なる公民と建國の人材を養成す。(二十八)教育制度を改正し、教材

を改編し、もつて新中國建設に適應せしむ。

中央執監會議 更生國民黨の結成を終り、反共和平建國を闡明した汪精衛は黨則により九月五日上海において第一次中央執行監察委員會議(一中全會)を開いた。その司會の下に先の六全大會の決議事項に關し討議を行ひ、黨内部の組織および宣傳に關する件を審議し、ついで周佛海以下九名を中央執行委員會常務委員に選出した。決定された黨務機構ならびに人事は左の通りで、中央政府樹立に關する中央政治會議に對する準備は感々本格的活動を開始した。

◇秘書長褚民誼、◇副秘書長陳春圃、羅君強、◇組織部長梅思平、副部長戴英夫、周化人、◇宣傳部長陶震聖、副部長林柏生、朱樸、◇社會部長丁點村、副部長汪愷雲、熊繼武

(三) 既存政權の全幅的支持

南京、青島會議 汪精衛の中央政府組織に關し臨時維新兩政府は既に協力の態度を明かにしたが、(別項「地方和平政權の發展」參照)新政府の圓滿なる發展を期すべく兩者の積極的援助を求むるため、汪精衛は南京において兩政府聯合委員會開催を機會に九月十八日王克敏、梁鴻志らと會同、種々意見を交換した。彼は和平建國の熱意を披瀝し、中央政府樹立の母體ともなるべき中央政治委員會の組織と中央政治會議の開催について具體的協議を遂げた結果、ともに汪精衛の主張に全幅的賛意を表し、完全なる意見の一致をみた。しかして中央政治委員會の組織について兩政府よ

り参加すべき人員、人選等についても隔意なき意見の交換を遂げ、中央政治委員会に出席すべき委員の割當は大體更生國民黨より十名、臨時および維新兩政府より各五名、蒙疆その他各黨各派より十名、計三十名の委員をもつて構成することに決定した。ついで昭和十五年一月十五日汪精衛は王克敏、梁鴻志に對して青島會談の請電を發し、二十四日から三日間に互つて中央政府樹立の足固めとも云ふべき青島會談は開かれた。會せる者は右三巨頭のほか

(一)中國々民黨秘書長褚民誼、中央執行委員會常務委員周佛海、同組織部長梅思平、同宣傳部長代理林柏生、(二)臨時政府内政部總長王揖唐、同司法部長朱深、同治安部長齊燮元、(三)維新政府立法院長溫宗堯、内政部長陳群、綏靖部長任援道の諸氏で、李守信蒙古政府代表も來青。會談に先立つて二十三日汪派側代表周佛海と新中央政府と蒙古との關係について協議した。

【第一次會談】 二十四日は汪王梁巨頭鼎座にて開催、汪は中央政治會議の組織決定に先立つて別項の如く三民主義の眞義について説明、ついで新中央政府樹立大綱並に法統繼承問題につき協議した。

【第二次會談】 二十五日は中央政府政綱の内容に關して具體的協議を遂げ、汪精衛より最近日本側との間に行はれた日支國交調整に關する交渉の經過を報告して意見の一致をみたので、

中央政治會議を可及的速に開き諸問題を附議正式決定することとした。

【第三次會談】 二十六日には汪精衛は兩巨頭と個別的に會見し第一次、第二次會談において一致をみた重要事項に關し確約文書の交換をなし、中央政治會議委員の振當、議決方法、會議開催地點、期日、議題などを協議、完全に意見一致し、新支那建設の第一歩とも云ふべき同會談を終了したのである。

三日間の會談の成果は大要次の通りであつた。(一)新中央政府を主宰すべき汪精衛と日本側との間に行はれた過般の日支國交調整交渉に關しては臨時、維新兩政府とも異議なくこれを承認、これを基礎として今後日支間の親善關係を律すること。(二)新中央政府が國民政府の法統を繼承することに關して完全なる一致をみたこと。(三)新中央政府の基本イデオロギーたる純正三民主義についても異議なく、新政府は孫文の大亞細亞主義の上に立ち抗日容共の一切を清算して善隣友好、共同防共、經濟合作の實行を圖ること。(四)新中央政府は從來の國民黨專制を打破し既成政權、各黨各派、無黨無派を糾合して全民的基礎の上に立ち可及的速に國民會議を開き憲政の實施を圖ること。(五)新中央政府樹立の母體としては中國國民黨六次大會の決議通り國民黨、臨時、維新兩政府、蒙古聯合自治政府および各黨各派無黨無派の代表者によつて中央政治會議を組織することとし、その組織構成を決定した。なほ問題となつた北支の特殊性につ

いても十分考慮され、かつ從來の臨時政府の政治を急激に變更して人民を混亂せしめることなからしめるとともに、蒙疆の地位についても基本的約定を妥結調印した。

一、新中央政府は蒙古聯合自治政府の高度防共自治の既成事實を認める。

一、蒙古聯合自治政府は新中央政府樹立に協力し、中央政治會議に代表を送る。

かくて青島會談は昭和十四年九月南京における三巨頭會談の後をうけて、平和運動に一步を推進したのである。

【法統繼承聲明】 事變遂次鎮靜し全國の力量を集中して中央政府を樹立せんとするに當り吾人の考慮すべきは即ち法統問題である。蓋し茲に全國統一の中央政府を樹立せんと欲すれば、その方法として二つあり、その一は舊法統を破棄して新法統を樹立する方法である。右は即ち革命の方式にしてそのことたる不可能ではないが、その必要なしと信ずる。なんとすれば今次の事變はその事が過去に於ける國民政府の政策の當を失したるに由るものであつて、政制の良からざるために起つたのではない。今日時局を收拾する目的は、外に對し和平を求むるにあり、決して内に對して革命を求むるものではない。政策の當を失せるところは元より十分これを改むべく、政制にして多少の缺點あらば、これまた適當に改正して行くべきである。この際根本的に之を覆へして徒らに混亂を惹起する必要はない。これがその

必要なしとする所以である。その二は舊法統を繼承し少しく之に修正を加ふる方法である。過去における國民政府の法制が非難せられることがありとすれば、それは全國の政治を推進すべき中央政治委員會の構成分子を中國國民黨の中央委員のみに限り、黨外人士の参加無く自然一黨專政の誘りを招く嫌がある點に存するのである。昨年中國國民黨第六次全國代表大會においては、右制度を改革すべき旨決議し、大會の宣言においてもまたその趣旨を明かにした。従つて今後中央政治委員會は國民黨一黨の獨占するところとならず、その他各合法政黨及び全國の賢能の士をいづれも法により、これに参加して相協力して政治を議することとなるのである。かくて法により中央政治會議の決議に基き改組せんとし従來通り政務を執行して和議を完成せば法統政策いづれも遺憾なきを期し得べく、かつ最短期間内に國民大會を招集し憲法を制定し憲法を實施せば、輕率熟路を走るが如く極めて順調に進むことを得べし。

【三民主義の解釋】 三民主義は救國主義である。蓋し三民主義なるものは中國を半植民地の地位より解放し、もつて國家の自由平等を獲得せしめんとするものであるからである。民族解放といふ點では即ち民族主義であり、政治解放と云ふ點では即ち民權主義であり、經濟解放といふ點では即ち民生主義である。孫先生長逝後その黨との間に於て三民主義の見解に對し不一致の點を生ずるに至つたが、その原因を察するに黨外の者の誤解

に基く所も勿論あるが、共産黨員の曲解に至つては、その弊最も甚だしといはねばならぬ。故に正しい三民主義の解釋といふ事はこの際極めて必要なことである。そこで民族主義は狭隘なる國家主義でないといふこと、民権主義は個人の自由主義でないといふこと並に民生主義はマルクスの共産主義と異り相容れないものであるといふことについて三民主義の信徒は常にその説明に努力せねばならぬと考へてゐる。今回の會談においても自分はその所信に基きこれを宣明解釋するに努めた譯である。

救亡復興の聲明 成功裡に青島會談を終へた汪精衛は十五年一月二十六日上海に歸還、直ちに還都籌備委員會を設け、委員長に國民黨秘書長褚民誼、副委員長に維新政府内政部長陳群を任命して準備に着手するとともに、翌二月十二日には各黨各派、無黨無派の領袖並に有力人士を招いて上海會談を開き、青島會談における決定諸事項を提示協議したが、いづれも賛意を示したので、憲中央政治會議開催へと進むことになつたが、その開催を前にして三月十二日汪精衛は新政府樹立の經過と將來について左の如き重大聲明を發表した。

昨年八月中國國民黨第六次全國代表大會の宣言中において爾今抗戰建國のローガンを和平建國に改むること並に反共をもつて和平建國上必至の工作となすべきことを鄭重に宣布すると共に個人獨裁が國家を誤り憲政の實施、最早遷延を許さざる實狀なるに鑑み、成るべく速かに調政を終結せしめ憲政を開始

すべき旨を鄭重に宣布せり。數ヶ月來日本朝野の誠意を披瀝し善隣友好、共同防共及び經濟提携の原則に基き之が具體化を圖り、勉めて双方いづれもその利益を享けんことを期し、一方國內各既成政黨及び賢能達識の人心を盡して時局收拾の辦法を討議せる結果、一致せる決意の下に共同して努力することとなり、茲に中央政治會議を組織し、これに基き中央政府の誕生を見んとするに至れり。今よりの中華人民は統一あり、かつ有力なるこの中央政府の指導下に在りて、外に對しては國交を調整し、内に對しては憲政を實施して年來の紛争と戦火とを掃除し、もつて和平と幸福とに充てる新天地を出現せしむべきなり。對内問題たる憲政の實施に就いては吾人は既に時勢に適應したる政綱政策を樹て、最短期間内にその使命を達成せん事を期しあり、對外問題たる國交の調整に就いては吾人の談合される各種の具體方案を全部公開することは素より、これを他日に歸せざるべからざるも、右方案が決して近衛聲明の範圍を逸脱せるものに非ず、かつ決して、その原則に抵觸せるものに非ざること、吾人の敢へて責任を以つて國民に保證し得るところなり、即ち右は中國の獨立生存に危害を及ぼすことなし。また第三國の中國における正當なる權益に對しても損害を與ふることなく、寧ろ中國の和平恢復に依り之を保障し、その發展を遂ぐることを得せしむるものなり。此の如くんば即ち和平運動は單に中日の利益のみに非ず、また實に世界各國の利益たるな

り。今や中央政治會議の組織につき協議検討して意見の一致を見、其の成立近きにあるをもつて、茲に和平運動の眞意と和平方案の眞相とを明らかにして之を同胞に告ぐる次第なり。

(四) 準備工作完了す

中央政治會議 かくて新中央政府樹立の礎石たるべき中央政治會議は世界の注目を浴びて三月二十日から三日間、更生の首都南京の國際聯聯で開かれた。重慶脱出以來、重慶側のあらゆる壓迫に抗し、荊棘の道を歩み來ること一年四ヶ月、中國再生の新しい歴史を創る中政會議は國內民衆の待望のうちに開かれたのである。上海に於ける六全大會、あるひは青島、上海の兩會談で決定された汪精衛らの生命を賭した和平建國運動はこゝに實を結んだのである。いはゞ新政府樹立のための最終的段階をなす臨時最高政治機關であつた。そして歴史的使命終了と同時に解消し新中央政府の恒久的最高政治機關たる中央政治委員會へと移つたのである。會議前日たる十九日宣傳部長林柏生より發表された中政會議組織及び同條例、出席委員氏名は左の通りである。

中央政治會議員 中國國民黨主席汪精衛の指名による三十名

- (一)、中國國民黨(中央執行、同監察委員代表十名)——陳公博、周佛海、褚民誼、梅思平、林柏生、丁默邨、曾醒、劉郁芬、李聖五、葉蓬、(二)臨時政府代表(五名)——王克敏、王揖唐、齊燮元、朱深、殷同、(三)維新政府代表(五名)——梁鴻志、

り。抗戰今に至る二年有半、その表ひたる據點は一ヶ所と雖も未だ恢復せられたるを聞かず、徒らに遺棄せられたる人民をして日に奈落の底に沈淪せしむるのみ。國民政府及び中國國民黨同人の罪や極めて深く且重し、假令粉骨碎身するといへど以て國家に對し人民に對するに足らず。いやしくも希望なほ救ふべきあらば身を挺して誤りを正し日本と停戦媾和し受諾に堪へる條件を受け容れ、もつて未だ消盡せざる國力を保存し敗殘の局面を收拾し、改めてその復興を計るべきなり。これ國民政府及び中國國民黨同人の當然負ふべき責任にして斷じて憲政を挾んで民意を壓迫し日々「抗戰到底」「最後の勝利」等の言を弄して自らを欺き人を欺き、國土をして愈縮小せしめ國力をして愈消耗せしめ遂に救ふべからざるに至らしむべきに非ず。兆銘職を國民政府に奉じ中國國民黨の一吏として過去心力を盡したるも遂に不幸なる戰爭を防止するを得ず、戰爭勃發するに及んで、またこれを挽回すること能はず、悄然身を撫して顧み晝夜を分たず。客年來忠誠を盡して重慶の同人に向ひ請願したるもなほ未だ聽納を蒙らず。然れども兆銘默察するに今日全國の人民總て和平を希望し居ることは既に疑ふの餘地なし、唯その惑ふところは和平よく實現するや否やにあり。仍て因陋循らず國民政府及び中國國民黨同人を糾合し各既成政黨、既成政黨及び賢能達識の士と連絡し同心協力以て和平運動の責任を負ひ、勉めて全國人民の希望する和平を實現せしめんとするに至りしな

温宗堯、陳群、任援道、高冠吾、(四)國家社會黨代表(二名)——諸青來、李祖虞、(五)中國青年黨代表(二名)——趙毓松、張華英、(六)蒙古聯合自治政府代表(二名)——卓特巴札布、陳玉銘、(七)各黨に屬せざる社會上重要なる人士(四名)——趙正平、楊毓珣、岑德廣、趙登嶽、(この外にオブザーヴァとして武漢代表何佩塔、廣東代表彭東原らが列席した)。

中央政治會議組織要綱

(一)中國國民黨代表大會の決議に基き汪主席より既成政府、在野各合法政黨及び社會上重要なる人士を合同し中央政治會議を組織し、一黨專制を抛棄し、もつて各黨各派合作の效を収めんことを期す。

(二)中央政治會議に参加すべき既成政府及び在野合法政黨の人名は汪主席と既成政府當局及び在野合法政黨の領袖との間にそれぞれ協議のうへこれを決定し社會上重要なる人士は汪主席において之を招聘す。

(三)中國國民黨より中央政治會議に参加すべき人名は汪主席において之を指定す。

(四)中央政治會議に主席一名を置き汪主席之に任ず、また議員三十名を置き、この振當て左の如し。

(イ)中國國民黨中央執行委員、中央監察委員計十名、(ロ)臨時政府代表五名、(ハ)維新政府代表五名、(ニ)蒙古聯合自治政府代表二名、(ホ)在野各合法政黨代表四名(ヘ)社會上重要なる人

士四名、

(五)中央政治會議において決議すべき事項左の如し。

(イ)日支新關係調整方針並に中央政府樹立大綱の決定を汪主席に一任する件、(ロ)中央政府成立に關する件——甲、中央政府の名稱、首都および國旗、乙、中央政府成立の時期、丙、中央政府の構成、丁、臨時政府及び維新政府の名稱廢止及びその善後問題、(ハ)中央政府の政綱に關する件、(ニ)對重慶政權方針およびその善後問題に關する件、(ホ)國民大會の招集および憲政の實施に關する件、(ヘ)中央政治會議の決議は議題の性質に應じ過半数または四分の三以上の同意により之を定む。

中央政治會議組織條例

第一條 本條例は中央政治會議組織要綱に基き之を制定す。

第二條 中央政治會議に主席一名、議員三十名を設く。議員は主席において夫々之を指定し又は招聘す。

第三條 中央政治會議において決議すべき事項左の如し。

(一)日支新關係調整方針並に中央政府樹立大綱の決定を主席に一任する件

(二)中央政府成立に關する件——甲、中央政府の名稱、首都ならびに國旗、乙、中央政府成立の時期、丙、中央政府の構成、丁、臨時政府及び維新政府の名稱廢止及びその善後問題

(三)中央政府の政綱に關する件

(四)對重慶政府方針及びその善後問題に關する件

り左の諸事項を決定した。

(一)日支新關係調整方針を如何に決定すべきかの案 汪主席に全權を授け責任をもつて處理せしむ(全會一致通過)。

(二)中央政府樹立大綱案 (全會一致通過)。

(三)中央政府の名稱、首都及び國旗の案 國民政府は南京に遷都す、國旗に關しては和平反共建國の意義を宣揚するため暫時標識を附す、如何なる方法によるかは汪主席に授權し、各地の狀況を斟酌して各地別にこれを定む(全會一致通過)。

(四)中央政府成立の時期 國民政府は三月三十日南京に遷都す(全會一致通過)。名稱、中華民國國民政府、首都、南京國旗、青天白日滿地紅旗、和平反共建國の意義を宣揚するため

の見地から暫時標識を附す、成立時期、三月三十日。以上第一日の會議によつて新中央政府に關する基本的事項は略決定を見た譯で、孫文の傳統を繼ぐ反共親日の國民政府が南京に遷り、それと同時に、事變勃發直後から皇軍の治安確立に協力して北支ならびに中支に新支那復興に努力し來つた臨時、維新兩政府は發展的解消を遂げることになり、新支那建設の大事業は中央政府に一元化されることになつたのである。

國民政府組織法の決定 前日に引續き開會、汪主席から議題を提示、直ちに討論に入り左の重要事項を可決した。

(一)國民政府政綱案 全會一致通過(遷都宣言と同時に發す)。(二)中央政治委員會組織條例案(全會一致通過)。(三)中華

(五)國民大會の召集及び憲政の實施に關する件 第四條 中央政治會議の決議は議題の性質に應じ過半数又は四分の三以上の同意により之を定む

第五條 中央政治會議は第三條各項の決議を終りたる後、直に解散するものとす

第六條 中央政治會議において決議せられたる事項は中央政府において之を執行し、且つ中央政府委員に移管して審査に備ふ

第七條 本條例は公布の日より之を施行す

中央政府樹立大綱成る 汪精衛主席以下全議員三十名出席、

先づ曾仲鳴以下和平運動の犠牲となつた同志の靈に對し默禱を捧げ、ついで汪精衛の開會の辭あり——「此處に集まられた人は、あるひは中國國民黨の同志で嘗て國民政府に服務し深く時局收拾の重大責任を感じて居られる方であり、あるひは事變以來國脈民命の維持に盡瘁せられ政權を成立された當局であり、あるひは國內に永き歴史を持ち國民參政會に参加された諸政黨の方でありまたは海内賢達にして同憂具眼の士である。この會議中必ずや克くその豊富なる學識と經驗とによつて綿密の討論と、慎重なる決議をなし全國同胞の切望せる普遍的和平を迅速に實現せしめ、また多年懸案のまゝ未解決である憲政問題を確定し迅速に國民を塗炭の苦しみより救ひ國本を鞏固ならしめ得ることを深く信ずる次第である。先づ中央政治會議召集經過、組織要項、組織條例並に中政會議秘書長、副秘書長及び秘書の人選あつてのち討議に入

民國國民政府組織法第十五條を修正する案——右十五條の現條文「憲法未だ公布されざる以前においては行政、立法、司法、監察、考試各院は各中華民國國民黨中央執行委員會に對し責を負ふ」とあるを、「憲法が未だ公布せられざる以前においては行政司法、立法、監察、考試各院は各中央政治委員會に對し責を負ふ」と修正（全會一致通過）。（四）國民政府組織系統表案（全會一致通過）。（五）臨時政府及び維新政府の名稱廢止及びその善後法案（全會一致通過）。（イ）臨時、維新兩政府の名稱は直ちに廢止すべし、（ロ）華北に華北政務委員會を設置し、臨時政府の政務は中央政府より華北政務委員會に訓令し接受せしめ中央の法令に従つて速に調整せしむ。維新政府の政務は中央政府に接受し速に調整せしむ。（ハ）臨時政府の公務人員は華北政務委員會に於て全員任用す、維新政府の公務人員は中央政府において全員任用す。

以上の如く最高政治指導機關たる中央政治委員會の組織條例も決定し、國民政府組織第十五條の修正によつて一黨專制の弊を除き、國民黨中央執行委員會が最高の政治機關であつたものを國民黨その他各黨各派、無黨無派、有能の士を包含する『中央政治委員會』を國民政府の上におき、施政方針全般の指導最高機關とし、全民政治を布くことになつたわけである。即ち從來國民黨が政策、指導方針一切を總覽し政府はそれによつて決定し中央執行委員を經由するものを執行するに過ぎなかつたものが、改組によつ

て國民黨は他の政黨と同一の立場に立つて國政に當るものとなり實質的に憲政への第一歩を踏み出したといへる。たゞ國民黨の歴史的社會的力量からいつても指導的立場に立つことは當然であるが新政府が北支における特殊事情を理解した事は特筆に價する。

【會議第三日】

新政府政綱の確立 新政府の陣容を決定したるのち左記事項を討議決定した。

（一）華北政務委員會組織條例案（全會一致通過）。（二）國民大會及び憲政實施案 國民政府還都後憲政實施委員會を設け、これを實施すべし（全會一致通過）。（三）重慶政權に對する方策及び措置案（イ）國民政府還都後重慶方面において發せられ、あるひは取り決めらるべき對内外の各種政令、條約、協定、契約などの一切を無効ならしめる。（ロ）一切の軍隊は速かに停戦し、政府の命令を待つべし。（ハ）一切の公務員は最短期間内に南京に還り國民政府に届け出づべし——（全會一致通過）。（四）國民政府各院、各部、各委員會の人選の件（全會一致通過）。

かくて和平の實現と憲政の實施を確立するために開かれた中政會議は成功裡に終了し、日交關係調整要綱の確立をはじめとし、純正國民黨以下全民衆を網羅した新國民政府の陣容確立をみ、ここに世界の脚光を浴びて新國民政府が華々しき誕生をなすことになつたのである。

中央政治委員會組織條例

第一條 中央政治委員會は全國政治の最高指導機關とす、左記事項は中央政治委員會の決議を経べきものとす

- 一、立法原則、二、施政方針、三、軍事及び外交體系、四、財政及び經濟計畫、五、國民政府主席及び委員、各院院長副院長
- 六、中央政治委員會主席に於て會議に提出すべきものと認めたる事項

第二條 中央政治委員會に主席一名を設け、主席は憲政準備期間中において中國國民黨中央執行委員會主席を以てこれに充つ

第三條 中央政治委員會に委員二十四名乃至三十名を設け主席より左記人員中に就きそれ〴〵之を指定し又は招聘す

- 一、中國國民黨中央執行委員及び中央監察委員、二、其の他の合法政黨幹部人員、三、社會上重望ある人士

中央政治委員の任期は一年とす

第四條 中央政治委員會に常務委員六名乃至八名を設け主席に於て委員中より之を指定す

第五條 中央政治委員會開會の時委員は代表を以て出席を代らしむることを得ず、中央政治委員會開會の時主席は政務人員の請求により隨時其列席報告を許可することを得

第六條 中央政治委員會は直接命令を發し又は政務ま處理せず、その決議は國民政府に交付して之を施行せしむるものとす、中央政治委員會の決議を國民政府及び各院又は軍事最高機關に交

付し討論又は執行せしむる場合には當該各長官之が處理の責任を負ふものとす

第七條 本條例第一條に掲げたる各項にして時期緊急のため會議に提出決定するの遅なきものに關しては中央政治委員會主席は便宜の處置により國民政府に交付して執行せしむることを得、但し最近の會議に提出し之が追認を受くるを要す

第八條 中央政治委員會に法制、内政、外交、軍事、財政、經濟、教育及びその他の専門委員會を設け各主任委員、副主任委員各一名、委員九名乃至十三名を置き夫々審査及び設計事務を擔任せしむ、その人選は主席よりこれを指定す、委員會組織規定は別にこれを定む

第九條 中央政治委員會に秘書廳を置き秘書長一名、副秘書長一名又は二名、秘書及び平時人員若干を設け主席に於てこれを任命し且指揮す、秘書廳の組織規定は別にこれを定む

第十條 中央政治委員會議事規則及び辦事細則は別にこれを定む

第十一條 本條例は決議の日より之を施行す



國民政府組織系統表

改組國民政府の陣容

國民政府主席 汪精衛
 五院長並に副院長
 行政院長 汪精衛 副院長 褚民誼 秘書長 陳春圃
 立法院長 陳公博 副院長 (缺)
 司法院長 溫宗堯 副院長 朱履巽
 監察院長 梁鴻志 副院長 顧忠琛
 考試院長 王揖唐 副院長 江亢虎

行政院
 部長 次長
 (政務) 杜文瀆 (常務)
 內政部 陳群 杞履謙
 外交部(兼) 褚民誼 徐良
 軍政部(代) 鮑文樾 (缺員)
 海軍部(兼) 汪精衛 凌雲
 財政部 周佛海 嚴家熾
 教育部 趙正平 樊仲雲
 鐵道部 傅式說 戴英夫
 交通部 諸青來 周化人
 工商部 梅思平 李祖虞
 農商部 趙毓松 湯澄波
 司法行政部 李聖五 汪煥章 (缺員)

和平建國運動の展開

警政部(兼) 周佛海 李士群 鄧祖禹
 社會部 丁默邨 顧繼武 彭年
 宣傳部 林柏生 胡蘭成 孔憲鑑
 各委員會首腦部
 服務委員會委員長 岑德廣
 僑務委員會委員長 陳濟成
 水利委員會委員長 楊樹楣
 邊疆委員會委員長 羅君強
 軍事委員會
 委員長(兼任) 汪精衛
 參謀本部長(代理) 楊揆一 同政務次長 楊揆一 同常務
 次長 劉培緒
 軍事參議院長(代理) 任援道 同副院長 任援道
 軍事訓練部長(代理) 蕭叔章 同政務次長 蕭叔章 同常
 務次長 鄭大章
 政治訓練部長(兼任) 陳公博 同政務次長 李瀛一 同常
 務次長 富双英
 開封綏靖主任 劉郁芬
 武漢綏靖主任 葉蓬
 華北綏靖軍總司令 齊燮元
 蘇浙皖三省綏靖軍總司令 任援道

司法、監察、考試各院首腦

司法院

最高法院院長

行政法院院長

監察院

審計部長 夏奇峰

考試院

銓叙部長 江亢虎(兼任)

會委員長 (未定)

華北政務委員會首腦部

委員長 王克敏、△常務委員兼內政總署督辦 王克敏、△同兼財政總署督辦 汪時環、△同兼治安總署督辦華北綏靖軍總司令 齊燮元、△同兼教育總署督辦 湯爾和、同兼實業總署督辦 王蔭泰、△同兼建設總署督辦 殷同、△同兼本會政務廳長 朱琛、△委員 董康、王揖唐、蘇體仁、余晉蘇、趙琪、江朝宗、馬良、潘毓桂

張 縉
林 彪

同政務次長 沈爾喬 同常務次長

同政務次長 黃香谷 同委員

三 新中央政府の生誕

(一) 國民政府の南京還都

汪精衛を首班とする新中國の中央政府はつひに成

立し南京に還都した。國民政府還都典禮は三十日午前九時より南京城內國民政府大禮堂において政府主席代理汪精衛をはじめ立法院長陳公博、司法院長溫宗堯、監察院長梁鴻志、考試院長王揖唐以下部會各長官、政府關係者二百餘名參列のもと、おごそかに舉行された。劈頭汪精衛は國民政府主席代理の椅子に着席、禮砲とどろくなかに國旗掲揚式ならびに國歌の奏樂あり、ついで汪主席代理立つて孫總理の遺囑を朗讀したるのち部院、部會各長官の就任式を執行、汪主席代理再び立つて國民政府還都に關する宣言文を朗讀、改組國民政府が中華民國の法統を繼ぎ、この日をもつて南京に還都し、中國の主權を掌握する唯一の統一政府として正式に成立せる旨を中外に宣言、新政府の執るべき内治外交百般にわたる基本政綱を發表し、ここに國民政府は青天白日滿地紅旗のもと東亞新秩序建設の分擔者として歴史的の第一歩を踏み出したのである。

還都宣言文(要旨) 國民政府は中央政治會議の決議に依り南京に還都せるを以て茲に謹みて誠意を披瀝し、明かに全國同胞に告ぐ。和平の實現と憲政の實施との二大方針は中央政治會議に於て鄭重に決議されたる所にして、國民政府は右方針を堅持し誓つて之が實行を期待せんとす。所謂和平の實現とは日本と協力し善隣友好、共同防共及び經濟提携の原則に基き過去の紛糾を一掃し將來の親善關係を確立し、過去に於て採れる政策及び法令にして右方針に反するものあらば必ず之を廢止し又は修正し、努めて主權の獨立自由と行政の完壁とを改善し且つ

經濟上に互惠平等の合作を實現し、以て共存共榮の基礎を樹立せんとするにあり。中日兩國はもと義兄弟に同じ、一旦不幸にして干戈を動かすに至れるが、今次國交の調整を経たる後は長く平和を維持し共に東亞を安定せしめ、同時に一切の友邦に對しても此の和平外交の方針に基き信義を講じ睦誼を收め、以て其の友好關係を増進すべきなり。所謂憲政の實施に就いては中國國民黨第五次及び第六次全國代表大會の宣言中に既に明確に規定せられ、全國賢能の士も亦夙に一致贊同する所なり。今や戰後各般の施設悉く廢絶し之が復興を待つ秋、偏に舉國同胞物心兩面の力を集中し、勇往邁進し、以て現代家國の建設を完成するに頼らざるべからず。過去に於ける個人の獨裁制は全國人民精誠團結の障礙たりしを以て必ず之を革正除去すべし。また共產黨は階級闘争を挑發し特に國家民族の大敵なるを以て必ず之を根絶廓清し、其の餘毒を殘さざらしむるを要す。各級民意機關の設置、地方自治の實施及び國民大會の招集、憲法の制定發布等に至りては何れも日を期して之を實行に現はし、以て全國人民の要望に副ふべし。國民政府が第一に己の責任として自覺する所は實に戦後の人民を撫恤し、其の生命財産の自由をしてよく國家法律の保障を享けしめ、各々其の業に安んじ以て經濟産業の復興と文化の發展に従事せしめるにあり。國民政府今次の還都は全國を統一し和平の實現と憲政の實施との大道に向つて勇猛前進せんとするものにして、全國の中これを以て唯一

の合法的中央政府と爲す。望むらくは重慶側も從來の行掛りを一掃し速かに局面の收拾を圖り共に艱難を救はんことを云々。國民政府十大政綱 一、善隣友好の方針に基き和平外交を以て中國の主權、行政の獨立完成を求め以て東亞永遠の平和及び新秩序建設の責任を分擔す。二、友好各國の正當なる權益を尊重し並に其の關係を調整し以て友誼を増進す。三、友邦各國と團結致し共に國際共產主義の陰謀及び其の他總べての平和擾亂の活動を防遏す。四、和平建國を擁護する軍隊及び各地遊撃隊に對しては、夫々之を收用安定せしめ且つ國防軍を建設し軍政、軍令兩大權を明瞭に區分し以て軍事獨裁制を打破す。五、各級民意機關を設立し各階の人材を網羅して全國の公意を集中せしめ以て民主政治を助成す。六、國民大會を招集し憲法を定め憲政を實施す。七、友邦各國の資本及び技術的合作を歡迎し以て戦後經濟の恢復と産業の發展を圖る。八、對外貿易を振興し國際收支の均衡を圖り並に中央銀行を再建し幣制を統一せしめ以て社會金融の基礎を確立す。九、税制を整理し人民の負擔を輕減し農村を振興し難民を救済して各其の生業に安んぜしむ。十、反共和平建國を以て教育の方針となし且つ科學教育の向上を圖り浮華妄動の學風を一掃す。帝國政府聲明 帝國政府は南京における新國民政府の還都宣言に呼應して三十日午後四時半、左の政府聲明を中外に發表し、新政府と相提携して東亞新秩序の建設に邁進せんとする帝國の決

意を闡明し、列國が速かにこの東亞の新事態を確認すべきことを強調した。

帝國政府聲明(要旨) それ生命は不斷に發展し事象は時々變化す。國際の秩序亦これに違ふ。帝國は常に此の内にありて國際正義の昂揚と人類平和の確立とに力を致すものなり。今や支那新中央政府樹立せられ更生新支那の建設其の緒に就く。帝國政府は其の成立を慶賀すると共に、其の發展に對しては屢次の聲明に基き全幅の協力と支援とを與へんとす。帝國は列國が又克く此の嚴然たる事實を確認し速かに東亞の平和建設に寄與せん事を期待す。帝國が支那に希求する所は支那がよく道義に立脚して眞に其の獨立と自由とを完整し、帝國と互に相携へて東亞新秩序の建設に邁進し其の興隆を共にせんことに存す。帝國が東亞諸邦と共に其の生存を確保せんがため、特に支那資源の開發利用に關聯し特殊の關心と要求とを有するは素より其の所たり。然れども帝國は東亞新事態に即する第三國の平和的經濟活動に對しては敢て之を排除せざるのみならず、進んで之等諸邦と協力し共に國際修交の福利を享受せんとするものにして帝國が其の作戰繼續中の異常事態にも拘はらず多大の不便を忍び、列國の在支權益の擁護に努力し來れるの眞意實に茲に存す。しかして日滿一體の關係にある滿洲國においても、新政府の成立に對して滿腔の祝意を表するとともに、滿洲國が東亞新秩序建設の據點として、また日滿華互助連環の立場より新政府との和衷

提携を嚮望、新政府の健全なる發達にあらゆる援助協力をなすべく、滿洲國政府は日本政府の聲明に呼應して、張國務總理大臣の聲明を發表し、蒙古聯合自治政府もまた三十日新中央政府成立にあたり、政府聲明をもつて蒙疆の特殊防共地帯たる所以を明かにした。

國民政府令の公佈 國民政府はさる昭和十五年三月二十二日の中央政治會議における三重要決議、すなはち(一)公務人員の歸還、(二)全國各軍の停戰、(三)對重慶工作に關する事項の法令化を急ぎつゝあつたが、四月六日の中央政治委員會第二次會議において審議の結果、同日附をもつて左の重要政令を發した。

【國民政府令】 國民政府はすでに南京に還都す、還都以後において重慶側が對内的に公布せる法令、對外的に締結せる條約、協定、契約は一切無効とす、右行政院より外交部に命じ各國に通告せしむ。

【國民政府令】 和平の實現は國民政府還都後の方針なり。全國各地軍隊は速かに停戰し軍事委員會の命を待ち、その命を遵守し處理經過の報告をなすべし。

【國民政府令】 國民政府はさる三月三十日還都せるを以て、總ての公務人員は最短期間に證明書を携帶し南京に歸還原任機關に出頭、命を待つべし。

青天白日旗の復活 新國民政府は三月二十日の中央政治會議において新中央政府の國旗として青天白日滿地紅旗を採用するこ

とに決定、「和平反共建國」の標識を附した青天白日滿地紅旗は南京還都の日より再び新中國の全土に掲げられるに至つた。事變勃發以來皇軍は青天白日旗を掲げた反抗勢力と戦ひ來つたのであつて、わが占據地區においては今まで敵性の標識と見做し、あるひはわが國に對する反對意志の表示として斷乎として取締つてきたのである。新中央政府の國旗として青天白日滿地紅旗が採用されることは、戰鬪行動が繼續中である現在においては、前線將兵はもちろん國民としても感情において忍び難いものがある。しかしながら中華民國の國旗は元來青天白日滿地紅旗であり、國民政府が改組還都にあたり、これを存續繼承するは當然のことである。従つてわが方においても大乘の見地より青天白日滿地紅旗を新中國の國旗として再確認し、新中央政府の發展に協力することになつたのである。なほ國旗には敵性を有する青天白日滿地紅旗と識別するため、當分の間「和平反共建國」を表示する三角形標識を附することになつた。

還都祝典 國民政府還都慶典禮は四月二十六日午前十時より南京城内鷓鳴寺下の國民政府大禮堂において開かれた。これより先帝國政府は新支那中央政府の成立を慶祝するとともに日華國交調整に關する條約締結のため、新國民政府の首都南京に特命全權大使を派遣することとなり、四月一日前首相阿部信行大將を特命全權大使に任命した。阿部大使一行は四月十五日發赴任の途につき、二十三日新生首都南京に到着した。

國民政府代理主席汪精衛以下各院、部長、各委員會の長官、日本側から阿部全權大使以下使節隨員、國民使節、現地作戦軍として持に參列の板垣支那派遣軍總參謀長、井上支那方面艦隊參謀長ら列席、國民政府外交部長褚民誼が進み出て、盟邦日本より熱誠溢れる慶祝を寄せられたることを感謝し、茲に國府還都慶典禮を行ひ得るに至つた喜びを述べ、ついで阿部使節祝辭を述べた。ついで松平、小山貴衆兩院議長、各國民使節よりも慶祝の辭を述べれば、汪主席代理これに答へて新中國は和平反共と善隣友好の大精神のもとに出發し貫徹せらるべきことを力強く述べ、さらに日本の協力を要請するとともに、朝野をあげての慶祝に心からの感謝を述べ、こゝに歴史的祝典を終つた。

「己を罪するの精神」 國民政府還都祝典に際し主席代理汪精衛は「己を罪するの精神」と題し、大要次のごとき長文の記念論文を發表した。…和平反共建國をモットーに主權を回復し、國家獨立と自由を完成し、もつて吾等の和平運動の完全な實現を期するに當り、吾人の忘るべからざるは「己を罪するの精神」である。重慶では「中國は被侵略者であり、日本は侵略者であるから、日本が撤兵さへすれば一切は解決する」といふ。これは中國に以前から公明なる政治と健全なる經濟が發達せず軍閥共匪が横行し、中國が弱つたからこそ侵略されたといふ、自らのだらしなさを棚にあげ、日本のみに今次戰爭の責を負はせんとする傲慢極まる思想だ。他方「中國は最後の勝利の

見込がなくなつたので已むなく意を屈して講和せんとするのだ」と述べる。斯の如きは意思薄弱にして卑屈の精神といふべきもので、和平反共建國の責任を負ふことは出来ぬ。予は和平運動に反対する重慶側の人々に告げる。共産黨と其の走狗以外中國人は總て和平を望んでゐる。彼等は唯和平の實現に疑ひを持つから反対するのだ。この考への根柢には「中日は共存共榮する能はず汝と共に亡びん」の思想がある。併し中日兩國は現に共存共榮出来るのである。何故に敢て「汝共に亡びん」といふ途をとる必要があるか。民國廿七年十一月三日日本政府は「日本の望むところは中國の滅亡にあらずして中國が日本と東亞の責任を分擔し得るやう興隆することである。もし國民政府が容共抗日政策を捨てれば敢てその再建を拒まず」と聲明した。今や國民政府は南京に還都し日本からは對支國民使節が到來した。即ち和平實現は不可能どころか、ここにその第一歩が現實化してゐるのだ。來れ！汝等は最早和平の障害となるべきではない。汝等の反対と懷疑とで全面的和平を遲滞させるな。和平の實現は全國國民の努力如何にかゝる。今この記念すべき還都慶祝日にあたり、吾人は汝等を思ひ、汝等と共に努力して和平反共建國の光輝ある前途に向つて邁進せん日の近きを望むものである。

汪精衛主席に就任 國民政府では十一月二十八日午前九時半から行政院會議並に中央政治委員會の合同會議を開催、中日關係

調整に関する案件を附議満場一致これを可決し直ちに立法院に回付した。引きつづき行政院會議並に中央政治委員會を開催、立法院長陳公博より國民政府組織法案の改正を提案、同法第十一條の「國民政府主席は政治上の實際責任を負はず」との項を削除し、またこれに關係する第十二條の「國民政府主席は他の如何なる職務をも兼任することを得ず」を全文削除すべき重大提案を附議可決し、ついで司法院長温宗堯より汪主席代理を正式主席に推戴することを提案満場一致可決した。國民政府組織法によれば同法の改正は中央政治委員會の議決をもつて足り、立法院に回付する必要なきため、同日の會議においては汪主席代理の主席就任は確定し、汪主席代理もこれを受諾し、よつて主席就任式を二十九日午前九時國民政府大禮堂で舉行した。しかしして國民政府組織法を改正したのは現下の世界變局に處し、また中日國交調整の進展に伴ひ、眞に責任を負ふものが最高責任の地位に立ち中外に向つて全國民衆を代表し、國內的にも強力なる指導權を確立するの必要に直向したからである。なほ國民政府組織法第十三條の規定によれば、主席の任期は二年とし重任は一回に定められてをり、民國二十一年主席に就任した重慶側林森主席はすでに任期満了し汪の正式主席就任はこの意味からするも合法妥當である。孫文總理在世中唯一のよき補助者として民國を創造しその死後唯一の領袖として國民黨を正しく指導し事變後は和平反共建國の唱導者として多難な和平運動に挺身し、さらにまた民國十四年第一回の國

國民政府主席たりし汪が更生國民政府の正式主席に就任することは感慨極めて深きものであるとともに、確固不動の南京政府の決意を中外に向つて斷乎闡明したものとて意義極めて重大である

四 日支條約の締結

南京交渉に入る 中央政府樹立工作と併行して日華國交調整の交渉は、これと不可分に遂行せられ來り、昭和十四年八月末の國民黨六大會以後は善隣友好、共同防共、經濟提携の三大原則を基調としていよいよ急調に展開せられ、十二月三十日上海において兩國工作者間に國交調整に関する基本觀念の一致をみたのである。しかしして阿部持命全權大使が昭和十五年三月二十三日南京に着任してより、二箇月間を準備期間とし、日華國交修復に関する準備は着々と辦理せられた。兩國全權および交渉委員は左の通りである。

- ▲全權 (日本側) 阿部信行大將、(中國側) 汪精衛行政院長、▲交渉委員 (日本側) 大使館參事官日高信六郎、興亞院調査官安藤明道、陸軍少將影佐禎昭、海軍少將須賀彦次郎、大使館參事官松本俊一、犬養健、(中國側) 外交部長褚民誼、財政部長周佛海、工商部長梅思平、宣傳部長林柏生、外交部次長徐良、外交部次長周隆庠、▲輔佐委員 (日本側) 海軍大佐中村勝平、陸軍大佐谷萩那華雄、興亞院書記官太田一郎、興亞

日支條約の締結

院調査官草鹿淺之介、(中國側) 參謀部長代理楊揆一、行政院秘書長陳春圃、行政院參事廳長陳君慧
かくて慈々七月五日阿部、汪兩國代表以下出席のもとに日華基本條約締結交渉の第一回正式會議が開かれ、汪代表より會議に對する中國側の期待を表明し、これに對し阿部大使より交渉に對するわが方の見解を披瀝した。爾後時を閲する二箇月、八月二十八日までのあひだに正式會議を開くこと十五回、彼我双方の互譲といふよりは、むしろ東亞新秩序建設への熱情は能く錯雜せる論點を超克し、八月二十八日の第十五回正式會議をもつて條約案文は一應の決定を見、同三十一日國民政府會議室における第十六回會議において阿部、汪兩國代表委員のあひだにイニシアル(交渉案の確認)が行はれ、ついでイニシアルを經た條約案文につき兩國それぞれ國內的検討を重ねた結果、その修正を認め九月下旬再折衝の上右修正に関する意見の妥結を見、十月一日兩國委員間にイニシアルが行はれ、ここに南京における現地交渉は完全に終了したのである。

交渉圓滿妥結す この交渉にあたり兩國交渉委員は終始不斷の熱意をもつて日本側は近衛三原則にあくまで準據し、中國側は「罪に任ずる」の精神を忘れず、互に謙讓の精神を持しつゝ會議を進めた。公式會議が順調な経過を辿り得たのは猛暑を克服しつつ殆ど連日周佛海公館で開かれた非公式會議の効果によるものである。特に基本條項の審議に入つた七月十五日の第四次交渉前

後、これについて附随事項ならびに細目事項に關する技術的審議を了した八月十七日の第十二次交渉までの數次にわたる非公式會議は深更三時におよんだこともあり、互に卓を叩いて激論したことも再三あつたといはれる。非公式會議においてしばしば問題となつたのは日本軍の駐屯期間に關するものであつたことはいふまでもない。さらに日華經濟提携に關しては作戦遂行中の現在、決定の困難な諸問題については國民政府としては今後日本側と折衝しつつ實情に即せしめるやう調整を計りたいとの希望を提出し、これについて盛んな討論が行はれた。かくて日華新條約締結に關する現地交渉は圓滿に妥結され、兩國ともこれを國內手續に移して正式調印への準備を進めることになつた。この現地交渉の二箇月間、日本國內においては七月二十二日米内内閣は更迭して、第二次近衛内閣が成立し、遂次國內新體制が確立し、歐洲戦局の進展に即應すべき外交の一大刷新が斷行された。また日獨伊三國同盟の成立は樞軸國と非樞軸國との對立を闡明し、かかる國際環境における支那事變處理の方針が指示されるに至つた。他方帝國に對して常に全面的支持を吝まなかつた滿洲國と日滿華共同宣言案につき折衝が行はれてゐたが、十一月月上旬南京において滿洲國委員外務局長章煥章を南京に迎へ、十一月八日右三國委員間にイニシアルが行はれるに至つた。これより先き阿部大使は十月二十七日、一旦歸朝、二十九日近衛總理大臣と會見して一切の復命を了し、條約案は十一月十三日の御前會議を経て樞密院の御諮詢に付せら

れ十一月二十七日同院の本會議において可決せられた。一方國民政府側においても條約案は行政院會議、立法院會議に附議決定された。かくて去る昭和十五年三月三十日國民政府が還都を宣言してより八箇月目の十一月三十日、日華基本條約は日滿華三國共同宣言とともに正式調印を行ふ運びとなつたのである。

日華條約調印 日華兩國間の基本關係に關する條約は昭和十五年十一月三十日午前十時二十五分南京國民政府大禮堂において帝國特命全權大使阿部信行大將と中華民國國民政府行政院長汪精衛との間に署名調印を了し、ここに帝國政府は汪精衛を主席とする國民政府を正式承認した。ついで正午同じく國民政府大禮堂において阿部、汪日華兩國全權委員と滿洲國全權委員參議斌式毅との間に日滿華三國共同宣言につき署名調印を遂げ、これによつて滿洲國政府と國民政府も相互正式承認し、ここに日滿華三國の善隣友好關係の樹立によつて東亞恒久平和の基礎は確立した。かくて帝國政府は同日午後一時、日華基本條約ならびに日滿華共同宣言の全文を公表した。

日本國中華民國間基本關係に關する條約 大日本帝國政府及中華民國國民政府は兩國相互に其本然の特質を尊重し、東亞に於て道義に基く新秩序を建設するの共同の理想の下に善隣として緊密に相提携し以て東亞に於ける恒久的平和を確立し之を核心として世界全般の平和に貢獻せんことを希望し之が爲兩國間の關係を律する基本的原則を訂立せんと欲し左の通り協定せ

り

第一條 兩國政府は兩國間に永久に善隣友好の關係を維持するため相互に其主權及領土を尊重しつゝ政治、經濟、文化等各般に互に互助敬睦の手段を講ずべし

兩國政府は政治、外交、教育、宣傳、交易等諸般に互に相互に兩國間の好誼を破壞するが如き措置及原因を撤廢し且將來に互に之を禁絶することを約す

第二條 兩國政府は文化の融合、創造及發展に附緊密に協力すべし

第三條 兩國政府は兩國の安寧及福祉を危殆ならしむる一切の共產主義的破壞工作に對し共同して防衛に當ることを約す

兩國政府は前項の目的を達成するため各其領域内における共產分子及組織を芟除すると共に防共に關する情報、宣傳等に附緊密に協力すべし

第四條 兩國政府は中華民國に派遣せられたる日本國軍隊が別に定むる所に依り撤去を完了するに至るまで共通の治安維持につき緊密に協力することを約す

共通の治安維持を必要とする間に於ける日本國軍隊の駐屯地域その他に關しては兩國間に別に協議決定せらるゝ所に據る

日支條約の締結

第五條 中華民國政府は日本國が従前の慣例に基き又は兩國共通の利益を確保する爲所要期間中兩國間に別に協議決定せらるゝ所に從ひ其艦船部隊を中華民國領域内に於ける特定地域に駐留せしめ得ることを承認すべし

第六條 兩國政府は長短相補ひ有無相通するの趣旨に基き且平等互惠の原則に依り兩國間の緊密なる經濟提携を行ふべし

中華民國政府は華北及蒙疆に於ける特定資源就中國防上必要なる埋藏資源に關し兩國緊密に協力して之を開發することを約す

中華民國政府は其他の地域に於ける國防上必要なる特定資源の開發に關し日本國及日本國臣民に對し必要なる便宜を提供すべし

前項の資源の利用に關しては中華民國の需要を考慮し中華民國政府は日本國及日本國臣民に對し積極的に充分なる便宜を提供するものとす

兩國政府は一般通商を振興し及兩國間の物資需給を便宜且合理的ならしむるため必要なる措置を講ずべし

兩國政府は揚子江下流地域に於ける通商交易の増進並に日本國と華北及蒙疆との間に於ける物資需給の合理化については特に緊密に協力すべし

日本國政府は中華民國に於ける産業、金融、交通、通信等の復興發達に附兩國間の協議に依り中華民國に對し必要なる援助乃至協力を爲すべし

第七條 本條約に基く日華新關係の發展に照應し日本國政府は

中華民國に於て日本國の有する治外法權を撤廢し及其租界を還附すべく、中華民國政府は自國領域を日本國臣民の居住、營業のため開放すべし

第八條 兩國政府は本條約の目的を達成するため必要な具體的事項に關し更に約定を締結するものとす

第九條 本條約は署名の日より實施せらるべし

右證據として下名は各本國政府より正當の委任を受け本條約に署名調印せり

昭和十五年十一月卅日即中華民國廿九年十一月卅日南京に於て日本文及漢文を以て本書各二通を作成す

附屬議定書 本日日本國中華民國基本關係に關する條約に署名するに當り兩國全權委員は左の通り協定せり

第一條 中華民國政府は日本國が中華民國領域内において現に遂行しつつある戰爭行為を繼續する期間中右戰爭行為の遂行に伴ふ特殊事態の存在すること及び日本國が右戰爭行為の目的達成上必要な措置をとることを諒解しこれに應じ必要な措置を講ずるものとす

前項の特殊事態は戰爭行為繼續中と雖も戰爭行為の目的達成上支障なき限り情勢の推移に應じ條約及び附屬文書の趣旨に準據して調整せらるべきものとす

第二條 從前中華民國臨時政府、中華民國維新政府等の辨じたる事項は中華民國政府により繼承せられ、差當り現狀を維持せ

られたるものなるにより右事項の中調整を要するものにして未だ調整せられざるものは、事態これを許すに伴ひ兩國間の協議により條約及附屬文書の趣旨に準據して速かに調整せらるべきものとす

第三條 兩國間の全般的平和克復し戰爭狀態終了したる時は日本國軍隊は本日署名せられたる日本國中華民國間基本關係に關する條約及び兩國間の現行約定に基づき駐屯するものを除き撤去を開始し治安確立と共に二年以内に之を完了すべし、中華民國政府は本期間において治安の確立を保障するものとす

第四條 中華民國政府は事變發生以來中華民國に於て事變に依り日本國臣民の蒙りたる權利、利益の損害を補償すべし、日本國政府は事變のため生じたる中華民國難民の救済に付中華民國政府に協力すべし

第五條 本議定書は條約と同時に實施せらるべし

右證據として兩國全權委員は本議定書に署名調印せり

昭和十五年十一月三十日、即ち中華民國廿九年十一月三十日南京に於て日本文及漢文をもつて本書各二通を作成す

附屬議定書に關する日華兩國全權委員間諒解事項 本日日本國中華民國間基本關係に關する條約に署名するに當り右條約附屬議定書第一條及第二條の規定に關聯し兩國全權委員間に左の諒解成立せり

第一 中華民國における各種徵稅機關にして目下軍事上の必

要により特異なる状態に在るものに附ては中華民國の財政獨立尊重の趣旨に基づき速かにこれが調整を計るものとす

第二 目下日本國軍において管理中の公營、私營の工場、鐵山及び商店は敵性を有するもの及び軍事上の必要等やむを得ざる特殊の事情にあるものを除き合理的方法により速かにこれを中華民國側に移管するため必要な措置を講ずるものとす

第三 日華合弁事業にして固有資産の評価、出資、比率その他につき修正を要するものあるにおいては兩國間に別に協議決定せらるる所に從ひこれが是正の措置を講ずるものとす

第四 中華民國政府は對外貿易に關し統制を必要とする場合は自主的にこれを行ふものとす、但し條約第六條に掲げられたる日華經濟提携の原則と牴觸することを得ず、又事變繼續中においては右統制につき日本國側と協議すべきものとす

第五 中華民國における交通、通信に關する事項にして調整を要するものについては兩國間に別に協議決定せらるる所に從ひ事態これを許す限り速かにこれが調整を計るものとす

昭和十五年十一月三十日、即ち中華民國廿九年十一月三十日南京において日本文及び漢文をもつて本書各二通を作成す

日滿華共同宣言 大日本帝國政府、滿洲帝國政府及び中華民國國民政府は三國相互にその本然の特質を尊重し東亞において道義に基づく新秩序を建設するの共同理想の下に善隣として緊密に相提携しもつて東亞における恒久的平和の樞軸を形成し

これを核として世界全般の平和に貢獻せんことを希望し左の通り宣言す

一 日本國、滿洲國及び中華民國は相互にその主權及び領土を尊重す

二 日本國、滿洲國及び中華民國は互恵を基調とする三國間の一般提携就中善隣友好、共同防共、經濟提携の實を擧ぐべくこれがため各般に互り必要な一切の手段を講ず

三 日本國、滿洲國及び中華民國は本宣言の趣旨に基き速に約定を締結す

昭和十五年十一月卅日即ち康德七年十一月卅日、中華民國廿九年十一月卅日南京において

帝國政府聲明 帝國政府は日華條約調印並に日滿華共同宣言調印に關し三十日午後下のごとき政府聲明を發表した。——『帝國は曩に更生新支那との關係を調整すべき根本方針を中外に闡明し支那に對し東亞新秩序建設の任務を分擔せんことを提唱せり、爾來年を閲すること二年此間我が提唱に共鳴せる人士により樹立せられたる新政府は、皇軍武威の宣揚に伴ひ着々其の歩を固め來り、今茲に日、滿、支三國間の關係を律すべき締盟の成立を見るに至れり。抑も本條約の意義たるや世界を擧げて新舊秩序相交流する一大混亂期に方り、眞に人類相愛の大道に立脚し天與の分を守り有無相通、共存共榮の世界新秩序建設の先驅たるを明かにするものにして東亞民族の欣快之に過ぐるものなからん。然りと雖

も縮盟の成立は事の初動に屬す、その實効を收むるは今後にありしかのみならず支那には今尙民族協和の大道を覺らず救國の大事を抗戰の一途に求め民を驅りて新秩序建設の前途を懸塞するの走狗たらしむる勢力の殘存するあり、他方世界混亂の結果に因る列國の功利的策動亦熾烈を加へ、爲に抗戰勢力をして益々其迷蒙を深からしめつゝあり、東亞新秩序建設の前途なほ事滋きを覺悟せざるべからず、之に處する各般の對策、準備は一に我國民の聰明と努力とに存す、由來光榮の存する處責務之に伴ふ、帝國は其實務の愈々重大なるに省み萬難を排して東亞新秩序建設の大業に邁進せざるべからず。

日華條約の意義 日華新條約は右の如く(一)日華の基本關係に關する條約、(二)附屬議定書、(三)兩國全權委員間の諒解事項の三つの内容より成つてゐる。基本條約はいふまでもなく日華間の永久關係を規定する條項ともいふべきものであるが、第一條において善隣友好を精神として政治、外交、教育、宣傳の諸領域において相互に厚誼を破壊するがごとき措置、原因を撤廢する。いはば抗日政權の排日政策撤去の條項を規定したことをはじめとして、第二條では文化創造に關する提携、第三條の共產主義に對する共同防衛およびこの目的達成のための日本軍の蒙蔽および北支の一定區域における駐屯權に關する規定、第四條の治安協力および互惠平等を基礎とする經濟提携(第六條)、租界および治外法權の撤廢に關する約定(第七條)など日華關係の基本に關する諸條

項、いはば全面和平克復後における具體的な永久不變の原則を約定したものであるが、この基本條約こそは武漢陥落後に發せられた近衛第一次聲明(昭和十三年十一月三日)および同第二次聲明(同年十二月二十二日)において闡明された善隣友好、共同防共經濟提携のいはゆる近衛三原則の忠實なる條約化といはるべきものである。汪精衛自身も二年前、重慶を脱出した眞實の動機が近衛聲明によつて、和平の可能を發見したためであつたが、汪精衛が二年に近い苦難ののち、この日本の終始變ることなき誠實さと信誼の保障のもとに今回の條約を締結するに至つたものといふべきである。

この基本條約調印の結果、元來からいへば、全面和平が回復せられた場合は、日華の關係はこの基本條約の規定に從つて速かに基本の態勢に移行すべきものである。しかし現實は抗日政權の蠱動のため、なほ大規模の戰爭行爲が繼續中である。同條約附屬議定書はこの現在の特殊な過渡的の事態に對應するため日本の戰爭行爲遂行に伴ふ特殊事態を承認することを中心として種々の暫定規定の約定をなしてゐる。すなはち(一)今なほ現に戰爭行爲繼續中といふ特殊事態を新中央政府が諒解することによつて、帝國が戰爭行爲の目的達成のためとらんとする必要な措置は、中國側において完全に諒解し、かつこれに應ずる必要な措置を講ずること(二)但し支障なき限りは情勢の推移に應じて、この特殊事態は基本條約に準據して調整せられ得ることが原則的な諒解事項として確

認せられ、また(三)從來臨時、維新兩政府の辨じた事項は原則的には繼承せられ、事態の許すに從つて逐次調整され得ることとして從來の既成事實に對し日華双方の戰時經濟の運用上において急激なる變動の惹起を避けられることとしてゐる。また撤兵問題に關しては(三)全面的平和が克復し戰爭状態が終了した場合基本條約における一定の駐屯地以内の地域を除いて直ちに撤兵を開始し、治安確立と同時に二年以内これを完了することを規定し、(四)事變のため中國において日本臣民の蒙つた損害補償(賠償ではもちろんない)および中國の難民救済に對する日本の協力をも規定してゐるのである。最後に全權委員間において調印された諒解事項においては、日本は戰時勿々の際における日本軍の經濟上の處理事項に對して現實の事態に即しつゝ合理的調整を講ずべきことを、中國側のために特に約定し、(一)各種徵稅機關の返還、(二)中國側の自主的貿易統制の許容、(三)軍管理工場の返還、(四)日華合辦會社における評價、出資比率の調整、(五)交通通信關係等の調整等を規定してゐる。

合理的に調整されたものといふべきである。かくて日本はここに汪精衛を首班とする新國民政府を眞實の中華民國の中央政府として承認したのである。ともあれ支那事變は今回の條約締結によつて畫期的な新段階へと突入するに至り、しかも全く新たな性格によつて浮彫されんとしてゐる。それは支那事變が従前にも増してさらに本格的な長期戦としての形態を整へるとともに、もはや事變の解決が國際的關聯なくしては解決せられないといふ傾向、いはば事變が世界的規模へと躍進せざるを得なくなつたといふことである。日本は新國民政府を正式承認することにより抗日諸勢力に對してはここに決然たる永久打倒の方針を宣言したものであり、しかも重慶の抗日勢力は英米その他の第三國を背景として、いはば日獨伊の樞軸國家群に對抗する國家群の支援の下に抗日を繼續するといふ嚴然たる事實は、ここに重慶の抗日をして一つの國際的關聯を持たしめ、事變は如何なる意味においても世界的な規模によるはかは解決し得ぬ性格をさらに明確に持つこととなつたのである。この意味において今回の新中央政府の承認は日本自ら長期、あくまで抗日勢力を潰滅して、東亞の新秩序を建設せんとする不動の決意を中外に宣言したものである。ここにこそ今回の條約に含まれた最も大きな意義が存在するのである。

五 新政府と列國

汪精衛を首班とする新政府の對内外政策は、彼らが『國父』と仰ぐ故孫文の三民主義を基調としてゐる。三民主義の第一は民族主義である。されば新政府は民族同權の主張の上に立つて租界、租借地、治外法權などの一切の不平等條約の撤廢を何よりも希求してゐる。

従つて列國の新政府に對する關係を觀る場合、『不平等條約の撤廢に對して如何なる態度をとつてゐるか』といふ觀點から、觀てゆくのが最も至當であらう。

支那の解放者日本 先づ日本である。日本は早く昭和十三年のいはゆる『近衛聲明』において非合併、非賠償を宣言したのみでなく、また積極的に治外法權の撤廢と租界の返還を約束してゐる。この原則は去る昭和十五年十一月卅日締結された『日華基本條約』の第七條において『日本國政府は中華民國において日本國の有する治外法權を撤廢し、その租界を還付すべく』と明文化されてゐるとほり、戰禍の中から健氣にも立ちあがつた新支那を、全く平等の立場から援助してゆかうとする日本の態度をはつきりと示すものである。

そしてこの原則に照應する實踐としては、先に數次に互る軍管理工場の支那への返還が行はれたほか、去る昭和十五年二月十三日には我が海軍當局は捕獲管理中の支那軍艦『永翔』ほか九隻と劉公島、青島、連雲港、芝罘の海軍四兵營を正式返還してゐるのである。そこに微塵も戰勝者ぶつた驕慢さが見られないことは、

このたびの『聖戰』が眞に聖戰たる所以であり、かかる態度を最後まで徹底させてこそ、日支提携共存共榮の前途は輝かしく展かれるであらう。

滿支の相互承認 右の日支基本條約締結と同時に日滿支共同宣言が行はれた。これこそ、滿洲國と支那との相互承認を意味するものである。想へば九年前の秋、柳條溝の爆破に端を發して、『軍閥と買辦と浪人』の滿洲が、新しき五族協和の王道國家として生れ變る間、終始『失地恢復』を呼號し反日氣運を煽つて來た國民政府が、驟然大悟して汪精衛の下に改組され、かの滿洲帝國政府を弟と呼び兄と呼んで手を握り合つたのである。大體堂明志樓上に相まみえた汪精衛、臧式毅兩巨頭の感慨はどうであつたらうか。

ドイツの正式承認 次にドイツはどうであらうか。第一次世界大戰の結果、膠州灣をはじめとして多くの利權を失ひ、その後支那、貿易通商による獨支關係の密接化を圖つて來た。そして支那事變の最初の頃は抗日政權側におけるドイツ軍事顧問の存在などによつて、そこに若干の割切れないものがあつたが、軍事顧問は間もなく歸國を命ぜられたし、殊に昭和十五年九月日獨伊三國同盟の締結されてより、世界新秩序をめざす『同志』としての固い盟約に基いて、ドイツは日本の事變處理方針を全面的に支持、十六年七月一日正式承認するに至つた。

事變當初からの協力者イタリア イタリアは天津に專管の租

界を有するほか上海、その他の共同租界にも一枚加つてゐる。しかし今次事變の當初から日本の最もよき理解者であつた。殊に日獨伊三國同盟の結ばれて以來東亞新秩序に側面から協力、十六年七月一日ドイツと同時に正式承認した。

かかる獨伊と歩調を共にしてハンガリー、ルーマニア、スロヴァキア、スペイン・クロアチア、ブルガリアの國も國民政府を相次いで承認した。かくて、日滿兩國を加へ承認國は十箇國にのぼつた。

舊秩序死守のアメリカ 次に問題のアメリカである。アメリカは日支基本條約が締結された昭和十五年十一月卅日當日、明かに、これが對抗の意味をもつ援蔣借款一億ドル設定を發表した。これは平衡資金より法幣安定を目的として提供される五千萬ドルと、米輸出入銀行の融資による五千萬ドルとの二つである。しかし敗戦に喘いでゐる蔣政權の法幣と戰爭景氣を諷刺するアメリカのドルとの爲替相場の安定は頗る困難であり、法幣相場を維持せんとすればアメリカとして相當の損害を覺悟せねばならぬ。かかる犠牲を拂つてまで援蔣行爲を強化するのは、東亞における舊秩序を維持し、四億の生民を歐米資本の靴の下に縛りつけておかうとする帝國主義政策の至上命令から出發してゐると見る外はない。

援蔣に狂奔する英國 イギリスは自國が未曾有の危機にある

新政府と列國

にも拘らず、その援蔣行爲は依然として繼續され、日本の新政府承認近しと見るや、昭和十五年十月十八日には一旦閉鎖したビルマ・ルートを開き更に香港―新豐―韶州を結ぶいはゆる香港ルートを最大限に利用するほか、一歩進めて、極東司令長官にボバム將軍を補し、蔣政權と軍事同盟を結んで蔣軍の一部をボバム將軍の指揮下に置かうとしてゐると傳へられる。また同年十二月に入つてアメリカが一億ドルの援蔣借款を設定したのに歩調を合せ、同月十日一千萬ポンドの援蔣借款を發表した。これは駐英大使郭泰祺の暗躍の成功と見るよりも、イギリス獨得の執拗な世界政策の現はれと見るべきもので、一千万ポンドの内五百萬ポンドは法幣安定の資金にあて、残る五百萬ポンドはスターリング・ポンドと諸國間における輸入クレジットとするものである。

奴隸支那の吸血鬼英米 かくて英米兩國は蔣政權に黄金の響をかませて支那を完全な植民地に化さうとしてゐる。英米は口を開けば日本の侵略主義を呼號する。しかし彼らは租界、租借地、治外法權など一切の不平等條約を撤廢する誠意があるであらうか。いな問題は單なる『誠意』にあるのみではない。十八世紀以來イギリス資本主義はインドのガンヂス河畔を土民の白骨をもつて埋め、その白骨の上に花咲いた罌粟の實で支那を眠れる豚と化し、しかもその豚の骨までしゃぶらうとして來た。肝腎なことは、さうすることによつて、イギリス資本主義が成長し、發展し

て来たことで、この意味でイギリス資本主義にとつてアジアは確かに生命線である。さればあるひは狡猾な駆引きによつて日本との妥協を試み、あるひは甘言と好餌をもつて支那民族主義者を懐柔せんとして来たのである。

いま日獨伊三國同盟といふかたちで日本から完全な絶縁状態を叩きつけられたイギリスは、残された一つののみち、即ち支那民族主義者の操縦に躍起となつてゐるのである。「抗戦建國」を呼號し、「真に自由なる中國」の創建を理想としてゐる重慶側の民族主義者が、その盲目的な熱情によつて購ひ得たものが「英米の完全な奴隸」たる地位であつたとすれば、有史上、これほど大きな悲劇はあるまい。

蔣政権側のかゝる盲目的熱情に反して、汪精衛を首班とする新政権は冷静な深い愛國心から、日本との間に基本條約を締結したのであるが、これよりさき昭和十五年九月廿九日には劉公島の英國權益が満期失效の旨を斷乎通告した。しかるにイギリスは重慶側と期限延長を議定したと稱して、この通告を無視するの舉に出た。重慶側が事實かかる延長を認めたとすれば「民族解放の進歩的戦争」の呼號が赤面するであらう。

抗戦の指導者ソ聯 さて最後に謎を祕めるのはソ聯の態度である。ソ聯は中國共産黨を操つて抗戦建國を高唱せしめ、西北支那には半獨立的な邊區赤色政府を樹立せしめてゐる。されば反共をもつて建國の基本方針の一つとする新政府とは氷炭相容れぬ仲

である。
眞に支那を解放する者 いま世界の大變革期にあつて國際法的に蔣政権の方が正統政府であると主張する英米の見解は笑殺すれば足りる。問題の焦點は、いづれの政府が眞に民族獨立の平等條約を列強と結び、以て半植民地的醜貌を脱し得るかにある。英米人の眼から見れば、なほ蔣政権の方がヨリ強力に見えるであらう。しかし生きた「歴史の法則」を理解するものは、常に「部屋の中にあるもの」を見るのみでなく、また「扉を叩くもの」を見ねばならない。この意味で、南京新政府に對する列國の態度そのものが、また列國の明日の運命を豫言してゐるといへよう。

六 國民政府の新施策

(一) 國民政府政綱

和平救國の愛國的情熱に固められた中國の同志達が汪精衛を首班に國民政府遷都の形式で新中央政府を南京に樹立し、國民政府の法統を繼いで、こゝに更生支那の再建に乗り出したのは昭和十五年三月のことであつた。遷都式典に當り汪精衛主席代理は歴史的な遷都宣言を朗讀、新中央政府は重慶政權に代つて支那の主權を代表する唯一の正統政府として成立せる旨を嚴肅に宣言、つゞいて國民政府政綱を中外に發表した。政綱は十箇條より成り、對外政策に關するもの四箇條と、對内政策に關するもの六箇條で、

外交においては善隣友好、合法的國權の回收、反共の國際的提携を其の大方針とし、内政においては憲法の制定實施、民主政治の確立、經濟的には友邦諸國との合作協力、幣制の確立と税制改革による民衆の負擔軽減と産業の振興を企圖し、反共和平を教育の根本精神とし、また強力なる新國軍の建設をはかるなど、抗戦重慶に挑戦して左の如き新政府の抱負經綸を闡明したのである。

- 一、善隣友好の方針に基き和平外交をもつて中國の主權、行政の獨立完整を求め、もつて東亞永遠の平和及び新秩序建設の責務を分擔す。
- 二、友邦各國の正當なる權益を尊重し、ならびにその關係を調整しもつて友誼を増進す。
- 三、友邦各國と連絡、共に國際共產主義の陰謀及びその他總べての平和攪亂の活動を防遏す。
- 四、和平建國を擁護する軍隊及び各地遊撃隊に對しては、それぞれこれを收容安定せしめ、かつ國防軍を建設し軍政、軍令兩大權を明瞭に區分し、もつて軍事獨裁制を打破す。
- 五、各級民意機關を設立し、各界の人材を網羅して全國の公意を集中せしめ、もつて民主政治を助成す。
- 六、國民大會を招集し憲法を定め憲政を實施す。
- 七、友邦各國の資本及び技術的合作を歓迎し、もつて戦後經濟の回復と産業の發展を計る。
- 八、對外貿易を振興し國際收支の均衡を計り、ならびに中央銀

國民政府の新施策

行を再建し幣制を統一せしめもつて社會金融の基礎を確立す。
九、税制を整理し人民の負擔を軽減し、農村を復興し難民を救濟して、各その生業に安んぜしむ。
十、反共和平建國をもつて教育の方針となし、かつ科學教育の向上を計り浮華妄動の學校を一掃す。
しかしてさきに近衛聲明の精神に基いて新政府との協力を盟約した日本は、昭和十五年四月末前首相阿部信行大將を全權大使として南京に特派し、日華國交の基本條約を議定せしめ、右新條約によつて南京の國民政府が支那の正統唯一の政府たることを承認したのである。かくてこの日華條約の調印を轉機として國民政府の飛躍的發展が期待されることとなつた。以下各分野に互つて新政府施策の具體的發展狀態と、今後重視すべき問題とを展望すれば次の如くである。

(二) 憲法實施の準備

内政問題として最も注目されるものは憲法實施問題——立憲支那の建設である。新中央政府は遷都以來屢次の公約に従つて、熱心に憲法實施の準備を進めてゐる。即ち昭和十四年八月の六全大會において「最短期間に憲政を實施」と述べてをり、同十五年の青島會談においても「新中央政府成立後憲政實施委員會を速かに組織すべきこと」が決定せられ、また國民政府政綱にも「國民大會を招集し、憲法を定め憲政を實施す」として掲げられてゐる。また遷都宣言においても

『所謂憲政の實施については中國國民黨第五次及び第六次全國代表大會の宣言中に既に明確に規定せられ、全國賢能の士も亦夙に一致賛同する所なり。今や戦後各般の施設悉く廢絶して、これが復興を待つ秋、偏に舉國同胞物心兩面の力を集中し勇往邁進し、もつて現在國家の建設を完整するに由らざるべからず。過去における個人の獨裁制は全國人民精誠團結の障礙たりしをもつて、必ずこれを革正除去すべし。また共產黨は階級闘争を挑發し、とくに國家民族の大敵たるをもつて、必ずこれを根絶革正し、その餘毒を殘さざらしむるを要す。各級民意機關の設置、地方自治の實施及び國民大會の招集、憲法の制定發布などに至りては、いづれも日を期してこれを實行に現し、もつて全國人民の要望に副ふべし。以上和平の實現と憲政の實施とは國民政府の遵奉すべき最大の方針なるとともに、また國民政府の負擔すべき最大の任務なり』

とて憲政實施が和平實現と共に、國民政府の二大任務たる事を闡明してゐるのである。

重慶政權の偽稱 民國十七年（昭和三年）十月公布の訓政綱領は、訓政期において國民を政治的に訓練し、憲政期に入つて初めて全民政治を成すと定め、更に民國十八年（昭和四年）の三中全会において、民國二十四年（昭和十年）をもつて訓政期を終了し、翌年から憲政期に入ることとなつてゐた。蒋介石はかくの如く憲政實施を約束することによつて支那統一工作に利用したが、

これによつて民心收攬をはかつたのであつて、種々の口實を設けて實行には移さない。重慶が憲政實施を強行すれば共產黨勢力の膨脹を許容せねばならず、痛し痒しの體となり、遂に昭和十五年十一月開催豫定の國民大會をも無期延期にしてゐる。

新政府の憲政實施の努力 一方國民政府は右に述べた如く判然とした施政方針に基づき、憲政の實施へと邁進してゐるのである。即ち昭和十五年五月二十五日『憲政實施委員會組織大綱』と共に、『憲政實施委員會委員資格標準』を定めて公布し、更に委員長に汪精衛、政務委員に陳公博、温宗堯、王揖唐、梁鴻志の四名、常務委員に湯爾和、褚民誼、陳群以下六名、委員十八名を任命し、同七月二十九日に憲政實施委員會を組織した。成立式席上において汪精衛は憲政委員會の使命に關して左の如き訓示をなし、愈々憲法實施のための具體的準備に着手したのである。

一、憲法草案を更に審議し各方面の意見を徴し折衷至當を期すべきこと。
二、一方國民大會招集以前に國民參政會の如き民意機關を設置する必要ありや否やを研究すべきこと。
その後九月に入つて委員會を四部門に分つて四小委員會を置き憲法草案の大綱をはじめ國民大會、地方制度、國民經濟教育などの各専門部門に分つて憲法草案の審議に着手すると共に、昭和十六年一月一日を國民大會招集日と決定したのであるが、この招集

期日は草案審議の情況により多少の延期を見たのである。

新憲法草案は民國二十三年（昭和九年）十月に舊國民政府立法院を通過した草案を今回の草案として採用、これに適當なる修正を加へんとするもので、その制憲の基本標準として傳へられるものを列記すれば次の如くである。

- (一) 憲法は須らく全民各階級の共同の需要を斟酌し、その需要は國家生存に背かざるを要す。故に必ず國家と人民の需要の適應を求め、しかる後憲法は大支配力を有すべきなり。
 - (二) 憲法制定は國情に悖らざることなり。人類生活は舊社會に猝使せらるること易く、吾人の見てもつて善となすものも、社會はこれを擾亂と認むることあるをもつて、新時代の國家と人民の需要は同時代の精神および物質を顧倒し至善の道をとるべきなり。
 - (三) 憲法は國家の根本法にして、各法の淵源なるも、社會經濟の變遷を慮るは現代憲法の趨勢なり。即ちその實施將來新思潮の波盪をうけ影響をうくるは必致なり。故に憲法の制定には剛性柔性あるべきなり。
- しかしてこれが具體的基準としては孫文の遺教の原則を採用することとしてゐる。また新憲法草案の主要點は、該憲法起草當時の委員達の多數が黨見に偏してゐるため、その不備修正に關して左の如き三原則が明示せられてゐる。
- (一) 人民行使の四種の運用に關し、五五憲法は選舉の時に民權

あるのみにして、人民が隨時にその罷免、創判、複決の三種を如何に行使するかの注意を缺けり。

(二) 原案には行政機構に彈性を缺く。五權中最も重要なものは行政權なり。行政機構の健全なる行使と運用は最も重要なれば、如何にして國民が行政權の行使と連鎖し、互助するかを考へざるべからず。原案は大總統の責任と行政院の責任は未だ融合貫通の方法なし。

(三) 中央と地方の權限につき中國の幅員廣大なるをもつて、中央統治の功を求めんと欲すれば、分權集權の折衷を至善とす。また財政の畫分、歳計の監督は國家の要政なると共に、人民もまた最も注意すべきなり。廉潔の政治を求め法律上の規定に正軌者を入るべきなるに、原案はまた之を缺く。

以上の如く既に諸般の準備は着々進行し、その草案は十數回に互る専門委員の討議を経て公布され、直ちに國民大會の招集となる手筈が整つてゐるのである。

(三) 財政の整理

政府財政は還都以後、戦後状態を土臺とする政府としては前例のないほど餘裕を持つてゐたが、關稅、統稅、鹽稅を三大稅源とする支那の稅制においては、戦時といふ特殊狀況に禍ひされるのは當然であり、しかも國民政府としては重慶政權の如き無理無體な徵稅はこれを避けて、もつばら國稅の整理、苛稅の廢除に政策の重點を置いてをり、かつ戦時における影響は中央におけるより

地方財政に重い關係から、地方財政交付金が戦前に比して甚大となることも當然である。しかしして現實においては歳出の緊縮と支那特有の當局者の私意に基く浪費を禁止して廉潔政治を布き、一方税制の整理を断行して飽まで増税による民生の窮迫を避けたのである。新政府の財政に關しては語るべき材料に乏しく、またその時期でもあるまいと思はれるので、昭和十五年七月發表した宣傳部長林柏生の談話を借りて述べよう。彼はいふ『國民政府の還都後財政當局は全國財政の統一整理につき積極的工作をつづけ、豫期以上の成績を収めた。即ち三箇月足らずで關、鹽、統稅收入は毎月増加の一途を辿つたのである。四月末の増加指數は既に一四〇から二〇〇に達した。稅收の比率は關稅、五二・五九％、鹽稅五・二六％、統稅二六・二九％、特稅四・七三％、所得稅〇・五三％、その他一〇・六〇％である。』しかしして林宣傳部長は豫算制度の確立をもつて國家財政の重要條件なりとし、その實現に努力しつゝあり、また過去において財政支配の最大缺點として機關が煩雜にして冗員が多きに過ぎた。それで行政費用を極めて少くし、事業費を多くするやうにした。しかしして法幣の暴落による支那民衆の被るべき大慘害から逃れるために中央銀行を設立し、もつて幣制を確立、金融を安定することが財政政策の重大使命であると喝破してゐるのである。

(四) 金融政策の確立

中央儲備銀行の創設 國民政府政綱中金融政策に關しては『中

央銀行を再建し幣制を統一せしめ、もつて社會金融の基礎を確立す』と述べ、財政金融政策の中樞となる一方、政府としての組織完成の建前から國立發券銀行の設立を國策として聲明した。ついで昭和十五年四月中旬中央銀行籌備委員會を設け、籌備委員を左の十名とした。

(主席)周佛海、(副主席)錢大槐、(委員)陳之碩、陳君慧、張素民、梅哲之、易次乾、夏宗德、柳汝昌、顧寶衛
かくて委員會は、その職務として委員會章程の第五條に(一)、中央銀行の資金吸收、(二)中央銀行に關する各種法規の立案、(三)舊貨幣整理計畫の樹立、(四)新法幣發行計畫の立案、(五)業務計畫の起草、(六)總行および分行の設置ならびに重要職員の使用、(七)政府の要求に従ひ執行すべき事項』を規定し、それ以來もつぱら理論的實踐的活動を續け、漸進主義を標榜して慎重協議を重ねて來た結果、昭和十五年十二月に至つて關係法規の起草ならびに一切の準備を完了したので態々設立と決定し、十二月十九日宣傳部より、中央儲備銀行法、整理貨幣暫行辦法、同辦法第八條に基く財政部令、外匯基金管理委員會章程および周佛海財政部長の聲明を發表し、同時に重要人事の任命を見て、こゝに新中國建設の輝かしき巨歩を踏み出した。目前國民政府の全力をあげてなすべきは經濟の復興であるが、そのためには通貨の安定と金融の健全性が確立されねばならず、これを確立せんとせば、必然的に政府は中央銀行を持たねばならぬ。舊法幣は現在重慶の政府銀行

が操作統制の權限を握り、しかも抗戰繼續による悪性インフレーション進行と、英米の金融支配の深化は民衆を極端な窮乏に陥れると同時に、中國經濟自體に重大な危機を招来しようとしてゐる。従つて民衆をして舊法幣の支配より免れしめ、中國經濟を正常の軌道に上すことは、國民政府最大の任務である。中央儲備銀行の設立はその意味で非常に大きな意義を有する。

中央儲備銀行法

第一章 總 則

- 第一條 中央儲備銀行は國家銀行となし國民政府これを設置す
- 第二條 中央儲備銀行の資本總額は國幣一億元と定め國庫より支出す、中央儲備銀行必要ある時は理事會の決議及び監事會の同意を得て國民政府に對し資本總額の増加並に民間株式の募集につき許可を申請することを得、但し民間株式總額は資本總額の百分の四十を超ゆることを得ず、國民政府は必要ある時は、その所有する中央儲備銀行株式の一部を民間に讓渡することを得
- 第三條 中央儲備銀行は國民政府より左の特權を受く
 - 一、本位貨幣及び補助貨幣の兌換券の發行
 - 二、政府鑄造の本位貨幣及び補助貨幣發行の權利
 - 三、國庫の經理
 - 四、内外債の引受け並にその元利支拂事務の經理
- 第四條 中央儲備銀行は總行を首都に、分支行處を國內各地に設け又國內必要地點に代理處を設くるを得

國民政府の新施策

第五條 中央儲備銀行營業期限は成立の日より三十年とし滿期二年前之が延長を國民政府に申請することを得

第二章 組 織

- 第六條 中央儲備銀行は理事會を設け國民政府において理事七人乃至十一人を任命してこれを組織す、任期は三年とし期限滿了後重任することを得、理事會に常務理事五名乃至七名を設く
- 第七條 中央儲備銀行に監事を設け國民政府において監事三名乃至五名を任命す
- 第八條 中央儲備銀行に特任の總裁、簡任の副總裁各一名を置き國民政府に於て常務理事中より之を任命す、任期三年とし滿期の際に引續き任命することを得

第三章 發 行

- 第十六條 中央儲備銀行の發行兌換券最高額は國民政府の許可を受くべし
- 第十七條 中央儲備銀行發行兌換券は一元、五元、十元、五十元、百元の五種に分つことを得、並に十進法に依る補助兌換券を發行することを得
- 第十八條 中央儲備銀行兌換券は中華民國の法幣となし、無制限に流通するものとす
- 第十九條 中央儲備銀行兌換券は總行により本位貨幣又は外貨を以てこれを兌換することを得
- 第二十條 中央儲備銀行兌換券準備金は少くとも百分の四十の現

金準備を保有するを要しその残額は國民政府の發行或は保證する有價證券及び本法第二十四條第六號乃至第八號に該當する手形を以て保證準備となす

第廿一條 中央儲備銀行の發行する兌換券の現金準備は左記の二種に分つ

- 一、銀塊及び地金銀
- 二、外國貨幣及び外國貨幣による預け金

第廿二條 中央儲備銀行の兌換券準備金は凡て公開し發行額及び準備金額は毎週之を公表す

第四章 業務

第廿四條 中央儲備銀行は國民政府の附與する特權の外左の業務を營む事を得

- 一、國營事業の金銭出納の經理
- 二、各銀行の準備金の管理並に各銀行間の爲替清算事務經理
- 三、地方公庫及び公營事業の金銭出納等の代理
- 四、預金の收納
- 五、國民政府の發行或は保證にかゝる國庫證券及び公債利札の再割引
- 六、國內銀行引受手形、國內商業爲替手形及び約束手形の再割引
- 七、國外支拂の爲替手形賣買
- 八、内外各實業銀行の一覽拂手形、小切手の賣買

九、國民政府の發行或は保證する公債庫券の賣買

十、地金銀及び外國貨の賣買

十一、内外爲替の取扱及び銀行約束手形の發行

十二、地金銀を抵當とする貸附

十三、國民政府發行或は保證の公債庫券を抵當とする貸附

十四、政府委託の信託業務

十五、各種經費の代理出納

第五章 決算

第廿七條 中央儲備銀行は毎年十二月末を以て總決算期となし書類を作成、理事會の議決、監事會の審査を経て國民政府に申請すべし

整理貨幣暫行辦法

第一條 國民政府は中央儲備銀行に對し兌換券發行の特權を賦與し漸次幣制の統一を完成すべきことを期す

第二條 中央儲備銀行發行の兌換券は中華民國の法幣をなしその種類及び準備金比率等は中央儲備銀行法第十六條乃至二十三條の規定に隨ひ處理す

第三條 民國二十四年十一月三日公布の新貨幣法に規定せる各種法幣（以下舊法幣と稱す）は暫く中央儲備銀行の發行の法幣と等價を以て流通せしむるものとす

第四條 中央儲備銀行はその發行せる法幣を以て、暫く等價にて現在流通せる各種舊法幣を回収し以て幣制の統一を促成する事

を得、前項の回收辦法は區域及び情勢を斟酌し臨時別に之を定む

第五條 華興商業銀行の發行權は之を取消しその發行せる殘幣の回收方法に就いては別に之を定む

第六條 公相公課その他政府に對する一切の支拂は一率に中央儲備銀行發行の法幣を使用するものとす、但し暫く舊法幣を以て中央儲備銀行發行の法幣同様使用する事を許すものとす

第七條 凡て政府機關の各項經費の支拂は一率に中央儲備銀行發行の法幣を使用するものとす

第八條 前二條の規定は特定區域内に於て當分の間之を適用せず特定區域は別に命令を以て之を定む

第九條 前述の各種貨幣に屬せずして而も現在なほ流通せるもの及び各地に於て現に流通する各種補助貨幣の整理辦法は別に之を定む

第十條 華北政務委員會の管轄地域内に於ては暫く現狀を維持し本辦法の規定はこれを用せず

外匯基金管理委員會章程

第一條 財政部は中央儲備銀行の健全なる發達を圖り同行の發行する兌換券の信用を鞏固ならしむる爲外匯基金管理委員會を特設す

第二條 外匯基金管理委員會は中央儲備銀行の保有する外貨の管理運用に關する方針その他關係重要事項を審議々決す

國民政府の新施策

第三條 外匯基金管理委員會は委員四名を以て組織し財政部長は學識經驗あるもの、中より委員を聘任又は選任する、財政部長は委員中より一名を指定し委員長とす

財政部令 整理貨幣暫行辦法第八條により徐海道、武漢、安慶、華南および海南島を特定區域と指定す。整理貨幣暫行辦法第六條および第七條の規定は前項特定區域には當分の間これを適用せず。

委員の顔顔 (總裁) 周佛海、(副總裁) 錢大槐、(常務理事) 周佛海、錢大槐、陳之碩、陳君慧、張素民、(理事) 顧實衡、梅哲之、易次乾、柳汝昌、夏宗德、吳繼雲、(監事) 羅君強、陳春圃、何炳賢、邵武軍、戴鴻慶

中央儲備銀行の發展 かくて中央儲備銀行は一月六日開業、一週間に於て流通高兌換券五六〇萬元、輔幣券八一三、九二七元合計六、四一三、九二七元といふ驚くべき浸透力を示した。つゞいて同月二十日には上海分行も開業され、兩々相まつて一層本來の使命達成に邁進することだらう。

中央儲備銀行は特權として兌換券の發行、發行券の經理、國債の引受け及び其の元利支拂事務、また國庫事務の經理を擔當することになつてゐる。これらの内最も重要なのは兌換券の發行である。兌換の準備としては銀貨、地金銀、外國貨幣及び外國貨幣による預金の四者を含む銀資金準備が四割、他の六割は保證準備をもつてし、銀行券膨脹に對して深い考慮を拂つてゐる。つきにこ

の新しい銀行券は中國の法定通貨として原則的には無制限流通を規定され、公租及び公課、また政府に對する一切の支拂、政府機關經費の支出には一律にこの新通貨を使ふことを原則としてゐる。併し現在は事變繼續中であり、現在の支那そのものが一つの過渡的狀態にあるのだから、この新通貨も自然當面の事態に即應して流通區域も大體江蘇、浙江、安徽の三省といふ一定の範圍に限定されるのも己むをえない。更に新通貨は舊法幣とパーに結びついてゐる。これは舊法幣に喰付いて、これを蠶食してゆかうとする行き方で、興味ある手法ではあるが、同時に極めて複雑な、あるひは困難な課題が提供されることとなる。問題は一日も早く民衆の間に浸透せしめることである。これらの特色を生かして新銀行の健全なる發展を計るため、新銀行に要請されることは第一に上海及び奥地に逃避してゐる四十億乃至六十億と稱せられる支那民族資本との新なる繋がりを実現して、經濟建設の道を拓くこと第二に敵性通貨たる舊法幣に對し究極の擊破を前提とする攻勢を繼續しうることに二點である。

(五) 民族資本の動員

軍管理工場の返還 西尾支那派遣軍總司令官が昭和十五年三月十八日わが占領地内にある軍管理工場の全部すなはち北支における二〇種一二〇箇所、中支における二七種一九四箇所、合計二〇四箇所の鑛山、作業場、工場をあげて支那側に返還すべき旨の聲明を發表したが、これは中央政府の成立を前にして、日本

の和平の前途に對する基本的精神を具體的實踐に移したものと見て、支那民心の歸嚮に重大なる影響を與へたのである。事變によつて破壊された工業の復活及び民族資本の活用問題は國民政府としても最も關心を拂つてゐるところで、南京還都直後梅思平工務部長は『中國は日本と互惠平等の建前を堅持して推進すべく、それには中國の最も缺けたる資本と技術の援助を仰がねばならぬ』と呼びかけるとともに、右に述べた軍管理工場の返還聲明に應じて國民政府では五月十六日左の如き返還申請規則要綱を制定した。

軍管理工場の合法權利人は規則公布の日より三箇月内に主官廳に返還申請の手續をなすべし。期限を経過するも返還の申請手續をなさず、あるひは不實の申請をなしたる者は政府において之を接收管理す。返還許可を得たる者は許可の日より一箇月以内に復業すべく、修理を要する者は速かに修理復業の準備をなすべし。返還後は自營を原則とし、日商と合併する者は平等互惠の原則によりこれを經營すべし。返還後第三國人との合作に關しては、すべて許可をうくべし。軍管理期間中受託人が支出せる資産増加は適正なる原價返還すべし。

右に呼應して十月中旬廣東省市營の紡織、曹達、肥料等の九工場が返還されたのをはじめ、中支においても十三工場の還付をみなほ手續中のものを加へれば相當數に達してをり、新政府の工業復興建設は着々と進捗してゐる。更に特記すべきは昭和十五年十

一月五日帝國政府が發表したる『日滿華經濟建設要綱』である。右は日滿華を一環として大東亞を包容する協同經濟圏の確立を目標としたもので、支那は日滿と協力して資源を開發し、經濟を復興し、特に交通の發達、物資交易の圓滑、重要産業及び資源の開發をはかり、東亞共榮圏の確立に寄與せんことを期待されてゐる。その意味で今後國府の産業政策の責任は大きいといはねばなるまい。

農村の振興

事變による被害のうちで、農村の荒廢こそは最も悲惨なものであらう。農村の荒廢、農民の窮乏をどう救済してゆくべきか、これが新政府に課せられた重大問題なのだ。支那側の調査によれば、七千六百億平方メートルの全國耕地中、四千六十億平方メートルの耕地が戰禍を蒙つてゐるといはれる。農村人口約三億五千萬とみて、その四割の一億三千餘百萬、家畜三千餘萬頭の中五割強の一千八百餘萬頭が戰火の洗禮をうけてゐる勘定である。農本國支那におけるかくの如き農村荒廢は巨額の食糧輸入にこれを窺ふことが出来る。一昨年度は實に四億三千萬元に上つてゐる。このまゝ放置すれば全支の民衆が飢饉に瀕する。奥地方面の食糧不足は勿論のことであるが、饑饉を諷はれてゐる長江下流地帯の、いはゆる江南の主要米産地でさへも米一擔七十餘元に暴騰してゐることは何を物語るか。これは平常時の五、六倍の昂騰である。非占領地帯の寧波方面では百五十元と實に事變前の十倍以上の暴騰ぶりである。この故に新政府は第一の仕事とし

て民食救済にのり出した。汪主席はまづ應急對策として百萬元を支出して一時的解決を圖つてゐたが、この恒久對策樹立のために行政院に食糧管理委員會を設けて對策を考究中である。

また農村方面については農礦部では中央農業試驗所を開設して農業技術の研鑽をつまんとしてゐる。そのために日本から指導者を招聘することに決したのである。農業問題の解決を重要視する國民政府は、かかる日支協力による技術的改善の方策と並行して戦前より實施中の合作社運動を強化し、日本における産組運動と同様の趣旨に基いて農村救済に手段を講ずることは既定方針とされてゐる。

(六) 教學の刷新

教育方面においても國民政府は大轉換を試みんとしてゐる。即ち國民學校から大學まで地理、歴史はもちろん國語、數學に至るまで巧みに織りこまれてゐた熾烈な排日抗日思想を根柢から拂拭し、和平建國の原理に引直すこととした。この線にそつて教科書を改編することより着手したが、その困難さは想像以上である。

昭和十五年十月一日國立中央大學も再開された。事變後各大學が抗日政權と共に奥地に遁入して以來、最初の綜合大學で抗日を見限りながら、なほ失學の闇に彷徨してゐる青年學生層に世紀の炬火を與へたものである。理、工、法、文、商、教、農、醫の各學部に分れ九百餘名の男女學生を收容するものである。その他廣東省立大學、安徽大學等も設立が計畫されてゐる。

國民政府教育部長趙正平は就任直後、新中央政府の教育方針を左の如く發表した。

- 一、教育方針として第一に擧ぐべきは固有道德の闡明である。「和平、反共、建國」なる國策に基いて、一方においては世界進化の線路に向つて邁進し、他方中國の固有道德を把握すべきである。固有道德とは孔子が「仁」と、老子が「道」の二つに歸す。われは須らくその發揚を期すべきである。
- 二、第二は生産教育の勵行である。今次事變に遭つて國民經濟の根元は甚だしく損はれたので、今後その培植と回復は復興の一大前提である。故に生産教育を徹底的に勵行する必要を痛感する。
- 三、次ぎは試験制度による教育の機會均等と自動教育の推進である。
- 四、次ぎは科學教育の向上を圖ることである。將來新設の大學においては力を物質科學方面に集中する。物質科學を發展せしめるの效能を増進し、かつ大學の制度をして生産教育と連帶關係を結ばしむることによつて従前の空疎な弊害を一掃する。
- 五、最後に教學風の創造である。これは第一項の固有道德の現實化とも見るべきものである。

(七) 建軍の方略

昭和十四年八月上海で六全大會が開かれたとき發表された中國國民黨政綱は嚴として動かすべからざる建軍方略を明示した。

- 一、軍隊は國家化し、個人及び地方の系統を消滅すること。
 - 二、軍事復員會議を召集し軍事復員、軍隊駐防及び軍事建設などの問題を解決すること。
 - 三、傷亡を撫卹し功勳並に遺歸を擯叙し、被徵發者にして職業を有する者は、その復業を助けること。
 - 四、遊撃將士を解散し、その復業を助け、兵役服務志願者は甄別を経たる後、國防軍または地方保安隊に分別編入すること。
 - 五、士官任用法を釐訂し派系を分たす、各方面の軍事人材を登用すること。
- 即ち新軍隊はあげて國防軍とし、獨裁による私兵化を排撃、軍事建設は衆知を集め正當なる手續きをへてなすべき點を明らかにしたのである。つゞいて間もなく汪精衛らの手で上海に中央陸軍軍官訓練團を開校、全國から和平建國の理想にもえる武裝同志を糾合、學員として收容し、將來の支那を背負つて立つ人材養成を開始したのである。

かくて昭和十五年三月の國民政府遷都となつたのであるが、國民政府政綱中に軍事に關しては下の如く建軍方針を高らかに掲げたのである。——「和平建國を擁護する軍隊及び各地遊撃隊に對しては、それ／＼これを收容、安定せしめ、かつ國防軍を建設し軍政、軍令兩大權を明瞭に區分し、もつて軍事獨裁制を打破す」

陸軍の再建

この建軍方針に基き新支那の陸軍は再建に着手されたのであるが、中央では行政院内に軍政部を置き軍政を掌り

鮑文樞を次長兼部長代理に任じ、更に國民政府に直隸する軍事委員會を設置、汪精衛自ら委員長に任じ、軍令を掌握した。委員會の下に參謀本部(部長楊揆一)、軍事參議院(院務代理副院長任援道)、軍事訓練部(部長代理次長蕭叔宣)、政治訓練部(部長陳公博)、航空署(署長陳昌祖)の五機關を置いた。更に地方機關として蘇浙皖綏靖軍(總司令任援道)、華北綏靖軍(總司令齊燮元)、武漢綏靖軍(主任葉蓬)、閩封綏靖軍(主任劉郁芬)の四軍を直隸せしめてゐる。

いふまでもなく舊臨時政府當時の治安軍及び維新政府當時の綏靖軍は和平建國の旗幟の下に馳せ参じたのであるが、遷都前後風をのぞんで各地に蹶起した『和平建國軍』『和平建國同志軍』『和平義勇軍』など幾多の武裝同志も着々收編され、新支那陸軍は日に強化されつゝある。軍隊の兵力配備など極秘に付されてゐるが、揚子江デルタ地帯を中心に駐屯する蘇浙皖綏靖軍の實力は數萬と見られ、その歩兵部隊の裝備も小銃、最新式輕機關銃、重機關銃、迫撃砲その他新銳兵器を有し、昭和十五年來新四軍討伐には日本軍と協力して輝く武勳をたてゝゐる。新支那陸軍の教育は整備の途上にあるが、現在では軍事訓練部の下に中央軍官學校をはじめ歩、騎、砲、工、輜重、通信の各専門學校が置かれることとなつてゐるが、現在では上海に中央軍官學校、南京に綏靖軍官學校、廣東および武漢にそれ／＼軍官學校分校が置かれてゐる。

七 北支の特殊性

(一) 華北政務委員會の設置

國民政府南京遷都を前にして昭和十五年三月二十日より三日間に亘つて南京中山北路の東亞俱樂部において開催された中央政治會議最終日たる二十二日議定された華北政務委員會組織條例第一條によれば「國民政府は河北、山東、山西三省及び北京、天津、青島三市管内における防共、治安、經濟その他國民政府より委任せられたる各項の政務を處理せしめ各管下各省市政府を監督せしめるため華北政務委員會を設置す」と規定せられてゐる。これに

海軍の生誕

一方海軍方面では、中國海軍北支方面駐留部隊が、昭和十五年十二月十三日附をもつて帝國海軍の絶大なる援助の下に誕生することとなつた。即ち同日威海衛劉公島において中國側より姜海軍部次長および鮑海軍少將以下、日本側より清水北支方面海軍最高指揮官以下幕僚參列の下に盛大なる生誕式が舉行された。中國海軍北支駐留部隊は永翔(七三〇トン)、同春(三三三トン)、民德、東海、海和など九隻の軍艦と青島、連雲港、芝罘、劉公島における根據地施設より成るものであるが、差當り威海衛の劉公島に要港部と練兵營を置き、要港部司令には趙培鈞海軍少將が就任した。これによつて建設途上にある國府の新銳海軍は一躍陣容を擴充することとなつた。

よつて新國民政府は北支の特殊性を確認し中支における維新政府は發展の解消せしめたが、北支における臨時政府は此處に情勢の進展に應じて華北政務委員會と發展の改組をなすに至つたのである。しかしこの第一條によれば華北政務委員會の政務を執行すべき地域は、河北、山東、山西の三省となつてゐるが、臨時政府は前記三省のほか河南省及び江蘇省の北部をも實質的に行政地域となして居たのであり、遠き將來はとも角北支の特殊性が第一條においても明示されてゐる如く『防共、治安、經濟』にある以上、ここ暫くは必然的に河南、江蘇の一部を含むものと信ぜられる。

華北政務委員會の執行すべき政務は同條例第六條によれば『本會に左記總署及び廳を設く、(一)内政總署、(二)財務總署、(三)治安總署、(四)教育總署、(五)實業總署、(六)建設總署、(七)政務廳、(八)秘書廳』となつてゐる。従つて華北政務委員會が國民政府より委任を受け處理し得る政務の範圍は(一)治安行政(滅共工作を含む)、(二)實業行政(日滿協力工作を含む)、(三)内務行政(建設工作を含む)、(四)財政行政(五)教育行政であるが同條例第十一條によれば『本會に華北の治安を維持するため綏靖軍を設置し、かつこれを指揮する事を得、華北の綏靖軍は總司令一名を受け治安總署督辦をしてこれを兼任せしむ』と規定されてゐる上に、同條例第十五條には『本會は國民政府の委任を受け地方的涉外事項を處理する事を得』とされてゐるため軍事、外交の一部權力が委任されてをり、華北に於て政務

委員會の持つ行政的權限は實に廣汎且つ強力で、眞に國民政府に殘置されたる政務と言へばたゞ單に司法のみである。故に華北政務委員會は一地方政權と言ふべく餘りにも高度の自治行政體であり、従つて國民政府が北支の特殊性を如何に高度に認識し重視しつゝあるかが、これによつても推察し得るのである。しかしながら北支は西隣する陝甘寧赤色地區よりする共產主義思想の影響下にある地理的特殊性以上に、今なほ治下一部地方に赤色匪の蠢動を見る状態にあり、華北政務委員會の本來の政治的特性は全的に發揮せられてはゐない。即ち經濟的には日滿華經濟建設要綱による重工業資源の開発も、思想的には新民會運動による民衆組織工作も、將また綏靖軍による治安の確保も、すべてが華北の現況の下においては滅共工作を前提とせざるを得ないのである。従つて滅共工作は現下の華北政務委員會全部門に互り重要な政治的特殊性を形成しつゝあり、皇軍による第十八集團軍(共産八路軍)並に黄河以北へ移駐したと傳へられる新四軍剿滅作戦の戦果は、華北政務委員會の將來における政治性を決定する重大要素である。

(二) 華北政務委員會の施政方針

華北政務委員會においては臨時政府以來行政委員長として奮闘して來た王克敏引退の後を承けて昭和十五年六月新に王揖唐を委員長に迎へ、同年十二月には教育總署長に周作人を得て清新の氣に漲りつゝ治安確保ならびに滅共工作を中心に、輝かしい新生華

北の再現に烈々たる意氣を示してゐる。華北政務委員會各總署の昭和十五年末に明かにされた施政方針によれば、華北の持つ政治的特性が次の如く躍動してゐる。

(1) 治安總署の施政方針

一、警保に関するもの

- (イ) 保甲制度を制定して自衛の壁壘を堅くし、かつ縣警備隊及び警察所を編成し、もつて治安確立の後盾となす。
- (ロ) 各省市に保甲講習所、自衛團幹部訓練所、警備隊幹部訓練所、甲乙兩種警察教練所を設立し、もつて各幹部の技能の向上を促進す。

- (ハ) 本總署直轄の警官學校、警備隊幹部訓練所は各省市より選抜されたる幹部に更に思想を灌輸し、技能の強化を計り、もつて優秀なる幹部を養成せんとするものなり。

二、綏靖軍に関するもの

- (イ) 第一回建軍は冀東、燕京、保定、正定、魯北各道區の警備討伐に當り既に二箇月を経過し其の効果は顯著なるものあり。
- (ロ) 第二回建軍は昭和十四年冬期に其の入營を見、昭和十五年夏期に卒業し治安の維持を分擔せんとす、第三回以後の建軍もまた逐次これを實施すべく計畫しつゝあり。
- (ハ) 軍官學校及び各專科訓練班もそれ〴〵設置し之等の卒業生は既に任用しをり目下引續き養成中なり。

三、治安軍の素質

北支の特殊性

(2) 實業總署の施政方針

一、農林事項

- (イ) 過去におけるが如き軍閥及び黨治の惡習を矯正し、軍は國家に屬せるものなることを強調して訓練す。(ロ) 仁をもつて事に當り、友邦と親善を圖り一致團結、軍人精神の涵養に努む。
- (イ) 農地の開發計畫を規定し十箇年計畫の下に大規模の墾殖に従事し、もつて北支民食の自給自足を圖る。
- (ロ) 纖維原料の發展を圖り資源獲得のため棉田を擴大し棉産の改進工作を強化す。
- (ハ) 農事試驗機關に對しては積極的に品種改良、土質改善のため土壤の試験をたさしめ研究の結果を生産の増加に資せしむ。
- (ニ) 荒山を利用し植樹造林を獎勵しさらに苗圃を増設擴大す。
- (ホ) 政府より資金を融通し農民に對しては墾井の普及を圖り旱災の防止に充てる。
- (ヘ) 綿羊の改進増殖工作を勵行、羊毛生産の能力を擴充し品質の向上を計る。
- (ト) 肥料の研究をなし農田の増産をなす。

二、工商事項

- (イ) 資力資材の綜合的整備に力を注ぐ。
- (ロ) 地下資源の開發を確立し、必要なる工業及び民生上必要にして緊急を要する工業に重點を置く。
- (ハ) 石炭及び鹽は重要なるため、これが増産を圖る。

- (ニ) 工商團體を強化し統制下に置き有機的な活動に資せしむ。
- (ホ) 地方に應ずる産物を改良獎勵し輸出の増加を図る。
- (ヘ) 商品に對しては適切な検査を實施、規格を統一して國際貿易の信用を高む。
- (ト) 暴利及び投機を取締り物資の圓滑なる交流を期す。
- (チ) 各種の調査を實踐し各般の統計事項を整理し物資調節の參考に資す。
- (リ) 民衆の自肅自戒、物資の節約を勸導す。
- (ヌ) 度量衡制度を確立し交易の標準を正確ならしむ。
- (ル) 滿蒙より糧食を輸入し以て華北民食に充つ。

三、鑛業事項

- (イ) 北支鑛業を整理し各大炭礦より着手す。
- (ロ) 炭礦以外の他の鑛産は漸次國防上重要なものに應じ開發に着手す。
- (ハ) 北支の地下資源開發問題に關しては先づ地質調査所分班を設置し、實地調査に充てしめ開發計畫の樹立に資せしむ。

四、合作事項

- (イ) 農村生産の増加、農民生活の改善を図り各種合作社及び聯合社を設立その系統を樹立す。
- (ロ) 合作組織を普及し合作工作を促進せしめ、各合作社を善導獎勵助長せしむ。
- (ハ) 農村經濟の開發、金融の活潑化、合作資金の調整を図り各

- 系統を樹立して圓滑なる運営に當らしむ。
- (ニ) 合作社の教育、訓練を實施し人材の養成を図り、各社業務の發展充實に資す。
- (ホ) 合作事業の進捗状況を調査統計に表はし、その社會環境、經濟情況に應じ適切な改善をなす。

五、勞工事項

- (イ) 勞工は開發資源の原動力なるをもつて勞工の保護、福利施設、教育、訓練を實施し勞働力培養の方策に資す。
- (ロ) 北支區域内における勞工の供給配分に關しては統制處理機關を設け、その組織の強化をなし勞働力の確保、統制を図る。
- (ハ) 華北産業の開發は勞働者及び技術者の需要と密接なる關係あるをもつて需要を満足せしめ、現地の生産力を擴充せしむ。

(3) 内務總署の施政方針

一、地方行政の整備

- (イ) 地方行政及び輔佐人員を統一、訓練す。
- (ロ) 地方行政人員の成績考査による任免を勵行す。
- (ハ) 省市縣の施政要綱を確定す。
- (ニ) 市政の促進を計る。
- (イ) 省境界の整理をなす。
- (ロ) 道區、縣區の合理的整理を計る。
- (ハ) 關係機關と連絡し行政、治安の一元化及び連絡の確立をな

す。

- (ニ) 調査の督促、保甲制度の實施を勵行す。
- (ホ) 現行自治制度の檢討及び改善推進方法の企畫をなす。
- (ヘ) 出版印刷物の審査をなす。

(4) 財務總署の施政方針

一、税源の開發

物資産量及び商品運輸に關し各主管機關と完全なる施策をなして生産増加、運輸の便を計る。

二、財力の集中

北支財政は昭和十五年度において既に不足を感じ、また目下の國際情勢に鑑み昭和十六年度の收入にも、關稅方面は減少の虞れあり、これが收支均衡の容易ならざるをもつて、限度ある財力を重點主義に基き最も急要なる事業を優先的に運用すべく、もつて財力の分散、效用の減少を避く。

(5) 教育總署の施政方針

一、思想の肅正

従來の誤りたる教育界の思想を糾明し正さむがため、さきの臨時政府に教育部を設置して以來、中小學校教員講演班を主催しまた講演會誌を發刊して、新教育方針を公布した。かくて昭和十四年及び昭和十五年の暑期には中等學校教員講習班を設置すると同時に、各省市をして小學教員暑期講習會を開催せしむる一方、更に精神調話綱要十條及び各學校調育實施方針八條を制

北支の特殊性

定して各省市に實行せしめたり。

二、教材の統一

古い各級の中小學校に使用する教科書は、均しく商務印書館及び中華書局より自由に編纂して統一せざるのみならず、新教育方針にも適應せざるをもつて、昭和十三年に編纂會を創設して各級の中小學校及び師範、商師、鄉師、職業等各學校の使用すべき教科書を編纂すると共に、小學校教科書には國音を註せしむ。

三、中小學校教師の訓練

事變後各地の學校は停止の状態に陥り、教師は著しく缺乏し。従つて昭和十三年師資講肆館を創設、中小學校の教師の養成に着手し今日に至るまで既に三期の卒業生を出し、各省市の校長教員に派遣したり、目下第四期の養成に當り組織を改善して中學校の現任教員を組と期を分けて北京において訓練し、小學校の教員は各省市の教育機關にて訓練しつゝあり。

四、義務教育の實施

義務教育の實施は教育普及の根本である。故に昭和十四年第一回教育行政會議を開き、先に定めたる實施案の實現を期すると共に、廣く興趣を捻出し、義務教育に當らしむべく、既に地方に訓令し、その調査と整理に着手せしめ漸次實施しつゝあり。

五、中小學校の推進

小學校の擴充は初等教育を發展せしむる基礎であり、前教育部

は昭和十三年八月において中心小學校設置十箇年計畫を樹立し
各省市の模範に供せしめたるも、その後各廳局相呼應して漸次
増設しつゝあり。

六、自然科學の重視

自然科學は中等學材課程中の主要課目なるをもつて極力これが
進展を圖るべく第一次教育行政會議の際、強化改進方法三項を
決定して各學校に實行せしめつゝあり。

七、職業學校推進

生産教育を發展せしむるには職業學校の推進を要す。本署の第
一次教育行政會議において已に中等職業教育の推進と實習辦
法八條を決定し、各省市をして現地の實情に應じて推進せしめ
つゝあり。

八、各種專科學校の増設

事變以來、百業いづれも回復を俟つ次第にして、建設的人材の
需要は最も焦眉を要し、かゝる人材の養成は産業部門別專科學
校の増設によらざるべからず。大學校もしくは獨立學院の設置
は相當多額の經費を要するも、專科學校の設立は規模と設備に
おいて、ある程度簡單なるをもつて、各省市は實情に適應する
專科學校を設置して國家建設事業を促進し得る人材の養成に努
めむとす。

九、專科以上の學校の回復

事變後三年以來高等教育の回復に努力するも、北京を除く以外

こととなり、具體案を作成し施行準備をなしつゝあり。

十二、教育經費の確立

事變後各地方の教育文化事業の復興困難なる原因は、専ら收入
の減少と資源の缺乏にあり、第一次教育行政會議及び縣省市長
官會議の際各省市教育經費は年收にもとづき、他の經費との歩合
を定める必要あることを主張して、最少限度百分の十五となす
べく決定せり。もとより百分の十五以上を保持しつゝある地方
の原額を保持し得る如くに定め既に實行中なり。

十三、教育財産の整備

各地方の校産、基金、學田は教育の財産に屬するものにして、
教育文化事業の發展の資源なり。事變後いまだ整理せざるも第
一次教育行政會議において整理辦法五條を決定し、調査整理に
便ならしめ既に實行せしめたり。

十四、教員待遇辦法の計畫

軌近の物價は日を追うて昂騰する一方なるに、各級學校教員の
待遇は一般公務員よりもかへつて少きたため、各省市に實狀調査
を命じて具體辦法を作成し、待遇の改善をなして生活維持を確
保すべく努力しつゝあり。

(6) 建設總署の施政方針

一、公路事業

公路の修築は産業開發、交通の便利を目的とする。しかし治安
が確立されねば民も安んじ得ず經濟の發展も亦期待し得ない。

北支の特殊性

の各省市は事變前に設立したる國立、省立大學及び專科學校こ
とごとく停頓のまゝなり、よつて中等學校卒業生は上級學校の
自由選擇に困難を感ずるも、これが解決は各省市が各地の環境
と需要に應じて重要性のある損失少き國立大學校及び專科學校
より着手して一、二校の回復をなさしむ。

十、社會教育の整備

前臨時政府教育部は昭和十四年五月招集せし教育行政會議に社
會教育綱領を提出して、若干修正の上通過せしめたり。その第
一は新民教育館、新民學校及び職業補習學校をもつて社會教育
の活動中心とすべく事變後なほ回復に至らざる箇所は期限を附
して回復せしめ、如何なる縣といへども最少限度一箇所は必ず
設置すべし。第二は縣省市は必要に應じ社會教育人員養成所を
設置しもつて社會教育方面の教員を養成す。その第三に縣省市
は社會教育關係の經費を査定し、その經費は別途に流用すべか
らずと定めたり。目下縣省市を督勵して、原案の通り實行せし
むべく努力中なり。

十一、農事教育の實施

都市教育と農村教育の發展が平衡せざるのみならず、學校教育
が精神方面に重點を置いて勤勞教育を輕視したる傾向濃厚なる
に鑑み、農事教育の實施によりて、これを補はん。更に學
校と各種社會教育機關とを中心とした實施案を作成し、鄉鎮公
所及び公私立農事機關と連絡せしめ一般農民に農事教育を施す

故に公路事業は先づ治安問題に着眼せねばならず、しかして公
路の通達せる地區はまた治安の確保せられたる地區であり交通
産業の兩問題は公路の發達にともなひ解決さるべきものであ
る。従つてその進行方針は治安路と經濟路兩種に對し最も努力
を拂ひ、北支の公路網の完整に資せしめ、四通八達もつて各重
要都市との脈路をつけ鐵道と並行して運輸の不足を補はんとし
京漢、津浦兩路に對しては既に公路工事に着手してをり、彼此
呼應して産業の發達に資せしめつゝあり。

二、水利事業

水利事業は國民生活と密接なる關聯あり、北支における巨河は
黄河、永定河、大清河、子牙河、南北運河であるが、年々氾濫
してその災損は巨額に達してゐる。今にして水患の根本原因を
除去せねば眞の建設はあり得ない。従つて今後の建設事業は水
利方面に重點を置くべきである。本署は既に各項に對し應急策
を實施し、これと同時に各河川の本計畫實施に對しても積極的
準備を開始してをり、緻密なる研究と檢討の結果、北支河川五
箇年治理計畫を樹立、その他火災の防止と運河の開鑿、交通路
の改良を實施しつゝある。將來完整の曉は華北河流は從來の弊
を一掃して北支の經濟基礎が確立されるであらう。

三、都市事業

都市の建設は經濟の繁榮、文化の増進に資すること甚だ大であ
る。但し同事業の實施は緩急よろしきを得る必要あり、都市事

業の方針に關しては一面においては舊市街の整理をなし、一面においては新市區を設け漸次公共の交通、衛生及び防護等の各方面に對して、その最善を盡さねばならぬ。既に着手せる都市計畫は北京、天津、濟南、太原、石門、徐州の六大都市及び政治經濟上の中心あるひは貿易交通の樞軸などであり、すでに大部分完整を見た。

(三) 蒙疆自治政府の新體制

蒙古復興の指導要綱 若き蒙古の英傑徳王を主席に迎へ、新東亞共榮圏の一環として蒙疆地帯に産業、經濟、教育、文化の各般に互り新體制確立を期す蒙古聯合自治政府では昭和十五年八月廿九、三十の兩日張家口蒙疆學院に蒙古會議を開催し蒙古新體制案につき政府主席徳王、李守信蒙古軍司令官を始め蒙古政府領域の正副盟長、蒙古軍各將軍等八十餘名參集、蒙疆政府治下における産業經濟組織の合理的再編成、宗教教育、文化組織の充實などの蒙古復興策に對する次の如き指導要綱を決定した。

宣言 我らが祖先は版圖歐亞を蔽ふ大帝國に君臨し光輝ある歴史を有す、元朝以來勢威漸く在昔の如くならずといへども、しかもなほ蒙古民族の傳統を堅持す。然るに輓近二十有年歴政百端我らまた思ひを太祖に致すの自覺なほ足らざるものあり、夫れ因循偷安を許さず。故雲王を始め諸先賢歎起し百靈廟に民族復興の議を圖り、友邦大日本帝國協力の下に防共協和の大旗

を聳して蒙古聯合自治政府樹立の先驅となる。我らその衣鉢を繼ぎ内に同心和愛、外に敦睦邦交深く我が使命を自覺し興産育成大いに教育を振興して民族更生を圖り、進んで政府主席を護り建設の一翼となり、東洋道義の精華發揚を誓ふ。希くは太祖我らを護れ。

△綱領 一、我らは太祖の遺業を偲び大いに傳統精神を昂揚し、もつて民族の興隆を期す。二、我らは團結を強固にし友邦と提携もつて防共戰線の強化を期す。三、我らは知識を世界に求め文化の向上發展を期す。四、我らは勤儉業に勵み産業の興隆を期す。五、我らは更生を圖り民族の増殖繁榮を期す。

蒙回漢三民族の大同協和 かくて防共特殊地帯としての蒙疆の重要性に目覺めた蒙古族は、清朝の計畫した喇嘛教による民族的減少策及び小旗割據制による内亂の頻發を脱し、いよゝゝ舊習を打破して民族的隆勢を計り更に一步を進めて蒙古を盟首とする蒙回漢三民族の大同協和にまで躍進的目標を確立したのである。なほ防共特殊地帯としての使命を果すため、蒙古軍は建軍以來皇軍と協力して治安の確保に當る一方、日本語を通じて日本文化の吸收及び日本精神を體得せしめるため日本語普及工作に力を盡し、特に昭和十五年末には民政部教育部が全蒙日本語教育擔當者協議會を察南行政職員訓練所に開催、興亞の標準語たる日本語の徹底的普及を計る具體的方策の決定をなした。また治安確保及び防共工作の一端としての京包線及び同蒲線(一部)の安全確保の

ため路警行政の擴充をなす一方、交通部では皇軍の協力の下に蒙疆斷防共公路として包頭——厚和間一五〇キロの道路を完成、昭和十五年十二月十日厚和市に盛大な開通式を舉行、治安と産業開發に資し、同年十二月一日からは大同——蔚縣間一六〇キロの牛も通はぬ峻路にバスを通じると、共産軍の蠢動を排除して着着蒙疆明朗化に躍進譜を奏でてゐる。これと歩調を合せて蒙古青年の輝しい進軍譜として結成を見た蒙疆青年興亞同盟では昭和十五年十二月四日張家口北支開發會議室で第一回役員總會を開催し藤井本部長、大岡晋北、森井厚和、簡牛張北、廣瀨包頭の各支部長以下幹部代表卅餘名出席、昭和十六年度實踐要綱として聖戰の戰士たる自覺に立ち、異民族の師表たる責務を自覺して結成宣言及び要綱を實踐具現すべき具體的行動を協議した。部門制實踐要綱としては本部幹事會に連絡、工作の二部を置き企畫調査宣傳及び工作、對ソ思想戰の研究、蒙疆及び中華民國の政治經濟組織の實態把握と其の對策、民族の傳統及び民族心理の究明把握への挺身協力などをその任務たらしめる事となつた。

興亞運動の發展

興亞運動の發展

部(假稱)を設立、察南始め各盟に本部を新設して、この蒙疆における民衆指導組織運動の一大躍進を期することとなり、こゝにおいて蒙疆もまた日本における大政黨發會、滿洲における協和會北支における新民會と共に、政府を支持する民衆團體を得て大東亞共榮圏の確立、更に進んではアジア諸民族の大同團結による世界新秩序の達成に邁進すべき體制を整へるに至つた。

八 興亞運動の發展

(一) 新民會の再出發

機構の刷新 中華民國新民會は北支における一億民衆の組織並に指導機關として、臨時政府成立直後の民國廿六年(昭和十二年)十二月廿四日北京に發會式を舉行して以來、鄉村單位に細胞組織を植ゑつけ新華北の精神的母體として、民衆組織および後方建設工作に多大の治績を残した。廿八年(昭和十四年)十二月臨時政府行政委員長王克敏を會長に迎へ、政府との表裏一體關係を示現し、さらに國民政府の南京遷都を前にする新情勢と、防共工作の開展に應へて、翌廿九年(昭和十五年)三月一日治安工作に絶大なる活動を續け來つた軍宣撫班約三千名を統合するとともに機構の改革を斷行、左の綱領を發表し、こゝに華北唯一の民衆團體「大新民會」は再出發したのである。

綱領 一、新民精神を發揚し王道を表現す。二、反共を實行し、文化を復興し、平和を確立す。三、産業を振興し、人民生活を改善す。四、善隣協盟以て東亞新秩序を建設す。

次いで同年八月には、新に華北政務委員長となつた王揖唐を第二代會長に推戴し、これを機に、政府との表裏一體關係を一段と強化すべく政府委員、各省長、市長等十八名を中央委員に推任し一方民意の上達を圖るべく分會を單位とする協議會の準備を進めつゝあつたが、遂に十二月十九日から五日間に亘る全體聯合協議會の開催となつた。この全聯協議會第一日における宋介教化部長の報告によれば、新民會は現在會務執行機關たる中央總會の下に省總會四、道辦事處二三、特別市總會三、縣市總會三四二、分會一四八〇を有し、會員總數は二四五、五九九名に躍進したとのことである。なほ經濟工作の重點たる合作社は二四八八社（社員數約二二萬）に達し、一般思想工作等のため各鄉村を巡回する映畫班は廿九年（昭和十五年）初め以來の七箇月間に十萬餘名の觀覽者を獲得、醫療工作としては保定の新民病院のほか四七の診療所を開設、七箇月間に四三八、〇〇〇餘名に治療をなしたといはれる。

全聯協議會と新民會今後の方向 民國二十九年（昭和十五年）十二月十九日から五日間に亘り北京懷仁堂に開かれた全體聯合協議會は、新民會自體の性格的伸長とこれに對處する陣容、機構の整備の上に、一億の民意を問はんとするものであつた。即ち北支民衆の意思を綜合して治政の方向を確立し全民心を華北建設に集

中せんとしたものである。

會衆一千餘名のうち各地代表は七九名、これを地方別に見れば河北省三〇名、山東省一七名、山西省一〇名、河南省四名、江蘇省北部四名、北京特別市六名、天津特別市四名、青島特別市四名であつた。

五日間を通じ會務關係四、政治關係一〇、經濟關係七、教育關係四、社會關係一、合計三六件の議題の中、若干の例外を除けば大部分が現在華北の直面せる深刻な悩みを反映したものであり就中社會關係において、山西各地の農村分會から提出された『剿共工作の進行ならびに村民自衛力の増強に關する件』が其匪地區に隣接せる山西農村の緊迫せる情況を物語り、村民の自治自衛力増強の必要性を示し、河北省定縣分會提出の『歸順匪の思想的輔導授産と災民の育成とを主眼とする』治安促進厚生院設立に關する件』が、現在の歸順工作に大なる段階を畫するものとして注目されるなど、治安の向上と連關を持つものが多數を占めてゐた。これによつて今後の會工作の方向は滅共一路にあり、その工作の重點は農村の把握にあり、農民組織の強力な自衛力の培養強化にあることが明かにされ、従つて新民會今後の活動は、この線に沿つて進むことになつた。第三日の宣言においても運動の方向は次の如く要約される。

- 一、中國共產黨の覆滅を目標とする一切の行動の精力的遂行。
- 二、舊體制支配の殘存存在の清算。
- 三、全東亞の戰時動員態勢

への再編成

(二) 大民會の發展的解消

大民會は維新政府成立以來、華中における民衆指導、民心收攬の機關として活動し來つた。その成立の経緯を觀るに、民國廿六年（昭和十二年）事變勃發後中支において一部親日有志によつて上海共同租界内に『東亞會』が結成されたが、相次ぐ工部局の彈壓により十月解散、翌廿七年一月同會の有志によつて『興亞會』の名の下に再組織され擴張工作を進めてゐたが、不良分子の潛入ありしたため五月に至り解散した。しかし維新政府の政務の進行に伴ひ中間機關として民衆機關の必要が認められたので、これに應へて廿七年六月新なる使命と趣旨に基き更生し、大民會と名づけられた。七月に總本部が成立。十月これを南京に移轉するとともに同地の德望家陶錫三を副會長（會長は缺員）に招き本部の充實をみ、同時に數縣市を一單位とする聯合支部と各縣市を一單位とする支部の組織擴張に努め、宣傳と組織に本格的活動を展開した。同會は政治團體ではなく、もつぱら民衆を指導訓練し、これを大同團結せしめ、民情を上達、上意を下達せしめる民衆團體であつて、その主力は宣傳工作に注がれてゐた。

しかるに汪精衛の和平救國運動が漸く具體化せんとするや、大民會もこれに呼應して一段と民衆運動を強化するの必要を生じ、廿九年（昭和十五年）三月三日『多數集合團結組織的に活動する良民を作る』大民主義、『品性を陶冶し百姓の幸福を増進する』

興亞運動の發展

民德精神にもとづく更新宣言を發表、汪を擁護して建國大計を主張する旨を明確にし、左の新しき綱領を掲げたのである。

- 一、民德を實踐して社會の福利を増進し、もつて民生の安定を圖る。
 - 二、大民主義を貫徹し民衆を善導し、これを大同團結せしむ。
 - 三、愛郷愛民の精神を發揮し上下一致もつて中國の健全なる發達を期す。
 - 四、善隣提携を促進して友邦と互助互惠の關係を確立す。
 - 五、東亞新秩序の建設に協力し世界平和に貢獻す。
- かくて更新大民會は新中央政府の下にあつて倍舊の活動を展開し來つたのであるが、東亞聯盟運動の發展に伴ふ民衆運動統合の線に沿ひ二十九年十二月十七日解散、その後は純然たる社會民衆福利機關として國民政府社會部の管下に活動を續けることになつた。

(三) 興亞建國運動

興亞建國運動は汪精衛の和平反共救國運動發生後それまで抗日戰線上に立つて活動してゐた一部青年その他が汪の運動に對し共鳴し、共にこれを擁護せんがため民國廿八年（昭和十四年）九月南京に成立した新中央政府の理想的文化的的外郭團體である。同年十月嚴軍光、陳季木以下幹部の集合あり、十月下旬より工作に着手、十一月下旬幹部が東京を訪問、日本朝野の意見を徴し各方面の贊助を得て歸國後、十二月二十四日第一次代表大會を招集、文化宣傳工作を中心に本格的活動を開始した。

しかして同運動の理想とするところは、その工作方面において

は組織ある青年の新興勢力を主體として次の四任務を遂行するにあつた。

- 一、和平運動の第一歩として先づ重慶側抗戦分子の悔悟を促すことに努め以て和平を實現せしむること。
- 二、あらゆる手段と方法をもつて共產主義及び共産黨の剷除に努むること。
- 三、更生國民黨に同情するの態度に出るとともに新中央政府に對し全力的支持を表示する。
- 四、興亞建國の眞諦を深く認識し、日華兩國青年その他アジア民族青年は團結して、その實現を期すべきこと。

この運動は特に青年層に勢力を占め、二十九年（昭和十五年）十二月十七日東亞聯盟に吸収された當時、月刊『興建』外數十の刊行物を有し、學校の經營等文化方面の活動に著しい成果を収め二萬餘の學生會員と五十餘萬の労働者を擁してゐた。

(四) 東亞聯盟の誕生

聯盟の四大目標 新中國における東亞聯盟の運動は、民國二十九年（昭和十五年）春から北京にその萌芽が現はれ『中國東亞聯盟協會』の成立をみ、次いで秋九月廣東に『中華東亞聯盟協會』が發會、華南にも目覺しい發展をなしたのであるが、更に日滿支三國條約締結直前の十一月二十四日に至り、國民政府の膝下たる南京に純正國民黨の中堅分子により『東亞聯盟中國同志會』が誕生、こゝに同運動は新中國の南北を貫き燎原の火の如く擴大

したのである。同運動の究極の目標は東亞民族の覺醒による東亞の道義的結合を完成し、もつて世界新秩序に通ずる東亞新秩序を建設せんとするにあり、その根本原理は孫文の所謂『大アジア主義』にありとするが、この目標は同時に日本の『蠻國の理想』滿洲國の『民族協和』にも淵源するものとしてゐる。しかしして聯盟結成の基礎條件として掲げてゐるものは政治獨立、軍事同盟、經濟合作、文化溝通の四項である。

政治の獨立とは日滿支三國が相互に主權を尊重し國家の獨立自由を承認し、軍事同盟とは三國が東亞の安定を妨害する外力より東亞を解放するとともに共同防衛を確立するものであり、經濟合作とは歐米帝國主義の侵略を防壓し、東亞の經濟的安定と繁榮を齎すべく三國經濟を相互依存の紐帶をもつて緊密に合作せしめんとするものであり、文化溝通とは三國固有の文化を尊重しつゝ相互の交流を圖り、もつて東洋文化を創造發展せしめ更に世界文化に寄與せんとするに外ならない。

『政治の獨立』 これはいふまでもなく近衛聲明に基くものであり、またその後の日滿支共同宣言の内容にも照應するものであるが、このうち支那にとつて最も意義あるものは第一の政治の獨立であらう。この政治の獨立こそ汪精衛をして和平に起たしめたものであり、従つて新國民政府の第一に冀ふところのものである。汪精衛は十二月七日國民黨三中全會閉會の宣言において『中國が獨立自由を得ずんば東亞の責任を分擔するの力なく、支那の

獨立自由の完全なる獲得は、これを東亞解放に求むべきを痛感せり。今次日華國交調整條約成立もこの精神を根幹とせるものであり、これを發展せしめて東亞聯盟となるに至つた』と述べ、中國の獨立自由と東亞の解放を不可分のものとしてゐる。といふより寧ろ支那の獨立自由を東亞解放の前提條件としてゐるのであるがその獨立せる政治の下に何をなさんとするかといへば、それは外でもない。純正國民黨による三民主義國家の建設である。このことは同月廿日國民黨の發表せる『全黨員ならびに全國民に告ぐるの書』に『國民黨最終の目的は三民主義に則り、支那の獨立自由を實現し、大アジア主義をもつてアジア民族の共存共榮を實現するにある。これが具體的方法としては政治獨立、軍事同盟、經濟合作、文化溝通の四大原則に基く東亞聯盟の速かなる結成にある。東亞聯盟の實現は我が中國を復興せしめる所以であり、大アジア主義の實現は三民主義國家を建設する途である』とあるによつても明かである。即ち汪精衛ならびに新國民政府は、支那が念願する三民主義國家建設のために東亞聯盟を求め、三民主義國家の建設こそ東亞聯盟を強固ならしめるものとしてゐるのである。

新民族主義の展開 しかししてこの東亞聯盟と結びついた三民主義は同じく三民主義を奉ずる重慶の抗戰理論に對する應答であり、抗日の外に民族の獨立と國家の保全はないとする舊い民族主義に對する新しい民族主義であるが故に、これによつて初めて國

民政府存在の意義を明かにし、新思想戰を展開し、もつて國內の歸趨を統合することが出来るのである。そのためには従來の各黨各派の協力によつた薄弱な政治體制を國民黨を中心とする強力な體制に引直さねばならない。その第一歩として二十九年（昭和十五年）十二月十七日大民會、興亞建國運動、武漢共和黨の三團體が國民黨に合流、東亞聯盟の下に解消を遂げた。

運動の現狀

支那における東亞聯盟運動の現勢を見るに（昭和十六年）一月現在、北支の『中國東亞聯盟協會』は月刊『東亞聯盟』を有し同志の糾合を圖りつゝあり、その熱意に投じて各指導者層の參加申込殺到し、新民會河北省總會、同青島總會、同津海道總會、同蘇北總會、治安軍第七團、易縣縣公署など素晴しい躍進を示しつゝあり、また廣東省政府教育廳長林汝珩の主宰する華南の『中華東亞聯盟協會』は發會後四箇月足らずして既に會員四萬を突破し、組織の方面では汕頭、番禺など廣東省内に十一市縣分會を有し、月刊『東亞聯盟』による宣傳、青年訓練所による訓練等活潑な活動をつゞけ、更に南洋華僑方面にまで擴大せんとするの態勢を示してゐる。しかししてこれら南北の運動は十一月末南

京に成立した東亞聯盟中國同志會を中心近く統合されんとし、これを實現の嚆には總本部を南京に設け汪精衛を總裁に戴き、更に一段の發展が豫想されてゐる。

抗日支那の現勢

一 抗戰三箇年間の政治情勢

(一) 抗戰陣容の再建

戰時體制の實施 今次事變の勃發をみるや、偶々廬山において全國各界有力者を招集し、國家建設の根本方針を協議してゐた國民政府は、この會議をもつて抗戰方策確立の大會議となし、蔣介石は「生死の關頭」と題して「全國國民精力の最後の一滴までも傾倒して、國家存立のため抗爭すべきのみである」と豪語し、(昭和十二年七月二十九日)即時黨政軍三機關に對して全國的、戰時體制を實施、八月二日立法院會議において對日國交斷絶案を可決した。つゞいて八月二十二日には中國共產黨の首領朱德、彭德懷を國民革命軍第八路軍總、副司令に任命、國共合作の下に二百萬の大軍を動員して、抗日戰に黨國の運命を賭したのである。しかるに破竹の勢をもつて進撃する皇軍は忽ちにして北支を席巻、上海の堅壁を抜いて南京に迫つた。かくて國都南京の守りも難く

なつたので、黨政府は同年十一月二十日重慶遷都を宣言して黨政各機關を重慶、漢口、長沙に移すと、漢口を防壁として抗戰の領導に努めたのであるが、徐州を屠つた皇軍は更に追撃の手を緩めず、新たに南支方面に作戦し、南北あひ呼應して漢口攻略の戦ひを展開、遂に黨政府は昭和十三年七月漢口の守り難きを悟り、黨政各機關を更に重慶あるひは昆明に移遷するに至つた。十月二十日皇軍は廣東を占領、ついで二十七日には、武漢を抜いて黨軍を南北に兩斷した。こゝにおいて皇軍の進撃を恐れた支那軍は、十一月十三日長沙を焦土と化して其の進撃を阻まんと試みるや、かねて共產黨の跳梁を快しとしなかつた汪精衛は、十二月十八日同志會仲鳴以下を伴つて密かに重慶を脱出して佛印河内に逃れ、同地において、和平に關する爆彈的宣言を發して、蔣政權の破綻を中外に暴露したのである。

これに狼狽した蔣政權は昭和十四年一月一日臨時中央常務會議を開いて抗戰陣容の再建を議したのであるが、黨政各機關は收拾すべからざる混亂に陥り、辛うじて共產黨と勾結する黨軍主戰派に制せられて、わづかに局面を糊塗することが出来たのである。ともあれ、武漢失陥のちより最近に至るまでの重慶政權の動向を、抗戰の領導に當る蔣介石の演説あるひは參政會、國民黨全國代表大會、中央執行委員全體會議における討論、決議によつて記せば大略つぎの如くである。『全國國民衆に告ぐるの書』 昭和十三年十月二十七日、武漢の守

りを喪ひ、徹底的な敗戰に狼狽した蔣介石は同三十一日『全國國民衆に告ぐるの書』を發表し、躍起となつて民心の動搖を防止するに努めたが、その概要は次の如くであつた。

「敵は徐州會戰に先立ち將來武漢進撃のあることを揚言した。ついで河南を犯して利あらず、安徽に侵入して其の海陸空軍の全力を傾けて長江に沿うて侵犯、激戰五箇月、我が將士は血を浴びて奮闘、民衆もまた一致して、敵愾心は愈々鞏固となつた。敵は更に南支侵略を開始して廣州は遂に兵火の蹂躪するところとなつた。抗戰地區はこれにより全國に洽く互り、戰局の形勢は明に變遷した。この成敗勝負の岐路に臨んで、持に全國同胞に抗戰の經過を記述し將來の目標を重ねて闡明せんとす。第一わが同胞は須く目前の戰局の、戰果と武漢得失の關係を認識せねばならぬ。わが國抗戰の根據は元來沿江、沿海の交通淺狭の地帯にはなく、廣大深長の内地にあつた。しかして西部諸省は我が抗戰の策源地である。これ長期抗戰根本の方略でありまた我が政府終始一貫の政策でもあつた。武漢の地位は、過去十數箇月の抗戰工作上の重要性と、わが西部建設の準備と、南北交通運輸を連絡するにあつた。故に

武漢を保障する軍事の主要意義 は、主として敵軍の西進を阻止し、敵軍の實力を消耗せしむると、後方の交通を準備し、必要な武器を蓄積、かつ我が東南および中部の工業を移轉せしめ、もつて西北および西南の建設を進行せしめること

にあつた。蓋し西北ならびに、西南の交通、經濟建設の發展によつてのみ、長期抗戰と建設工作の堅實なる基礎が確保されるのである。また西北と西南の交通が完成してはじめて、我が抗戰の實力と經濟建設に必要な物資を獲得し得るのである。今後の抗戰は即ち全面的戰爭實施にあり、區々の地點を争ふのではない。同時に我が武漢の周圍においては、五箇月間の苦戰苦闘を経て既に敵に莫大な打撃を與へてゐるばかりか、これによつて我が民族の復興に對する自信を確立し、我が軍の不撓不屈の精神を發揚したのである。故に我々が武漢を防禦する任務は既に終つたのである。目的すでに達せられ、かつ敵の廣州侵略によつて粵漢鐵路の交通が遮斷されたる今日、武漢の一般局勢上の重要性は既に著しく減殺されてゐる。軍事上からいへば武漢の戰略上の價値は、その中樞の一點にあるのではなく、實際はその周圍の前面にあつたのである。いま我が武漢の外圍たる湖北、河南、江西の主要地區と、敵の後方たる河北、山東、江蘇、浙江、綏遠、察哈爾、東三省の各幹線においては何れも持久戰の計畫なり、敵地の根據と兵力の配置一切の部署は悉く完成した。かくして武漢の核心を必要とせざるのみならず、また抗戰の戰略上から いふも、これを固執する必要はないのである。敵の期するところは、我が長回作戰を破壊し、もつて即戰即決の目的を達するにある。故に我が軍の方略は狭少なる一中心地點に拘泥して廣大なる計畫を忘れ、一時の得失のために

長久の計を忽せにしてはならない。故に自發的に武漢三鎮を放棄するとともに、武漢四周外圍の兵力を確保し、作戦上主動的に有利な地に轉入せしめたのである。今後武漢は敵に占領され、敵の消耗せる期間は五箇月に及び、死傷數十萬を算した。しかしその得たる所は焦土に非ざれば、空城である。今後全面的抗戦は至るところに發展し、戦争は新たに開始される。しかし我が軍の退守は毫も拘束されず、顧慮するところなく、かつ自由に處理し得べし。更に主動的地位に立つて、敵の占領に對し一物をも得せしめてはならない。我が同胞は須らく今次兵力の移動は、我が方にとつて防守より攻勢に轉じ、抗戦徹底するの機會であり、これをもつて退却を意味するものであると誤解してはならぬ。蓋し抗戦勝負の鍵は武漢一地方の得失にかゝるものではなく、我が抗戦繼續持久の力量を保持するにある。第二に我が同胞は深く銘記すべきである。すなはち我が抗戦開始の時すでに一貫の方針を決定してゐるのである。その方針は(一)持久抗戦、(二)全面戦争、(三)主動的地位の獲得であつて、實にこれは敵を制し、勝利を得るに必要な原則である。しかし抗戦勃發以來主としてこの方針に本づき、また今後も變ることがない。およそ我が同胞は今日の抗戦が建國永久の礎を完成するにあることを知らねばならない。しかし今次の長期抗戦を經ずして建國自由の時期を獲得し得ないことを知らねばならぬ。右の方針を終始貫徹すれば

最後の目的を達成 し得ることは余の屢々述べたところで、十六箇月來の戦争經過によつても立證し得るのである。すなはち抗戦の初めより持久戦を決心してゐたのであるから、一時の進退變化によつて我が國の抗戦の決心を動搖せしめることはないのである。戦區の擴大は我が國人の豫定の事實であり、如何なる城市の得失と雖も抗戦の全局面に影響することはない。上海および南京戦の時は地形の關係上受動的立場をとらざるを得なかつたが、今後の軍事行動は如何に敵人が進撃し封鎖しようとも、我が方の主動的作戦と戦術を動搖せしめることは出来ない。全國軍民は全面的攻撃の戦術下に不撓不屈の精神をもつて奮闘努力せんことを望む。また今次の戦争は民族戦争たるの特質と國民革命の使命をもつものである。しかし革命戦争たるものは時間と空間、財政經濟、武器彈藥など犠牲の數々によつて制限せらるべきものではない。革命戦争に期間はない。戦争の目的を達成した時においては戦争は終結するのである。

第二次參政會議 漢口失陥の危機せまり愈々人心の動搖をみるに至つたので、重慶政府は昭和十三年八月二十五日第一次參政會議を開催して長期抗戦の決意を固めたが、抗戦期間中に於ける各省市行政改革促進のため九月二十六日臨時參政會議組織條例を制定公布し、滿二十五歳以上の中等教育を受けた者および重要文化團體、經濟團體に二年以上服務したる者より參議員を選出し、抗戦期間中の省政府、市政府の重要施設方針は總て臨時參政會議の

審議を要すとした。さらに同年十月二十八日重慶において第二次參政會を開催、黨政府主席林森をはじめ黨副總理汪精衛、參政會副議長張伯苓、司法院長居正、立法院長孫科、監察院長于右任以下各參政會員が出席(定員一九四名の半數にも達しなかつた)蔣介石のメッセージが林森によつて代讀されたが、その要旨は次の如くであつた。

日本軍は揚子江流域をはじめ南方にまで及ぶ支那領土の大部分を占領したが、支那はかゝる事態に對處すべき十分の準備をもつてゐる。すなはち支那は西南地方の建設に全力を傾注すること數年、既に鞏固なる陣地が完成されてをり、最後の勝利まで如何に長期に亘るとも抗戦し得るのである。われわれは敵を更に奥地に誘引し京漢、粵漢鐵路よりも西南においてこれを邀へ撃たねばならぬ。過去一年有餘年における日本軍の侵略戦争は支那最高軍事當局の豫めなしたる作戦計畫通りに進行しつゝある。されば日本軍が奥地を侵すれば夫だけ支那最後の勝利の日は近づいて來るのである。

ひきつゞき二十九日より十一月六日まで抗戦繼續問題を中心に政治、外交、軍事、財政の諸問題を討議した。會議の空氣は武漢の失陥を機會に和平を希求するかにみえたが、共産黨の策謀によつて、大會は徹底抗戦に引きつりこまれ、次の如き決議を行ふに至つた。

(一)對外親善と自力更生の二途を併用し、外交機關の改善を期

抗戦三箇年間の政治情勢

す。(二)西南八省における交通網を整備し、地方行政機構の改革、自治制の確立、教育機關の根本的改革を要求する。(三)抗戦意識を昂揚して抗戦力量の増大を國民民族意識の強化、漢民族以外の諸民族の抗戦参加工作に努力し、國民の思想を戦争に集中せしめよ。(四)兵役法の改善、壯丁徴收の徹底化を圖つて抗戦第二陣の整備を期す。

近衛聲明に對する蔣介石の反駁 十二月二十二日近衛首相は我が對支國交調整に關する根本大綱を中外に闡明したが、重慶政府は二十六日重慶において開催された記念週を利用し、蔣介石の名において次の如き聲明を發して近衛聲明に應酬した。

近衛首相は更生中國との國交の調整を行ふべき旨を聲明したが、その内容は陳腐濫套であつて我が國家、我が民族を滅亡せんとする計畫の陰謀を暴露せるものである。即ち(一)東亞新秩序の建設—東亞新秩序なる言葉は屢々用ひられてゐるが、所謂新生中國なるものは要するに獨立の中國を消滅せしめ奴隸の中國を生産せんとするものに過ぎない。(二)東亞共同體の理論—東亞共同體といひ、また日滿不可分といふも、あるひは日滿支互助關係といふも政治、經濟、文化の各部門に互り日本が治者となり、滿支を被治者となさんとするものに外ならない。(三)經濟プロツクの強化—日滿支經濟プロツクの強化は實質的には經濟的併合の手段に過ぎず北支開發、中支振興兩社の創立といひ、日滿支經濟懇談會議の開催の如き、着々とそれが實踐に移

されつゝあるが、要するに中國の經濟を壟斷し我が民族の生存を脅かさんとするものである。(四)興亞院の設立—これ中國を滅亡せしめんとする計畫を擔當する綜合機關であり日支事變の最後の目的を達成せんがため、中國の滅亡を長期に亘つて執行せんとするものに外ならない。更に近衛首相は共同防共といふが、その目的は本來防共非ず、防ソに非ず、これに名を藉つて兵を永く中國の領土にとゞめ、もつて中國を滅亡せしめんとするに外ならぬことは明白である。

五中全會 近衛聲明に對して蔣介石は右の如く答へたが、國民黨としても武漢失陥の後における抗戰第二期に處すべき對策を決定すべく昭和十四年一月二日より二十九日まで重慶において第五期全國代表大會第五次中央執行委員全體會議を開催した。大會の劈頭蔣介石は開會の挨拶として、『日本の必敗、中國の必勝を事實をもつて證明す』と題し、大要つぎの如き演説を試みた。

現在の抗戰第二段階は從來の守勢を轉じて攻勢に出で、敗を轉じて勝となすべきである。この成果は實に吾人の革命的精神の如何にかゝるものである。従つて吾人の目前第一の要務は抗戰目的の何たるかと、敵と我との情勢および力量に正確なる認識をもち、吾人の決意ならびに信念を、より鞏固にすべきことである。吾人の抗戰の目的は三民主義により民族的生存の自由を確立し革命救國の實を擧げることである。しかるに敵國は今や國際的孤立に陥り、また中國の歴史と民族の力量を認識して

ゐない。かるが故に吾人の抗戰精神、力量の強化に應じて全面抗戰を強化し、中途において妥協することなければ、中國の勝利は必然である。中國の抗戰は中國を救ふべく立ちたる哀兵であり、義戰である。古來哀兵は必ず勝ち、義戰は必ず成るといはれる。されば今後吾人は(一)一致團結して敵の狂瀾に對應し(二)我が農業國家としての特長を發揮、節約を旨として、敵の工業國家としての弱點を衝き、(三)わが地理的優點を利用して一切の戰時建設を強行し、(四)三民主義を勵行して敵の武力主義を打倒すべきである。

ついで昭和十三年四月の臨時全國代表大會より五中全會開催に至るまでの期間における軍事、政治、外交、財政、交通などについて何應欽、王寵惠、孔祥熙、張公權の報告が行はれ、次の如き決議を採擧した。

(一)西部各省の生産建設と統制、(二)徵兵實施方法の改善、(三)第二期戰時財政金融計畫、(四)金銀の調換獎勵と産金工作の増進、(五)手工業の獎勵による戰時國民生活の改善、(六)金融の調整、(七)對外貿易の改善、(八)合作事業の推進、(九)黨政軍各級子弟の兵役服務、(一〇)國防最高委員會の設置。かくて右の決議に遵つて重慶政府の軍事、外交、經濟に關する施政の要綱は次の如く定立されたのである。

抗戰五箇年計畫 (一)江北、河南に駐屯せる部隊を督勵し地勢を利用して半年間の抗戰を繼續せしむ。(二)雲南、緬甸鐵

道および新疆省通化を中心とする赤色ルートを二箇年間に完成する。(三)鐵路、公路用の車輛は二箇年内にアメリカより購入、完備すること。(四)各地に小規模の兵廠建設計畫をたて一箇年内に四十廠を完成する。(五)三箇年間に差し當り三千名の飛行士を養成し、五箇年内に五萬人を養成する。(六)英米その他の諸國より五箇年内に五千臺の飛行機を購入する。(七)非占領地區内の遊撃隊を一箇年内に改編する。(八)遊撃隊の活動時期を二つに分ち、第一期には交通路を破壊し、物資の日本軍占領區域内に移入することを防止する。第二期には守勢から攻勢に轉じ、日本軍によつて占領されたる土地奪還に努める。

(九)空軍の再建をまつて全戰線攻撃に移る。

二、外交三原則 (一)國際聯盟および九箇國條約會議の決議案實施を各關係國に懇請する。(二)關係各國との協力によつて國際間の法律秩序および條約の尊嚴回復に努力する。(三)外交機構および人事を調査し、最大の機能發揮せしめ、各國との友好關係を促進する。

三、計畫經濟の畫定 (一)國營管理事業規定を制定する。(二)民營事業獎勵の標準を規定する。(三)健全なる經濟團體を組織する。(四)農工商各企業および物資を次の細目に従つて管理する。(イ)農林—食糧および棉花の生産を増進する、茶および工藝作物の生産を増進する、難民の海外移植を行ふ、合作事業を發展せしめる、合作社金庫を強化する、農業金庫を促

進する、農業生産借款を許與する。(ロ)礦業—石炭、鐵、金、錫、銅、石油、鉛の重要礦産物を開發し礦業を調整する。(ハ)工業—電力工業を創設する、機械および電気工業工場を擴張する基礎的化學工業を振興する、紡績事業を獎勵する。(ニ)商業—國産品市場を開拓する、商品價格を調整する、國際貿易を管理する。

(二) 汪精衛脱出以後

第三次參政會 しかるに五中全會の開催に先立ち、かねてより屢々和平救國を提唱してゐた汪精衛が同志曾仲鳴らと共に重慶を脱出、佛印河内において十二月二十二日我が近衛聲明に呼應するが如く日支和協の宣言を發したが、漸次全支大案に傳はり、民心いよ／＼歸趨するところを失つたので、重慶政府は内部統制力の缺陷を暴露することを懼れて、五中全會終了にひきつゞき同年二月十二日より急遽第三次參政會を開催、蔣介石は『宋、明の滅亡したるは人材なきに非ず、たゞ協力一致を缺きたる結果である。今や我が國一七箇月、この間敵の力量は我が期待せる如く消耗せしむることを得たのである。我が方の失地は數省に及ぶと雖も、同胞は自己の自由を犠牲にし、國家の自由を獲得せんがために一心一體、協力して最後の勝利を得んことを確心す。よろしく我が同胞は物力、財力を集中して積極的行動に出んことを熱望す』と激勵して國內團結の要を強調した。従つて第四次參政會においては専ら我が近衛聲明と汪精衛の和平救國宣言を中心とし

て論議されたであらうことは想像するに難くない。すなはち同二
十一日の閉會宣言は次の如く述べてゐる。

本會は第一次大會において抗戰建國綱領を擁護する決議案を
通過し、第二次大會においては長期建國策擁護案を採擇した。
これ全國民衆の意志の團結、人心統一の事實を有力に表示した
ものである。昨年十二月二十二日日本首相近衛文府は一片の聲
明書を發表し中國の征服、東亞獨霸の野心實現を企圖した。蔣
委員長はその關係を察して、同二十六日該聲明を反駁するの宣
言を發し、國民政府と中國人民が既定の國策を擁護するの決心
を中外に示した。全國民は政府を擁護し、第二期抗戰國策を執
行するに當り、蔣委員長の駁論を服膺し、もつて我が領土主權
と行政の完整を回復し、抗戰建國の大業を完成せんことを期す
なほ同會議においては行政院長孔祥熙、外交部長王寵惠、軍政
部長何應欽よりそれ／＼所管事項に關する報告があつたが、特に
内政部長何鍵は一般内政施設と參政會の決議案實施の状況を、ま
た經濟部長翁文灝および交通部長張公權は、西南、西北各地の經
濟建設に對する政府當局の苦心を披瀝した。二十日日本會を終了す
るまでに採擇された決議案は次の如くである。

(一)大會閉會後國民參政會に川康建設期成會を設立し、更に川
康建設視察團を組織して四川、西康省方面の現地視察を行ひ、
川康建設に關する具體的の方策を確立せんことを期す。(二)第一
次、第二次參政會において採擇された決議案の實施狀況を検討

すべき特別委員會を組織する。(三)蒙藏回苗族の團結に關する
工作。(四)後方重要都市および工業文化區域の防空設備を強化
し、犠牲を減少して抗戰建國の基本力量を強化する。(五)徵兵
實施巡察團を組織する。(六)大衆軍を再建し、もつて最後の勝
利を獲得せんことを期す。(七)戰時監獄服役囚人軍務服役辦法
を制定し、抗戰力量を増強せしむべし。(八)國民抗戰公約宣誓
運動を展開して、國民の抗戰精神を培養し、抗戰力量を發揮せ
しむること。

第四次參政會

しかるに汪精衛を中心とする新政權樹立の機
運次第に熟すを見て、共產黨および之と勾結する國民黨左派の策
謀はいよ／＼露骨かつ積極的となつたが、彼らが重慶政府の主流
をなすに至らば全體主義國家群に對しては防共協定強化の口實を
與へ、また民主々義國家群に對しては支那赤化の脅威を感ぜし
むる惧があり、右につきイギリス政府より注意を喚起されるな
どの事實もあつて、共產黨は違に表面的な政治活動を控へて專
ら大衆、下級將兵獲得の潛行運動を展開するに至り、一方また
歐洲大戰の勃發によつて、支那を中心とする國際情勢に非常な
變化を來たし、ひいては重慶政府を危殆に陥れるが如き内外の
情勢の發展に對應して内政、財政、經濟、軍事など諸般の政策
を一新すべく重慶政府は昭和十四年九月九日より十八日にか
けて重慶郊外の某所に第四次參政會議をで開催したのである。本會
においては滿場一致にて政府に對して速かに國民大會を開催し、

もつて憲法を制定して憲政を實施することを要求するの議案を
採擇、政府もこれが實現を期するため直ちに國民參政會憲政
期成委員會を組織することになつたことは注目に値する。右の
ほかに

(一)國際情勢の新展開に即應すべき新外交政策の決定、(二)抗
日統一戰線の強化、(三)和平救國運動に對抗し得べき具體的方
策、(四)國共合作の路綫に沿ふ行政院各部の改組、(五)抗戰の
新段階に適應すべき戰略の決定および國軍の再編成、(六)戰時
財政の確立、交通體系の完整および後方經濟の再建など諸案件
が討議された模様である。

六中全會

以上の如く五中全會を轉機として共產黨の國民黨
浸潤の傾向はいよ／＼濃厚となつたのである。即ち國民黨主戰派
と右派相剋の間隙に乗じて共產黨は五中全會に對して、共產黨員
の國民黨ならびに三民主義青年團加盟を要請、同會議は共產黨の
提議をいれてこれを許容、その結果として「中央擴大戰地黨政委
員會」が組織され主任委員蔣介石、副主任委員李濟深の下に國民
黨、五、共產黨三の割合をもつて委員を選び、そのほか第三黨、
救國聯合會、國家主義青年黨よりも二、三名の委員が選出された
のである。右のほか三月中旬に至つて國共合作を強化すべき共
同委員會が設置されたが、該委員會は國民黨の合法手續を経た
公開的存在ではなく蔣介石、陳誠らの主戰派および黨内左派と共
産黨の秘密合作機關であり、また國際關係とくに英米の思惑を顧

慮したるほか、黨内の反對を懼れて右委員會設置の事實及びその
組織内容は絕對秘密に附せられた。しかしその後判明せる
ところによれば、共同委員會は國民黨より主席として蔣介石以下
陳誠、陳果夫ほか二名、共產黨より朱德、毛澤東、周恩來、陳紹
禹ほか一名が委員となり、抗戰新段階に對處すべき一切の國共合
作事業ならびに國家の最高政策を協議決定し、戰時の最高執行
機關である國防最高委員會に討議すべき黨政、軍政に關する一切
の重要政策も該委員會の同意を要すとされてゐたのである。かく
て共同委員會は非公開的、非合法的のものながら、實質的には國
家最高機關たるの性質を獲得したのである。右の如く國共合作が
愈々緊密となりたるうちに、六中全會は昭和十四年十一月十二日
より二十日までの九日間に互つて重慶において開催されたのであ
るが、果然國民黨の基礎を脅かし、政治上の自由平等を要求した
共產黨に反對する空氣が會議を支配し、雲南省主席龍雲をはじめ
湖北省主席薛岳、廣東省主席李漢魂その他各地の軍政要人から共
産黨彈壓を要求する通電が殺到した。ことに戴傳賢、居正、陳果
夫ら國民黨元老派は賀龍、林彪、劉伯承が指揮する第八路軍が軍
事委員會の命令を無視して山西戰線から北部陝西へ撤收したるこ
とを難詰し、實力をもつて共產黨を懲罰に附すべきことを要求し
た。かくして六中全會は蔡元培、張靜江、李石曾ら中央委員會右
派二十餘名連署の下に提案された共產黨排擊案に關する善後措置
について激しい論戰が展開されたのである。右提案の大意は次の

如きものであつた。

(一) 陝西、甘肅、寧夏各省を含む西北地區の行政組織を一定期間解消し、同地區の共產黨特別行政組織を徹廢せしめる。

(二) 共產黨の不法行爲に對して禁壓的手段を取り得るが如き新機關を設置する。

しかるに最も奇異の感を抱かしたものは共產黨代表が當時延安に引揚げ、同會議には一名の代表をも送らなかつたことで、右の事實は國共關係の決して平穩ならざることを物語るものとされたのである。ともあれ五中全會以後においては汪精衛の和平救國運動が發展してゐた折からとて、六中全會の成行は非常に注目されてゐたが、蒋介石は開會式において次の如き演説を行つた。

五中全會閉會以來すでに九箇月を経過した。この期間一方においては國內反對派の計畫が日に明瞭となりつゝあるにも拘らず、我が國は軍事的にもまた政治的にも着々と發展強化をとげてゐる。他方國際情勢の深刻なる變化は、各國間の歩調を亂し、本年九月戦争は遂に歐洲において勃發した。この戦争が如何なる發展をとげ、また如何なる結果を招来するか、現在のところ豫斷はできない。過去九箇月の期間に吾人は抗戰を遂行するたため既にあらゆる國策を畫定し、あらゆる立脚點を明瞭にした。現下の局勢に對處するためには、單に全國民の精神力ならびに力量を集中して侵略者に抵抗する外に何ものもないのである。吾人の事業は極めて困難かつ巨大であるが、心は却つて安易で

ある。若し我らが民國二十六年（昭和十二年）七月七日決然と矛をとつて日本と戦はなかつたならば、中國の運命は今日より一層脅威され、情勢は一層困難に陥つてゐたであらう。

かくして本會は(一)各省の行政機構を縮小し、即時省境の畫定を行ふ、(二)各省財政の再調整ならびに行政區域の改善に伴ふ各省政府機構の整備を行ふ、(三)新疆、西藏、青海その他の邊疆地區に邊疆諸省鎮撫團を派遣して抗戰力量の凝結を計る、(四)西南および西北交通網の急速なる完成ならびに公路系統の再整理を行ふ、(五)各戰區内の經濟的安定を圖るため戰區内の銀行利用を助成する、(六)日用品價格を統制し戰時經濟の基礎を確立するなどの重要議案を採擇したるほか、二十日の最終會議において「民國二十九年（昭和十五年）十一月十二日國民大會を招集し、立憲政府を創始す」ことを決議したのである。

なほこの間國共相剋の危機を打開するために蒋介石、陳誠らは馮玉祥以下黨内、親ソ派の策謀を抑へて、最大の忍耐をもつて國共關係を處理することとし一方また駐支ソ聯大使パニューシキンは十一月十四、十六の兩日に互つてソ交通商問題の討議にかつて國共關係の善處に關する意見の交換を行つた。結果、蔡元培らの連署による共產黨彈劾案は留保されるとともに左の如き宣言を發して六中全會に現はれた國共相剋の事實を蔽ふたのである。

今次大會においては二個の要重決議が行はれたが、その一つは

國家の共存時代が、敵對行動の停止とも招来されることを衷心より信じてやまぬものである。

(三) 國共相剋の激化

第五次參政會 かくの如く國共相剋の危機をはらみつゝ昭和十五年四月一日より十日に亘り、重慶において第五次參政會が開催された。蒋介石は開會に當つて「中國は事變以來よく二年九ヶ月抗戰を維持して日本を非常な困難に陥れた。この結果日本は汪精衛を首班とする新中央政府を樹立せしめ、この困難から遁れる道を求めんとしつゝある。かゝる情勢の下において中國は全力を集中して反抗を開始せねばならぬ。中國は領土、主權、行政の完整のみならず、九箇國條約ならびに國際條約を回復せしめねばならぬ。立憲的組織の設立に關しては三民主義および五權制度の外に國防計畫に最大の關心が拂はねばならぬ。蓋し國防なくして立憲國家の基礎は樹立し得ず、憲政そのものと同時に、國防に重大な關心が拂はれた時にのみ、恒久的にして安定せる憲政が出現し得るからである」と演説したが、宋美齡をはじめ孫科、馮玉祥、邵力子ら聯ソ容共派より(一)抗日戰線聯盟を組織し、抗日各黨各派の結合を強化する、(二)國共兩黨の共同體制を擴大し、もつて、兩黨の摩擦軋轢を防止する、(三)各黨各派幹部の可及的多數を中央政治機關の重要ポストに任用し、重要政策の決定に參畫せしめて、抗戰の領導に當らしめるなど「國共兩黨關係の再調整」に關する提案があり、また林祖涵、鄧穎超以下共產黨側參政會員

故孫總理の遺志に遵ひ明年中に國民會議を招集すること、ならびに黨の政策をソ聯のそれと一致せしむることであり、他の一つは地方自治政府の行政復興を促進することである。右の行政改善案は中國全體の民主主義的統治の前提たるべく、かつ三民主義の實現に資する處であるべきを期待されてゐる。抗戰方針に關しては六中全會閉會の勢頭委員長の演説中において左の大綱方針が闡明せられた。

(一) 中國は日本軍部が翻然その非を悟るに至るまで抗戰を繼續する。

(二) 對外關係において凡ゆる努力を盡し、友邦に對する信頼を失はず、もつて最後の勝利を獲得することによつて世界の平和に貢獻する。

(三) 滿洲が侵略されて以來、吾人の堅持する次の國策四原則を今後も依然遵守する——(イ) 中國の領土主權を擁護し、その行政保全のため侵略に對しては飽まで抗戰する、(ロ) 國際條約とくに九箇國條約、聯盟規約および不戰條約の遵守、(ハ) 防共協定參加を拒絶する、(ニ) 外交上における絕對獨立權の維持。

歐洲における戦争の増大ならびに人類の定りなき運命に鑑み我らの侵略に對する抵抗は、戦争の危險の局地化および世界平和の維持に有效なる反響を與へるものと考へてゐる。同時に我々は歐洲戦争および極東における戦争が終焉する秋こそ世界集團保障を中心とする世界組織が確立し、一般和平のため凡ゆる

より、各地方とくに山西、河北兩省における國共兩軍衝突の事實をあげて、國民黨の共產黨壓迫を難詰し、あるひは孫科が(一)中央、地方における國共軋轢の排除、(二)抗戰徹底のため各黨各派の結合、有用人材集中の原則を強化するとともに、これを出來得る限り各機關に任命して政府機構を擴充する案を上程するに及んで本會は大混亂に陥り、國民黨元老派をはじめC・C團および各省軍將領の猛烈なる反對を惹起した。かくして第五次參政會は五・五憲章(國民黨政府憲法草案)の最後の審議を行ひ、國民大會出席代表の地方別選出割合を決定したのみで、何んの收穫なくして終り、國共相剋は依然として深刻化するばかりであつた。

七中全會 右の第五次參政會が開催されるに先がちて二月十九日延安において國共妥協會議が開かれ、重慶側よりは政治部長陳誠、山西軍代表教導總司令楊愛源のほかソ聯側よりオプザーグラーとしてミコヤン、スワンスキーらが出席し、主催者毛澤東より「第三期抗戰期にも拘らず山西軍の態度は極めて不徹底である」旨の論難があつて山西軍代表を激昂せしめ、右の會議は決裂に終つた。ついで三月下旬第一戰區司令官衛立煌は蔣介石の命によつて、三月下旬山西省の某地に朱德、毛澤東、閻錫山、范蔚傑、李家鈺、陳鎮らを集めて國共紛争調停會議を開催したところ、共產黨側より(一)山東、河北兩省は國民黨において、山西および陝西兩省は共產黨が夫々統制する、(二)山西、陝西兩省内に駐屯する黨軍は河北、山東兩省内に散在する第八路軍と同時にそれら

協定地域内に撤收する、(三)共產黨の統制下にある地域の軍政、經濟については國民黨の干渉を許さずなどの提案があり、黨軍代表よりは(一)山西、陝西兩省内に在る黨軍は三箇月以内に撤収するも、河南、山東省内に散在する第八路軍の撤退は黨軍の撤収以前にこれを完了すること、(二)河南、山東兩省における軍政、經濟に關しては國民黨においてこれを處理するが、共產黨の管轄地域と雖も必要あるときはこれが參與の權を國民黨に留保する、(三)山西、陝西兩省地域内の第八路軍は西安事變以降確定された地區を防區とすべし、(四)第八路軍は冀察邊區および冀南邊區を原狀に復歸せしむべし、(五)北支抗戰計畫に關しては從來通り合作して行動するなどを要求して互に譲らず、遂に意見の一致をみずして會議は完全な失敗に終つた。かくして國防最高委員會は遂に四月二十六日の會議において、參政會特別委員會が決定した

(一)すべての軍隊は最高司令の命令に服従すること。
(二)真正の統一を實現する見地から、地方各省の行政及び權限に關して、公佈の以前あらかじめ重慶政府の許可および修正を受くべきこと。
(三)大衆運動はすべて絶對的に抗戰建國綱領に遵つて行はるべきこと。
を採擇し、共產黨に對して重慶政府の命令に服すべきこと及び國法を忠實に遵奉すべきことを嚴重要求し、これに關する具體的辦法として

(一)陝西、甘肅、寧夏邊區の行政權を回復するため同地區に新行政制度を施行する、(二)各行政區に分割されてゐる山西、河北、察哈爾の邊區地方における軍事および行政特別機關は、本來の所屬機關たる夫々の省政府に復歸すること、(三)第八路軍を改編して、その警防區域を新たに畫定し、かつ連絡將校を派遣し、また軍事委員會政治部の發行する宣傳綱領に即應せる政治訓練を施す、(四)共產黨の特殊組織を一律に解消し、かつ國民黨の政策と背馳する各種宣傳ならびに共產主義の普及、共產黨の決議宣言の頒佈を禁止する。

などの四項を決定して、共產黨を強壓するの政策を採用、國共關係は愈々危局に瀕した。

和戰問題の上程 右の如き事態のうちに昭和十五年七月一日より七中全會が開催されたのである。開催に當つて蔣介石は特に親電を發して龍雲、李烈鈞、李根源、劉文輝の參會を要請したが、何れも口實を設けて重慶に至らなかつた。また中央部へ轉職を命ぜられたるにも拘らず、言を左右にして桂林に居据つてゐた白崇禧は皇軍の龍州占領によつて廣西、雲南兩省の形勢緊張するや、邊防問題協議のためと稱して、第十六集團軍總司令夏威を同伴して昆明に赴いたまゝ參會せず、そのほか薛岳、張發奎、李漢魂らも夫々軍務多忙と稱して重慶に赴くことを肯んじなかつたが地方將領の不參は國共問題に對する不満を現したものであつたらう。ともあれ蔣介石は開會傍頭、國際情勢の激變と、これが抗戰

に對する影響、過去半箇年間に互る狀況抗戰より説き起し、内外時局の重大性を率直に吐露したる後、「今次の全會は黨國の生死存亡のため最後の決擇を行はんとするものである。各委員會は國家民族のため最善の貢獻をなすため論議を盡されんことを望む」と結んだが、言々火を吐くが如きものあり、また悲痛を極め、滿堂寂として聲もなかつたと傳へられた。

しかるに本全會においては専ら和戰問題を中心として論議さるべきことを豫想した蔣介石は會議を和戰、外務、黨務の三組の委員會に分け、この構成を次の如く按排したのである。

和戰組特別委員會 (主任)陳誠、(委員)胡宗南、李宗仁、劉峙、陳布雷、趙丕廉、張群、彭學沛、王正廷。
外交組特別委員會 (主任)王寵惠、(委員)孫科、宋子文、楊杰、賀耀組、宋慶齡。

黨務組特別委員會 (主任)葉楚傖、(委員)戴傳賢、朱家驊、陳立夫、馮玉祥、張冲、丁惟汾。

しかしして和戰組特別委員會においては親獨派(楊杰、陳介)元老派(李石曾、張靜江)各派の提出にかゝる和平提案と、少壯實力派の主張する抗戰繼續提案を取扱ひ、外交組特別委員會は親ソ派の容共政策實施案と歐米派の米支關係促進案の如き外交に關する諸提案を一括處理し、黨務組特別委員會は専ら國共關係處理に對して最後の斷案を下さんとするものであつた。各組特別委員會の構成において、和戰組特別委員會には主戰、主和兩派を、外交

組特別委員会には親米、親獨派を、また黨務組特別委員会には聯共、反共各派の代表を夫々取組ませてゐるのは、全會内部における深刻な意見の對立を表現するとともに、かゝる意見の對立にも拘らず、時局の重大性に鑑みて和戰、反共聯ソ、親英米、親獨のいづれを選ぶとも、あらかじめ黨内において意見を十分に開はせたる上、黨の進むべき方向を定めんとした蔣介石の苦心に出たものであつて、七中全會は黨國の運命を決する重大會議として内外の視聽をあつめたのであつた。

反共、容共兩派の抗爭

はたして開會第二日の本會議における論議は、(一)如何にして對内、對外政策を調整し、また抗戰陣營を再建して抗戰を繼續すべきか、(二)適當なる時期を選んで合理的和平への道を開くべきか如何、(三)切迫せる國共關係を如何に處理すべきかなどの三點に集中され、抗戰か和平かの問題については陳誠を筆頭とする少壯抗戰派および孫科、馮玉祥の聯ソ派と戴傳賢、何應欽らの知日派ならびに森林以下の元老派、楊杰ら親獨派の二陣營に激烈な論争が繰りかへされた。ついで第四日の本會議は終日もつばら和平問題について協議したが、論議沸騰して決せず孫科、馮玉祥、宋慶齡らと戴傳賢、陳果夫、何應欽、居正、于右任らの對立は愈々激發された。この間隙に乗じて共產黨は全會に對し中途屈服絶對排撃あるひは抗戰繼續の示威を試み、全會に宛て陳立夫を團長とする行政院華北視察團の陝甘省における國共關係調査報告書を一切承認せざる旨を通告した。かくて元

老および穩健派は切齒扼腕、また閻錫山ならびに、鹿鍾麟以下の山西、河北將領および薛岳、龍雲の西南實力派も等しく激昂、緊急臨時動議として共產黨制裁のため即時黨軍の實力を發動すべき旨を電請して來た。

和平案留保さる

ともあれ李烈鈞、李根源らの提案にかゝる『適當なる時期をみて日支事變の結末を圖るべし』の議案は、出席委員の過半數が賛意を表したのであるが、右の如く聯ソ派、共產黨側より猛烈な反對があり、全會は抗戰以來はじめの危機に直面、その處理に窮したのである。しかしかゝる空氣の激發さるべきことを豫想して宜昌方面の前線より全會に馳せ參じた陳誠は妥協的和平論に絶對反對の態度を明かにし、『和議は須らく日本側より誠意をもつて撤兵する旨の聲明あるを俟つて進行せしむべし、日本軍の全面的撤兵こそ中國の抗戰にとつて許さるべき唯一の和平の前提である』と主張して譲らず、結局和平問題は、(一)國共關係を如何に處理すべきか、(二)汪精衛によつて組織さるべき新政府との關係を如何に取扱ふべきか、(三)ドイツまたはアメリカの調停によるか、乃至は對日直接交渉の途を選ぶべきかの三點に要約され、ヨーロッパ政局の推移なかんづく英獨決戰の結果ならびに宋子文の對米借款交渉の成果を俟つて決定することとして全會は和平問題の解決を一應留保することとしたのである。かくして七中全會は終始混亂のうちに閉會したが、とにかく全會は政府の提案にかゝる(一)國民大會を豫定通り招集、憲法を發布して

これが實施を期する件、(二)四川、西康兩省における軍政改革、經濟建設案、(三)資源開發によつて自給自足經濟の確立を圖る件(四)各級行政機構の改善ならびに軍官紀の肅清案、(五)三民主義思想をもつて政治人材登用の基準とすべき案を可決したる上、つぎの如き決議を行ったのである。

(一)黨務に關しては中央黨部に婦女部を設立し、建國婦女運動の發展を促進する。

(二)政治に關しては行政院に經濟作戰部を増設し、別に戰時經濟會議を設置し、もつて經濟行政の擴張を圖り、長期抗戰に備へる。(三)現在の經濟部は工商部と改稱し、商工業及び鐵業部門を擔當せしめる。(四)中央設計局を新設し全國の政治、經濟建設の設計及び審査を行はしめる。

なほ七中全會の發した宣言の要旨は次の如くである。

七中全會宣言要旨

今次對日作戰の意義は民族の生存及び國家の獨立を確保するにあるのみならず、進んで世界平和を擁護し、眞にアジア安定の重心として、獨立自由にして侵されざる中國を建設せんとするにある。日本軍は歐洲大戰に乗じて太平洋上に威嚇掠奪の腕を振はんとしてゐる。もし中國の堅決抗戰がなければ、歐洲大戰の進展に伴ふ極東局面の激變は想像に難くない。日本の限りなき躍進は若しこれを損するものがないれば、世界の如何なる國家と雖も太平洋およびインド洋における權益並にその地位は保持し得ざるべし。世界各國は茲において

日本が世界の公敵であり、中國の抗戰が世界の平和に對して密接なる關係を持つものであることを認識すべきである。

(四) 英米依存の強化

七中全會以後 七中全會閉會の以後における主要事項を摘記すれば次の如くである。

純正國民黨を否認

重慶政權行政院は八月上旬各地黨政各機關に次の如き通告を發した。『國民黨々章によれば全國大會を招集し得るものは中央執行委員會のみであり、またそれは中央政府の所在地で開かれねばならない。しかるに汪精衛が上海において開催した全國大會なるものは黨より除名され、逮捕令の發せられてゐる六名によつて招集せられ、しかも敵軍の保護下に開かれてゐるのだ。愛國心を有する國民は、かくの如き兇惡に類する行動に幻惑されることなきを確信する。』

國民大會延期

九月二十五日の國民黨中央黨務委員會は次の如く發表した。『國民大會は十一月十二日招集されることに決定し、既に政府は國民大會選舉事務所を設け、なほ一部の準備完了の地方および未報告の地方に對しては引續き調査を行ひ、かつ法を設けて各種手續の完了を急いで來たが、各地の交通が戰爭の影響によつて極度に不便となりたるため、原定通り招集することに重大な困難を感ずるに至つたことである。よつて本會は熟慮の結果、國民大會の招集期日は別に定むるところによつて改めて決定すべきであると認む。』

三國同盟成立と蔣政權 昭和十五年九月二十七日突如として日獨伊軍事同盟が發表せらるゝや、蔣政權の驚愕はその極に達した。同盟成立の報が陳介駐獨大使、劉文島駐伊大使からの公電によつて確認せらるゝや、重慶政權は夜中にも拘らず急遽國防最高委員會を招集し蔣介石はじめ王寵惠、何應欽、馮玉祥、張群、張公權ら首脳部出席して、これに對處すべき方策につき意見を交換した。しかして重慶側では三國同盟の成立によつて日本はその南進工作を積極化する一方、第三國の干渉を排除して當面の問題解決に積極的に努力するであらうとみて驚愕狼狽の色蔽ふべくもなく對英美、對ソ依存に焦燥し、殊に十月十七日をもつて封鎖期限の満了するビルマ・ルート再開をイギリス政府に強硬要求することを決した。右につき外交部長王寵惠は外國記者團に對して「三國同盟の規約が歐亞兩洲その他各國の合法的地位と權益及び歐亞兩洲以外の各國が歐亞兩洲に有する合法的地位と權益を完全に無視し、これを破壊せんとするものであることは明白である。中國の目的は合法的な國際秩序を擁護し、世界各國に對して平等の地位において友好的關係を維持せしめんとするにある。新秩序を口實として侵略を實行し、世界の合法的秩序を破壊せんとする行動に對しては、重慶政府は過去の一貫せる方策に從つて堅く反對せんとするものである。重慶政府は所謂東亞新秩序を承認せず特に日本の所謂大東亞及び其の締結せる條約を承認し得ない。夫は中國の法律上の地位或は權益に影響し得ざるばかりでなく重慶政府

の態度と政策に絲毫も影響し得るものではない」と語つてゐた。
日支條約の成立と蔣政權 日獨伊三國同盟に引續いて同年十一月三日に日支條約の正式調印が行はれた。重慶政權は條約内容を歪曲して宣傳し、これが國內大衆に對する魅力を喪失せしめることに狂奔した。すなはち新條約は昭和十四年十二月陶希聖、高宗武が暴露せる所謂「日汪協定」と同様であつて、日本の對支全面侵略の企圖を具體化するものであり、日本はこれを根幹として支那のみならず太平洋の秩序を破壊せんとするものであることを、國民大衆及び英米兩國に泣訴した。十一月三十日外交部長王寵惠は外國に對するメッセージを發表したが、その大要は「今回締結された條約は中國および太平洋の制覇と侵略政策を助成せんとするもので、實にこの種の機構は東京政府の一部が中國の領土の上に移植されたものであり、日本軍の政策實行の工具たるに過ぎない。中央政府は既に汪政府に對する態度を表面してゐるが、これに重ねて聲明する。即ち汪兆銘は中國の賊魁であり、その機關は全く非法的存在である。無論その行動に關しては對内的には勿論對外的にも無効であり、その締結せる條約も非法無効である。また如何なる國家も汪政府を承認することは、中國に對する最も非友好的行動であつて、該國とは通常の關係を斷絶せざるを得ない。日本が中國および太平洋において如何なることを企圖しても、中國は抗戦し、以て最後の勝利を獲る決心であり、自ら必勝を信じてゐる。蓋し自由と正義は必ず戰勝を齎すであらうからで

ある。なほ十二月二日の擴大記念週の後には蔣介石もまた新聞記者團に對して右と同様の趣旨の談話を發表した。

(五) 抗日軍の再建

軍事機構の刷新 蔣介石は武漢失陥後における抗戰陣容を再建すべく昭和十三年末重慶において軍政要人を召集、最高軍事會議を開催し、軍政各分野に互り一大刷新を斷行することに決した。その要綱は次の如きものであつた。

- (一) 軍事委員會の重慶移遷に伴ひ重慶行營を廢止する。(二) 西南、西部、西北および東南の四軍區に有力なる行營を設置し、西南行營主任に張發奎を、西北行營主任に程潛を、西南行營主任に白崇禧を、東南軍總司令に顧祝同を夫々任命する。(三) 中南、北支の各淪陷地區に各戰區司令を新任し、後方擾亂の工作を強化する。(四) 戰局が西北に移動したる場合は毛澤東が西北護衛の責を負ふ。たゞし黨軍との連絡は行營主任程潛がこれに當る。(五) 中央は共產軍に軍費、兵器を支給す。但し赤色ルートにより直接ソ聯より兵器の提供を受ける場合は、中央において其の支拂をなす。(六) 綏遠省内の各軍雜駐地帯における指揮は毛澤東これに當る。(七) 西北地區の國民黨機關は國共合作機關に改組する。(八) 共產黨によつて民衆の武装を實施し、その指導方針については國民黨も反對せず。(九) 寧夏、甘肅、青海三省を西北特別行政地區とし、毛澤東を特別行政區主任兼青海省主席とす。

なほ右陣容の刷新と同時に、新たに中央遊撃總局を設置し、蔣介石自ら總局長となり、李濟深を副局長に任命、従來の遊撃隊を統一組織することとした。各省には分局を、各縣に支局を設置し各地に散在する遊撃隊の連絡を強化するとともに、政治訓練を實施するに決定した。

最高國防委員會の設置 昭和十四年一月開催された五中全會の決議にもつき重慶政權は二月一日最高國防委員會を設置、軍政黨最高の統一指導機關としての職務執行を開始した。これによつて軍事委員會、黨部委員會は夫々軍事ならびに政治の執行機關として、同委員會の指揮監督を受けることとなつた。なほ同日より軍政部管下に兵役署を設置した。各縣長を其の責任者となし、民衆わけても農民に政治知識を普及して輿地大衆の抗戰氣運をあふらしめた。

軍事委員會の改組 同年八月三、四兩日に互つて開催された國防最高委員會は軍事委員會の改組を討議した結果、毛澤東の提議に基いて國共合作を基礎とする常務委員制を採用することを決議した。委員の構成は蔣介石を除いて國民黨七、共產黨三の割合であるが、共產黨側より常務委員として朱德、毛澤東、周恩來が選任されたほか彭德懷、林彪、劉伯承、葉劍英らが普通委員に列することとなつた。

戰地黨政委員會 軍事委員會、戰地黨政委員會は右の會議にひきつゞいて全體會議を開催し、蔣介石みづからこれに臨んで次

の如く決議した。

(一) 經濟遊撃隊を組織して日本の經濟建設を妨害する。(二) 人民武装を促進整備して日本軍の兵力牽制を圖る。(三) 淪陷地區に不合作運動を煽動擴大して新政權に民衆の参加することを防止する。(四) 遊撃區ならびに戰區における黨政軍の指揮の一元化を圖る。

右の會議においてまた(一)重慶にある國民黨中央黨部によつて今後、軍事工作および政治活動を統制す。(二)中央黨部は各戰區に夫々黨戰區部長並に黨委員會を置く。(三)淪陷地區における遊撃隊および正規軍の遊撃戰に對する統制を強化するため、各遊撃戰區に長官を置き、右長官をして同時に當該地區における政治工作の主班たらしめることが決定された。

支那軍兵力の概況 昭和十五年の「七・七」記念日に際し何應欽の發表した文書に、「我が國現有の總兵力五百萬」の語があり、その前日蔣介石は「我が三百萬の將士」云々といつてをるところより推察して正規軍一七〇萬、地方軍一三〇萬、流動軍一三〇萬、後備軍二〇〇萬と査定する向もあるが、我が方では昭和十五年六月宜昌陥落直後に於ける兵力を二百五十個師團、約二百萬と査定してゐる。なほ支那軍の配備狀況は次の如くである。

第一戰區	河南	衛立煌	九萬
第二戰區	山西	閻錫山	一五萬
防衛地區	司令官	兵力概數	

作戰の力量を増強する。

右の如き基本要領に従つて戰時各階級の教育實施方案編領が次の如く定立されたのである。

(一) 智、德、體三育を併進する、(二) 文武の合一を期す、(三) 農村の需要と工業の需要を併重する、(四) 教育の目的と政治の目的を一貫せしめる、(五) 家庭教育と學校教育の連繫を密接ならしめる、(六) 民族固有文化の精神によつて齎された文學、史學、哲學、藝術に對して更に科學的方法を加へて之を整理發揚し、もつて民族の自信を強化する、(七) 自然科學の發展を圖り、國防生産の急需に應へしめる、(八) 社會科學にあつては他の長をとつて支那の短を補ひ、その原則を整理して支那の國情に適合したる制度を創造する、(九) 各級學校教育の目標を明確に定め、併せて各地平均の發達を謀ることに力め、また豫定の期限によつて義務教育の普及を達成し、社會教育と家庭教育を計畫的に實施することに力める。

(二) 教育制度の改善

右の如き教育實施方案要綱に従つて重慶政權教育部は先づ教育制度の改善に着手したのであるが、その重點は専ら高級師範教育制度の再建と國民教育制度の創設とにおかれてゐる。

高級師範制度の再建 事變前における一般中等學校の師資は概ね大學教育學院あるひは其の他の學院卒業生によつて擔任されてゐたが、教育學の學識に優れたる者かならずしも學科の知識に

抗戰教育の再編成

第三戰區	浙 閩	顧祝同	一二萬
第四戰區	廣 東	張發奎	一四萬
第五戰區	皖 鄂	李宗仁	二五萬
第八戰區	陝 西	朱紹良	四萬
第九戰區	湘 桂	薛 岳	五〇萬

(第六、七戰區は既に壊滅されてゐる)

二 抗戰教育の再編成

(一) 『抗戰建國綱領』

戰區内に在つた教育施設は焚かれ、あるひは學生の離散するなど、抗日支那の教育體系は根柢から覆され、その再建について重慶政權が狂奔してゐる有様は推察するに難くない。しかし戰區内教育の推進といひ、あるひはまた戰時民衆教育の普及など、その教育體系が専ら『抗戰建國綱領』のコースに沿つて再建されつゝあることを看過してはならない。抗戰建國綱領に掲げられた教育に關する規定は左の如くであつた。

(一) 教育制度および教材を改訂して、戰時教程を推進行し、國民道徳の修養に意を注ぎ、また科學的研究と設備の擴充を強調する。(二) 各種専門技術員を訓練し、これを適當に配分して、作戰の需要に應へしめる。(三) 青年を訓練して戰區および農村に服務せしめる。(四) 婦女を訓練して社會事業に服務せしめて、

優れ、また學科の知能に秀でたる者かならずしも教育學の學識に通ずといふ能はず、中等學校の師資は決して健全なものとはいへなかつた。これが補救の方法として先づ高級師範教育制度を再建することが要請されてゐたのに鑑み、教育部は師範學院を設立して専門的に中等學校の師資を養成せしめることとしたのである。すなはち既設の國立師範學院および西北師範學院のほか更に中央大學、西南聯合大學、中山大學、浙江大學などに設置されてゐる教育學院または教育科のすべてを獨立の師範學院に改組し、中等學校において課せられてゐる全科目を普通基本科目、教育基本科目、分系専門科目の三つに分けて、中等學校師資に必需の基本訓練を施してゐる。

國民教育制度の實施

政治と教育の合一を謀り、義務教育と國民教育を一爐に冶し勞々速に教育の普及を完成するために、教育部は國民教育實施要綱を訂定した。すなはち保國に必ず保國民校をまた郷鎮には必ず郷鎮中心學校を設立し小學、國民教育の兩部を分設することを規定、當該保長および郷鎮長に夫々校長を兼任せしめてゐる。小學部は六歳より十二歳までの學齡兒童を收容し六箇年、四箇年あるひは一箇年に分別して小學教育を施す。小學部にはまた適宜幼稚園あるひは幼稚園を附設することが出来る。國民教育部は更に「修正民衆學校規定」によつて成人班および婦女班を設置し、まづ十五歳より三十歳までの男女を收容して分別教育を施してゐる。郷鎮中心學校は班級の程度も比較的

高く保國民學校卒業を收容してゐるが、別にまた初級を附設して、當該地區にある失學兒童あるひは失學成人を收容してゐる。教育部は右に關する詳細な辦法を規定してゐるが、各省市政府當局もまた進んで之に協力、國民教育制度の確立を推進してゐる。

(三) 課程と教材の改訂

教育部は更に抗戰教育再建の急需に應じて、各學校における課程の調整と、戰時教材の増加を要請してゐる。

大學課程の調整 事變前における各大學の課程は、醫學院の課程が昭和十一年公布施行された醫學院令によつて規定されてゐるものを除くのはか、各學院が適宜これを釐訂し、畫一的に編訂されてゐなかつたが、抗戰三年の間に教育部は、教育體系の再建を機會として文、法、商、工、農、師範各學院の課程を各學院に共通する必修、選修科目ならびに各學院に分系する必修、選修科目に分別釐訂した。

戰時教材の増援

右の外に教育部はまた各學院所設の科系が各々その特殊任務を把握して、戰時教材を十分に増援すべきことを規定してゐるが、その要項は概ね次の如くである。

- (一) 文學院においては意を民族文化の發揚、更進と創造に注ぎ民族の自尊と自信を増強し、併せて政治宣傳員を養成する。
- (二) 教育學院及び師範學校は民族教育哲學體系の建立、青年及び婦女の訓練、科學教育、民衆教育ならびに義務教育の研討に意を用ひて、民族堅強の基礎を樹立し、併せて民衆運動工作員

を養成する。

(三) 法商學院にあつては戰時政治機構の改善、行政效率の提高戰時經濟計畫などの研究に力を致し、民族の自治および自給自足を培植する。

(四) 理工學院は専ら機械工程、軍事工程および軍用化學の研究に重點を置いて民族の自衛自強を培植し、併せて機械修理ならびに航空工程員を養成する。

(五) 農學院においては特に合作社指導員を養成する。

(六) 醫學院は軍事看護員の養成に意を用ひる。

課外の分組教育 中等教育においては、中學校および師範學校の特殊教學にして教育部分によつて正課の中に加はされてゐるものを除くのはか特にまた防空、警衛、救護、民衆組織、糧食管理、交通運輸および工程など多種に互る課外の教學科目を分組併設してゐる。職業學校において原有科目を除いては特に抗戰の需する教材を重視するほかにまた課外の分組教學科目を設けてゐる。このほか各中等學校は其の性質と力量に應じて下級戰時服務員の訓練を兼辨してゐるが、これを分類すると大要つぎの如くである。

- (イ) 師範學校においては特に國民學校の師資を、(ロ) 工業職業學校の機械科は簡易軍器修理員を、またその電機科は電信服務員を、(ハ) 農業職業學校は農業推廣員を、(ニ) 普通中等學校にあつては特に民衆宣傳員を夫々訓練する。

特殊教育の實施

初等教育に於ては特に精神訓練と肉體訓練に意を注ぎ、小學校の公民訓練と新生活訓練を一貫實施してゐるほか、左の如き特殊教育を一律に施行してゐる。

- (一) 國語、音樂、社會各科目においては民族意識の喚起に關する教材を闡明することに意を用ひてゐる。(二) 體育科にあつては體育課外活動を増加し高等小學にはまた童子軍を組織する。
- (三) 常識科は國防などに關する知識の啓發に意を注ぐ。(四) 勞作科は農業、畜養、工藝、縫紉などの工作に重きを置き、勞働生産の習慣を養成する。(五) その他集會時には精神訓練に關する時事問題、史實の講述に意を用ひ、また他校と聯合して心身の訓練に關する大團體生活を舉行してゐる。

戰時の民衆補習教育

社會教育の方面にあつては、戰時失學民衆の補習教育を推行してゐるが、その施設要項は次の如くである。

- (一) 内容 識字教育のほか、特に公民教育を重んじ、また意を民族意識の激發、抗戰知能の培養および戰時服務精神の發揮に注ぐ。
- (二) 組織 各省市縣は戰時民衆失學補習教育推行委員會を組織して、事宜にしたがつて補習教育を實施する。
- (三) 招生 保甲組織あるひは行政力量を利用するなど、専ら強制方法を採用し、期を分つて失學民衆を抽選、收容してゐる。
- (四) 教師 全國の知識分子を動員して、義務的に施教の責任

抗戰教育の再編成

を負はしめてゐる。

(五) 婦女の戰時教育 各省市縣は別に戰時婦女教育推行委員會を組織して、戰時の婦女教育を辦理してゐる。各種の訓練班を特設するとともに、公民訓練と技術訓練に意を用ひてゐる。失學の婦女に對してはまた識字教育を授け、あるひは技術的訓練を救護、消防、交通、生産技能および歌詠、情報蒐集などに分けて夫々施行してゐる。

(四) 學生程度の提高

兩三年來戰時の影響をうけて支那の學生は輾轉遷徙し、心を安んじて學を求むることが出来なかつたので、次の如き補救的辦法が案出された。

先修制度の創設 國立各學院は既に統一招生制を實施してゐる結果、成績資格に及ばずして、入學資格を取ることが出来ない。さりとて廢學を望まず、受験の中止を届出ないか、入學資格を獲る望の有り難き學生を救済するために、各大學は夫々先修班を設立してゐる。即ち升學の志があり、成績もまた劣等に過ぎざる學生を收容して、高等中學卒業程度の基本科目をもつて訓練、升學の準備をなさしめるのである。現在これらの先修班を設置してゐるものは國立師範學院、西北大學、西北師範學院、交通大學、暨南大學、西南聯合大學、浙江大學、雲南大學、廣西大學などであつて、修業年限は一箇年、成績優良なる者は無試験にて各大學に入學することが出来る。先修班の課程は次の如く配分されてゐる。

る。
(イ)必修科目は公民、國文、體育、軍教、英文および數學、
(ロ)選修科目は歴史、地理、生物、化學および物理學、(ハ)選
習原則は理科に志す者は物理、化學および生物學を、法文科に
志す者は歴史、地理を夫々選習する。

基本學科の補習 既に入學資格を獲得してゐる學生中にも、
基本科目において、未だ標準に合せざる者甚だ多きに鑑み、基本
學科補習法が實施されてゐる。すべて専門學校以上の新入學生
に對しては國語、英語、數學三學科の授課時間を適宜増加してゐ
る。また學生の能力にしたがつて分組する辦法を採用し、學生の
修學程度に照合して各別に教材を編訂し、必要に応じて再び課外
の練習を増課する。あるひはまた一年級必修科目の一部分を適宜
減じて、これを補習授業に移す。法文および農學院のうち、數學
を必修科目と規定してゐない各系の學生には、數學の修習を免じ
て特に歴史、地理、生物學の科目を修習せしめる。また理工農商
などの學院にあつては國、英文、數學三科目を必ず補習せしめ必
ほかに、必要時に物理、化學などの科目を分別補習せしめてゐる。

(五) 訓育制度の改善

教育部は現行の教育が知識の傳授に偏して、徳育の指導を忽に
してゐる弊を矯正し、また師弟の關係が日に疎遠となつて漸次商
業化せんとする傾向を是正し勞々、抗戦建國綱領が強調してゐる
國民道徳修養の原則に符合せしむるため、特に支那に固有する師

各分組の訓導情形、學生の性行、思想、學業、身體狀況などの
各項について詳細記載し、これを學校當局ならびに各學生の家
長に報告する。學生卒業の時には導師より訓導證書を授けて、
學生の思想、行爲および學業などの諸項を證明する。

(六) 學術の研究と文化の整理

學術研究所は設備も比較的充實してをり、學生の程度もまた優
良なる大學に附設され、大學卒業生が學術の深奥を研究する機關
として供せられてゐる。

學術研究所の増設 抗戦三年來研究所の増設をみたのは次の
各校である。(イ)西南聯合大學——法科研究所、(ロ)西北大學——
師範研究所および醫科研究所、(ハ)西北工學院——工科研究所
および鑛冶研究所。

科擧者の奨助 中英庚款董事會からの撥款に由つて辨理され
てゐるが、青年科擧人材を奨助して、學術工作不斷の推進を目的と
してゐる。その實施要項は研究と調査の兩項にわけられ、研究に
ついては各大學が「科擧研究助理」を設置し、大學卒業生のうち
より研究の繼續を願ひ出たる者を選び、これを大學に留めて研究
の工作を推し進めしめる。隨時研究の情形と結果を報告せしめ、審
議のうへ其の優なるものを選んで奨助し、庚款會より研究員の生
活費が奨助されてゐる。調査にあつては科擧考察團を組織し、指
定の公立大學より選送されて來た卒業生が参加して其の團員と
なり、それ、西南區(廣西、雲南、湖南各省)、西北區(甘肅、

儒訓導の舊制ならびにオックスフォード、ケンブリッヂ兩大學の
制度を參照して、中等學校以上の學校が一律に導師制を施行すべ
きことを規定してゐる。その實施要項は概ね次の如くである。

(一)分組 五名乃至十五名の學生をもつて一組とする。

(二)導師 毎組一名の専任教師を導師に充任し、全校に主任
導師あるひは訓育主任一名を指定して、これを統轄せしめる。

(三)訓導の主旨 學生の思想、行爲、學業および心身の攝衛
につき各々その個性に應じて之を觀察し、嚴密なる訓導を施し
て、正常なる發展を遂げしめ健全なる人格を養成する。

(四)訓導の方法 個別訓導のほか課余あるひは例暇の時間を
十分に利用し、分組集合して談話會、討論會、遠足會などを舉
行して團體生活の指導をなす。

(五)訓導の要領 訓導は青年訓練大綱に遵つて切實に實施さ
れてゐる。すなはち基本觀念については人生觀、民族觀、國家
觀、世界觀の四つに分けて、その目標と實施要點を確定してゐ
る。また訓練の要項は之を信仰、德行、體育、生活、服務の五
類にわけ、類毎の訓練もまた其の目標と實施要點を明にしてゐ
る。訓練の方式は日常生活と教學課程の兩項に分け、教學課程
に屬する諸訓練のほか、日常生活の訓練に包括されるものは
分組の集合、野外遠足あるひは農村服務、救濟服務、露營訓練
から更に省外旅行などに及んでゐる。

(六)訓導報告 各分組の導師は毎月一回訓導會議を開催して

寧夏、青海各省、川康區(四川、西康兩省)の三區に各一團を派
して各區の科學的調査を行はしめてゐる。その經費もまた中英庚
款會より撥給されてゐる。

固有文化の整理

教育部は科學的方法をもつて固有文化の寄
與にかゝる文學、史學、哲學、藝術の整理を試みてゐるが、兩三
年來に於ける重要施設は次の如くである。(イ)各大學文學院は友
那哲學、文學の闡明に意を用ひ、(ロ)音樂專科學校をして専ら友
那固有の繪畫、國樂、彫刻、建築などの教學と研究に當らしめて
ゐる。(ハ)支那文化研究館の設立、(ニ)書院制度の回復を贊助す
る等々である。

(七) 技術者の訓練

高等教育の方面にあつては、技術者を訓練する主要施設として
廣く技藝專科學校を設けてゐるが、専ら中級の技術幹部人材を養
成して、抗戦建國が必要とする生産の發展に適應せしめようといふ
のであらう。この兩三年間に教育部は中央技藝專科學校を特設し
たほか、全國各大學のすべてに各種の専修科を附設させてゐるが
電信、採鑛、機械、化學實驗、自動車、汽車、畜牧、獸醫、農業
經濟、農産製造、造紙、皮革、染織、水産、蠶絲、熱工、冶金、
電力、水利、建築、測量、造船などの如き數十種の多きに互つて
ゐる。現在これらの専修科を附設してゐる大學は西南聯合大學、
武漢大學、四川大學、金陵大學、中央大學、西北農學院、西北工
學院などである。なほまた造船に關しては國立重慶商船專科學校

が特設されてゐる。

職業教育の推廣 中等教育の方面にあつてもまた職業教育を積極的に推廣、技術員養成の主要施設として、縣市初級實用職業學校が創設されてゐる。専ら實用技術員を養成して各種の生産事業に従事せしめることを目的とするものであつて、現在のところ桂、黔、甘、川、滇、康の各省が此の種の初級實用職業學校を創設してゐる。右のほかには在來の公私立職業學校にも廣く機械職工訓練班を設けて、國防軍事および生産建設に必要な中、下級幹部技術員が養成されるはずであるが、この種の訓練班は現在すでに國立中央工業職業學校、四川省立重慶工業職業學校および私立中華職業學校、大公職業學校などに附設されてゐる。所設の科目は車工、鉗工、鑄工、鍛工、模型工、自動車運轉および修理工、電信技術などである。特に昭和十五年十月より教育部は、各種の建設事業に従事せしむべき大量技術員の訓練を緊急なりとして、更に各工業専科學校および職業學校に特別訓練班を開設し、四箇年内に一千名の青年電機工および機械工程員を養成すべく準備を進めてゐる。既に機械工程班十二班、電機工程班八班が開設されてをり每班初級中等學校程度の學生五十名を容納してゐるが、その設科は

- (イ)機械工程班は重慶國立工業専科學校、雲南同濟大學、重慶中央職業學校に各二班および長沙、成都、福建、廣西、貴州各工科職業學校ならびに重慶大公職業學校に各一班が、
- (ロ)電氣

省立勤々大學ほか四校、私立復旦大學ほか七校であつた。なほこのほか特に抗戰建國の時期における工農醫各科の特殊機能を増進せしめるために

- (イ)西北聯合大學工學院と焦作工學院と合併して國立西北工學院に、
- (ロ)西北聯合大學農學院と西北農林專科學校を合併して國立西北農學院に、
- (ハ)また江蘇醫政學院および南通學院醫科を合併して國立江蘇學院に夫々改組してゐる。

なかんづく醫學院に關しては、その集中設置を實行して學生を訓練するほか、各院より人材と設備を出して社會服務についてゐる。その分區單位は次の如くである。

- (一)成都 國立中央大學醫學院、私立齊魯大學醫學院および私立華亞聯合大學醫學院。
- (二)貴陽 國立貴陽醫學院ならびに私立湘雅學院。
- (三)昆明 國立雲南大學醫學院および國立中正醫學院。

學區の畫分 中等教育に關する調整辦法にありては各地の交通、人口、經濟、文化および教育の現状を斟酌して左の如き各種の學區を畫分してゐる。

- (一)師範教育區 省政府によつて每區に師範學校または簡易師範學校を設立、區内の各縣は夫々單獨あるひは聯合して簡易師範あるひは簡易鄉村師範若干校を設立してゐる。
- (二)中學校區 省政府はまた每區に中學校あるひは高級中學校一校を、區内の各縣は夫々單獨あるひは聯合して初級中學校

抗戰教育の再編成

工程班は重慶國立工科職業學校をはじめ長沙、成都、福建各工科職業學校に各二班が夫々配分されてゐる。

なほこのほかに男女青年八八〇名が同様の短期訓練を受けてゐるが、現在各職業學校に附設されてゐる短期訓練班二十二班の内譯は計護士および産科五班、會計三班、印刷二班、農作、畜牧、製糖、電機紡織、製革、毛織、染業、自動車修理、同運轉、藥劑、手工藝ならびに合作事業の各一班である。

(八)科系の調整

全支の各級學校における科系の設置は從來きはめて系統的な配分を缺き、ある地區にあつては某科系が特に多く、また他の地區には某科系の設置を全く缺いてゐるといつた有様で、明かに教育體系上の缺陷として指摘されるに十分なものがあつたのに鑑み、教育部は兩三年來しきりに各級學校における科系設置の調整に關心してゐる。

學院の整理統合 まづ高等教育の調整原則は次の如くであつて

- (一)同一地區に重複する院系は適宜これを併合し、あるひは招生を停止せしめる。
 - (二)抗戰時の實際的需要に合せざるもの、あるひは學生の少きに過ぎる院系は適宜これを裁撤する。
 - (三)院系の設置に中心目標を缺くものは嚴重これを糾正する。
- 右の原則によつて調整されたものは國立中央大學ほか十四校、

若干を設立してゐる。

(三)職業學校區 各省市は物産、交通、文化および既設、擬設の職業學校分布の情形に依照して畫分。設科の標準は、當該地區の原料物産および主要農工商業の種類、または需要される各種技術員の數量に適合せしめることを其の原則としてゐる。

ともあれ右の如き調整辦法によつて各地所設の校數および其の科系が適當に配分され、新學生の招收もまたよく統制されてゐるものゝやうである。

(九)學校と社會の連繫

學校と社會を連繫する工作の最も重要な施設は兒童の義務隨習、學校の社會教育兼辦及び家庭教育推行の三つとされてゐる。

兒童の義務隨習 義務教育の迅速なる普及を計るために原有小學校の校舍、設備、教員を利用して兒童義務隨習班を設立してゐるが、最も經濟的な方法として歡迎されてゐる。一般失學兒童に最低限度の國民教育を獲得せしめんとするもので、現に在學受業中の兒童を隨習班各組の導生となして隨習兒童の學習を補助せしめるのである。すなはち在學生徒は必ず近隣の學齡に達してなほ就學できぬ兒童の少くとも一名を率ゐ、毎週指定の時間に同伴登校して學業を受けしめ、あるひはまた各家庭に赴いて失學兒童の自習を指導するものと規定されてゐる。

社會教育の兼辦 學校を社會教化の中心たらしめんとすることを目的とするものである。全國の各學校は既にこの社會教育を

兼辨してゐるが、その工作は次の如く分類されてゐる。

(イ) 大學各學院および専科學校は専ら比較的専門的社會教育工作の二種以上を、(ロ) 中學校は民衆の識學教育と抗戰宣傳のほか社會教育工作の二種以上を、(ハ) 中等農業學校は専ら農事の指導と農事補習班を、(ニ) 中等工商職業學校は専ら工商職業補習班を、(ホ) 小學校は民衆の識學教育および抗戰建國宣傳のほか更に其の他の社會教育工作の二種以上を夫々兼辨してゐる。

家庭教育の推行 家庭の指導が學校の施教對象を擴大するものであると同時に學校と家庭を連繫するものであることに鑑みて、教育部は既に中等學校以下の學校に家庭教育を推行せしめる辦法を訂定したが、更にすべての中等學校、小學校、補習學校、民衆學校は日曜日または其他假日の時間を利用して一律につきの如き實施要項にしたがつて廣く家庭教育の推行に當つてゐる。

(イ) **實施組織** 家庭教育會を組織し近隣の家政、育兒に當つてゐる婦女を會員とする。(ロ) **實施目標** 家庭教育會は専ら家庭衛生の改進、家庭作業の提唱、家計の節約、家庭隣里の敦睦、兒童の健康保護、兒童の習性改善、兒童の求學指導、民族意識の激發を家庭教育の目標としてゐる。(ハ) **實施方法** 毎日より日に講習會を舉行して家庭常識および識學の二課を講習せしめる。餘暇には適宜職業訓練を施し、またその他の暇日にも講演、討論、展覽あるひは同樂會を開催してゐる。

以上のほか教育部は民衆讀物を發行し、民衆教育巡回施教車、

巡回戲劇隊、社會教育工作團、巡回歌詠團を組織して、抗戰建國の大衆宣傳に狂奔してゐることは屢々新聞紙上を賑はしてゐる如くである。

三 抗戰經濟の再建概況

(一) 支那經濟の性格的變化

互延すでに三載あまり、なほいつ果つべしとも見えぬ今次の支那事變は、支那社會の原有せる財富を焚き、その經濟體制をも根柢から覆したが、同時にその性格を一變せしめたことを見逃してはならない。思ふに支那經濟が持つ最大の弱點は、その半植民地的性格——立國の基礎が農業であるといふだけではなくて、その農業が條約口岸に依存してゐるといふところにあつたのである。また民族資本が僅かながらも有してゐた資本主義的産業が産業が條約口岸に偏集してゐるためにもなく、實にそれらの産業が、いづれも買辦資本の特性を包蔵してゐるところにあつたのである。のみならず其の廣遠な農業經濟が條約口岸に依存してゐるにも拘らず外國資本がその對支經營に便利であるやうに設計し完成された稀疎なる交通線に繋がれてゐたからである。されば支那の國民經濟が立つ農業は條約口岸の經濟支配力の脅制するところとなつて、本格的な發展をとげ得なかつた。すなはち全國の農村は交通條件の偏枯によつて極めて不平衡の矛盾に陥つてゐたのである。

交通便利の地區にあつては、その經營方式が稍々時代の賜與をもち得てはゐたが、商工業によつて強く箝制されてゐるため、農村經濟一般は愈々崩壊されるばかりであつた。僻遠の地區にあつては、農民に生色なく中古時代さながらの生活を過してゐたのであるが、今次の事變は此の桎梏の如き經濟活動の形態と規律を一變した。しかして支那經濟のかゝる性格的變化は、事變の勃發とともに、その兆候が窺はれたのであるが、重慶が全支軍政の中心となり、支那經濟が全般かつ急激に計畫的、統制的な、戰時體制に推進されるにつれて、その性格的變化はいよいよ明瞭に看取することが出来るやうになつたのである。従つて重慶政權施設の一切は、實に事變が支那社會を動かしてゐる推進力の具體的な表現であり、かつ抗戰兩三年來における諸建設の設計が『抗建建國』のコースにそふ戰時經濟推進のうちに成し遂げられんとしてゐることは、蓋し注目に値するものがあるといはねばならない。

(二) 財政の應急施設と根本的改善

支那經濟の半封建性 事變は果して支那財政收支の經常秩序を完膚なきまでに破摧したが、その反面において支那の財政制度に顯著な變化を齎したのである。すなはち戰前における支那財政上の最大病態に三つあつた。借債還債がその一つであつて、諸般の經濟建設が公債政策に負ふた惠みは殊に少いものであつた。財力に限りのあつたことがその二つである。従つて國家經費の多くが内戦、政争に浪費され、あるひは消極的な維持費に支出され

て、積極的な建設の費用に投せられるものが少かつたのである。その三つは關連統稅などの間接稅が稅制の根幹をなしてをり、しかもそれが狹隘な條約口岸に依存してゐたことであつた。斯様に支那財政は彈力性に乏しかつたばかりか、不公平でもありまたややもすれば少數地區にある多額納稅者の意見に左右されて、政府が全國をもつて統籌、籌畫する意圖を妨げ、時にその牽掣を受けてゐたのである。従つて事變の長期化につれて、重慶政權の戰時財政はいよいよ窮乏、この最大病態を益々昂進せしめるものと推察されるが、支那經濟の特質として烙印されてゐる半封建性が、この病態の進行を抑へ、ひいては重慶政權の財政破綻を支へてゐる事實に目をおほふ譯にはゆかないのである。

公債總額三百十五億元 まづ借債還債ついていふならば、經濟建設と軍事は唇齒輔車あひ依るべきものである。すなはち、戰時における重慶政權の公債政策は支那においてもまた、彼らのいふ『自由支那』の經濟建設に必要な資本の發行であつて、從來の如き内戦、掃匪など消費的な政費の調辨に比較するべきではないのである。ともあれ重慶政權が事變の勃發より昭和十三年末までに廣西金融、救國、國防、金公債、賑濟一期の各公債を共計十六億九千萬元、同十四年より同十五年末までに建設、民國二十八年(昭和十四年)軍需、同二十九年軍需、復興金公債共計二十七億三千二百二十萬元を發行、その間募集せる外債、貿易クレジット計十三億八千餘萬元を合して總額三百十五億元の巨額に上る公債

を發行してゐるが、内債中の法幣公債は軍用、建設用を論ぜず購買力の散佈、産業資金の投入となつてゐるものともみられぬではない。金公債と外債もまた軍需品購入のため國外に消耗されたものを除いては、いづれも軍需産業、交通建設資材などの購入に充當されてをり、建設資金の一分子を構成してゐるものともみられる。従つて借債還債かならずしも重慶政權理財の病態といふに當らず、むしろ借債による資金散佈の方向なり、影響が慶重政權を制するものとみられる。

平均歳出二十七億元 財力についていふならば、抗日經濟學者張一凡の計算によると、事變勃發以來昭和十四年末までにおける重慶政權の支出にかゝる軍政、建設各費は共計約六十一億五千七百萬元、同十五年末には總計約九十四億三千二百萬元に上り年需平均二十七億となつてゐる。これを戦前に比較するならば約その二倍に増加してゐる譯である。張一凡はこれを『軍事上、建設上の切迫せる需要に因り、眞に已むを得ないものであつて、國民はいづれも進んで募債に應じ喜んで納税してゐるのである。すなはち財政資本の支出は直接また間接に國民の所得と産業資金に化しその大部分は凡て生産性、再生産性を具へてゐるのである。いひかへれば支出はすなはち収入の準備であるので、たとへ支出が戦前に較べて倍増してをつても、財力に枯渴を感じはしないのである』と豪語してゐるが、推論はなほ空疎で、にはかに首肯し難いものがある。

各主要都市には均しく胎放委員會が分設されてゐるが、全國金融機關の中樞として役立ち、事變前より豫て樹立を渴望されてゐた『銀行の銀行』の計畫を完成してゐるのである。二十八年九月八日の『戦時健全中央金融機構辦法要綱』により、該總處の組織は更に擴充されて、新總處には理事會の下に秘書處、四行聯合辦事總處、戦時金融委員會を設けたが、それに伴つて業務の内容もまた大いに擴大されてゐる。

これを概説すると、該總處の工作は昭和十三年四月より同十四年三月に至る一箇年の間においては、まづ地方金融機構の改善に力を注ぎ、農本局と協力して廣く合作金庫、合作事業、農村貸附農産物の運銷儲藏の工作を推し進め、また全國金融業者を領導して西南、西北金融網を完成したのである。ついで注意を一般金融基礎の強化と金融活動の調整に移した。これらの問題を昭和十四年九月の『鞏固金融辦法綱要』および前に掲げた『戦時健全中央金融機構辦法綱要』にもとづいてみるならば、前者は通貨の管理、財政の調整、投資の促進に重點を置いたものであり、後者は専ら政府による金融統制機能の活力を強調したものである。

地方金融機構の改善 昭和十三年末さらに地方金融機構の改善に一步を進めた。すなはち同十四年十一月には先づ『合作社修正辦法』を公布して下層金融機構の健全を期し、また同十五年一月には『縣銀行法』を頒布、在來の信用合作社及び地方銀行を調整して中層金融機構を強化することに役立たしめたのである。ついで

最後に税制についてみるならば、改進の跡やゝみるべきものがあり、原有税源の喪失はたまたま直接税制度を樹立する大きな刺戟となつたのである。即ち所得税は戦時に至つて初めて全面的に徴收され、戦時超過利得税と遺産税は此の一兩年の實施にかゝるものなのである。轉口税の増徴といひ關稅の増徴は、もとより海關稅の損失を補償するに足りぬとはいへ、その反面において貿易の管理を推進せしめた。ともあれ重慶政權の戦時税制改進の目的は戦時財政を支持するところにあるのではなく、専ら戦後における財政整理の根本となすにあると稱せられてゐるが、戦前において直接税制度を樹立することが容易でなかつたことを思へば、今日の改進をもつて慰めとせざると得ないのであらう。

(三) 戦時金融の強化と機構の擴充

『銀行の銀行』 重慶政權の金融建設は開戦の當初既にその路線が定められてゐたのである。すなはち昭和十二年八月十三日の『非常時期安定金融辦法』によつて通貨緊縮政策の方針を確立、また同八月二十六日の『四行聯合胎放辦法』によつて戦時産業金融の規模が樹立されたのである。前法は今日すでにその効を失つてゐるが、事變當初にあつては先づ金融の安定、今日においては通貨緊縮の原則を曲りなりにも堅持し得たのは、等しく當時の決定に力を得たものと稱せられてゐる。聯合胎放(融資)辦法の施行によつて戦時産業金融を活發ならしめる大任を負はされたのは四行(中央、中國、交通、農民の四政府系銀行)辦事總處であ

て同八月七日にはまた『管理銀行暫行辦法』を公布し、進んで次層金融機關の管理と健全性を強めることに努めた。かくして銀行管理制度の實施はまた投機の取締、物價の安定、資金市場の統制、通貨の流通調節などの工作を更に一步推進めたと傳へられてゐる。

戦時爲替政策の推行 戦時金融工作中の最大困難は外國爲替の管理に如くものはなかつた。戦區の擴大とも、重慶政權の政治勢力は普遍的に推行されず、闇市場に蔽はれて、統制の効能は十分にこれを發揮することが出来なかつたのである。しかしながら重慶政權は「今日の幣制、金融は已に屹然不動たることを得てゐる。戦時爲替政策の推行もまた一切の艱難を突破しつゝある。」と自贊してゐるが、英米の援助によつて辛うじてなし得たものに過ぎない。重慶政權が外國爲替の統制を實施したのは「實に日本の法幣政策破壊に對する反攻に端を發したものであつて、歐米諸國が専ら爲替相場安定のために試みたのとは、いさゝか性質を異にするものがあつた」と稱してゐる。ともあれこれが實施された経過は果してどうであつたか。要約これを前後の二期に分つことが出来るのである。

前期とは『中央銀行辦理外匯請核辦法』(外國爲替管理法)および『購買外匯請核法』(外國爲替辦法)の公布された昭和十三年三月十三日より同十四年三月末初に至るまでの期間であつた。前期においてはまづ輸入爲替の供給を制限、進んでまた輸出爲替の集中を行つた。その主旨は即ち外國爲替を節約集中し、また闇相

場の如何に拘らず、たゞ公定相場を決定するにあつたのである。かく許可賣渡された輸入爲替ならびに買上らるべき輸出爲替は共に公定相場によつて計算された。後期は昭和十四年三月中英外匯平衝基金制度の設置にはじまつた。爲替平衝の目標は、重慶政權が公定相場によつて外國爲替を賣買し得る實力を充實するといふよりは寧ろ、上海開市場の活動が右平衝資金の運用に藉つて、自づと開相場を安定させるといふところを狙つたものである。同年七月二日には「出口貨物結匯領取匯差額辦法」(輸出爲替差額補償辦法)を、引續きその翌日には「進口物品申請購買外匯規則」(輸入爲替差額徵收辦法)を公布して前期に於て公布された許可申請辦法を取消すとともに中國、交通兩銀行をして、公定相場とは別個に適當な商業相場を決定せしめることとした(最初は對英七ペンス、昭和十五年末までは四ペンスに改められてゐる)。かつ外國爲替の供給を許可された輸入商に對しては、公定相場によつて爲替を賣却するとともに平衝費を徵收し、公定相場によつて外國爲替を買取つた輸出商に對しては、兩行建値との差額を返還することとしたのである。なほ平衝費と爲替差額とはいづれも、公定相場と兩行建値との差額に等しく、また兩行建値は公定相場と非常な開きがあり、寧ろ開相場に近いものがあつた。従つて後期における爲替統制も實質的には開市場と開相場の存在を承認せざるを得なかつたものであつた。すなはち平衝會によつて公開市場政策を實行し、あるひは爲替を賣却して市場を安定せ

しめ、あるひは爲替の供給を停止して成行のままに任せつゝ一つの自然水準を調整する一方、別に爲替平衝費を徵收して輸入を抑制し、また爲替差額を補償して輸出を奨励、かたゞ國際收支の改善を期せんとするものであつたのである。かくして後期における爲替統制政策は未だ消極的ながら、前期のそれに較べれば實際的であり、より積極的であるともみられぬではない。

(四) 農業建設における技術と金融の並進

重慶政權の戦時農業建設の主要目標は、衣食住に必要な原料および重要經濟作物の生産を増進して、内には自給を圖り、外には輸出を謀るにあつた。技術上においては中央農業實驗所、農産促進委員會および各所農事改進所あるひは管理處が専らこれに當り金融の圓滑、運銷の調節、水利の改進などについては農本局がその職を司つてゐる。昭和十五年八月初にはまた食糧管理局を特設して、全國食糧の產銷運備、需給關係の調節を統籌してゐる。これらの機關はいづれも經濟部に隸屬し、その下にまた各種の専門組織があつて、各々その職務を分掌してゐるのである。

いふまでもなく農本局は戦時農業建設を畫策し實行する中樞機關であつた。昭和十三年二月以前までは専ら農業金融の促進に努め、廣く、合作金庫と農業倉庫とを全國各地に設立したのである。前者は同十四年十月末において已に百七處、投下資本は一千餘萬元に達してをり、設立備中なものなほ五十處を算してゐた。後者は同十四年十月末までに九十二處が設立されてをり、備軍需工業は、概ね軍政部兵工署によつて負責處理されてゐる。交通部と經濟部は相たつさへて交通工業、製造工業設計委員會を組織して、もつぱら造船所、自動車製造修理廠など交通工業の製造を司つてゐる。航空委員會は飛行機の製造を管掌、西南經濟建設研究委員會は調査と研究などの仕事を負擔してゐる。かくて昭和十四年末までに機械設備をもつ民營工業の西南各地に散布されたものは一七六家、國營に屬するものは一〇九家、共計二八五家に達してゐると稱へられてゐる。

工業建設の三方策

ともあれ重慶政權の工業建設に對する主要施設は大別して三つとされてゐる。一つは各種の特權を附與し利息を補償する。あるひは資金をもつて援助し、進んではまた生産を擴張する設備を貸與して企業の經營に便宜を與へることである。かゝる主旨にもとづいて昭和十三年六月には「工業獎勵法」が、また同年末の「工業獎勵暫行條例」などの法令が頒布されたのである。また華僑の投資を鼓舞奨励するために「華僑投資國內事業獎勵辦法」が公布され、かたゞ工業貸附の擴張に努めてゐる。その二は工業技術の改進、工業技術員の養成、工礦業地域分布の調整、工業合作社の普及などの工作であつて、いはゆる「自由支部」の環境と需要とに適合せる工業計畫の樹立に資することを目標としてゐる。

その三は各産業部門を全般的に管理すべき機構、各産業に、戦前の状態を維持せしむべき基本法則、または各産業團體の組織

藏量は二百餘萬石に達してゐる。昭和十三年二月農産調整委員會を接收、改組して農産調整處となし専ら生産増加および運銷調整の工作に當らしめてゐる。技術的な工作にあつては農業實驗所と協力してこれを推進し、金融上においては農田水利貸附、一般農業生産貸附ならびに農産運銷貸附の三類に分つて力行してゐる。四行聯合辦事總處が充實された後はこれが農本局に代つて農業貸附工作の中樞機關となつてゐるが、該處最近の發表によると十四年六月より十五年同期までにおける全國農業貸附は共計一億五千一百三十餘萬元の多き上つてをり、その内譯は合作社に對する貸附四七・二三%、合作金庫貸附二七・二一%、農業倉庫貸附五・四三%、農場ならびに農業指導改進機關その他の農業借款團體に對する貸附が二〇・一三%を占めてゐる。

(五) 工業建設の推進と活力の擁護

工業建設の方面にあつては、經濟部と西南經濟建設研究委員會などが協力してその衝に當り、また各種の専門機關を設けて、それぞれ工作を分掌督勵してゐる。事變當初にあつては經濟部工礦調整と各商工業者は相協力して民營工業の輿地移遷事業を辦理し、内遷後における設備復業などの行政手續事務は、行政院中國工業合作協會によつて指導督辦されてゐる。中央工業試驗所は工業技術の改進と研究に當り、經濟部資源委員會は國營重工業事務を負責辦理してゐるほか、各地方政權當局と協同して公營企業を辦理してゐる。兵工廠をはじめ、修機廠、軍服廠など軍事と相關する

を健全ならしむべき法則を確立することであつた。かくて重慶政
權は昭和十三年に『修正農商管理條例』、『非常時期營利法人維
持現狀暫行辦法』、『非常時期農工商團體維持現狀暫行辦法』など
を公布し、また『商會法』を修正して『商業同業公會法』、『工業
同業公會法』を頒布したのである。同十四年初にはまた、戦区内
にある民族産業が日本側に賣買譲渡されることを防止するため、
特に『戦区或接近戦区各項事業限制辦法』を公布した。この限制
辦法の規定によつて戦区内にある各種の産業はすべて自由に讓
渡することを禁ぜられ、經濟部の許可を得るに非ざれば所有、讓
渡の行爲は一律に無効とされたのである。

(六) 交通建設の力行

中央集權制度の確立 戦時交通の建設と管理を強化し、すべ
てこれを戦時の環境と需要に適應せしめるため重慶政權は十四年
十月より鐵道、公路、船舶、電信、航空などの各交通事業は全
般的に交通部において統轄せしめることとし、交通の建設、運
營の中央集權制度を樹立したのである。すなはち交通部の下に總務
人事、財務、材料、路政、電政、航政の七司と郵政、路警、駢運
三局ならびに公路、會計兩處が分設され、特設新路建設委員會は
専ら鐵道の建設を擔當してゐる。かつ交通部は後方勤務部と連絡
後方勤務部の下に各戦区に總監部を、七省に直屬の糧服倉庫、九
箇所にまた直屬の兵器總庫および運輸司令部を設け、更に運輸司
令部の下には各地に船舶司令部、同司令所、同司令隊をはじめ鐵

道司令部、同司令局ならびに西北運輸、西南運輸の兩處が分設さ
れ、兩所の下に各省公路局、自動車大隊がおかれてゐる。

運輸機構の統一 輸送の効率を強調し、運輸機構を統一する
ために昭和十四年末には特にまた中國運輸股份有限公司が設立さ
れた。輸送の統一、人材の集中、管理の強化、鐵道をはじめ公路
水運、および航空など全運輸機關の需要する運輸工具の製造、所
有運輸工具の統轄と調度を謀つてゐる。これにさきだち水運を統
轄するために長江航業聯合辦事處、内河航業聯合辦事處が設立さ
れてをり、前者は長江一帯の民營航業を、後者は航政局所有の船
舶を夫々管理し、かた／＼船舶の徵用と貨客運送の統制を辦理し
てゐる。

西北公路運輸管理局は西安に、西南公路運輸管理局は貴州に夫
夫設置されてをり、これが上にまた公路總管理處があつて一切を
畫策してゐる。

交通の運營、建設の集中統制に伴ひ、政府の交通建設に對する
經費の負擔を著しく増大させてゐるが、この建設經費は、あるひ
は建設公債發行額の中に計上され、あるひはまた第三國よりの借
款乃至信用に需められてゐる。なほ重慶政權は交通建設における
『國民勞力奉公の浩大なることは、戦時交通建設史上に喧耀の一
頁を畫してゐる』と稱してゐるが、十四年末に完成された桂柳鐵
道の建設に動員された民工の延人員は、かつて總計四十一萬八千
餘人の多きに達したことがあり、滇緬公路の建設に際しては、動

員された民工の數が一時二十萬を越し、また西北國際大道路開築
のために終日動勞に奉仕した民工は六十餘萬の多きに上つたこと
があつた。しかもこれらの民工は『大いにその勞力を國家に提供
したばかりか、すべて糧食を自ら携へて奉仕したものであつた』
と自贊してゐる。

戦時鐵道の建設

ともあれ湘桂を貫通する衡桂、桂柳鐵道は

『戦時の鐵道建設における偉大なる收穫の一つ』といはれ、全長
五三〇キロ、五、八七〇萬元の建設費が投下された。前者は昭
和十二年十月起工され翌年九月末に竣工、後者は同十三年八月工
を興し同十四年末に完成されたものである。同十三年末にはまた
工を滇緬鐵道の興築に動かした。該鐵道は雲南省昆明より起つて
ビルマ鐵道に直通する西南國際鐵道新路設計畫の重點であつた。
全工程は八六〇キロ、昭和十六年中には全線の開通を豫定されて
ゐたものであつて、同十四年七月までに路盤の二五％が已に完成
されてゐたのであるが、ついで豫定の計畫を變更して、敘昆鐵
道の完成を先決とし、滇緬交通の重任は滇緬公路に譲られたので
ある。敘昆鐵道は四川省の敘州より起り、南下して昆明に通ずる
ものである。全工程は七三三キロ、昭和十三年末の起工にかゝり
同十四年七月末においては已に工事の一五％を完成、ひきつゞき
工事は繼續されて、同十六年夏には全線の開通をみる豫定であ
る。西北鐵道の建設には先づ隴海鐵道の西端寶鶏より四川省成都
に至る寶成鐵道がある。京漢鐵道より撤收した輪轉資材を利用し

抗戰經濟の再建概況

て起工、昭和十五年内には全線開通の豫定といはれてゐたもので
ある。更に寶鶏より西進して甘肅省の蘭州に至る寶蘭鐵道(五〇
〇キロ)および蘭州より更に西進して新疆に延びソ聯に通ずる新
國際鐵道(一、八〇〇)キロは、目下ひとしく積極的に測量の歩
が進められてゐると傳へられてゐる。

戦時公路の建設

戦時公路の建設の成果は可なり注目すべき

ものがある。重慶をもつて中心となし成都、昆明、貴陽をもつて
内衛とし蘭州、西安、鄭州、長沙、衡陽、桂林などをもつて外
衛としつゝ、各々西北、北支、中支、南支、西南の各公路網を構
成してゐるのである。昭和十四年初頭においては在來公路はと
もかく、改良工事を施行完成したものゝみについてゐても西南に
計四、七四一キロがあり、西北に五、五二二キロを算し、西南と
西北を結ぶ聯絡路線二、二六三キロがある。目下なほ積極的に興
建中のものには西南に二、〇八一キロ、西北に一、七五〇キロ、
ならびに西南と西北を聯絡する公路二、三〇〇キロがある。昭和
十五年初頭交通部長張公權の報告によると戦時に完成された新公
路は全長五、七〇〇キロ、在來公路と合すれば已に八二、〇〇〇
キロに達し、毎年支出される公路維持費は約二千萬元、現在八千
餘輛のトラックが各公路を疾驅してをり、牲畜の駢運隊もまた陸
續としてやまぬ有様であるといふ。

このほか水運、空運、電信電話、ラジオなどの運輸通信事業も、
戦時の需要に促されて擴張されてゐるよう。しかし重慶政權が

「戦前なほ中古の時代に停滞してゐた僻遠の地區を、能く迅速の間に時代の前線に推し進めつゝ、それ／＼抗戦建國の任務を果してゐる」と自覺するものは笑止千端である。

四 破綻に瀕する戦時財政

(一) 歳出の分析

重慶政權の戦時財政が、抗戦の長期に及ぶにつれて、いよいよ窮乏をつけつゝあるものとは想像するに難くないが、その正體を明確に傳へることは現在のところ非常に困難であり、己を得ず支那著名の經濟學者張一凡の論文を参照しつゝ、その概況をみることにした。しかし彼も一個の抗日經濟學者であり、その論述は殊さら重慶政權戦時財政の窮乏を蔽はんとしてゐるものであることはいふまでもないが、重慶政權抗戦力の一端を窺ふ資料として參考に供した次第である。

原有税源の喪失 昭和十二年七月から同十五年上半年に至るまでに法幣の發行額は二十五億元を増加してゐる。正に通貨の膨脹である。今次の事變は重慶政權の原有財源を破壊してしまつた。すなはち歳入の三大財源であつた關稅、鹽稅、統稅の收入は事變前の三割にも充たない。一方事變は重慶政權の國庫支出を増大せしめてゐるが、國庫を壓迫する最大の負擔は戦費である。これにつぐ負擔は抗戦に必要な建設經費である。しかも戦費の必要

が急なることはもとよりいふまでもないが、重慶政權の唱へる「抗戦の目的を完遂する」ためには建設經費を惜む譯にはゆかないであらう。かつまた事變のため物價が暴騰してゐる今日、この種の負擔がいよいよ増大すべきことは當然であつて、重慶政權が法幣を増發したことは、戦時の急需に應へたものであることはいふまでもない。

蔣政權の軍事費 事變勃發このかた昭和十五年上半年までに重慶政權は幾何の戦費を消費したであらうか。經濟學者張一凡は重慶政權の戦費を(一)まづ兵力の發展狀況、(二)兵科構成の分類に應じ、(三)また作戦と防備、訓練、休息、生活などの面から考察し、(四)あるひは國庫直接支出の部分と、地方代理國庫支出などの部分を區別して計算してをるが、各種軍隊の配備、編成、作戦方法、生活習慣などの状態についてみるならば、正規軍の戦費と地方部隊あるひは移動部隊の戦費とは少くとも五對一の差があるものとしてゐる。また後備軍中でも正式編隊と非正式編隊によつて異なる。前者の戦費は地方部隊、移動部隊の戦費の五分の一であるが、後者の戦費は極めて微々たるもので、論ずるに足りない。従つて地方部隊あるひは移動部隊五箇師の戦費あるひは正式編隊の後備軍二十五箇師の戦費は夫々正規軍一箇師の戦費と等しいとしてゐる。

彼は事變發展中の各期における支那兵力の各種比較に關する材料を根據として、上述の比例によつて、一律に正規軍の數に換算

してみると大體つぎの如きものであつたと推定してゐる。

(一)昭和十五年七月軍政部長何應欽、軍事訓練總監白崇禧の發表した抗戦三周年紀念論文および軍政部長陳誠の同年元旦論文において、事變勃發當初の總兵力を何應欽、白崇禧は二〇〇萬といひ、陳誠は之を一〇〇萬と述べてゐるが、これは正規軍を指したものであつて、他の百萬は地方および移動部隊計五〇萬・後備軍の五〇萬であつた。これを一律に正規軍に換算するときは合計一二二萬となる。

(二)ハンソンは「中國の軍隊」——(昭和十四年出版英文アジア所載)——において、事變勃發より昭和十三年末までに重慶政府が動員した總兵力は四五〇萬、その内譯は正規軍二〇〇萬、移動部隊五〇萬、後備軍七〇萬、地方部隊一三〇萬。そのうち戦死傷者は一五〇萬を占めてゐるので、同十三年末における總兵力は三〇〇萬、即ち正規軍一三三萬、地方部隊と移動部隊を合して一二〇萬、後備軍四七萬と推算してゐる。これを正規軍に換算すれば一五九萬となる譯である。

(三)軍政部長陳誠は上掲昭和十五年元旦論文において同年頭初の總兵力を二五〇萬と述べてゐる。前述した各種部隊の比例と發展率から類推すると、當時の正規軍は約一五〇萬であつて地方および移動部隊が計約一〇〇萬、後備軍が約一〇〇萬。すなはち一七四萬の正規軍に換算することが出来るのである。

(四)委員長蔣介石は昭和十五年七月六日第五戰區右翼兵團總司令

破綻に瀕する戦時財政

令張自忠の戦死ならびに全體將士を追悼する書の中に「我が三〇〇萬の將士」といふ一語を記してをり。また翌日軍政部長何應欽は其の論文において「わが現有兵力總數五〇〇萬」と稱してゐるが、これにより前者は後備軍を包括してゐないことが知られる。部隊構成の比率から類推して、當時の總兵力は正規軍約一七〇萬、地方および移動部隊約一三〇萬、後備軍二〇〇萬で、これを一律に正規軍に換算すれば計約二四四萬となる。

つぎに滿洲、上海事變中各方面の計算によれば當時支那側一日の戦費は、平均五〇〇萬元であつて、一箇月一億五千萬圓に過ぎなかつた。當時の戰闘參加部隊は約一〇〇萬であつたから、將兵一名當り一箇月の戦費は一五〇元であつた譯である。しかし過去三年間に物價は爲替相場の影響をうけて暴騰したのであるが、重慶政權が外國より軍需資材を購入する場合は概ね正貨により、あるひは土産品を擔保として見返りに充當してゐた。のみならず重慶側の報道によると、國內在荷あるひは工場その他に對する注文にあつては一切原價によつて仕切つてゐるので、物價暴騰の影響を受くることも比較的少しと稱せられてゐる。ともあれ抗戦三年の各期を事變勃發當初に比較して、二〇%づつ物價騰貴をみてゐるものと假定して、事變勃發當初の將兵一名當り、一ヶ月の戦費一五〇元は、翌昭和十三年には一八〇元となり、同十四年には二一〇元、同十五年には二四〇元となつてゐるものと推定される。

なほ第一次歐洲大戦中におけるドイツ軍將兵一名當り一年間の戦闘時間は全體の十分の七であつたといはれてゐるが、今次事變において劣勢なる支那軍が、かゝる戦闘率を保持し得たとはみられぬし、また事變が長期に互れば、戦闘率もまた自づと低下せざるを得ない。ともあれ事變勃發當初の戦闘率を十分の七、その後戦區の擴大するにつれて翌昭和十三年には十分の六、同十四年には十分の五・五、同十五年は十分の五に減じたものと假定する。また非作戦時間すなはち防備、訓練あるひは休息時間における戦費は、大體戦闘時間中の十分の一にも達しまいが、とにかく張一凡は各期における兵一名當り一箇月の戦費と總兵力、戦闘率など各係數の相乗積を求めて、事變勃發以來の戦費を次の如く推定してゐる。(單位萬元)

作戦時間の戦費總額	防備、訓練、休息時間の戦費總額	各期戦費總額
一二年度下半年	七〇、五六〇	七三、五八四
一三年度	二〇六、五四四	二二〇、二八一
一四年度	二四一、一六四	二六〇、八九六
計	五一八、二六八	五五四、七六〇
一五年度	二九一、三六〇	三二〇、四九六
合計	八〇九、六二八	八七五、二五六

なほ戦費の支出は國庫の直接負擔と地方代理國庫の負擔にわけられてゐる。平時にあつては代理國庫支出は全體の五%を占めてゐる。戦費のほかに一般行政費、債務費、建設費などの各費目がある。戦前についてこれをみれば、そのうち債務費が最大であつた。すなはち昭和十二年度における債務費は約三億一千五百萬元で歳出總額の三二・五%を占めてゐたのである。昭和十二年から同十四年末に至る三箇年間に償還したる内債の元金總額は、財政部の管理するものに對して一億五千七百萬元、交通部の管理にかゝるものに對して八百萬元、計一億六千五百萬元にして、外債の元利償還額は次の如くである。(單位一萬元)

財政部管理	十二年	十三年	十四年
關稅擔保	六六、二七六	六九、〇九四	二一、五六六
鹽稅擔保	一六、九九一	六、三四四	九三
鐵道資產擔保	二七、六六五	一九、〇〇三	一、三三七

合・計 一〇八、九三二 九四、四四二 二二、八九六
右のほか事變勃發後に發行された内外債に對して三百五十萬元の利拂が行はれてゐる。

しかるに既發公債が累増し新規發行が愈々困難となるに及んで重慶政權財政部は先づ淪陷地區内における鹽稅收入を喪失せることを口實に構へて昭和十三年九月より鹽稅擔保の英佛借款ならびにクリスプ借款の償還を停止し、ひきつゞき日英海關協定の成立を好機として、同十四年一月十五日關稅收入擔保外債元利支拂金の立替貸越を停止する旨を聲明、同時に外債償還は年賦償還辦法に改められたが、實質的には外債の全部に對して元利金の支拂が延期されることとなつたのである。かくして重慶政權の債務費は昭和十五年以降急激に縮小して年額約四千萬元と見積られてゐるが、なほ戦時財政の窮乏を償ふに足らず、關稅稅擔保債務の元利支拂停止に對しては債權者より猛烈な抗議が提起されてをり、重慶政權今後の公債政策に非常な障害となつてゐる。

行政費 行政費のうちには實業、交通、各補助費などを含んでゐるが、事變前においては約二億一千五百萬元であつた。しかるに事變勃發後においては一律に三割の天引豫算を實行したが、昭和十四年からは物價の暴騰あるひは人件費の膨脹によつて同年末までの支出總額は四億四千萬元に達し、同十五年末までには六億五千五百萬元に上ると推算されてゐる。

事業費 つぎに事業費の支出についてみれば、事變前におい

ては年額六千萬乃至一億元に過ぎなかつたが、事變の勃發とも著しく増加してゐる。事業費支出のうちには先づ幣制に對するもの、すなはち法幣増發に對する準備金費目の支出がある。左表の如く事變勃發より昭和十五年六月末までにおける現金費目の支出増加は合計十億餘萬元に達し、保證費目の支出増加は合計十五億五千萬元に上つてゐる。すなはち過去三箇年を平均した月當り新増加額を規準とすれば昭和十五年末までの必要支出の増加總額は現金費目が累計十三億三千五百萬元、保證費目が累計二十億七千三百萬元となり合計約三十四億一千萬元とならうと推定されてゐる。(單位百萬元)

	現金準備	保證準備	準備總額
二六年七月一日	九一六・五	四〇九・七	一、四〇七・二
二九年一月一日	一、五六五・一	一、五二五・七	三、〇八一・八
二九年六月一日	一、九一七・五	二、〇四四・六	三、九六二・一
事變勃發後	一、〇〇一・〇	一、五五三・九	二、五五四・五
増加額	二七・八	四三・二	七〇・九
月平均増加額	一、三三四・七	二、〇七一・九	三、四〇六・六
二九年末までの増加額	一、三三四・七	二、〇七一・九	三、四〇六・六
増加額累計推定	一、三三四・七	二、〇七一・九	三、四〇六・六
法幣安定資金	一、三三四・七	二、〇七一・九	三、四〇六・六

つぎに幣制の維持に關する事業費の支出は英將爲替平衡準備基金である。その總額一千萬ポンド(法幣換算一億六千六百五十萬元)のうち半額の八千二百七十五萬元が支那側の負擔となつてゐるものである。

その外に昭和十二年十二月一千七百萬元の公債が發行され、廣

東亞諸國の展望

西省の金融を整理するために支出された。一般産業および貿易に關する事業費的支出として同十四年度建設公債六億元が發行されてゐるが、工廠の奥地移遷、西南開發の協助、あるひは大規模の國營工場創設に多大の支出が行はれてをり、貿易管理基金に對しても事變勃發以來すでに一億元が投資され、同十五年末までには一億五千萬元に達するものと推定されてゐる。かくして非戰費の支出は昭和十四年末までに、既に十九億五千萬元、同十五年末までには少くとも大約三十五億萬元に達しようとして、重慶政權側では推定してゐる。

(二) 歳入の内容

内債發行高 重慶政權の歳入は周知の如く其の大部分が公債の發行によつて調辯されてゐる。すなはち事變勃發より昭和十四年末までにおいて二十九億元の内債が發行されてをり、同十五年末までには既に四十四億元に達してゐる。その内容は次の如くである。(單位百萬元)

△二六年廣西金融整理公債	一七
△二六年救國公債	五〇〇
△二七年國防公債	五〇〇
△二七年金公債	六四三
關金債(海關金單位)	一〇〇
英貨債(磅)	一〇
米貨債(弗)	五〇

△二七年賑濟公債第一期	三〇
△二八年建設公債	六〇〇
△二八年軍需公債	六〇〇
△二九年軍需公債	一、二〇〇
△二九年復興公債	三三二
△計	四、四二二

對外信用借款 つぎに昭和十三、四年度において重慶政權が借入れた軍需的對外信用借款は次の如くである。

一、財政部管理	借款額	法定率によ(單位)る法幣換算(千元)
英將第一次輸出信用借款	五〇〇千磅	八、二七六
同 第二次輸出信用借款	三、〇〇〇	四九、六五四
英將爲替平衡基金借款	五、〇〇〇	八二、七六〇
米將第一次輸出信用借款	二五、〇〇〇千弗	八四、〇〇〇
同第二次輸出信用借款	二〇、〇〇〇	六七、〇〇〇
英將飛行機借款	一一、八〇〇	四二、七五〇
ソ將貿易信用借款	三、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇
獨將貿易信用借款	七五〇、〇〇〇千留	五〇〇、〇〇〇
計		一一〇、〇〇〇
履行済推定額		三、九四五、四四〇
二、鐵道部管理		八九四、四四〇

佛將桂越鐵路借款	一五〇、〇〇〇千法	二五、〇〇〇
佛將波昆鐵路借款	四八〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
英將滇緬鐵路借款	一四四千磅	二、三八三
非將鐵道材料借款	二〇、〇〇〇	三三一、〇〇〇
計		四五八、三八三
履行済推定額		四〇三、三八三
總計		三一、四一二、八二三
履行済推定額		一、二九七、八二三

右のほか外國借款のうち(一)昭和十四年二月成立したソ將貿易協定は物々交換制によるものであり、その協定額が幾何に上つてゐるかなほ不明である。同年七月ソ交兩國間に成立した七億五千萬ルーブルの信用借款も、あるひは右貿易協定の第一次履行分ではないかとも推察されるのである。(二)昭和十四年四月成立した佛將貿易協定による信用年額一億二千萬フランは歐洲大戰が同年の九月に勃發してゐるので、その履行額は多くても其の半額を出てはをるまい。(三)桂越鐵道借款についても南寧の失陥、皇軍の佛印進駐によつて、滇南關の工事が放棄されてゐるので、その五分の一は履行不能に陥つてゐるものとみられる。波昆鐵道借款もまた昭和十四年十二月正式調印をみたものであるが、フランスの對獨屈服によつて、借款の繼續履行は挫折されてゐることであらう。しかし該鐵道は昭和十六年に完成の豫定であつたので、借款額の少くとも半額は既に交付されてゐたものと推察されぬではな

破綻に瀕する戦時財政

い。なほ外國借款はすべて法定率によつて法幣に換算されてゐるが、果して法定率にもとづいて契約されてゐるかどうか。また借款の内容も公關に制限を受けてをるばかりか、軍需品の購入に當てられてゐるものは極秘に附せられてゐる。従つて實證されてゐる借款總額について大小とりへに傳へられてゐる。

内債の消化不良 内債は廣西金融公債と救國公債とが一般公開市場において募集された以外は、すべて政府系銀行(中央、中國、交通、農民四行)から抵當借款したものである。従つて民間銀錢業者よりの轉入乃至預金による買入れがなかつたとすれば當然通貨の膨脹を來たしてゐるはずである。たゞその悉くが發行されたか否かは疑はしいが一般には四十四億元發行されたとみられてゐる。一般的計算によると南洋、アメリカ各地にある華僑によつて購入されたものが十一億元と推定されてをり、その外に、香港および上海兩地においては少くとも十六億元が、また奥地の一般民衆によつて三億元が應募されてゐるので、四十四億元のうち十九億元は民間預金によつて消化され、法幣の増發によつて賄はれたものは二十五億元と推定される。昭和十五年中に發行された十五億元の新公債もまた概ね民間預金によつて消化されたと傳へられてゐる。

臨時歳入 公債發行以外の臨時歳入には國內および華僑の獻金、義捐金ならびに外國よりの各種義捐金および醫藥品などの援助などが數へられてゐるが各方面からの情報を綜合してみると、

事變勃發より昭和十四年末までに合計三億一千萬元と推定されて
ある。同十五年末までには累計四億一千萬元に達してゐる。

一般經常歳入 一般經常歳入の計算は極めて困難であつて、
たゞ歳入總額の七七〇を占めてゐる關稅、鹽稅、統稅の三稅につ
いて考察し得るに過ぎない。張一凡は三稅收入を左の如く推定し
てゐるが、關稅收入については海關報告に掲げられてゐる全國實
收額より國民政府(南京)の稅收報告に計上されてゐる關稅收入を
控除し、また鹽稅および統稅收入は關稅收入喪失率から推算し、
かつ國民政府の稅收報告によつて適宜修正したものである。(單
位百萬元)

十二年下半期	關稅	鹽稅	統稅	合計
一三年度	一五〇	一〇七	八二	三三九
一四年度	九三	一三三	四六	二七三
二箇年合計	二四三	二四〇	一二八	六一一

ともあれ一般經常歳入の根幹をなす三稅收入わけでも關稅收入
が左表に示す貿易の衰退につれて激減してゐることは、戰時財政
の窮乏に悩んでゐる重慶政權にとつて、非常な打撃となつてゐる
であらうとは、たれしも想像するところである。即ち事變の勃發
によつて沿岸主要貿易港を奪はれた重慶政權の對外貿易は大要つ
ぎの如くである。(單位千元)

被占領	二年一月より六月まで累計		二年一月より七月まで累計		一三年度	
	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出
被占領	—	—	—	—	—	—
北支各海關	—	—	—	—	—	—
未占領	九四、四〇五	一四三、一三五	二、五五〇	三三、七六八	—	—
長江下流各海關	—	—	—	—	—	—
未占領	三六、五九二	二四九、六六六	—	—	—	—
長江中流各海關	—	—	—	—	—	—
被占領	—	—	—	—	—	—
未占領	二九、一三八	五、三三三	—	—	—	—
長江上流各海關	—	—	—	—	—	—
被占領	—	—	—	—	—	—
未占領	—	—	—	—	—	—
閩浙各海關	—	—	—	—	—	—
被占領	—	—	—	—	—	—
未占領	—	—	—	—	—	—
南支各海關	—	—	—	—	—	—
被占領	—	—	—	—	—	—
未占領	—	—	—	—	—	—
合計	八九、三三〇	八二、六九一	—	—	—	—

未占領 六〇七、三二四、〇四一、三三、二六九、四四二、三六、四六六
なほ十四、十五年における支那主要開港の貿易高は次の如くであ
る。(單位千元)

被占領海關	一五年		一四年	
	輸入 割合(%)	輸出 割合(%)	輸入 割合(%)	輸出 割合(%)
上海	七五、三〇九	一、三七、八一〇	六八、四七	五八、一五六
天津	六五、九六三	一、五八、〇三三	七、九〇	三四、四五六
青島	二二〇、三六六	一、〇一、八三〇	五、一五	一一〇、九七七
秦皇島	七三、六七	三、六〇	四、八、五七	二、四、六
芝罘	二二、三〇五	一、二、四	一、四、九〇	〇、七、五
汕頭	五、五三	〇、〇、三	三、四	〇、〇、一
未占領海關	—	—	—	—
九龍	一〇一、九七〇	一、六、四四九	〇、八、三	八、七、七六
雷州	八三、一三二	四、〇、七	六、八、八八	三、四、八
蒙自	三三、〇一六	一、〇、三	六、〇、三九〇	三、〇、五
拱北	一六、一七二	〇、七、九	一〇、九、八六	〇、五、六
龍州	四、〇九五	〇、〇、〇	一、九、六六	〇、六、一
寧波	—	—	—	—
温州	—	—	—	—
北海	—	—	—	—
その他	六九、六二六	四、二、四	三六、六五二	二、一、六

右の三稅收入以外の一般經常歳入は昭和十二年度に二億二千七
百萬元があつた。その内譯は所得稅、烟酒稅、印花稅などの收入
が六千四百十萬元、各國有收入が五千八百二十萬元、その他の新
收入が約一億三百萬元などであつた。しかしして

事變の勃發とともに財源種目も増加した税率
も引上げられてゐるので、戰時減收率を平均二
割と假定して、昭和十二年歳入の實績より推算
するならば、事變勃發後の二箇年半における實
收額は四億五千四百萬元に上り、さきに掲げた
關稅、鹽稅、統稅收入と合すれば大約十二億七
千八百十八萬元となる。もしこの平均をもつて
推算するならば昭和十五年末までには累計十七
億八千九百四十五萬元の一般經常歳入をあげて
ゐるものとみられてゐる。

準備金の處分 一般原有財源の戰時收入は
右の外に、重慶政權の保有する在外正貨の處分
および國內貯藏金銀地金の輸出によつて得られ
た收入がある。(一)事變勃發直前における重慶
政權の在外正貨は英貨二千五百萬ポンド、米貨
一億二千萬ドル、法幣に換算して八億三千一百
萬元であつたと公表されてゐた。(二)事變勃發
により昭和十四年末までに支那各港から輸出さ

れた金銀塊は五億八百四十九萬元で、英領香港から輸出された支那保有銀は三億七千萬元、計八億一千五百五十九萬元に達してゐる。(三)米將通貨協定によれば重慶政權は法幣發行總額の二割五分に當る銀を聯邦準備銀行に預入れて、爲替基金の一部となすことになつてゐる。昭和十四年末をみると、法幣發行總額は三十億八百萬元であるから、その二割五分すなはち七億七千萬元の銀が第一、第二項の在外資金に包含されてゐる譯である。従つて同十四年末における法幣發行準備金十五億五千六百萬元のうち、七億八千六百萬元はアメリカ以外の地に保有されてゐることとなる。このうち幾何が同年度中に處分されたかは詳かでないが、少くとも五億元は次年度に持越されたであらうと推定されてゐる。(四)昭和十五年六月末における法幣發行額は三十九億元餘であつて、同年末までには四十八億元を突破してゐるやうと見積られてゐるが、もし二割五分の比例をもつて計算すれば、重慶政權がアメリカに保有すべき在外正貨は十二億元餘となり、アメリカ以外の地に残されてゐる現金準備は餘り少きものと想定される。

國營事業收益 次に戰時財政上において重要な地位を占むる國營事業收益についてみるならば、茶と桐油の輸出にあつては事變前より既に國營に近い制度が實行されてゐたが、事變勃發とともに輸出統制品の範圍は遂次擴大され、現在國營に歸してゐる輸出品には茶、桐油のほか礫石、蠶糸、牛羊皮、羊豚毛、鴨羽、豚腸、麻、藥材、五倍子など十三種がある。これらの主要産地は

昭和十二年六月末發行額	一、四〇七、二〇二
同 一三年末發行額	三、〇八一、七八七
同 一四年六月末發行額	三、九六二、一四四
同 一五年末發行推定額	四、八二〇、四五七

即ち事變勃發直前に比して昭和十四年度末においては十六億七千四百五十八萬元を、同十五年度末においては三十四億一千三百二十五萬元を増加してをり、戰時財政の破綻を法幣の増發によつて蔽うてゐるのである。

輸出爲替總額 貿易の管理によつて取組まれた輸出爲替總額は昭和十三、四兩年度において六億一千八百萬元に上つてをり、同十五年度末までには累計九億八千八百萬元に達しようと思定される。

華僑送金額 事變勃發前における華僑の送金額は毎約三億元であつたが、重慶政權の西南開發奨助に促され、また爲替の相場が暴落して爲替送金に有利となり、あるひは歐洲大戰の發生によつて在外資金の回流を刺激したるなど、事變勃發以來昭和十四年末までの送金額は累計十五億元、前述の獻金または義捐金三億一千萬元を控除しても十一億九千萬元に上つてをり、廿九年末までには累計十八億元以上に達してゐるやうと推定されてゐる。送金爲替は大部分南洋からであるが、南洋各地には中國銀行をはじめ支那の國際爲替連絡網がはられてをり、送金爲替の政權集中によつて、華僑の送金せる外貨資金は凡て重慶政權の處分に委ねら

破綻に瀕する戰時財政

非占領地區にあるが、すべて香港に集荷された上、歐米諸國に積出されて軍需、建設諸資材購入の資に當てられてゐたもので、その輸出額は昭和十三年度に二億六千四百萬香港幣、同十四年度に三億二百萬香港幣、兩年度合計五億八千三百萬香港幣、これを法幣に換算すれば六億一千八百萬元に上つてをり、昭和十五年度末迄には累計九億八千八百萬元に達しようと思定されてゐる。しかして右の輸出品總額は外國爲替資金として等しく重慶政權に集中されるが、政府は爲替を取組む輸出商に對して、これと等價の代金を支拂つてゐるので、眞に重慶政權の財政収入となるものは政府直營の輸出収益に限られる譯で、事變勃發以來昭和十四年度末までに一千八百五十四萬元、同十五年度末までの累計額は二千六百四十四萬元に過ぎぬものと推定されてゐる。右の輸出収益のほか重慶政府は專賣収益その他の商業利潤として昭和十三、四兩年度に九百二十七萬元を擧げてをり、同十五年度末までの累計は一千四百八十萬元に達しようと思定されてゐる。

重慶政權の戰時財政は以上の積極的な財政収入のほかに法幣の増發額、輸出爲替取組總額、華僑の送金爲替總額を色價的な収入として掲げてゐる。

法幣増發額 法幣の發行準備金を政府支出の一部として計上する以上、法幣の増發分は自ら政府収入の一種と見做してゐるのである。事變勃發後に於ける法幣發行額は次の如くなつてゐる。(單位千元)

れてゐるので、重慶政權はこれを財政収入以外の負債的收入として掲げる所以であらう。

フィリッピン

一 獨立再検討と憲法修正

再検討論の角度 フィリッピンの獨立問題はタイディングス・マクダワイ獨立法のアメリカ議會通過（一九三四年三月二十四日大統領署名）と、これに伴ふフィリッピン聯邦政府の施政開始（一九三五年十一月十五日）によつて解決を告げ、一九四六年七月四日から完全なる獨立國となることとなつてゐる。しかるに近年大體二つの異なる角度から獨立問題が再び論議されるやうになつた。その一つは、専ら經濟的見地から獨立過渡期にあるフィリッピン經濟の破綻を喰ひ止めると共に、完全獨立後における米比貿易の急變を迴避せんと企つるものであり、他の一つは政治的見地から獨立の後フィリッピンが外國よりの侵略を受ける可能性を憂慮して論ずるものである。この政治的見地よりの獨立再検討論は、勿論確たる根據なき臆説と見るべきであるが、『東亞の新情勢』または『隣國の侵略主義』等の論旨による對日惡宣傳のために、不知不識の間に漸次一般民衆の政治的關心を引付けてゐることは注目すべきであらう。

中心は經濟論 しかし、獨立再検討論の論争の中心は經濟的

見地においてである。從來、フィリッピンの輸出貿易はその約八割までがアメリカ向であり、しかも無税の取扱ひを受けてゐるため、砂糖、椰子油、麻、煙草等の重要諸産業と、これを繞る經濟機構等は殆ど擧げてアメリカ市場に依存してゐる。しかるにタイディングス・マクダワイ獨立法の經濟規程によれば、一九四〇年十一月十五日以降、これ等重要産物の對米輸出は毎年五歩宛累加する輸出税を課せられることとなつてをり、これによる價格の騰貴は必然的に輸出の減退を來し、國內産業は非常な打撃を受けるものと危懼されるに至つた。よつて聯邦政府は獨立法中の經濟條項に關する修正法案を作成、一九四〇年一月のアメリカ議會に提出した。この聯邦政府の提案は大體において認められ、同年三月ルイズヴェルト大統領の署名を得たが、右修正法は砂糖、マニラ麻製品の無税取扱數量の増加、煙草、椰子油、眞珠貝ボタンの累進的課税を廢して無税輸出量の割當等を規定し、更に獨立後の米比貿易關係調整に關しては獨立日より少くとも二年前に米比兩國政府代表者の會議を開くべきことを規定してゐる。この獨立法修正によつて、獨立過渡期におけるアメリカとの貿易關係、從つてフィリッピンの經濟状態は一應安定を豫想されることとなつた。

産業界の苦悶 しかしながら、右修正は經濟的危機の解決を一應延期したに過ぎない。最近播頭せる獨立再検討論の論據はここに胚胎する。一九四〇年九月、ロハス蔵相はその對米放送において『フィリッピンはその經濟的基本を米比間の特惠通商に置い

てきたため、この特惠通商の廢止される日こそフィリッピン主要産業が潰滅に直面する日である』と率直にフィリッピンの苦惱を述べ、これが對策として、經濟關係の準備期間を少くとも十箇年延期し、また平和克服後四箇年までアメリカ向輸出品の割當制限及び課税の増大を停止されんことを希望した。また、議會内部においてはロメロ代議士が急先鋒となつて政治的、經濟的の二つの觀點から獨立問題の再吟味を主張し、同志を糾合してフィリッピン・シグイック・リーグなる團體を結成し、全國的運動を行つてゐる。この獨立再検討論は、國際情勢の變轉と相俟つて極めて注目に値する。

修正憲法いよく實施 二院制の復活と大統領の任期延長を含む憲法の修正案は、賛否兩論の久しき對立の末、一九四〇年六月、國民投票によつて可決され、續いて特別議會もこれを確認、十二月アメリカ大統領の署名を得たので一九四一年より實施されることとなつた。

二院制度設置 フィリッピンは一九一六年のジョンズ法によつて上下兩院制度の確立を見たが、一九三五年の憲法によつて一院制となつた。しかるに立法の完全を期するため再び兩院制を採用するに至つたもので、修正要旨は左の如くである。

- 一、フィリッピン立法部をコングレスといひ、上院及び下院より成る、二、上院は二十四名の議員より成り、議員は全國選舉によつて選出される、三、上院議員の任期は六箇年とし選舉年

國家意識の昂揚

度の十二月三十日より始まる、但し第一期議員は法律の規定するところに従ひ三種に分たれ、八名を任期六箇年とし、他の八名を四箇年とし、更に他の八名を二箇年とす、四、上院議員の資格はフィリッピン生來の市民にして三十五歳以上なることを要す、五、下院は百二十名を超えざる議員より成る、六、下院議員の任期は四箇年とし、選舉年度の十二月三十日に始まる、七、下院議員はフィリッピン生來の市民にして二十五歳以上なることを要す、八、公費支出案、國內税、關税に關する法案、私的法案等はすべて下院において發案され、上院は修正權又は協賛權を有するものとす、九、議會は上下兩院議員の三分の二の協賛を以て宣戰布告の唯一の權限を有す。

大統領の任期延長 大統領及び副大統領の任期は六箇年とし再任を許さずと云ふのが從來の憲法の規定であつたが、今回これを四年に短縮し、再任を認めて繼續的に八箇年まで在任し得ることとした。これはケソン大統領の任期が一九四一年を以て終了するので更に二箇年間就任せしめ、全島民の信頼するケソン大統領をして、完全獨立を前にしてその政治經濟の再建に善處せしめんとするの意圖に出たものと見られる。

二 國家意識の昂揚

フィリッピンの完全獨立を前にして近年澎湃として起つたのは

ナシヨナリズムの運動である。經濟的獨立こそ完全獨立の根幹なりとし、これが具體的現れとして、農工業方面の比島人化及び外人移民の制限となり、小賣業の自主化運動となり、更に國産品を愛用せんとする大衆的なネバ運動となつた。

國策會社と移民制限
フィリッピンは天然資源はすべて國有で、その開發利用はフィリッピン市民若くはフィリッピン市民によりその資本の少くとも六割を所有する法人又は組合に限られてゐるが、政府は天然資源の積極的開發利用をなすべく、一九三九年、先づ國立興發會社を設立、その監督の下に、米穀、食料品、砂糖、椰子、マニラ麻等の主要産物の生産加工に關する國策會社を設立し、フィリッピンの工業化に努力してゐる。これと共に、フィリッピンの開發はフィリッピン人の手でなさねばならぬとの理想から外國移民を制限せんとする法律制定は、兩三年來の懸案であつたが、一九四〇年五月に國民議會を通過し、次いでケソン大統領、ルーズヴェルト米大統領の署名を得て、遂に一九四一年一月より實施されるに至つた。新移民法は、外國移民入團許可勳を各國一律に年五〇〇名に限定した。支那の如く、從來全然労働移民の禁止されてゐた國は移民法の制定によつて、却つて年五百名の入團が可能となり、移民法を歓迎してをり、またイギリス、ドイツ、イタリア等は移民數僅少のため何らの痛痒を感じないが、獨り我が國のみは年々二千八百名の移民を送つてゐただけに、その打撃は大きい。多年フィリッピン農業開發に努力して來た我

が國に對するこの非友好的措置は、國際關係の極めてデリケートな今日、非常に遺憾とされてゐる。

小賣業の自主化
大衆的な日用品、食料品の代表的小賣機關たるサリサリ店(日用品百貨店)及び食料品店の店舗數は、一九三九年一月一日現在において、七一、四四二軒で、うちフィリッピン人は六三、六〇七軒、支那人は七、五四八軒を示し、店舗數から見れば、フィリッピン人が斷然優位にあるが、その取扱年金額を見るに、フィリッピン人の二七、三七八、〇〇〇ペソに對し支那人は五九、九三九、〇〇〇ペソ、即ち一店舗當りフィリッピン人の四三〇ペソなるに對し、支那人は七、六七六ペソに達してゐる。更に投資額から見ても、この取扱高は支那人にあつてはフィリッピン人に比して二倍の運轉回數を示し、商權は完全に華僑の掌握せる實狀となつてゐる。この無能力化されたフィリッピン人の手に商權を取戻さんとする運動は年々熾烈となり、外人小賣業の禁止乃至制限に關する法案は議會毎に提出されたが、その國際性並びにアメリカの對外通商條約の關係から、實現難となつてゐる。しかしながら、政府は一九四〇年一月、資本金五〇〇萬ペソを以て國營商會社を設立、フィリッピン小賣業者に商品の卸賣と融資を行ひ、他方、一九四〇年の第二議會は共同組合制を可決して、外人仲介者の手を経ることなく、フィリッピン生産者から直接消費者に配給せしむることとなつた。

ネバ運動
經濟的ナシヨナリズムの最も大衆化した運動はネ

バ運動である。『ネバ』とはナシヨナル・エコノミック・プロテクトシヨニズム・アソツシエイシヨンの頭字を取つたもので、その目的は國産品獎勵の宣傳と、全島の工業化にあり、毎年八月の國産愛用週間は殆ど祭日の如き觀を呈し、この週間は新聞雜誌、ラジオは勿論のこと、國産品展覽會、各種の會合が全國的に催されて、國産品愛用熱を高潮せしめてゐる。しかし、工業化の未だ幼稚なフィリッピンにとつて、この盲目的な運動の効果については疑問視されてゐる。

三 資源開發と工業化

運々たる資源利用
フィリッピンは熱帯植物の栽培に適する豐沃な土地を有すると共に、鑛産、林産資源も亦豊富で、原料生産國として恵まれてゐるがこの天然資源の開發利用は一部農産品を除いては依然として遅々たるものがある。フィリッピンの支配的産業は勿論農業で、輸出總額の約九割が農産物によつて占められてゐる。主要農産物は、米、砂糖、マニラ麻、コブラ、煙草、玉蜀黍等で、國民の主食品たる米の一九三八年の收穫高は、二三、一三四、〇〇〇キントル(二三、六百萬ペソ)で、なほ國內の需要を充たすに足らず、同年九七、〇〇〇キントル(百萬ペソ)を輸入せねばならなかつた。砂糖は一九三八年度に一〇、六八〇キントル(一一、四百萬ペソ)を生産、生産高の九割餘は輸出されて、フィ

資源開發と工業化

フィリッピン五大農産物生産高(單位千キントル)

年度	1930/34 年度平均	1936年度	1937年度	1938年度
米	21,216	23,957	22,794	23,134
糖	9,828	9,861	9,283	10,680
マニラ麻	1,606	1,950	2,006	1,649
コブラ	4,594	5,428	4,925	6,049
煙草	418	322	334	359

して鐵とマンガン鑛業が最も有望とされてゐる。また石油はセブ、タババス、レイテ地方に埋藏されてゐることが確證され、政府は一九四〇年に五十萬ペソを取あへず支出して油井の掘鑿に着手した。これと共に注目されてゐるのは大理石探掘で、ロンプロ

フィリッピン産高

品目	年度			
	1936年	1937年	1938年	1939年
金 (担)	18,577	22,300	28,095	32,000
鐵 鑛(千噸)	310	400	500	1,100
銅 (千噸)	—	1.0	3.5	5.2
クローム鑛(千噸)	1.5	34.5	40.3	128.6
マンガン鑛(千噸)	0.1	2.7	19.2	29.4

フィリッピンの工業は一部事業を除いては、家内工業の域を脱してゐない。この不振は、フィリッピンの産業が従来アメリカ市場に依存し、アメリカの加工消費のための原料生産地として甘んじて来たこと、並に動力としての石炭、電力の缺乏してゐることに最も大きな原因がある。フィリッピンの工業化については、政府はさきに国立のセメント會社、精糖會社を設けたが、經濟的獨立の緊

ン港附近にある大理石鑛山はイタリアのカララ鑛山と共に、世界の二大大理石鑛山と稱されてゐるが、未だ國際市場には進出してゐない。大理石の世界輸出はイタリア七〇%、ベルギーその他歐洲諸國三〇%を占めてゐるが、歐洲大戦によるこれ等生産諸國の輸出杜絶は、海岸近くに産してコストの著しく低いフィリッピン大理石の世界市場進出に好機會を與へるものなりとして活況を呈すに至つた。

國策會社を設立

急なるに鑑み、纖維品、食料品の自給化に積極的に乗出すこととなり、一九三九年國策會社の總元締として資本金五千萬ペソを以て國立興發會社を設立、既存工業會社への金融、必要なる事業會社の新設をなし、以て工業化の促進に當らしめることとなつた。この結果設立された半官半民の國策會社は左の如く各種に互つてゐる。

米穀事業の安定、發展を期するための米穀會社、魚類、肉類、酪農品、野菜の生産及び罐詰工業の助成を目的とする食料品會社、主要生産品の配給圓滑を目的とする生産品取引所、マニラ麻工業の發達を圖るための麻纖維會社、その他魚類罐詰會社、製糖會社、綿織物會社、紙及びバルブ會社、倉庫會社等々。

更に、政府はラグナ州のカリラヤ河に二萬四千キロワットの發電所を建設中で、一九四二年に完成、マニラ市工業發達に資するはずである。

工業化獎勵に關聯して政府は全群島内の道路建設を重視し、一九三六年まで年々一五、〇〇〇、〇〇〇ペソ前後を支出してゐたが、一九三七年には一七、〇〇〇、〇〇〇ペソ、一九三八年には二四、〇〇〇、〇〇〇ペソを支出、積極的建設に乗出してゐる。

四 貿易と財政の近狀

貿易の改善著し

として漸次回復歩調に轉じ、別表の如く、一九三九年には輸入二四五、五三五、〇〇〇ペソ、輸出二四二、四五一、〇〇〇ペソに達した。併し貿易の最も活潑であつた一九二九年の輸入二九四、三二一、〇〇〇ペソ、輸出三二八、八九四、〇〇〇ペソに比較すれば、なほ可なりの低位に止つてゐる。しかして貿易尻は常に超を續けて来たが、一九三八年に至つて俄然入超に轉じた。同年における三三、六二四、〇〇〇ペソの大入超は、大規模な公共建築工事の進行並に鑛業の發展による鑛山用機械その他資材の輸入激増を見たる反面、輸出の激減に本づくものであつた。翌一九三

フィリッピン對外貿易

年度	輸入	輸出	出超
1935	171,048	188,491	17,443
1936	202,252	295,350	93,098
1937	218,051	302,533	84,482
1938	265,215	231,591	▲33,624
1939	245,535	242,451	▲3,084

備考 單位千ペソ▲印入超

九年は、輸入の減退せる一方、輸出が若干増加せるため貿易尻は著しく改善されたが、なほ三、〇九四、〇〇〇ペソの入超であつた。一九三九年の貿易を商品別に見ると、先づ輸出においてはフィリッピン主要生産品の價格低下にも拘らず、金額において、前年に比し五%の増加であつた。

經濟の弱點は砂糖

輸出の大宗は砂糖で、九九、三四七、〇〇〇ペソに達し、フィリッピン總輸出額の實に四二%を占めてゐる。この砂糖輸出の九・九%までがアメリカ向である事實は、完全獨立後における對米輸出の困難と併せ考へフィリッピン經濟の弱點といふべきであらう。輸出の第二位はコブラで、前年より九%を増加して二六、八〇二、〇〇〇ペソに達し、世界第一のコブラ輸出國となつてゐる。マニラ麻の輸出は前年より一六%を増加したが、これはアメリカ向輸出の激増によるものであつた。即ち一九三八年のマニラ麻輸出は、イギリス二五%、アメリカ二四%、日本二三%で三國伯仲の順位にあつたのが、三九に至りアメリカへ前年に比し價格において約七五%（三、五〇〇千ペソ）數量において八〇%方（二、七〇〇千キロ）の増加を見た。この結果、同年のマニラ麻輸出はアメリカ三六%、日本二五%、イギリス一六%と三國間に大きな開きを生じた。このアメリカ向の激増は、マニラ麻の軍事資源としての重要性に鑑み注目されてゐる。

椰子油の輸出は、減少して重要輸出品としての地位が第三位より第四位に落ちたが、これと反對に、煙草及び同製品は著しく増加して、一九三八年の九、九二九、〇〇〇ペソから三九年には一四、五二九、〇〇〇ペソへと四六%の激増を示した。この輸出増加は、アメリカ向輸出に對し一九四〇年から割當制が實施され、非常な制限を受けるので、年内の見越輸入が旺盛となつたためである。この重要輸出品中、鐵鑛が二〇%、乾燥椰子が一六%、木

材が二三%、刺繡製品が5%と、それより前年より輸出の増加を見、コブラミール、帽子、マゲ、銅鑛等、一部商品の減退を除いて、輸出は全面的に好調であつた。

輸入は全面的減退 一方輸入にあつては、逆に全般的に前年より減退を示した。鐵鋼製品の輸入は、機械類特に鑛山用機械の需要急減を映して前年より一〇%方の減少となつたが、輸入額は四五、七九二、〇〇〇ペソに上り、フィリッピン輸入貿易の一七%に當り、輸入商品の首位を占めてゐる。綿布及び綿製品輸入も一二%方の減少ながら輸入總額の一六%を占めて第二位にある。綿布及び綿製品の供給は、一九三二年に日本製品が七五%を占めて斷然優位にあつたが、近年アメリカ製品の進出が物凄く、一九三八年には日本品を凌駕して六三%となり、三九年には更に進んで七〇%を占めるに至つた。主要輸入品中第三位にある鑛油は僅か五%の減少に過ぎないが、煙草製品、化學藥品は一三%減、小麦粉は一九%減、自動車及び同部分品は三一%減と、それより軒並に反動的減少を示してゐる。

アメリカ依存強し 次に一九三九年の貿易を相手國別に見るに、フィリッピン貿易の發展が一に懸つてアメリカ本國との自由貿易に存した關係上、アメリカの占める地位は壓倒的に大きく、輸出にあつては七六%、輸入にあつては六八%に及んでゐる。この決定的なアメリカ依存性の結果、輸出にあつては木材、鐵鑛の日本向、コブラミールのデンマーク向を除いて、重要輸出品は全部

フィリッピン貿易主要品目 (單位千ペソ)

輸出商品	1938年	1939年	輸入商品	1938年	1939年
砂糖	100,044	99,347	鐵鋼製品	45,792	41,312
コブラ	24,512	26,802	綿布綿製品	43,812	38,773
マニラ麻	20,318	23,745	鑛油	16,413	15,565
椰子油	21,533	18,342	煙草製品	15,869	13,945
煙草製品	9,929	14,529	自動車部分品	16,238	11,274
乾燥椰子	10,216	10,694	紙及び同製品	10,278	9,079
刺繡品	7,633	8,837	小麦粉	10,263	8,312
木材	5,651	6,363	酪農品	8,949	8,500
鐵鑛	4,081	5,100	化學藥品	8,881	7,695
コブラミール	5,495	4,250	電氣機械器具	7,608	7,650

アメリカが首位を占め、なかにも、砂糖、椰子油、乾燥椰子、刺繡品に至つては、殆ど全量がアメリカ向である。また、輸入品にあつても、重要商品中酪農品(オランダが首位)を除いて、アメリカ商品が首位を占め、特に自動車、鐵鋼製品、煙草製品は壓倒的の割合を占めてゐる。我が國はアメリカに次いで第二位にあるとはいへ、輸出の六・四%、輸入の六・二%を保つに過ぎない。一九三七年の日本商品の輸入率一四・八%と對比してその凋落が目立つてゐる。日本からは主として綿織物、人絹織物、紙製品を輸入し、日本へマニラ麻、木材、鐵鑛、煙草等を輸出してゐる。ヨーロッパはフィリッピン貿易の約一〇%を占め、イギリスから織物、ドイツ、ベルギーから鐵製品、スウェーデンから電氣機器、ドイツ、フランスから化學藥品、オランダ、スイスから酪農品を輸入し、これに對してフィリッピンから煙草、マニラ麻、木材、帽子等を僅少なながらヨーロッパ諸國に輸出した。また蘭印、支那インド、佛印等のアジア諸國及びオーストラリアは地域的にはフィリッピンと接近せるも、共に原料生産國たるの關係上、これ等諸國との貿易は比較的少く、蘭印から鑛油、煙草、支那から綿織物、生絲、亞麻、賣藥、インド及び佛印から米、オーストラリアから肉類、小麦粉等を輸入するも、フィリッピンからの輸出は極めて少く、僅かにマニラ麻、椰子製品等、少額の特産品を輸出するに過ぎない。

財政均衡を保つ フィリッピンの中央財政は大體均衡を保つ

貿易と財政の近狀

てゐる。一九三七年度にはアメリカがフィリッピンより輸入せる椰子油に課した國內消費税五五、五九〇、〇〇〇ドルをフィリッピンに拂戻したため、同年の決算は實に一一四、二六四、〇〇〇ペソの歳入超過を示した。しかし翌一九三八年度には六年振りに若干の赤字に轉じた。即ち同年度(決算)の歳入においては椰子油消費税戻金が一七、六八九、〇〇〇ペソで、前年度より實に九三、四九一、〇〇〇ペソの激減であつたことは別としても、例年歳入の六・七〇%を占める租稅收入が八、〇七六、〇〇〇ペソを減じた一方、歳出は反對に、行政費の一、一七〇、〇〇〇ペソ増を始めとして、地方分與金、國策會社等への投資、公共事業費等への全面的支出増加によつて、七、九二九、〇〇〇ペソの歳入不足となつた。

一九三九年度以降は豫算であるが、同年度(一九三九年一月より六月までの過渡的豫算)は僅か五〇〇、〇〇〇ペソに赤字が壓縮され、新會計年度たる一九三九一四〇年度(六月を以て終る)からは再び黒字に復歸してゐる。

一九四一年度豫算 一九四〇一四一年度の豫算は歳入九一、一七八、〇〇〇ペソ、歳出入九、一四九、〇〇〇ペソで、二、〇二九、〇〇〇ペソの歳入超過が計上されてゐる。同年の歳入の主なものは租稅收入で、歳入總額の七〇%近くを占め、椰子油消費税戻金、官業收入の各一〇%餘がこれに次いで主要である。更に租稅收入中では輸入税と免許税及び營業税が主位を争ひこれに國

内消費税、所得税を加へた四項目で租税収入の九五%を占めてゐる。歳出の方面では、各省別経費において文部豫算が最も多く、

一般経常費の四〇%餘を占め、國防費(一六、九八六、〇〇〇ベソ)は二〇%で第二位にある。

なほ公債額は地方債及び市債を含めて一九三八年末現在において七四、四六八、〇〇〇ベソで減債基金は三三、八〇九、〇〇〇ベソであつた。

フィリッピンの財政(單位千ベソ)

會計年度	歳入	歳出	過不足
1937	228,154	113,890	114,264
1938	131,414	139,344	(-)7,930
1939 (豫算)	79,300	79,800	(-) 500
1939-40(%)	97,062	91,520	5,542
1940-41(%)	91,178	89,149	2,029

五 國際航空上の重要地位

最近のフィリッピンに注目すべきは、航空事業の飛躍的發展で政府は航空の重要性に鑑み、一九三七年、航空局を設け、施設充實に力めた結果、現在航空機發着場は六十三に上り、更に最近マニラの近郊に中央飛行場の建設に着手することゝなつた。同島の航空會社はフィリッピン・エア・タクシー會社、イロイロ・ネグ

ロス・エア・エクスプレス會社の兩社で、最近の國內航空路線は左の如くである。

- ▽ マニラ || バギオ、マニラ || ナギリアン
- ▽ マニラ || イロイロ || セブ || スリガオ || ダバオ
- ▽ マニラ || アラバット島 || バラカレ || ナゲ || レガスビイ
- ▽ イロイロ || バコロド

更に國際航空路線としては、汎米航空會社が一九三五年末、先づサンフランシスコからホノルル、ミッドウェー島、ウェーク島、グアム島を經由、マニラに至る定期航空路を開設、一九三七年四月、同航空路を更に香港まで延長して中央太平洋橫斷航空路の完成を見た。更にまた、同社は、バタヴィア || パンコック || バレスチナ間の航空路を掌握するオランダ K.N.I.L.M 會社及びビシドニ || バタヴィア || パンコック間を結ぶ航空路を經營するインビリアル・エアウェイズ(イギリス)と提携して一九四〇年末太平洋橫斷航空路をマニラよりシンガポールに延長の計畫を發表、關係政府と折衝を開始した。これが實現の曉には、マニラは、アメリカ、ヨーロッパ、オーストラリア、支那を結ぶ國際航空路線の十字路となり、益々重要性を高めるであらう。

タイ

一 國號の改稱

シヤムは一九三九年六月二十四日の國祭日を期して國號をタイ國と改稱した。タイ人のいふタイとは何者にも拘束されない眞の自由を意味するものであり、この國號改稱は單なる名稱の變更に止まらず一九三三年の政治革命以來急激に昂りつゝあるナシ・ナリズム精神の端的な表現に他ならない。即ち多年英佛勢力の壓迫下に喘いできたこの國にとつて眞にタイ人のタイ國を目差す重大なる意義を含めてゐるのである。

一九三七年五月の國勢調査によると全人口は一四、四六四、四八九人で、一九二九年七月の前國勢調査の際よりも二、九五八、二八三人、即ち一〇〇〇人につき年々二九・〇%の増加率を示してゐる。なほ國民中最も多勢を占めるのはタイ族でその數は一三、八四一、三〇四人即ち全人口の九割五分強を占めてゐる。

二 國家觀念の昂揚

一九三二年の無血革命をもつてタイ國は憲法政治に入り近代的

國號の改稱・國家觀念の昂揚

國家としてのスタートを切つたのであるが、永年英、佛兩勢力の均衡の下に置かれ、その間領土の大半を失ひ、國內財政金融の實權は外國投資の八割を握るイギリスによつて壟斷され、商工業の殆ど全部に集積する華僑の根強い勢力によつて、國民が権限の限りを盡されてきたタイ國にとつて、南洋唯一の獨立國家としての地位を維持する道は、程度低き國民を教育して近代的技術に適する要素を興へ、國內の諸外國勢力を排して名實ともに完全なる獨立をなすより他になかつた。

パホン内閣の成る されば革命の中心となつて活躍したピヤ・パホンは革命後内閣を組織して自ら總理の職に就くや、内政に外政にこの革命綱領の實現に全力を傾け先づ裁判ならびに關稅の自主權を制限する條項を含んでゐる諸外國(ドイツ、スイスは例外)との通商條約改正に乘出し、一九三六年十一月五日を期してドイツ、スイスをも含む全締約國に對して條約の廢棄を通知するとともに、相互、衡平、互惠を原則とする條約案を提出、條約改正の口火を切つた。タイ國のこの申出に對して最初に應じたのはフランスで、一九三七年六月十四日パンコックにおいて商議に入り、續いて日本、ベルギー、ドイツ、ノルウェー、イギリス、アメリカ、スウェーデン、イタリア、スイス、デンマーク、オランダ、ポルトガルの順序で、パンコックあるひは相手國の首都でそれぞれ交渉が開始された。タイ國政府は舊條約廢棄の通告と同時に爾後一箇年を限り舊條約の効力持續を規定し、出来るだけこの一年

間に新條約の調印を了することを希望し鋭意交渉を進めた結果、一九三七年十一月四日スイスとの間に條約調印に成功、翌一九三八年七月二日ポルトガルを最後に諸國との間にそれぞれ調印を了し、不平等條項及び國政運用に當つてタイ國の自由を拘束するが如き條項の撤廢に成功、タイ國はいまや獨立に對する何等の障礙もなく新しい發展の道が開かれたのである。

ビョン續いて組閣 互恵平等を原則とする新條約を諸列國と締結した直後ビヤ・パホン總理は九月十一日豫算審議に關して議會と衝突、解散を決定して總選舉の結果十一月初旬新議會が成立したが、政府は新議會の承認を求むることなく十二月十六日總辭職をなし同日後任首相としてルアン・ビョンが正式に任命された。ビヤ・パホンは辭職の理由として『總選舉後の新議員による國民議會開會のため憲法に定められたる國務大臣の義務に鑑み、また一面において余の不健康の事實を攝政府に具陳するとともに、政府がデモクラチックな形式において交替することは通常の事件にすぎないといふ憲法の眞諦を國民一般に身を以て説明せんと欲し骸骨を乞ふべく決意するに至つたのである』と聲明してゐるが、内外の情勢が革命精神の貫徹に向つて一層の強硬政策をとることを見望してをり、この點人民黨急進勢力の筆頭たる武官派代表者ルアン・ビョンの登場は國民のこの要望に答へたものといへよう。

ビョン内閣の政綱 ルアン・ビョンは直ちに組閣に着手し、前閣僚の留任を求め自らは總理、國防、内務の三相を兼任して十

二月十五日組閣を完了、つゞいて同十九日左の政綱を發表した。

- 一、政府は國家の獨立、國內治安、經濟的開發、國民の平等、自由、教育の振興の六大政綱を施設の基本とする。
- 二、國民生活の改善向上に努力することを主眼とし、これがために政府は國民に各種の職業教育即ち農業、鑛業、商業、その他各種産業に對する知識と經驗を授ける。
- 三、政府はその政策の實行に當つては徒に時日を空費することなく有益なる結果を得られるが如き方法を採用し、したがつて今後の政策はすべて實際的に遂行する。
- 四、政府はタイ國の有する權利ならびに義務を正當に主張するとともに履行する。
- 五、政府は官吏が行政ならびに技術に關する能率を増進してよくその本分を盡さんことを希望する。
- 六、社會、公安に關しては政府は憲法の定むるところに従つて國民の權利、自由を尊重するとともに、國民一般も法律を遵守し、憲法に定められたる義務に忠實ならんことを希望する。
- 七、政府は各省ならびに各官廳の協調努力を期する。
- 八、政府は政府と國民が一體となつて連結するといふ建前をとつてその政策に當らんとするもので、官と民との間に同胞たるの關係を密接ならしめ以て官民の協調と相互協力の實を擧げんとする。

以上の八項目よりなる施政方針を引擧げて、十二月二十六日

新議會に臨み一一對二の絶對多數をもつてビョン内閣は信任を獲得した。

三 獨裁傾向の濃化

國民再組織を強調 議會の信任を得たビョン内閣は一九三二年の革命六大要綱を骨子とし國民再組織を強調する施政方針を着實實現に移して行つたが、爾後のタイ國の政治が極めて獨裁的傾向を帯びてきたのはビョン内閣成立の経緯から見ても當然といへよう。ビョン内閣の閣員の顔觸れをみると、ビョン總理は國防、内務の二相を兼ねるほか、文部、經濟等の樞要なる地位は軍人出身者によつて占められ、更に無任所大臣十五名中八名までは軍人出身の人民黨武官派が勢力を占めてゐる。しかもなほビョン總理の獨裁化を容易ならしめたものは人民黨内部における武官派と文官派の合作といふ事實である。革命の主動勢力であつた人民黨は反動勢力たる王黨派が悉く斷崖されてより現在タイ國における唯一の政黨となつたのであるが、人民黨の基礎は必ずしも強固なものでなく、内部における軍人出身者の武官派と官吏出身の文官派とは絶えず暗黙の闘争を續け、前途に一抹の不安を藏してゐた。この武官派を代表するものはルアン・ビョンであり、文官派を代表するものは、革命以來ビヤ・パホン總理の下にあつて内相、外相を歴任して功績を擧げたルアン・ブラジットである。兩者はいづ

獨裁傾向の濃化

れもビヤ・パホン引退後の首相の地位を争つて、しばしば摩擦を生んでゐたが、ビヤ・パホンは引退するに當つて兩派の和解に盡力し、その結果ビョンを首相に、ブラジットを蔵相に推し、多年軋轢を生んでゐた武官派、文官派の合作に成功、ここに人民黨はタイ國唯一の政黨としての基礎を固めるとともに、ビョン總理はこの人民黨を地盤にして獨裁的手腕を揮ひ得ることになつたのである。

「泰人治泰」政策 革命以來タイ國の政治は革命綱領に掲げられ、更にルアン・ビョン内閣の施政方針に敷衍して述べられてゐる如く、タイ人のタイとなすの精神をもつて眞に國家の獨立を實現するため、一、タイ國における諸外國勢力の桎梏を排すること。二、そのためには國民に近代的教育を施して現代技術界に適應する民族を仕立てタイ在住の他民族とは別個にタイ人の經濟界を作ることを二つを目標としてゐる。

獨裁的地位を獲得したビョン總理はこの二つの目標實現に從來より一層の努力を傾倒し、その表はれとしては先づ國防力の充實を擧げることが出来る。年々歳出において國防費の占める割合は二割から三割に上り、貧しい財源のうちから巨額の費用を割いて近代的國軍の編成に努力した結果、その國防力の充實は注目的となつてをり、海軍勢力の如き日本について東洋における第二の海軍國を以て自任するに至つてゐる。つぎに國民教育、特に職業教育である。元來タイ人は氣候の關係上物質豊富な點から極度に

商業を嫌ふ民族である。この弱點を持つために華僑によつて商業界の全實權を奪はれるに至つたのであるが、政府はこの弊風を一掃せんがため、程度低き自國民に近代教育を授けて工業、商業、農業に従事させるべく教育の振興、特に職業學校を開設して職業教育に重點を置いたのである。

直營會社を増設 更にタイ國の經濟政策として見逃せないのは運輸業、工業、農業、商業、貿易の各方面における政府直營の會社設立である。これは商業知識に缺ける國民をして直ちにイギリス及び華僑の勢力に對抗させることは極めて困難なるため、先づ政府資本の會社を設立して外國勢力に抗しつゝ、自國資本の發展を期し、傍ら官吏はこの會社を通じて國民を教育し、國民の經營知識向上を待つて會社の實權を渡さんとするものである。この目的の下に設立された會社はタイ米穀會社、タイ貿易會社、タイ海運會社などの大會社を始め、セメント工場、精油所、砂糖工場、製紙工場、織布工場、チーク製材工場、醸造工場、製糖工場等、經濟界のあらゆる方面に亘つてゐる。その他封建的遺物たる人頭税の廢止による財政の改革、華僑に對する強硬政策、イギリス資本諸會社のコンセッション満了による強制的回收等、政府の國民再組織を中心とする外國勢力の驅逐政策は幾多の困難を感じつゝも極めて眞剣な努力を以て着々と實現に移されつゝあり、一方政府のこの政策と相俟つてタイ人を以てタイを支配せんとする精神は支那事變以後急速に昂まり、政府指導の下に一大民族運動を展開す

る中に一九三九年歐洲大戰を迎へることゝなつた。

四 佛印に失地返還要求

歐大戰に中立宣言 一九三九年九月今次歐洲大戰勃發するやタイ國政府は直ちに中立を聲明して革命以來念願の國內建設に邁進する意思を明かにした。しかしながら最近急速に昂まりつゝあつた國民意識は、歐洲大戰を契機として燃え上る力を掩ふべくもなく、遂にフランスの對獨降服となるや佛印に對して失地回復の要求を提出、歐洲戰爭に對する中立は單なる傍觀でなかつたことは後述する如くである。

日英佛と條約締結 大戰勃發當初、歐洲各國、特に利害關係の深い英、佛が南洋唯一の獨立國家たるタイ國の動向に深甚な注意を拂つたことは當然であり英佛兩國は對獨戰に全力を注ぐため一、東洋における領土の現狀を維持し、そのためにはタイ國と事を構へたくないこと
一、日本の南進策牽制のためタイ國を自己の陣營に引き入れること

を主目的としてタイ國に對し不侵略條約の締結を迫つた。タイ國政府は東亞の安定勢力たる日本の意向を推察し、英佛の申入れに對し一旦拒否の態度に出たのであるが、ビルマ、佛領インド支那と境を接する關係上、英佛の執拗なる壓迫に堪へかね、遂にその

申入れに應ずるとともに、日本に對しても積極的に友好條約の締結を提議するに至り、ここにタイ國を中心として日英佛三つ巴の外交戰を展開、一九四〇年六月十二日タイ國は遂に三國と條約を締結した。しかしながら條約の内容を仔細に検討すれば對英佛の條約は領土の相互的不侵略、締約國の一方が第三國と戰爭状態に入つた場合敵國を援助せざること等を主な内容とする單なる不侵略條約であるのに對し、日本との條約は條約國相互の領土尊重、平和及び友好關係の確認、兩國共通の利害問題に關する情報の交換、及び協議締約國の一方が第三國より攻撃せられた場合における該三國の不援助義務を骨子とし、不侵略條約より更に一步進めて日・タイ間の友交關係の深きことを明かにした。察するにタイ國は日本独自の歐洲戰爭不介入方針並に極東平和政策を體得し、今回締結をみた日・タイ友好親條約の軌道の上に日本への積極的協力態度を端的に示したものとはいへよう。

一、メコン河の最深部を以て國境となしかねて交渉すみの河中島四十餘を即時タイ領とすること
一、タイ國北部隣接のルアン・プラバン一帯及び東部隣接のパク・セの二地方をタイ國に割讓すること
一、タイ民族居住のラオスは佛印政府が適當なる保護を與へること
こと困難と認めたる場合はタイ國へ割讓すること
の三箇條を正式に要求失地回復運動の火蓋を切つた。右要求提出と同時にタイ國は大軍を國境に集中して強硬な態度を示し、佛印當局がタイ國の要求を拒否するや、遂に十一月末兩軍は佛印ラオス、カンボヂアの西南部國境において衝突、一九四一年に入つて益々戰鬪は擴大する傾向にあつた。

佛印に要求提示

わが居中調停 この紛争起るや、英米はこの機會に乗じて自己の勢力を扶植し日本の南進政策を阻止せんと試み、特にアメリカは露骨に策動してタイ・佛印兩國の交渉工作を講じたが、一方東亞の安定勢力をもつて任ずる日本としては、東亞共榮圏内におけるかゝる紛争に對して無關心たり得ず、特に英米の策動は斷乎排撃すべきであるとして紛争兩國に申入れをなすところがあつたがつづいて一九四一年一月二十日、戰鬪行爲の停止、居中調停の正式申入を行つたところ、タイ國並に佛印當局は英米の策動を排して同二十四日日本の提議に應諾した。かくて二十八日兩國の戰鬪停止を待つて二十九日から佛印サイゴン洋上の日本軍艦内において停戰交渉を開始し三十一日停戰協定は調印され、兩國代表は東

京において開かれた調停會議に臨んだ。

五 東京調停會談

停戦期間二度延長

タイ・佛印國境紛争調停の東京會談は、昭和十六年二月七日、首相官邸で開催された。東亞共榮圈發展過程に畫期的な巨歩を印するこの歴史的會談の出席者は、調停委員たる松岡洋右外相、松宮順大使のほか

タイ側 ワンワイ・タイヤコン・ワラワン殿下(首席)

ピア・シリ・セーナ公使

ブラ・ジルバ・サストラコム大佐

佛印側 アルセーヌ・アンリ大使(首席)

ルネ・ロバン名譽總督

の各全權で、席上、松岡外相は『我が方として一度乗出した以上非常な決意と責任とを以て解決に努力する』旨を聲明した。

かくて、翌八日外相官邸に第一回非公式會談を開き、松宮委員出席の下に意見の交換を行ひ、續いて九日第二回會談を催し、その結果にもとづき松宮委員は兩代表と個別的に會見、双方の主張調整に努めたが、双方の意向に相當の開きがあるため十一日満了の停戦期間を更に二週間、二十五日正午まで延期した。かくて十七日第三回非公式會談を行ったが、兩者の主張にはなほかなりの懸隔があり、停戦期間内の妥結は困難と見られたため、わが方は

二十三日双方に對し三月七日正午まで更に十日間の停戦期間延長を要請、あくまで公正妥當なる解決を期することゝなつた。

わが最後案提示

第四回非公式會談は、異常に緊張した雰囲気の中に二十四日開催、非公式會談に初めて出席した松岡外相は我が方の最後案と目すべき調停案を兩者に提示した。この調停案の内容は

佛印が一九〇四年タイより割讓を受けたバク・セ、ルアン・アラバン(總面積六二、五〇〇平方キロ)更に一九〇七年タイより分割せるカンボヂヤの一部(バツタンバン、シエムレアブ、シスフォン地方總面積一、〇〇〇平方キロ)及びラオスの一部をタイに返還せんとするもので

タイ側は全面的に受諾したに拘らず、佛印側はタイに對する威信失墜、ないし、安南人に對して統制を失ふを恐れてか應諾を避り、會談遷延策を採るものゝ如くであつた。しかもこの間、ロンドン方面から「太平洋危機機説」が放送され、英米の太平洋軍備増強が傳へられ、更にオーストラリア兵のシンガポール移駐、英領マレー軍のタイ國境方面集結、蔣介石軍のビルマ進駐、在留英人の引揚等が相次いで行はれ一方、ゴール派要人はイギリスを背景にサイゴンを中心として暗躍を續け、タイ國もこの形勢に鑑み會談不調の場合再戦を辭せずとして戦備を整へ、佛印側も國境に兵力の集結を行ふ等、事態は全く逆詰すべからざる情勢を示し二十八日を期限とする佛印の回答も必ずしも期待し得ない局面に

入つたため、わが方はつひに二十六日佛印在留邦人の總引揚を訓令するに至つた。

しかもヴィンシー政府スポークスマンは二十七日『フランスは既に最大限の讓歩をなした。従つて、これ以上寸土たりとも外國に割讓するを得ない』と、強硬態度を示し、遂に期限たる二十八日に至るも回答を齎さなかつた。

佛印つひに譲る

しかし我が方はあくまで英米等第三國の牽制策謀を排しタイ、佛印兩國の存立、名譽、繁榮を傷けざる圓滿公正なる解決を圖るべく、二十八日より三月一日にかけて、佛印代表と個別折衝を行ひ、その考慮を求めた。その結果翌二日アンリ大使は漸く佛印側の回答をわが方に手交し、ルアン・アラバンの全部、ラオス地方のバク・セ諸州、カンボヂヤ北部、西部バツタンバン諸州の大部分の返還を約し、大局的にはわが調停案を受諾するに至つた。たゞカンボヂヤにおける佛人の特權尊重その他若干の希望條件を附し、タイ側にいま一段の讓歩を要望すべく、わが方の再斡旋を要望し來つた。わが方としては、我が調停案の全面的受諾こそ事態解決の唯一の鍵として、アンリ大使に對し更に再考を促し、五日正午までに回答を要求すると共に、松岡・アンリ會談と並行して松宮・ロバン會談を行ひ、佛印側に一步の讓歩を要望した。これに對しアンリ大使は六日午前松岡外相を訪問、ヴィンシー政府の回訓にもとづく回答をなした。この回答は原則的にはわが調停案を諒解しつゝ、なほ細部の數點では留保を捨

てず、今後の折衝を求めてをり、解決までには相當の距離を残したが大局的には一應の段階を畫するものとして、翌七日の停戦期間満了を控へ、同日午後二時三國は

『日本國政府の提示したる調停案は、その主要なる點につき、佛、タイ兩國政府により同意成立せり、しかして細目に關する殘餘の諸點は兩三日中に解決せらるゝはずなり。』との共同コミュニケを發表、さしもの會談も大詰近きを思はせた。

協定成立す

わが方としては、事態安定のため出來うる限り急速なる解決を圖るべく、六日午前の松岡・アンリ會談に引續き同日午後五時、八時の二回に互つて同會見を行ひ、その後引續き兩國間を斡旋して細目の妥結を圖り、七日の日佛泰別個折衝に引續き、ロバン佛全權とワンワイ泰全權とが直接交渉して兩者の主張を率直に披瀝し、我が方調停案の細目點に就いても佛泰全權の間に諒解成りそれぞれ本國に請訓した。フランス全權は十日正午全面的受諾の本國政府の回答をもたらしたがそれに附隨する字句修正の要望は佛泰兩全權の會談により解決したのでこゝに我が調停案に對する佛、泰兩國の完全なる合意成立し、事務的準備も終つたので、十一日午後四時首相官邸で日、佛、泰三國代表の公式最終會議を開催、日本語を主文とし佛、泰語による三通の調停條項記載の公文にそれ〴〵三國代表の署名を行つたが、これと同時に大東亞の平和維持、特に日泰、日佛間の特殊緊密關係の樹立、